

調 査 報 告 書

令和 3 年 3 月 26 日

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する

第三者調査委員会

目次

はじめに	9
1 第三者調査委員会設置の経緯	9
2 当委員会の目的	10
3 事務局による運営とその関与	11
第I部 調査と事実認定	12
第1章 調査の進め方	12
1節 当委員会の開催経過	12
2節 調査にあたっての留意事項及び調査方法	14
1 遺族との関係	14
2 岡山県教育委員会との関係	14
3 聴き取り調査の実施について	15
第2章 生徒自死に対する理解・とらえ方	18
1節 10代の子どもの精神発達の特徴と留意点について	18
1 発達段階に沿った支援の重要性	18
2 青年期前期の発達の特徴	19
(1) 思春期から青年期前期	19
(2) 中学校段階	19
(3) 高等学校段階	22
3 義務教育段階から後期中等教育に向けた移行期の課題	22
(1) 環境への適応	22
(2) 進学校特有の課題	23
(3) 移行期の課題	23
4 一人一人の個に応じた視点の重要性(個体差・性差その他)	24
(1) 自己のアイデンティティの確立	24
(2) 物事のとらえ方に関わる課題	24
(3) 青年期における自死の特徴	24
2節 子どもの自死を考える上での知見等	25
1 自死の原因を検討する上での背景要因の分類	25
2 児童・青年における自死のリスク要因(危険因子)に関する知見	26
3 WHO自殺に関する報告書「自殺を予防する：世界の優先課題」	26
4 文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル(平成21年3月27日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)	27
5 自殺の対人関係理論	30
3節 学校・教員が生徒指導をする上で準拠すべき規範について	30

1	体罰の禁止	30
2	生徒指導の在り方について	31
3	文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月)	32
4	生徒指導における安全配慮	34
5	日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(平成6年6月初版、平成25年4月改定版)	35
第3章 事実認定の方針		36
1	節 はじめに	36
2	節 本事実発生前について～生徒目線での事実を認定すること	36
3	節 本事実発生後について	37
第4章 当委員会が認定した事実		37
1	節 前提事実	37
1	本事実の発生	37
2	当該生徒について	37
3	当該校について	38
4	当該生徒の担任について	38
5	当該生徒のクラスメイトについて	38
6	当該校の野球部について	38
(1)	野球部の練習について	38
(2)	野球部の練習でのペナルティについて	40
(3)	野球部のマネージャーの仕事内容について	40
(4)	野球部日誌について	41
2	節 認定事実(本事実発生前)	41
1	当該生徒を巡る人的関係について	41
(1)	クラス	41
(2)	野球部	42
(3)	家庭	45
2	当該生徒を巡るクラスでの出来事について	45
3	当該生徒を巡る野球部での出来事について	46
(1)	当該生徒が高校1年生のとき(平成23年度)	46
ア	1学期	46
イ	夏休み	47
ウ	2学期	48
エ	3学期(平成24年1月～同年3月)	52
(2)	当該生徒が高校2年生のとき(平成24年度)	64

ア	野球部を退部するまで	64
イ	マネージャーとして野球部に復帰することを決意するまで	71
ウ	マネージャーとして野球部に復帰後自死に至るまで	73
3節	認定事実（本事実発生後）	81
1	自死後から8月上旬ころまでの事実経過	81
2	平成24年8月中旬ころから同年9月末ころまでの事実経過（遺族から第三者による調査実施の希望が出される経緯）	92
3	平成24年10月から平成25年2月半ばころまでの事実経過	102
(1)	遺族からの文書による申入れとそれに対する当該校及び県教委の対応	102
(2)	遺族からの文書による申入れ（2回目）とそれに対する当該校及び県教委の対応	109
(3)	岡山県教育委員会からの回答を巡る事実経過（平成25年1月以降）	112
4	平成25年2月半ばころから同年3月31日までの事実経過	115
(1)	本事実が報道される	115
(2)	2月14日（木）の出来事（緊急保護者会の開催と岡山県高等学校野球連盟への報告）	120
(3)	2月15日（金）の出来事（全校集会の開催と岡山県教育委員会会議の開催）	122
(4)	報道後の事実経過	131
(5)	遺族からの知事との面会要請や第三者委員会設置等を巡る事実経過	140
5	平成25年4月から平成26年3月までの事実経過	149
(1)	第三者調査委員会設置に向けた協議を開始	149
(2)	第三者委員会設置に向けた話し合いが事実上中断	162
(3)	教諭による謝罪の機会の設定と当該生徒を偲ぶ会の開催	165
(4)	遺族による岡山弁護士会宛人権侵犯救済申立てと再発防止策を巡る協議	170
(5)	岡山県教育委員会の生徒自死予防に関するマニュアル報道を巡る経緯	174
(6)	遺族による法務局宛人権救済申立て	183
6	平成26年4月から平成27年3月までの事実経過	185
(1)	4月21日（月）当該校の校長らが遺族宅を訪問	185
(2)	5月7日（金）岡山弁護士会から県教委及び当該校に対し照会	185
(3)	6月17日（火）当該校の校長らが遺族宅を訪問	185
(4)	6月27日（金）県教委及び当該校が岡山弁護士会に対し回答を送付	185
(5)	7月20日（日）三回忌法要	185
(6)	7月30日（水）山陽新聞による報道	185
(7)	8月25日（月）当該校の校長らが遺族宅を訪問	186
(8)	9月17日（水）岡山弁護士会から遺族に照会書が届く	186
(9)	10月17日（金）遺族が岡山弁護士会に反論書を提出	186

(10)	11月28日(金) 遺族が岡山弁護士会に主張書面を提出.....	186
(11)	12月2日(火)～平成27年1月7日(水)	186
(12)	平成27年1月4日(日) 遺族が県政への提言をメール送信する.....	186
(13)	平成27年3月30日(月) 当該校の校長らが遺族宅を訪問.....	188
7	平成27年4月から平成28年3月までの事実経過.....	188
(1)	6月28日(日) 当該校の校長らが遺族宅を訪問.....	188
(2)	8月4日(金) 岡山地方法務局から遺族、県教委及び当該校に対し通知.....	188
(3)	12月25日(金) 岡山弁護士会が県教委及び当該校に対し要望書を送付.....	188
(4)	12月28日(月) 当該校が保護者向けに文書を送付する.....	189
8	平成28年1月から平成30年8月までの事実経過.....	190
(1)	平成28年1月28日 遺族が県政への提言に意見を投稿.....	190
(2)	平成28年3月7日 当該校は岡山県高等学校野球連盟に対して報告書を提出.....	192
(3)	平成28年7月17日 当該校の校長らが遺族宅を訪問.....	192
(4)	平成29年3月26日 当該生徒の父が当該校にメール.....	192
(5)	平成29年4月7日 当該校が当該生徒の父に対し返信.....	194
(6)	平成29年4月18日 当該生徒の父が当該校にメール送信.....	195
(7)	平成29年5月31日 遺族が岡山県知事宛に同県による調査組織の設置を要望.....	196
(8)	平成29年7月19日 岡山県知事が遺族に対し回答書を送付.....	197
(9)	平成29年8月1日 調査委員会の事務局や今後の対応について協議.....	197
(10)	平成29年10月5日 調査委員会の事務局や設置要綱について協議.....	197
(11)	平成29年10月24日 調査委員会の事務局や設置要綱、委員構成について協議.....	197
(12)	平成29年11月13日 調査委員会の事務局や設置要綱、委員構成について協議.....	197
(13)	平成29年11月28日 調査委員会の事務局や設置要綱について協議.....	197
(14)	平成29年12月5日 調査委員会の事務局や委員構成について協議.....	197
(15)	平成30年2月13日 調査委員会の事務局や委員構成について協議.....	197
(16)	平成30年8月 当委員会の第1回会議が開催される.....	197
第Ⅱ部	評価・検証.....	198
第1章	当該生徒の自死の原因について.....	198
1節	はじめに.....	198
2節	当該生徒を自死に至らしめた直接のきっかけについて.....	198
3節	当該生徒の自死の背景要因及びそれらと自死との関連性の分析.....	201
1	学校的背景について.....	201
(1)	進路・学業面についての検討.....	201
(2)	不登校・不登校傾向、友人関係ないしいじめ、異性問題について.....	202

(3) 教職員からの指導・懲戒等の措置	203
ア 野球部の場面以外での教職員からの指導	203
イ 野球部での指導— 教諭による指導（平成24年7月23日から25日を除く。）	204
(ア) はじめに	204
(イ) 野球部員に対する「体罰」に該当するものがあること	204
(ウ) 脅迫的言動、不当な心理的負荷、生徒の自尊心を損なう言動があること	206
(エ) 教諭による前記言動が当該生徒に及ぼした影響	207
(オ) 教諭による当該生徒に対する体罰ないしは不当な心理的負荷を及ぼす行為	209
ウ 教諭による当該生徒に対する指導（平成24年7月23日～25日）	209
エ 野球部の活動における構造的な問題	212
2 家庭的背景について	213
3 個人的背景について	214
4 まとめ	215
第2章 学校及び岡山県教育委員会の本事案発生前の対応上の問題点	215
1節 はじめに	215
2節 全校的に生徒の自死を想定した体制づくりをしていなかったこと	216
3節 野球部が激しく厳しい指導体制であったこと	217
4節 実質的に監督（主顧問）の教員一人による指導体制であったこと	218
5節 監督（主顧問）による指導を支持する者がいたこと	219
6節 「高校生活に関するアンケート」の結果を用いた対応が遅いこと	220
7節 当該生徒の心情面での変化を把握できていないこと	221
第3章 学校及び岡山県教育委員会の本事案発生後の対応上の問題点	222
1節 当該校の事後対応における問題点	222
1 当初から遺族の心情に寄り添った対応ができていないこと	222
2 自死の原因を究明する姿勢を欠いていたこと	224
(1) 自死判明直後の調査があまりにも不十分であること	224
(2) 遺族から原因究明の要望を受けても、徹底した調査がなされていないこと	226
3 生徒・保護者への事情説明、教職員への情報共有が不適切であったこと	228
(1) 在校生(生徒)・保護者に対する説明がほとんどなされなかったこと	228
(2) 教職員等への情報共有が徹底されていなかったこと	230
4 遺族の意向を確認しながら対応できていないこと	232
(1) 遺族の意向を確認することなく記者会見を行ったこと	232
(2) 平成25年2月14日の緊急保護者会の議事録を適時に提供できていないこと	232
(3) 平成25年2月15日の生徒集会で遺族の了解していない内容の説明を行ったこと	233
5 野球部の活動再開等の判断に誤りがあること	235

(1) 野球部の活動再開の可否について十分な検討がなされなかったこと.....	235
(2) 当該校が教諭を野球部の監督に慰留していたこと.....	235
6 情報管理に不備があったこと.....	236
7 遺族からの第三者委員会設置の要望を取り上げなかったこと.....	236
(1) 遺族からの平成24年8月23日付の第三者による聞き取り調査の要望.....	236
(2) 遺族からの平成24年10月9日付の第三者委員会による調査の要望.....	237
(3) 遺族からの第三者による調査の要望に対する対応.....	237
8 教諭の処遇に関する情報が遺族に情報提供されなかったこと.....	237
(1) 教諭の辞任の意思表示への対応や遺族との対面の機会がなかったこと.....	237
(2) 教諭の通信制課程への配置転換と軟式野球部監督就任の情報共有.....	237
(3) 遺族と教諭双方に対する適切な情報共有.....	238
2節 岡山県教育委員会の事後対応における問題点.....	238
1 初動における指導が著しく不足していること.....	238
(1) 本事案発生時の対応に関して指導すべきであったこと.....	238
(2) 遺族との関わりについて指導すべきであったこと.....	239
(3) 自死の調査に関して指導すべきであったこと.....	239
2 岡山県教育委員会による調査方法が不十分であったこと.....	240
(1) 調査にあたり遺族との協議や遺族に対する説明がなされていないこと.....	240
(2) 調査が限定的で不十分なものであったこと.....	241
3 第三者委員会の設置があまりにも遅すぎる.....	242
(1) 平成25年10月30日のマスコミ報道までの対応について.....	242
(2) 平成25年10月30日のマスコミ報道後の対応について.....	243
4 遺族に確認することなく報道機関に情報提供がなされたこと.....	244
(1) 県教委からの平成25年10月30日付の報道発表.....	244
(2) 遺族からの確認を欠いた報道発表の影響.....	245
第Ⅲ部 提言.....	246
1節 部活動指導の在り方.....	246
1 部活動の意義とその在り方.....	246
2 高等学校における部活動指導の在り方.....	249
3 部活動指導者の役割.....	253
2節 自死への対応.....	256
1 情報収集.....	256
2 教職員間の情報共有と連携.....	257
3 生徒・保護者への説明及び外部への情報発信.....	257
4 生徒の心のケア.....	258

3節 自死の予防	259
1 自死予防の在り方-校内の環境づくり	260
2 (自死予防における)下地づくりの教育の在り方	261
3 自殺予防教育	263
4 学校全体の校内体制の在り方	263
4節 生徒支援の在り方	264
1 生徒全体に届く支援	265
2 個々の生徒に応じた支援	266
3 多様な生徒(援助希求を実行に移せない生徒)に対する支援	266
4 学校の役割(管理職・全教職員・生徒支援担当・学級担任・専門職)	267
5節 自死事案発生後の遺族との関わり	268
1 基本調査と遺族対応の基本	268
2 学校内での情報共有の在り方の見直しと平時からの備え	271
3 遺族の心情の理解	271
6節 岡山県教育委員会による支援体制	272
1 生徒自死後の対応について	272
2 自死の調査に関して	273
3 第三者委員会の設置主体について	274
7節 提言の実現に向けて	276
1 当該校及び岡山県教育委員会の今後の在り方	276
2 実践例から学ぶこと	276
おわりに	278
【引用文献】	280
【添付資料】	283

はじめに

1 第三者調査委員会設置の経緯

平成 24 年 7 月 25 日、岡山県立岡山操山高等学校（以下「当該校」という。）2 年生の男子生徒であった ██████████（当時 16 歳。以下「当該生徒」という。）が、自ら命を絶つという痛ましい事案が発生した（以下、これを「本事案」という。）。

本事案発生後、当該校や岡山県教育委員会（以下「県教委」ということもある。）における調査等が行われたが、自死の原因や背景等は解明されないまま当該生徒の父母（以下、単に「遺族」というが、本事案に限らず、一般的な意味で「遺族」という言葉を使用することもある。）の当該校及び県教委に対する不信任は増大し、両者の関係性は容易に修復できないほどに悪化していった。

遺族は、岡山弁護士会に人権侵犯救済申立てをするなどし、平成 27 年 12 月、岡山弁護士会は、当該校の「教員の生徒に対する教育的配慮を欠く行き過ぎた叱責が人権侵害に当たる」として、「教員に対する適切な指導・監督等の措置を講ずること」を当該校及び県教委に要望した。しかし、その後も、当該校及び県教委の対応は遺族にとって納得し難いものであった。

そこで、遺族は、平成 29 年 5 月 31 日、代理人弁護士を通じて、岡山県知事に對し、岡山県により直接設置される第三者による調査組織の設置を要望する旨通知した。遺族が要望した「調査趣旨」と「第三者による調査組織の留意点」は以下のとおりである。

（以下、引用）

「調査趣旨」

公正かつ独立した中立的な立場の有識者が、公平かつ透明性を確保し、生徒が自死に至るまでの事実調査及びその事実との因果関係、本事案に関する学校及び県教育委員会の対応について調査・検証するとともに、自死の再発防止や学校・教育委員会の事後対応の在り方等に関する提言をするため調査を行う。

「第三者による調査組織の留意点」

- ・ 調査組織は問題当事者（県教育委員会、学校、および遺族）と利害関係がなく、これまでに、教師の指導後生徒が自死した事案（指導死）等、同様の問題の調査組織への参画実績のあるメンバーで構成すること
- ・ 調査組織のメンバーを公表すること
- ・ 問題当事者へ調査組織のメンバーの選任・解任権限を与えること。
- ・ 調査組織と問題当事者が情報共有と情報提供できることを保証するとともに、すべての議事資料・進行状況（事務局が作成した資料等も含む。）を透明化し、学校及び県教育委員会と遺族間の公平性を確保すること。

- ・ 調査要綱及び調査組織の設置要綱等作成の際には遺族の意向を十分に確認し、反映すること。

上記通知を受けて、岡山県知事は、平成29年7月19日、遺族に対し、当該校及び県教委等と利害関係のない第三者である専門家で構成する調査委員会を設置して調査を実施する旨回答し、同委員会は、「自殺に至る要因・背景や、学校や教育委員会の対応に関する調査及び検証、これらの結果に基づく再発防止に向けた提言」を行うこと、その委員については、「自殺予防教育やいじめ問題等に専門的な知見及び経験を有する学識経験者や、職能団体等からの推薦による弁護士、精神科医、臨床心理士等で構成することを基本に」選定すること、その事務局については、教育政策全般を所掌する県教育庁教育政策課と、総合教育会議の事務を所掌する県総合政策局政策推進課が共同で運営を行うことなど、上記調査委員会の最終的な形態が示された。ここでようやく遺族の要望する形での第三者委員会の設置が実現することとなった。

そして、「岡山県岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会設置要綱」（平成30年3月9日施行。以下「本件要綱」という。）に基づいて岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会（以下「当委員会」という。）が設置された。

平成30年8月16日、当委員会の委員として県教委から委嘱された曾我智史委員（弁護士・兵庫県弁護士会所属、日本弁護士連合会推薦）、竹内俊子委員（広島修道大学名誉教授、日本教育法学会理事、専門分野：憲法学・教育法学、日本教育法学会推薦）、新阜真由美委員（元裁判官、弁護士・大阪弁護士会所属、日本弁護士連合会推薦）、西山久子委員（福岡教育大学大学院、教育学研究科教職実践専攻教授、臨床心理士・学校心理士・公認心理師、博士（学校教育学）、日本学校心理学会推薦）及び水田一郎委員（大阪大学キャンパスライフ健康支援センター教授、精神科医・臨床心理士・公認心理師、博士（医学）、大阪府臨床心理士会推薦）の5名により、当委員会の第1回会議が開催された。同会議において、委員の互選により、委員長に新阜委員が就任し、副委員長に竹内委員が就任した。

本事案の発生からここに至るまで、既に6年以上もの年月が経過していた。

2 当委員会の目的

当委員会は、以下の事項について調査審議し、その結果を調査結果報告書（以下「本報告書」という。）にして岡山県、県教委及び遺族に対して報告することを目的としている（本件要綱第2条）。

（以下、引用）

- （1） 本件自殺に至るまでの事実経過及びそれらの事実の背景等を調査し、本件

生徒に何が起きたのかを明らかにすること。

- (2) 本件自殺に至るまでの事実経過において、本件学校の本件生徒に対する対応の事実経過及びそれらの事実の背景等を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (3) 前 2 号に規定する調査で明らかになった事実を踏まえて、本件自殺の原因について究明すること。
- (4) 第 1 号及び第 2 号に規定する調査によって明らかになった事実に対して、本件学校及び県教育委員会がどう対応したのか、又は対応しなかったのかを明らかにし、本件学校及び県教育委員会の本件自死前後の対応が適切であったかを検証すること。
- (5) 前各号に規定する調査等によって明らかになった結果を審議し、岡山県の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこと。

3 事務局による運営とその関与

当委員会では、岡山県及び県教委が共同で構成する事務局が当委員会の運営及び各種事務の補助に当たったが、事務局は、当委員会としての判断や本報告書の内容には一切関与していないことを付言しておく。

第 I 部 調査と事実認定

第 I 章 調査の進め方

1 節 当委員会の開催経過

当委員会等の開催経過は次のとおりであった。

【調査委員会等実施概要】

実施年月日	会議等	内容
平成 30 年 8 月 16 日	第 1 回第三者調査委員会	概要説明、遺族との面談等
平成 30 年 10 月 9 日	第 2 回第三者調査委員会	専門家からの意見聴取等
平成 30 年 11 月 4 日	第 3 回第三者調査委員会	調査方針について
平成 30 年 12 月 24 日	第 4 回第三者調査委員会	今後の進め方等について
平成 31 年 1 月 13 日	第 5 回第三者調査委員会	アンケート調査等について
平成 31 年 2 月 2 日	第 6 回第三者調査委員会	今後の進め方等について
平成 31 年 2 月 23 日	第 7 回第三者調査委員会	聴き取り調査等について
平成 31 年 3 月 31 日	第 8 回第三者調査委員会	聴き取り調査等について
平成 31 年 4 月 26 日	第 9 回第三者調査委員会	聴き取り調査等について
令和元年 5 月 25 日	第 10 回第三者調査委員会	聴き取り調査等について
令和元年 6 月 25 日	第 11 回第三者調査委員会	聴き取り調査等について
令和元年 7 月 30 日	第 12 回第三者調査委員会	聴き取り調査等について
令和元年 8 月 31 日	第 13 回第三者調査委員会	聴き取り調査等について
令和元年 10 月 31 日	第 14 回第三者調査委員会	聴き取り調査等について
令和元年 11 月 28 日	第 15 回第三者調査委員会	事実認定等について
令和元年 12 月 17 日	第 16 回第三者調査委員会	事実認定等について
令和 2 年 1 月 20 日	Web 会議 (第 1 回)	事実認定等について
令和 2 年 2 月 7 日	Web 会議 (第 2 回)	事実認定等について
令和 2 年 2 月 15 日	第 17 回第三者調査委員会	事実認定等について
令和 2 年 3 月 13 日	Web 会議 (第 3 回)	事実認定等について
令和 2 年 4 月 28 日	Web 会議 (第 4 回)	事実認定等について
令和 2 年 5 月 23 日	第 18 回第三者調査委員会 (Web 会議)	事実認定等について
令和 2 年 6 月 23 日	第 19 回第三者調査委員会 (Web 会議)	事実認定等について

令和2年7月10日	Web会議（第5回）	事実認定等について
令和2年7月23日	第20回第三者調査委員会	事実認定等について
令和2年8月27日	第21回第三者調査委員会 （Web会議併用）	事実認定等について
令和2年9月9日	Web会議（第6回）	事実認定等について
令和2年9月18日	Web会議（第7回）	事実認定等について
令和2年10月1日	第22回第三者調査委員会 （Web会議）	報告書内容等について
令和2年10月22日	第23回第三者調査委員会 （Web会議併用）	報告書内容等について
令和2年11月20日	Web会議（第8回）	報告書内容等について
令和2年11月26日	第24回第三者調査委員会	報告書内容等について
令和2年12月3日	遺族への説明（第1回）	
令和2年12月13日	遺族への説明（第2回） （Web会議併用）	
令和2年12月24日	遺族への説明（第3回） （Web会議併用）	
令和3年1月5日	Web会議（第9回）	報告書内容等について
令和3年1月18日	Web会議（第10回）	報告書内容等について
令和3年1月30日	第25回第三者調査委員会 （Web会議併用）	報告書内容等について
令和3年2月6日	Web会議（第11回）	報告書内容等について
令和3年2月13日	第26回第三者調査委員会 （Web会議）	報告書内容等について
令和3年2月21日	Web会議（第12回）	報告書内容等について
令和3年2月23日	遺族への説明（第4回） （Web会議併用）	
令和3年3月7日	Web会議（第13回）	報告書内容等について
令和3年3月14日	Web会議（第14回）	報告書内容等について
令和3年3月21日	県・県教委への説明 （Web会議併用）	
令和3年3月26日	報告書提出	

2節 調査にあたっての留意事項及び調査方法

1 遺族との関係

生徒自死事案における学校事故調査をするにあたり、最も重要なのは、遺族の思いや考えをしっかりと把握することである。当該生徒がなぜ自死したのかを知りたいというのが遺族の切実な思いなのであり、この思いは、当委員会の調査目的と同じである。亡くなった当該生徒の死を悼み、当該生徒がどのような生徒であったのか、家庭ではどのように過ごしていたのかなど、当該生徒が生きた歩みを遺族と共有し、遺族の思いに共感してはじめて、調査活動のスタートラインに立つことができる。

当委員会は、このような考えから、遺族との関係を大切にすることを心掛けた。

特に、本事案においては、遺族が第三者委員会による調査を求めてから、実際に当委員会による調査が開始されるまで6年以上の年月を経ている。当委員会の委員が、委員を引き受けると回答した時点から、遺族と当該校・県教委との間で、かなりの見解の相違があるのであらうと容易に想像がつく事案であった。調査活動の当初から、遺族の思いをしっかりと把握することが、調査方針を確定する上でも極めて重要な事案でもあったのである。

幸いにして、本事案の遺族には、当委員会の第1回会議から参加いただけた。そして、第1回会議において、遺族から意見をいただくことができたことが、当委員会の調査方針を検討する上で、大変有意義であった。

遺族からの要望でもあったことではあるが、当委員会は、委員会の会議終了後に、毎回、遺族との意見交換の場を設けることにし、委員会での議事の概要や調査方針、調査手法などを、できる限り丁寧に説明し、その都度、遺族から意見をいただきながら、調査活動を遂行していった。

なお、令和2(2020)年1月以降、当委員会は、Web会議システムを利用して会合を持つことが増えている。これは、当委員会の委員の中には関西地方や九州地方に拠点を置く者がおり、集まったの会合を前提とすると日程調整が円滑に進まないという実情があったためである。もっとも、折しも、新型コロナウイルス(COVID-19)が日本国内でも蔓延し、この影響もあって、Web会議システムを利用した会合の回数が増えることになった。Web会議システムを利用した会合であっても、遺族に対する説明を尽くすという姿勢が重要であることから、遺族にもWeb会議システムを利用して参加いただいたことがあり、その際に、議論の概要を説明したこともあった。

2 岡山県教育委員会との関係

当委員会の事務局は、知事部局の職員と県教委の職員とが担っていた。このような事務局体制となったのは、当委員会の活動開始前において、遺族と県教委との間

で話し合われた結果である。

当委員会は、調査活動・調査結果の信頼性や公正性を担保するためには、県教委からの独立性を確保することが重要であるという考えから、当委員会において、聴き取り結果を共有したり、事実認定について議論したり、調査報告書の内容に関する議論をする際には、事務局には、会合が行われている部屋から退室してもらうことにした。これにより、事務局は、一貫して、当委員会の実質的な議論状況は把握できないことになった。

なお、このようにしても、調査活動に支障が生じたことはなかった。

3 聴き取り調査の実施について

(1) 聴き取り調査に向けた準備

当委員会は、前記のとおり、最初に遺族の認識を把握することからスタートしている。この認識を把握することで、調査のポイントを掴むことになる。遺族からは、遺族作成の時系列表や、当該生徒の性格に関する資料などを提供していただいた。他方で、県教委からも、本事案に関連する資料を提出してもらい、適宜、資料の追加提出もしてもらった。これら資料をもとに、聴き取る事項について議論するとともに、委員間の問題意識を共有していった。

なお、遺族は、本事案発生後、当時の同級生数人から独自に聴き取りをし、

当委員会による事実認定や問題分析をする上で、非常に役に立った。

(2) 聴き取り調査の実施

聴き取り調査は、当時の当該生徒と同級生であった元生徒からの聴き取りを先行させた。このようにしたのは、生徒目線での事実関係が何かを明らかにしたかったからである。ある程度、生徒目線での事実関係が明らかになってきたと考えられた時点で、当時の当該校の教員や県教委職員からの聴き取りを実施した。

また、教員や県教委職員からの聴き取りを終えた後にも、引き続き、聴き取り調査に協力してくれる元生徒を募り続け（聴き取り調査への協力依頼状は、最終的には、当該生徒と同時期に当該校に在籍した元生徒全員に広く送付した。）、それに応じてくれた元生徒には個別に面談をして聴き取りを実施していった。なお、元生徒が、必ずしも岡山県内に居住しているわけではなく（元生徒の多くは、既に大学を卒業して就職していた。）、全国各地に散らばって生活しているため、前期委員および、法律または心理を専門とする調査員が複数体制で、各居住地を訪問し、聴き取りを行った。日程調整が円滑にいかず、また、COVID-19の感染拡

大防止への配慮も要したため、Web 会議システムを利用して聴き取りをした者もいた。さらに、元生徒の保護者の中にも、聴き取りに協力いただいた方もいた。

このようにして、最終的には、元生徒 30 名、教職員 17 名、保護者 2 名及び遺族 2 名の合計 51 名から延べ 62 回の聴き取り調査を実施した。

元生徒に対する聴き取り調査では、当該生徒のことで覚えていることは全部話してもらおうというスタンスで臨んだ。また、質問者は、基本的にオープンクエスチョンで臨み、記憶喚起の必要性があるときや、焦点化して確認したい事項については、クローズドクエスチョンを用いるようにした。このようにすることで、供述の信用性を吟味できるようにした。

聴き取り調査の実施の経過は、次のとおりであった。

【聴き取り調査実施概要】（聴取対象者：51 名 延べ：62 回）

	実施年月日	対象者	担当委員・調査員
1	平成 30 年 12 月 24 日	遺族	委員 5 名
2	平成 31 年 2 月 2 日	元生徒	委員 2 名
3	平成 31 年 2 月 2 日	遺族	委員 5 名
4	平成 31 年 2 月 17 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
5	平成 31 年 3 月 13 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
6	平成 31 年 3 月 30 日	元生徒	委員 2 名
7	平成 31 年 3 月 31 日	元生徒	委員 2 名
8	平成 31 年 3 月 31 日	元生徒	委員 2 名
9	平成 31 年 4 月 26 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
10	令和元年 5 月 3 日	元生徒	委員 3 名
11	令和元年 5 月 6 日	元生徒	委員 2 名
12	令和元年 5 月 6 日	元生徒	委員 2 名
13	令和元年 5 月 22 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
14	令和元年 6 月 25 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
15	令和元年 7 月 25 日	元生徒	委員 2 名
16	令和元年 7 月 30 日	元生徒	委員 2 名
17	令和元年 11 月 6 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
18	令和元年 6 月 25 日	教職員	委員 5 名
19	令和元年 8 月 8 日	教職員	委員 4 名

20	令和元年 8 月 8 日	教職員	委員 4 名
21	令和元年 8 月 30 日	教職員	委員 3 名
22	令和元年 8 月 30 日	教職員	委員 3 名
23	令和元年 8 月 31 日	教職員	委員 4 名
24	令和元年 8 月 31 日	教職員	委員 5 名
25	令和元年 9 月 1 日	教職員	委員 5 名
26	令和元年 9 月 1 日	教職員	委員 5 名
27	令和元年 9 月 1 日	教職員	委員 5 名
28	令和元年 9 月 26 日	教職員	委員 5 名
29	令和元年 10 月 3 日	県教委職員	委員 4 名
30	令和元年 10 月 3 日	教職員	委員 5 名
31	令和元年 10 月 3 日	教職員	委員 5 名
32	令和元年 10 月 22 日	教職員	委員 5 名
33	令和元年 10 月 22 日	教職員	委員 5 名
34	令和元年 10 月 22 日	県教委職員	委員 5 名
35	令和元年 10 月 22 日	教職員	委員 5 名
36	令和元年 10 月 31 日	県教委職員	委員 4 名
37	令和元年 10 月 31 日	県教委職員	委員 4 名
38	令和 2 年 1 月 23 日	遺族	委員 5 名・調査員 4 名
39	令和 2 年 2 月 15 日	遺族	委員 5 名・調査員 4 名
40	令和 2 年 3 月 24 日	遺族	委員 5 名
41	令和 2 年 7 月 11 日	元生徒	委員 2 名
42	令和 2 年 7 月 18 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
43	令和 2 年 7 月 18 日	元生徒	委員 2 名
44	令和 2 年 7 月 23 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
45	令和 2 年 7 月 23 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
46	令和 2 年 7 月 23 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
47	令和 2 年 7 月 23 日	元生徒	委員 1 名・調査員 1 名
48	令和 2 年 7 月 23 日	県教委職員	委員 5 名・調査員 5 名
49	令和 2 年 7 月 23 日	元生徒	委員 2 名

50	令和2年7月24日	元生徒	委員2名
51	令和2年7月26日	元生徒	委員2名
52	令和2年7月27日	元生徒	委員1名・調査員1名
53	令和2年8月16日	元生徒	委員1名・調査員1名
54	令和2年8月18日	保護者	委員3名
55	令和2年8月19日	保護者	委員4名
56	令和2年8月19日	元生徒	委員1名・調査員1名
57	令和2年8月27日	教職員	委員5名・調査員4名
58	令和2年8月27日	県教委職員	委員5名・調査員5名
59	令和2年8月27日	教職員	委員5名・調査員5名
60	令和2年8月28日	元生徒	委員2名
61	令和2年9月5日	元生徒	委員4名
62	令和2年10月22日	教職員	委員5名・調査員5名

※対象者については当時の在籍により記載。

第2章 生徒自死に対する理解・とらえ方

1節 10代の子どもの精神発達の特徴と留意点について

1 発達段階に沿った支援の重要性

人は生命の始まりから発達し続けるものとされ、近年では、生涯発達の視点で、「人間の誕生から死に至るまでの心身の変化」と定義されている(渡辺、2017年)。発達の区分は、生涯発達するものであるとするエリクソン(2017年)が示す8段階からなる発達区分や、認知発達を軸にして区分したピアジェをはじめ多くの発達心理学者によって多くの理論が示されているが、ここでは、発達心理学の理論に基づき、発達段階の区分について、一例を表1に示す。

このうち、高校生の時代は青年期に含まれ、13歳頃から20歳代前半までの約10年にわたる時期の中間にあたる。若者の成長において13歳からの10年間は、とりわけ大きな変容と成長を果たす時期と言える。その時期の若者の支援についても、時期により大きく異なる。

学校では、学校生活スキルとして、進路決定スキル、集団活動スキル、自己学習スキル、課題遂行スキル、健康相談スキル、友達と関わるスキル、健康維持スキルがあるとする研究事例がある(茨城県教育センター、2002年)。また、学校生活の早い段階では、健康な状態で起床し登校できること、学校生活の時程に沿って生活

できることや、身の回りのことが年齢相応に自分でできること、学習内容がわかること、多人数の学級で他者と適切に関わりながら過ごせることなどが重要である。

表1 発達期の区分（子安、2011年）

出生前期	Prenatal period	胎内にいる時期。 卵体期⇒胎芽期⇒胎児期に区分される。	
新胎児期	Neonatal period	生後4週まで	
乳児期	Infancy	生後4週目から1歳6か月まで	
幼児期	Young childhood	1歳6か月から就学まで	
児童期	Childhood	小学生の時期	
思春期*	Puberty	小学生後半から中学生	* 研究者により、各期の始期が一致しないことがある（原典注）。
青年期	Adolescence	中学生から20歳代後半	
成人期	Adulthood	30歳代	
中年期*	Middle age	青年と老年の狭間	
老年期	senescence	65歳以上	

2 青年期前期の発達の特徴

(1) 思春期から青年期前期

思春期は小学校高学年から中学生とされ、青年期は中学生から20歳代後半とされている。児童期の後半は、ギャングエイジと言われ、多くの子どもが集団で活動する時期を経て、自己理解を進める時期である。場面を限定した友人関係が築かれ、地域の少年団の活動やクラスの友人といった仲間との協同を試行する時期である。

中学生・高校生の時期は、青年期前期と位置づけられ、「大人でもなく子どもでもない」時期と言われている。多くの子どもにおいて思春期にその萌芽が見られる、自身に対する内省や他者との比較などが、年齢を重ねるごとに洗練されていく。そうした自他の理解の成熟は、他者との関係性に大きく影響している。この時期の中で、特に大きな変化を遂げる中学校・高等学校の各段階の特徴としては、自己内省的な視点を持つ段階から、徐々に第三者的・相互的視点に移り、さらに俯瞰的な視点からとらえることが可能になることを示している（表2）。

(2) 中学校段階

思春期の後半から青年期初期にかけて中学校時代は、児童期に続くステージである。中学校時代は、感情面では、より複雑な情意を抱え、そうした自分を徐々に理解し始める時期である。子どもの感情が変わりやすく切り替えがしやすいとされている（小島、2017年）のに比べ、様々な感情にさいなまれることも増し

てくる。中学校段階は、初めて明確に「自分と出会う」時期であり、その自分との出会いが「悩み」の原因ともなる。この時期には、多くの子どもがいわゆる親友関係の萌芽とされるチャムシップ(サリバン、1953年)を育む時期であり(注:女子により多い傾向が指摘されている。)、その先に位置づけられる、より自律的な関係であるピアグループ(黒沢、2001年)へと移行する。

表2 社会的視点取得と友人関係 (Selman、1981年:訳 小島、2017年)

社会的視点の協応に関する発達水準	二者間の親密な友人関係の理解の段階
水準0: 3~7歳 自己中心的または未分化な視点 (略)	段階0: 一時的・物理的な遊び仲間 (略)
水準1: 4~9歳 主観的または分化した視点 (略)	段階1: 一方的な援助 (略)
水準2: 6~12歳 自己内省的または相補的視点 第二者的な視点を持つことができ、他者の視点に立って自分の考えや感情を内省したり、他者の考えや感情を評価したりすることが可能になる。	段階2: 順調なときの協同 相補的な視点をとることで自分や他人の好き嫌いをそれぞれに調整できるが、その相補的関係は場面に限定されており、葛藤が生じるような場面でも維持されるようなものではない。
水準3: 9~15歳 第三者的または相互的視点 個人間の相互作用の外側の視点から、複数の人の視点を同時に関連づけることが可能になる。第三者的な視点をとることで、人間の諸観点や自他の関係における相互性に気づく。	段階3: 親密で相互に共有された関係 友人としての関係の持続性と感情のきずなに気づく。友情によって親密性や相互の援助が発達し、個人的な問題も共有する。一方で、過度の排他性や独占欲の強まりが問題となることがある。
水準4: 12歳~成人 社会に関する、または詳細な視点 複数の視点を、同時に、多層的でより深いレベルにおいても、相互に関連づける。人々の視点はネットワークをなしているとみなされ、それらが社会的視点や、法的・道具的視点として一般化される。	段階4: 自律的で相互依存的な友人関係 独立感情(パートナーが他の人々とつながり成長することを許容する。)と依存感情(相互の依存によって心理的な援助や心強さ、自己同定の感覚を得る。)を統合する能力を各パートナーが持つことで友情は発展し続ける。

表3 子どもの教育上の課題（石隈、1999年に基づき筆者が表を作成）

	① 学習面	② 心理・社会面	③ 進路面
小学校	<p>小学校での学習に興味・関心を持つ。</p> <p>学校や家庭で学習する習慣を獲得する。</p> <p>集団での学習生活に適応する。</p> <p>45分、学級担任の教師の指導援助にしたがって、授業に参加する。</p> <p>宿題をきちんと行う。</p> <p>授業の内容を理解する。</p>	<p>小学生として誇りを持つ。</p> <p>親のいない学校で、情緒の安定を維持する。</p> <p>友人をつくり維持する。</p> <p>集団の学習や活動に適応する。</p> <p>学級担任の教師と適切な人間関係をつくり維持する。</p> <p>学級の友達と適切な人間関係をつくり維持する。</p>	<p>学習や遊び場面で、自分の行動について選択する。</p> <p>自分の得意なものや楽しめるものを見つける。</p> <p>学級活動を通して役割を持つ意味を知る。</p> <p>中学校への進学について決定する。</p>
中学校	<p>中学校での学習に興味・関心を持つ。</p> <p>学習習慣を維持・強化する。</p> <p>各教科の授業に参加し、理解する。</p> <p>小学校時代の学習成果を補いながら、生かしながら、新しい教科内容を理解する。</p> <p>中学校時代の学習生活や学習内容に応じる学習方略を獲得する。</p> <p>高校受験の準備の学習を行う。</p>	<p>中学生である自分を受け入れる。</p> <p>入学した中学校を受け入れ適応する。</p> <p>自分のイライラを受け入れ、対処する。</p> <p>学級や部活動で、親しい友人をつくる。</p> <p>学級担任の教師や教科の教師と適切な人間関係をつくり維持する。</p>	<p>学習内容と将来を結びつける。</p> <p>学級や部活動や生徒会活動などで、自分の行動について選択する。</p> <p>自分の将来設計を試みる。</p> <p>将来の進路について、複数の可能性を考え、情報を収集する。</p> <p>具体的な進路について教師・保護者に相談して決定する。</p>
高等学校	<p>高等学校での学習に興味・関心を持つ。</p> <p>学習習慣を維持・強化する。</p> <p>小学校・中学校時代の学習成果を補いながら、生かしながら、新しい教科内容を理解する。</p> <p>高校時代の学習生活や学習内容に応じる学習方略を獲得する。</p> <p>大学受験や就職試験などの準備の学習を行う。</p>	<p>高校生である自分を受け入れる。</p> <p>入学した高校を受け入れ、適応する。</p> <p>学校への不安や不満に対処する。</p> <p>クラスや部活動や地域で、親しい友人をつくり、議論する。</p> <p>クラス担任の教師や教科の教師等と適切な人間関係をつくり維持する。</p>	<p>クラスや部活動や生徒会活動などで、自分の行動について選択する。</p> <p>学校生活を通して、自分の適性を吟味し、将来設計をし直す。</p> <p>職業について理解する。</p> <p>進路について、多様な情報を収集し、具体的な進路を選択する。</p>

中学校では、教科担任制の授業形態や定期考査など、学校での学習環境が小学校段階から変化する。身体面で大きく成長する中、物事の理解で、論理的な思考力や物事を批判的に検討する力や自己をコントロールする力が得られる時期でもある。多くの子どもにとって初めての大きな進路選択を経験し、自分の将来設計に関する構想を初めて検討する時期に差しかかる（石隈、1999年）。個人間差も開き、「あいこ」であることで物事の解決を図ろうとする者もいれば（表2：水準2）、高度に柔軟な思考や対応をすることができる者も見られる（表2：水準4）。

(3) 高等学校段階

青年期前期の中で、特に高校生の時代は、自律的で相互依存的な友人関係を育むとされ（表2：Selman、1981年）、中学校段階で部活動やクラスなどが同じであった仲間との、場面を限定した相互的な関係から、さらに多次元的な視点でつながり、より深いレベルでの関連づけに基づく関係性を育む段階に進む（表2：段階4）。

高等学校段階の年齢には、男女ともに身体面ではほぼ大人と同じ体格になりつつある時期といえる。中学校での学校生活への適応から、進路選択を経て入学した高等学校で、他者との比較の中で、自身の理解をより深めることができるようになる。高等学校では、対人関係においても、より深いつながりを得る時期となり、学校内外での活動も更に広がり、進路選択においても家を出ることや職業選択を照らした方針決定をするなど、更なる個別的な判断を伴うようになる。心理・社会面では、自己理解がより具体化し、自身の困難や不安に対処する高い力量が求められる。

ただし、発達段階ごとに獲得する対人関係は表3の②心理・社会面にあるとおり、徐々に深化していくとされながら、思春期以降の関係においては、個人差が開くことも特徴である。表2において各水準の様態がかなり早期から見られることがそれを示している。

3 義務教育段階から後期中等教育に向けた移行期の課題

(1) 環境への適応

環境とは、人間環境と自然的・社会的環境に大別されている（石上、2011年）。どこに住んでいるか・どの学校に通っているかといった空間的な環境、どんな家族・友人・学校関係者と関わっているかといった人的環境、どの地域にいるか、どのような文化・背景のもとにいるかといった社会的環境などから形成される。小学校への入学段階では、学校のしくみ全般への適応が課題となるが、中学校で

は、新しい学校環境への適応に加え、新たな友人との出会いといった人的環境の変化を伴う。

学校適応について検討する際に踏まえるべき状況として、都市部など地域により例外もあるが、多くの子どもが自分の地元及びその周辺の学校で学んでいる。義務教育段階では、対人関係は幼少期から共に過ごした子どもとの間で育まれる。生活環境の中に子ども自身の居場所が築かれ、保育園・幼稚園に通い、小学校に通い、そして中学校に通う子どもたちの中には、自身が居場所を見出すことに対する積極的な努力をすることなく日常生活を送る者も少なくない。

自身の生活圏を広げ、新たな環境に出会う高等学校での適応を考えると、環境への適応とは、人的環境として、学級や部活動・委員会などを通しての新たな友人との出会い、学級担任・教科担任をはじめ部活動顧問など様々な教員との出会いがある。自然的・社会的環境のうち、自宅からの通学を続ける場合の自然的環境は、通学路の変化や学校の場所の変化などになる。社会的環境としては、学校の社会的な認知（例えば、進学校であったり、歴史のある学校であったりするなど）、学級やクラブなどの持つ風土・雰囲気といった、その集団の持つ文化的側面の変化がある。

(2) 進学校特有の課題

高等学校では多様化が進み、適格者選抜主義が原則となり、学校間において著しい学力差が生じるきっかけになった（桑原、2006年）。その中で、普通科は垂直的多様化（本田、2010年）が見られると言われている。つまり、縦に偏差値の高い学校から低い学校への垂直線上にそれぞれの学校が位置づけられることになり、当然に学校間の競争も起きる。その結果、進学校に特有の課題として、学力に偏重した評価がなされてしまう。学齢期の早期には、自分の好きなこと・興味があることに取り組み、それを周囲に認められるなど、様々に自尊感情が高められる機会があった子どもたちの大半が、高等学校に進む時点では自信をなくす状況に置かれてしまうのである。

(3) 移行期の課題

青年期の若者の学校適応感については、（友人等との）対人関係、教師との関係、学業の3つが主な指標とされている（例えば、五十嵐、2011年）。それに加え、教師との関係、学業と適応感の関係は学校ごとに異なるという研究成果や、高校生にとっては「周囲になじめている・安心している」といった居心地の良さの感覚、課題・目的の存在、被信頼・受容感、劣等感のなさが指標として挙げられることが示されている（大久保、2005年）。更に、高校生に顕著な特徴とし

て、課題・目的の存在と劣等感のなさについては、男子の得点（つまり影響の度合い）が高いことが報告されている。

これらを併せると、居住地での進学・進級が主となる中学校までの学校環境と、高校生にとっての学校環境への適応については、友人関係、居心地の良さの感覚、課題・目的の存在、被信頼・受容感、劣等感のなさを観点ととらえることができる。

4 一人一人の個に応じた視点の重要性（個体差・性差その他）

(1) 自己のアイデンティティの確立

人は、青年期になると、社会の中でその人なりの役割を担い、自分らしい人生を生きていくことを目指す。人の役に立っている・何らかの貢献をしているという実感を得ることが、その人の自尊感情に大きく影響を及ぼす。低学年では、学級の係活動で何らかの役割を選び、それが中学校の係活動・委員会活動や部活動の運営などの自律的な集団において、より主体的で柔軟な対応が求められる役割が果たせるようになる。アイデンティティとは、他者とのかかわりを通して形成されるものと言える（杉村、2013年）。

(2) 物事のとらえ方に関わる課題

人が物事を見るときのとらえ方も発達により変化する。認知とは「外界にある対象を知覚し、経験や知識、記憶、形成された概念に基づいた思考、考察、推理などに基づいてそれを解釈する、知る、理解する、または知識を得る心理過程、情報処理のプロセス（市川、2013年）」とされている。自身の周囲で起こる出来事に対する年齢相応の理解ができているか、とりわけメタ認知がどの程度できるかが、本人の価値判断に大きな影響を与える。認知行動面から把握する場合は、①様態の多面的な評価、②問題の背景にある要因の把握、③多様な要因の関連性・影響性を明らかにすることで、認知行動アセスメントをおこなうことができる（鈴木、2011年）。

(3) 青年期における自死の特徴

青年期の自死の傾向については諸説あり、発達段階の多様性ととも、多様に解釈できる。自殺予防対策に向けて精神医学領域で行われてきた自死に関する研究では、自死（既遂）者の生前の心理的問題について遺族などに面接調査を行う「心理学的剖検」というアプローチがある。調査対象が限られた中で、多く用いられている方法である。それによると、青少年では、精神疾患に罹患したときの早期介入、精神科治療薬の適正使用のための対策、家族支援の重要性が指摘されている（加茂、2009年）。このことは、何らかの精神的苦痛を抱えた状態に対し

での早期介入の重要性や家族支援の有効性にも関わるものと考えられる。学校で多くの時間を過ごす青年期にあっては、学校の様子と家族をつなぐ学校関係者の連携が大きな意味を持つことを示している。

また、長期間悩みを抱え死に至る中高年の自死と比較して、青少年の自死では、自死を志向してから行動化に至るまでが短期間である傾向が指摘されている（ホートン・ロドハム・エヴァンズ、2008年）。さらに、若年者の生活体験が少ないことは、多様な悩みの背景に関わらず、共通のリスクとも考えられ、とりわけ困難に接した際に、落ち着いて複眼的思考で事象をとらえられず、結果的に心理的な視野の狭まりが起きやすい。これらのことは、自死を想起する希死念慮から行動化までの時間の短さにつながり、早期発見・早期介入が重要であることを裏づけている。

2節 子どもの自死を考える上での知見等

1 自死の原因を検討する上での背景要因の分類

(1) 在学中の子どもが自死する背景要因については、その行動範囲を踏まえ、一般に「学校的背景」「家庭的背景」「個人的背景」の各要因に分類することができる（文部科学省、2014年）。当該生徒が過ごした場所は、基本的には、家庭か学校であったことから、本事案を検討する上でも、上記3要因に分けて検討することが妥当である。そして、これら3要因ごとにさらに分析すると、以下の各要素を抽出することができる。

① 学校的背景

- ・進路問題
- ・学業不振
- ・いじめの問題
- ・教職員からの指導・懲戒等の措置など
- ・不登校又は不登校傾向
- ・友人関係での悩み（いじめを除く）
- ・異性問題

② 家庭的背景

- ・保護者との不和
 - ・経済的困窮
 - ・保護者の離婚
 - ・保護者による虐待
- など

③ 個人的背景

- ・精神科治療歴有
- ・独特の性格傾向（周りの人に甘え頼るなどの未熟・依存的性格傾向、俗に言うキレやすいタイプの衝動的な性格傾向、二者択一的な考えにとられるなど極端な完全癖など）

- ・自殺をほのめかしていた
- ・孤立感
- など
- ・自傷行為
- ・厭世（えんせい）

(2) 文部科学省（2014年）では、「子供の自殺等の実態分析」において、児童生徒の自死が生じる背景として、学校要因、家庭要因、個人要因（性格、精神疾患等）などが複雑に関連しあっていることが一般的であるとして、自死の検討をする際、留意するよう、関係者の注意を喚起している。

2 児童・青年における自死のリスク要因（危険因子）に関する知見

青少年における自死現象のリスク要因として、次のように指摘する知見がある（タパーら、2018年：1128頁以下）。

- ① 自殺行動の家族歴及び遺伝的影響
- ② 心理学的特徴（絶望感、二者択一的な思考、将来に対する否定的な恣意的推論、外部要因による抑制など）
- ③ 精神的問題を引き起こす身体的不健康（疾患、うつなど）
- ④ 家庭要因
- ⑤ 仲間による自殺行動と群発自殺による影響から見た仲間
- ⑥ 環境要因（学校生活上の困難さ、中途退学など）
- ⑦ 直前のリスク要因／ライフストレッサー
- ⑧ 亡命希望者と文化的要因

なお、上記⑦には、次の記述がある。

「心理学的剖検では、自殺死した若者は、拒否、葛藤、関係性の喪失、規律・法律の違反などのストレスの高いライフイベントを自殺の直前に経験している割合が対照群と比較して高いことが示されている。いじめは、特に精神的な不健康、自殺念慮、およびあらゆる種類の自傷と関係している。

さらにもう一つの自殺の直前のストレッサーとして、青年が物事に傾倒しやすい特性を持っていることが挙げられる。すなわち、多くの青年が危機に直面した際に短絡的な解決方法にとらわれやすく、それが誤った判断や抑制力の低下につながることで、結果的に自殺行為に至ることがある。」（タパーら、2018年）

3 WHO自殺に関する報告書「自殺を予防する：世界の優先課題」

ここでは、自死の主要な危険因子につき、次の5つの領域にグループ分けがされている。

- ① 保健医療システムの危険因子

- ② 社会的危険因子
- ③ 地域的危険因子
- ④ 人間関係的危険因子（孤立感及び社会的支援の不足、人間関係の葛藤・不和・喪失）
- ⑤ 個人的危険因子（絶望、精神障害、疾患、過去の自殺企図、自殺の家族歴、遺伝学的及び生物学的因子、経済的損失等）

4 文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル（平成21年3月27日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

(1) 文部科学省（2014年）は、自死に追いつめられる子どもの心理はどのようなものかについて以下のとおり整理している。

「自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりも、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的です。自殺にまで追いつめられる子どもの心理とはどのようなものなのでしょうか。次のような共通点を挙げることができます。

- ① ひどい孤立感：「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」としか思えない心理に陥っています。現実には多くの救いの手が差し伸べられているにもかかわらず、そのような考えにとらわれてしまうと、頑なに自分の殻に閉じこもってしまいます。
- ② 無価値感：「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」といった考えがぬぐいされなくなります。その典型的な例が、幼い頃から虐待を受けてきた子どもたちです。愛される存在としての自分を認められた経験がないため、生きている意味など何もないという感覚にとらわれてしまいます。
- ③ 強い怒り：自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れることができず、やり場のない気持ちを他者への怒りとして表す場合も少なくありません。何らかのきっかけで、その怒りが自分自身に向けられたとき、自殺の危険は高まります。
- ④ 苦しみが永遠に続くという思いこみ：自分が今抱えている苦しみはどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという思いこみにとらわれて絶望的な感情に陥ります。
- ⑤ 心理的視野狭窄：自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態です。」

(2) また、上記マニュアルは、自死の危険因子についても次のように触れている。

- ① 自殺未遂

高い所から飛び降りたけれども一命をとりとめたというような未遂の場合には、その深刻さを疑う人はほとんどいません。しかし、薬を少し余分に服用したり手首自傷（リストカット）をしたりと、死に直結しない自傷行為の場合であっても、その後、適切なケアを受けられないと、長期的には自殺によって生命を失う危険が高まります。

② 心の病

うつ病、統合失調症、パーソナリティ障害、薬物乱用、摂食障害などが自殺の危険の背後に潜んでいることがあります。

これまでは、子どもの自殺が起きて心との関連についてはあまり触れられることがありませんでした。しかし、子どもでも、ひどく落ちこんだり、好きだったものにも興味がわかなくなったり、眠れない・食欲がわかないなどの症状が長期間続く場合には、うつ病の可能性がります。子どもであってもうつ病になる率は決して低くありません。次のような点に気づいたら、うつ病の可能性を考えましょう。

- ・学校へ行き渋る
- ・自分を責めたり、イライラしたりする
- ・眠れない、食べられない・リラックスして好きなことを楽しめない
- ・身体の不調を訴えても検査では異常がない

高校生の年代になると、大人と同じように心の病が自殺の危険と密接に関連するようになります。この年代は統合失調症などの心の病の好発年齢にもなるので、早期に発見して、適切な治療に結びつけることが重要です。摂食障害も思春期に多く発症します。摂食行動をコントロールできないために抑うつ症状が重なってくると、自殺の危険は高まる場合があります。

③ 安心感のもてない家庭環境

自殺の危険の背後に虐待、親の養育態度の歪み、頻繁な転居、兄弟姉妹間の葛藤といった安心感のもてない家庭環境を認めることがあります。

虐待はもちろんですが、夫婦仲が悪く緊張感のある家庭では、成長過程で受けるはずの愛情を十分に受けることができなくなります。また、逆に過保護・過干渉の場合には、愛情が歪んだ形でしか子どもに届かないことが多く、家庭に居場所を見つけられなくなります。そのような子どもが困難に直面したとき、自殺の危険が高まることもあるのです。

④ 独特の性格傾向

自殺の危険が高まりやすい性格として次のようなものが挙げられます。ひとつひとつは決してめずらしいものではありませんが、他の危険因子と総合して、実際の危険を考えていきます。

未熟・依存的：周りの人に甘え、頼ることでしか安心感を得ることができず、なかなか自分で決めることができない子どもです。見捨てられ体験から抑うつや自己破壊傾向に陥ってしまうこともあります。

衝動的：俗にいうキレやすいタイプです。どのような状況で衝動的になるのかという情報を得ておくことも、関わるうえで大切です。

極端な完全癖：「白か黒か」といった極端な二者択一的な考えにとらわれて、中間の灰色の部分を受け入れることができないタイプです。ほんのわずかな失敗も取り返しのつかない大失敗ととらえ、自分を全否定してひどく落ちこんだりすることがあります。

抑うつ的：他の人とのつながりが薄く、誰にも相談できない子どもや、気晴らしなどができず自分をダメだとマイナス思考にとられる子どもがいます。自分への否定的な気持ちをそらすことができない子どものなかに、自殺の危険の高い子どもがみられます。

反社会的：暴力、売春、薬物乱用、暴走行為といった非行が問題となっている子どもの中に、抑うつ傾向や自己破壊傾向が隠されている場合があります。同じような悩みを持った仲間との関係が絶たれたときには、元々からあった自己破壊傾向が急激に高まりかねないのです。

⑤ 喪失体験

離別、死別（とくに自殺）、失恋、病気、けが、急激な学力低下、予想外の失敗など、自分にとってかけがえのない大切な人や物や価値を失うことです。大人からは些細なものにしか見えない悩みや失敗に苦しんでいる場合でも、軽く扱ったり、安易に励ましたりするのではなく、子どもの立場になって考えることが大切です。

⑥ 孤立感

大人は自分の家庭以外にも、自分自身の親や兄弟姉妹、職場の人間関係、学生時代の友人、趣味の仲間など生活圏が多岐にわたっていますが、子どもの場合は、人間関係が家庭と学校を中心とした限られたものになっています。そのなかで問題が起きると、大人とは比べものにならないストレスが子どもを襲います。とくに思春期には、友だちの存在が大きな意味を持っています。仲間からのいじめや無視によって孤立感を深めることは、大人が考える以上に大きなダメージとなって、心の悩みを引き起こします。時には、そのような不安を隠そうとしていつも以上に元気そうにふるまう場合もみられます。

⑦ 安全や健康を守れない傾向

自殺はある日突然、何の前触れもなく起こると考えられがちですが、それに先立って自分の安全や健康を守れないような事態がしばしば生じています。

それまでとくに問題のなかった子どもが事故や怪我を繰り返すようなことがあれば、無意識的な自己破壊の可能性もあるので、注意を払う必要があります。

5 自殺の対人関係理論

自殺の発生は、「獲得された自殺の潜在能力」「所属感の減弱」「負担感の知覚」という3つの要因で説明されている（松本俊彦、2019年）。

「獲得された自殺の潜在能力」とは、痛みや恐怖への慣れを意味する概念であり、繰り返される自傷行為や自殺企図、暴力被害などによって高まる。他方で、「所属感の減弱」と「負担感の知覚」は、いずれも対人関係に関連する要因であり、「所属感の減弱」は他者との関係が弱まり孤独感や孤立感を抱くこと、「負担感の知覚」は、「自分が誰かの負担になっているのではないか」「自分がいないほうが他の人が喜ぶのではないか」といった思いを抱くことを意味している。

3節 学校・教員が生徒指導をする上で準拠すべき規範について

本事案では、学校や教員の対応も検証対象である。そこで、学校・教員が生徒指導をする上で準拠すべき規範と考えられるものを挙げる。

1 体罰の禁止

- (1) 学校教育法第11条には「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とあり、教員による生徒に対する体罰は禁止されている。

ここでの「体罰」概念については、古い行政解釈であるが、本事案発生当時では、「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日法務庁調査2発18）に基づいて考えることになる（現在でも、同通知は有効である。）。この行政解釈によれば、「『体罰』とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合」で「身体に対する侵害を内容とする懲戒—なぐる・けるの類—がこれに該当することはいうまでもない」が、「被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。」とされている。

また、上記第11条にある「文部科学大臣の定め」とは、学校教育法施行規則第26条1項にいう「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」という規定のことを指している。

なお、上記第11条に関し、本事案発生後の平成25年3月13日付で文部科学

省初等中等教育局・文部科学省スポーツ・青少年局が「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」を発出し、その中で、「体罰の禁止及び懲戒について」「懲戒と体罰の区別について」その見解を明らかにしている。

(2) 上記の行政解釈によれば、「被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒」も「体罰」に該当することになる。もっとも、このような懲戒に当たるか否かを判断するにあたっては、当該児童生徒の年齢、健康、場所的及び時間的環境、心身の発達に応ずる教育上必要な配慮等を総合考慮する必要がある（竹田、2016年）。

(3) なお、体罰に該当するか否かを検討する上では、次の各成立要件が検討されるべきという見解がある（竹田、2016年）。

- ① 学校教育法関係の下で
- ② 教員が、直接または間接に、生徒らに対して行う
- ③ 教育目的をもった（「正当な」教育目的性が客観的に認められること）
- ④ 懲戒行為のうち（「教育的・法的に妥当な」懲戒行為）
- ⑤ 生徒らの肉体に苦痛を与える行為（肉体的苦痛は、被罰者たる当該生徒らにとっての苦痛の知覚によって判断されるべきことであって、加罰者たる教員の主観的・推量的判断によって肉体的苦痛が否定されるべきことではない）であること

2 生徒指導の在り方について

文部科学省「生徒指導提要」（平成22年3月）に、生徒指導の意義や拠るべき指導観、指導における留意点などが記載されている。そこでは、「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のこと」とであると述べられている。

その上で、「生徒指導の基盤となる児童生徒理解」として、「生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは児童生徒一人一人についての児童生徒理解の深化を図ることと言えます。一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等を持っています。また、児童生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なります。それ故、児童生徒理解においては、児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要」であると指摘している。

また、生徒指導のうちの集団指導を述べる文脈の中で、「教員は集団指導を効果的に行うために、児童生徒の個性を十分に理解することや集団の場面において、児童生徒が活躍できる機会を作るとともに、できる限り児童生徒の自主性を尊重した指導を行うことが必要です。」と指摘し、「指導における留意点」として、「指導的立

場である教員は一人一人の児童生徒が、①『安心して生活できる』、②『個性を発揮できる』、③『自己決定の機会を持てる』、④『集団に貢献できる役割を持てる』、⑤『達成感・成就感を持つことができる』、⑥『集団での存在感を実感できる』、⑦『他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける』、⑧『自己肯定感・自己有用感を培うことができる』、⑨『自己実現の喜びを味わうことができる』ことを基盤とした集団づくりの工夫が必要です。」とも指摘している。

さらに、個別指導を述べる文脈では、①成長を促す個別指導、②予防的な個別指導、③課題解決的な個別指導の3つが挙げられ、「指導における留意点」として、「個別指導を効果的に進めるためには、日常の学校生活を通して、児童生徒と教員の信頼関係をつくるように努めることが大切です。」との指摘がなされている。

なお、「予防的な個別指導とは、一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期段階で諸課題を解決することをねらいとしたもの」であり、「例えば、ある時期に遅刻・欠席が増加する傾向が見られたり、身だしなみにも変化が見られる児童生徒に対して早期に面接などをする働きかけ」が考えられる。

3 文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）

(1) はじめに

文部科学省は、平成25年5月に、「運動部活動での指導のガイドライン」（以下、単に「文部科学省指導のガイドライン」という。）を策定している。当委員会の調査対象となっている本事案は平成24年に発生した事案であるため、同ガイドラインを引用するのは不適當ではないかという指摘が考えられる。しかしながら、同ガイドラインは、「本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料（「みんなで作る運動部活動」平成11年3月）等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。」と述べている。つまり、同ガイドラインは、その策定時点で、既に学校現場において考慮されるべきと考えられてきた事項や留意点を改めて示したものであり、本事案発生時においても、教員が準拠すべき規範として妥当性を有すると言いうことができる。

(2) 運動部活動は学校教育の一環として行われるものであること

文部科学省指導のガイドライン（2013年）には、「現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、『学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する』ことについて明確に示しています。」

と記述されている。

そして、高等学校学習指導要領（平成21年3月）「第1章第5款 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」として「(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」が引用されている。

(3) 運動部活動の学校教育における位置づけ、意義、役割等に関する指摘

上記(2)以外に、文部科学省指導のガイドライン（2013年）は、次のことも指摘している。

① 運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれること。

継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められる。

② 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれること。

(4) 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて、①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えること、②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えること、③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定すること（生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成）が指摘されている。なお、③については、「運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。」という指摘がされている。

次に、実際の活動での効果的な指導に向けて、④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すこと（科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施、生徒が主体的に自立して取り組む力の育成、生徒の心理面を配慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把

握・適切なフォローを加えた指導、指導者と生徒の信頼関係づくり、上級生と下級生・生徒の間の人間関係形成・リーダー育成等の集団づくり、事故防止・安全確保に注意した指導)、⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別すること、が指摘されている。

なお、④について「指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。」という指摘がある。また、⑤について、「学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。」という指摘があり、「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」として「社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例) 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。」「パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。」「身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。」などが指摘されている。

更に、指導力の向上に向けて、⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れること、⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図ること、が指摘されている。

4 生徒指導における安全配慮

ここでは、生徒指導に関する裁判例を一つ紹介する。さいたま地方裁判所平成20年7月30日判決(平成18年(ワ)第1206号)である。この判決は、生徒指導に関する教師の安全配慮義務について次のように述べている。

「特に生徒指導を行うに際しては、教師・生徒という権力的関係が生徒にとって大きな精神的・心理的負荷につながりやすいこと、思春期の生徒が精神的不安に陥りやすいことから、当該生徒の年齢・性格等を考慮した上で、教育目的の観点から、当該生徒に過度の肉体的・精神的負担を負わせるにいたった場合には、これを除去するなどの教育的配慮を行う義務がある。」

「生徒に対する指導は、生徒の権利侵害を伴うことも少なくはないから、教育的効果と生徒の被るべき権利侵害の程度とを比較衡量し、生徒の性格、行動、心身の発達状況、不正行為の内容、程度等諸般の事情を考慮し、それによる教育的効果を期待しうる合理的な範囲のものと認められる限りにおいて正当な指導の一環として許容されるべきであり、その範囲を超えた場合には、指導としての範囲を超えた

違法なものとなり、教師が生徒に対して負う安全配慮義務に違反するというべきである。」

「教師と生徒の間には、その立場の違いから潜在的に権力的関係が存在し、また、一般的に高校生が思春期の多感な時期にある」

5 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(平成6年6月初版、平成25年4月改定版)

日本体育協会は、熱中症予防運動指針を策定している。その内容は次のとおりである。

- ・ WBGT (暑さ指数) 31℃以上では、「運動は原則中止」であり、「特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。」との指摘がされている。
- ・ WBGT 28℃以上では、「厳重警戒 (激しい運動は中止)」であり、「熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。」
- ・ WBGT 25℃以上では、「警戒 (積極的に休息)」であり、「熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。」

第3章 事実認定の方針


1節 はじめに

遺族及び当該校・県教委から提供された資料等、並びに、聞き取り調査の結果から、当委員会は事実認定をすることになる。

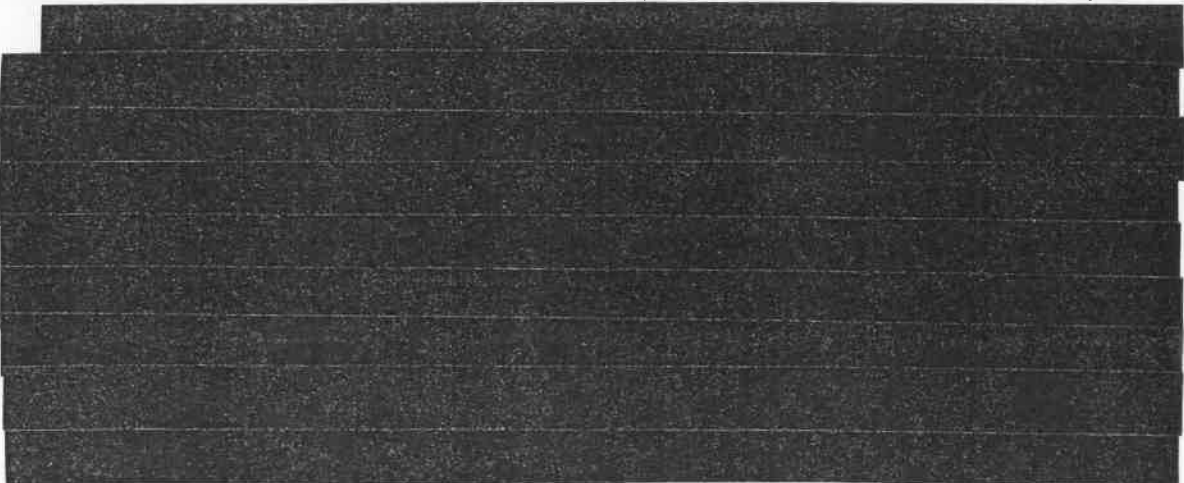
ここでは、当委員会の事実認定の方針について触れておく。

2節 本事実発生前について～生徒目線での事実を認定すること

当該生徒が自死する以前における事実経過に関しては、生徒目線での事実を認定することを心掛けた。このようにしないと、当該生徒の心の動きを全くとらえることができなくなると考えたからである。当該生徒は、当時、高校生として日々学校生活を過ごしていたのであるから、同じ立場の生徒からの目線でとらえないと、当該生徒の生活や行動は浮かび上がってこなくなり、なぜ自死したのかが解明できなくなってしまうと考えられる。

そして、事実認定をする上では、主として、元生徒から聞き取った内容  が中心的な検討資料となる。供述が事実認定の基礎となるため、その供述の信用性を慎重に吟味することが重要である。供述の信用性を吟味するにあたっては、元生徒が真摯に供述しているか、具体性を伴っているか（反対に、具体的すぎないか）、自分の意見と認識した事実とを分けて語るができているか（あるいは、語るができるか）、供述内容に不自然なところはないか、他の者の供述内容との整合性を総合考慮して検討することになる。他の客観的な動かし難い証拠（野球部日誌の記述など）との整合性も、供述の信用性を吟味する際には重要な考慮要素になる。

このようにして供述の信用性を吟味した結果、“確からしい”という心証に達し、他にそれを否定する供述や客観的証拠がなければ、その供述内容から事実を認定していった。



もともと、当委員会による聴き取り調査において、当該校の教員が語った供述のうち、供述者が直接、当該生徒とやり取りをした事実に関するものについては、その供述内容が、自らに不利益となる事実を伴っており、それが具体性を有するものであれば、他にこれを覆す明確な証拠がない限り、その供述は信用性が高いものとして扱い、その供述から事実を認定した部分もある。

3節 本事実発生後について

本事実発生後においては、遺族と学校・県教委との間のやり取りを録音した物が多数残されていた（遺族提供）。その他、遺族と学校・県教委との間でやり取りをする過程で作成された文書等の客観的な資料も多数残されている。これら録音物や資料から、事実を認定していった。

第4章 当委員会が認定した事実

1節 前提事実

1 本事実の発生

当該生徒は、平成24年7月25日の晩に、

自死した(本事実)。

2 当該生徒について

当該生徒は、平成24年7月25日当時、当該校の2年生であり、同校の野球部にマネージャーとして所属していた。

なお、当該生徒は、中学生のときに軟式野球部に所属していたこともあり、当該校に入学後すぐに当該校の硬式野球部に入部したが（このときは、マネージャーではなく、選手として入部した。）、高校2年生の平成24年6月11日に、一旦、野球部を退部している。その後、当該生徒は、同年7月23日にマネージャーとして野球部に復帰した。当該生徒の自死は、マネージャーとして野球部に復帰して3日後のことであった。

当該生徒は、基本的には、おとなしい性格であり、学校では、自ら積極的に発言するタイプではなかった。また、当該生徒は、野球部員の中では、背が低く、体も小さい方であり、野球部の練習中に、大きな声を出すことができず、よく野球部の

監督であった[]教諭や先輩から、「声を出せ」と言われることがあった（なお、当該生徒の父母は、当該生徒について、声を出すのが一番苦手であったと述べている。）。もっとも、当該生徒は、野球部員の仲間内や親しい友人との間では、一緒に声を出して笑ったり、はしゃいだりするという一面もあった。

当該生徒は、塾には通っておらず、高校1年生までは通信教材を学習の補助教材として利用していたが、野球部の活動に時間をとられ、当該校の宿題が非常に多かったことから、高校1年生の終わりまでに、上記通信教材をとることをやめている。

3 当該校について

当該校（全日制課程）は、併設型中高一貫教育校であり、岡山県内有数の進学校である。同じ敷地内に、岡山県立岡山操山中学校も設置（併設）されており、同中学校から当該校に進学する者は「内進生」と呼ばれ、外部の中学校から当該校に進学する者は「外進生」と呼ばれていた。進学校であることから、生徒に出される課題や宿題の量は非常に多かった。この点、当委員会の聴き取り調査において、「宿題の量が本当に多い。私も宿題をするのに朝4時までかかったことがある。自分では解けないので、答えを写すだけで朝4時までかかる。」と答えた元生徒がいた。

当該生徒は、[]中学校から当該校に進学した「外進生」であった。

4 当該生徒の担任について

当該生徒の担任は、高校1年生のときは[]教諭と[]教諭であり、高校2年生のときは[]教諭（国語科）と[]教諭（数学科）であった。当該生徒は、高校2年生に進級する際に[]を選択した。

5 当該生徒のクラスメイトについて

当該生徒が高校1年生のときのクラスメイトに、同じ野球部員の[]がおり、高校2年生のときのクラスメイトには、同じく野球部員の[]がいた。

当該生徒は、高校1年生のときは、クラス内では、野球部員以外のクラスメイトと一緒に過ごすことが多かったが、高校2年生のときは、クラス内でも野球部員と一緒に過ごすことが多かった。

6 当該校の野球部について

(1) 野球部の練習について

当該生徒は、前記のとおり、当該校の野球部に所属していた。

野球部では、おおむね週6日、部活動をしていた。平日の部活動には、朝練と放課後練習があった。

朝練は、建前上は「自主練」(自由参加)であるが、7時30分から始まり、20分程度の全体練習とその後の各自の練習があった。野球部の監督であった■教諭は、部員から事前に、例えば「ノック打ちをお願いします」と言われていたときは、朝練にも顔を出したことはあったが、基本的には「自主練」であることから、朝練にまで顔を出すことはあまりなかった。もっとも、■教諭は、レギュラーでない部員に対しては、自主練とは言いながらも、朝練に参加したらどうかなどと言って、参加を促したこともあった。なお、当該生徒が、マネージャーに復帰した平成24年7月23日は、当該生徒の上級生である3年生の部員が引退した後の新チーム発足の日でもあったが、部員同士のミーティングの結果、その翌日以降の朝練は全員参加とされた。

放課後練習は、練習時間は、授業が終わる時間との関係で、月曜日と金曜日は、早くて15時30分くらいに始まり、火曜日、水曜日及び木曜日は、16時50分ころから始まった。練習が終わる時間は、18時ころであった。これは、当該校の方針で、18時30分には、生徒は校門を出て下校しなければならないとされていたためである。野球部では、毎日、部活動の最後に部員を集めてミーティングをしていた。

なお、1年生の部員は、昼休みの時間に、グラウンド整備をすることになっていた。これは、先輩から後輩に引き継がれていた慣習であった。また、1年生の部員は、放課後練習の準備のために、先輩より早くグラウンドに入らなければならなかったため、放課後の教室の清掃に参加することができないことが多かった。

シーズンオフの冬季は、野球部では基礎トレーニングをすることが多かった。冬のトレーニングでは、部員は、グループ分けをして、ローテーションで、「筋トレダッシュ」「腕立て伏せ」「マシントレーニング」「ダッシュ」などをしていった。

野球部では、土日にも部活動があるのが通常であった。また、土日には、冬季を除いて、練習試合が入ることがあった。当該校は、前記のとおり、宿題の量が多かったため、ほぼ毎日部活動がある野球部員の生徒が宿題をこなすのはかなり大変であった。なお、野球部の顧問であった■教諭は、宿題をこなすことも重視しており、宿題の提出ができていない部員については、野球部の練習に参加させずに、宿題を仕上げから練習に参加するよう指導していた。

■教諭は、野球部の練習や試合を休むときなどの連絡について、部員に対し、事前に、自分で■教諭の携帯電話に電話するように指導していた。また、■教諭は、部員が練習等に遅刻するときの連絡についても、集合時刻より前に連絡するように指導していた。

(2) 野球部の練習でのペナルティについて

当該生徒が1、2年生のとき、[] 教諭は、“ペナルティ”として、野球部員にランニングをさせたり、ベースランニング（略して「ベーラン」と言われることもある。）をさせたりしていた。なお、当委員会の聴き取り調査に応じてくれた元生徒の中に、[] がいたが、その元生徒は、当時、野球部の練習風景を見て、単なる根性練習であり、意味がなさそうな練習だと思っていた、と述懐した。

例えば、[] 教諭は、部員の中に練習態度がだらけている者がいるとして、部員全員をベースランニングさせたことがあった。[] 教諭が止めるまで、部員が走らされ続けたこともあった。[] 教諭は、誰かが吐くまで走り続けるようにと言ったこともあった。

[] 教諭は、試合でコールド負けをしたら、それが練習試合であっても、その試合後に、部員全員に得点差分「ポール間」を往復して走らせた。時には、30往復させることもあった。なお、「ポール間」とは、野球場のファウルラインの先に設置されている、レフト側とライト側のファウルポール（レフト側とライト側とでそれぞれ1本ずつ設置されている。）の間を往復して走る、という意味である。コールド負けの場合であるから、少なくとも7往復あることになる。

また、[] 教諭は、部員に対し、部活動が終わった後は、きちんと野球道具を片付けるよう指導しており、部活動後のグラウンド上には、一切、野球道具を残してはならず、例えば、グラウンド上にボールが1個でも残っていたら、翌日、“罰として”連帯責任で部員全員がグラウンド10周走る、当該校の近くを流れる百間川の河原を13キロ走る、などの“ペナルティ”を課した。

更に、[] 教諭は、内野手全員を並ばせ、一人ずつ順番にノックの球を受けさせて、全員がミスをすることなく一塁に球を投げることができなければ（一人でもミスをしたら）、全員にベーランを1周させるという“ペナルティ”を課すことがあった。全員がミスをすることなくできるまで、これを繰り返したこともあった。

(3) 野球部のマネージャーの仕事内容について

当該校の野球部のマネージャーの仕事内容には、選手のためのお茶出し、氷の準備、部室の清掃、ノックの球出し、防球ネットの修理、野球道具のメンテナンス、試合のスコアの記録などがあった。他方で、当該生徒がマネージャーになる前までは、マネージャーに部員のミーティングの際の板書や朝練への参加は要求されていなかった。なお、これらは、“女子”マネージャーを想定している。

(4) 野球部日誌について

■教諭は、部員に対し、野球部日誌を作成するよう指導していた。野球部日誌は、その日の当番になった部員が、自宅に持ち帰って記入し、次の日の朝の1時限目の授業が始まるまでに、体育教官室の■教諭の机の上に提出するものであり、概ね1週間から10日に1回、その当番が回ってきた。■教諭は、野球部日誌に部員が書いた内容を確認し、コメントを記入した後、次の当番の部員に取りに来させていた（なお、■教諭が野球部日誌を確認することができない日は、他の野球部の顧問が記載内容を確認してコメントを記入することもあった。）。

■教諭によれば、野球部日誌は、生徒目線で学んだことをアウトプットさせるツールであり、また、その日に何をしたのか振り返りをさせるためのツールであったとのことである。野球部日誌の記載内容は、他の部員も読めるため、■教諭としては、部員同士でもその内容が共有されることを想定していた。

2節 認定事実（本事案発生前）

1 当該生徒を巡る人的関係について

当該生徒は、当該校に入学後すぐに、当該校の野球部に入部している。また、当該生徒が過ごした場所は、基本的に、当該校と家庭であった。そこで、当該生徒が過ごした場所ごとに、当該生徒を巡る人的関係について概観する。

(1) クラス

ア 他の生徒との関係

当該生徒は、高校1年生のときは、クラス内では、野球部員ではない生徒の■
■などと一緒に過ごすことが多かった。

しかし、高校2年生のときは、前記のとおり、当該生徒は、クラス内でも、野球部員らと一緒に過ごすことが多かった。もっとも、当該生徒は、その野球部員らの中でも、おとなしく、あまり積極的に話をするタイプではなかった。また、当該生徒が野球部員らと一緒にいたと言っても、野球部員以外の生徒から見ると、当該生徒が野球部員らと仲良くしている様子には見えなかったようである。

当該生徒は、高校2年生のときは、野球部員以外では、■という生徒とも一緒に過ごすことがあった。

なお、高校2年生の6月ころから7月ころにかけて、当該生徒は、クラス内で野球部員と一緒に過ごすことが減り、クラスメイト数名に、昼休み時間に教室で、一人で昼食をとっている姿が目撃されている。

イ 教員との関係

当該生徒が、クラス担任やその他の教員に対し、積極的に話しかけたり、自身の悩みを打ち明けたりすることはなかった。高校2年生のときの担任の■教諭

は、野球部の顧問でもあった。当該生徒が、 教諭に対してどのような感情を抱いていたのかは不明であるが、少なくとも、 教諭のことを悪くは思っていなかったと考えられる。担任らを含め当該校の教員らは、当該生徒のことを、おとなしい性格であり、自己主張をあまりしない生徒であると認識していた。

なお、遺族によれば、担任の 教諭が、生徒たちに向かって「一番かわいいのは内進女子、二番目は内進男子、三番目は外進女子、一番きらいなのは平均点を下げる丸坊主の男子」と発言していたとのことである。しかし、当委員会の調査では、これを裏付ける供述等は得られなかった。この点、 教諭であれば、上記のようなことは言いそうではあるが、実際にそのような発言をしたことを聞いたことはないと述べる元生徒はいた。また、上記のような発言は、 教諭ではなく、別の生徒が言った冗談ではないかと供述する元生徒もいた。もっとも、 教諭は、内進生の女子生徒が宿題を忘れたときと、野球部の男子生徒が宿題を忘れたときとで、態度が異なっていたと供述する元生徒や、 教諭は内進生の女子生徒から人気があったと供述する元生徒はいた。

(2) 野球部

ア 他の部員との関係

当該生徒と他の同級生の部員との関係については、それぞれの相性はあったにせよ、お互いに反目し合ったりトラブルになったりすることもなく、おおむね良好な関係であった。当該生徒以外の同級生の部員同士についても、同様である。当該生徒が、他の部員から嫌われているようなこともなかった。もっとも、当該生徒は、野球部内でもおとなしく、自ら積極的に発言することはほとんどなかった。

他方で、野球部員の上級生（先輩）と下級生（後輩）との関係性に着目すると、上下関係が明確であり、例えば、下級生が練習試合中にエラーをすると、上級生からエラーをした下級生に対して、「殺すぞ」とか「死ね」という暴言が浴びせられることがあった。特に、外野のポジションの上級生から同じ外野の練習をしている下級生に対しては、しばしば上記のような暴言があった。また、野球部の先輩が、後輩に対して、軽く小突くようなこともあったが、先輩からすれば、コミュニケーションの一環という認識であった。

当委員会の調査においては、当該生徒が、直接、上級生から暴言を吐かれた事実は見当たらなかった。しかし、少なくとも、当該生徒は、同級生が上級生（先輩）から暴言を吐かれる場面を目にしていたと推察され、当該生徒の性格を考えると、先輩に対してかなり委縮していたのではないかと考えられる。

イ 野球部の顧問について

当該校の野球部には、当時、顧問が4名いた。■■■■教諭、■■■■教諭、■■■■教諭及び■■■■教諭である。■■■■教諭は、主顧問であり、野球部の監督であった。■■■■教諭は、野球部の部長という立場であり、■■■■教諭及び■■■■教諭は、副部長という立場であった。もっぱら■■■■教諭が野球部の指導に当たっており、■■■■教諭がそれをサポートするという体制であった。■■■■教諭及び■■■■教諭は、ほとんど野球部の活動に参加していなかった。なお、■■■■教諭が野球の経験が豊富であったこともあり、他の野球部の顧問は、■■■■教諭の指導方針に口を差し挟むことはなかった。

(ア) ■■■■教諭について

■■■■教諭については、部員（元生徒）から、次のように評価されている。

- ■■■■教諭は口調がきついので、みんな最初は特にびびると思う。ミスしたときに「殺すぞ」と言うときがある。
- 平素から、■■■■教諭は、機嫌が悪いとき、ノックを1本でもミスしたら、左右に大きくふられ、捕ったら終わり（捕れるまで終わらない。）ということがあった。
- 試合前のノックの練習などで、■■■■教諭から、気に入らないプレーと判断されると、「帰れ」「やめろ」と言われ（当該生徒に限らない）。ベンチにいても「出る」と言われる部員がいた。そのままベンチにいても、「殴らんとわからんのか」という趣旨のことを言われることもあるので、■■■■教諭に「帰れ」と言われるだけで、部員としては、ベンチの外に出ていかざるを得なくなる。
- ■■■■教諭は、一度切れると、理不尽なこともあり、非常に厳しいが、優しいときは、野球をよく教えてくれる。
- ■■■■監督は厳しかった。怒られることなんか毎日あった。
- ■■■■教諭は、野球をよく知っていて指導はしっかりしているが、機嫌がいいときには、先生自身も練習に参加して皆を盛り上げるけど、機嫌が悪いときには結構怒る。これはやめてほしい。みんな先生の顔色を気にしていた。
- ■■■■教諭は、凡ミスや不甲斐ないという理由でよく怒ってきた。腹を立てた様子で、途中で投げ出してどこかへ行ってしまうこともあった。
- ■■■■教諭は、厳しいが、自分たちはベスト8を目指していたので必要な存在であった。
- ■■■■教諭は、怒りだすと止まらないということがよくある。叱り方で気になるのは、皮肉っぽく、厭味のようなときがある。例えば、カバーが遅れたときに「今のは何で動かんかったんか。何か理由があるんか。」という感じである。

- ■■■教諭の機嫌で、練習メニューも含めチーム全体が左右される。練習を休むときも、■■■教諭の機嫌が悪くなることが多く、言いにくい。
- 平成23年12月、野球部の練習中に、部員の■■■がミスをしたとき、■■■教諭は、「殺すぞ」と言っていた。
- ■■■教諭は、感情的になったり、嫌みに聞こえたりすることもあるが、自分は自分自身に頑張れと言ってくれた、期待されていたととらえている。
- 時々訳がわからないことを感情に任せて言われる。
- ■■■教諭は、叱りっぱなしでフォローもなく、その後、無視することもあった。
- ■■■教諭は、しょっちゅう怒鳴りながら指導するが、静かに叱ったり、指導したりしてほしかった。
- 野球部では、日々誰かが怒られていた。怒られすぎて、具体的なエピソードがすぐには出てこない。叱った後に特にフォローもしない。
- ■■■教諭が、体育教官室から赤いノックバットを持ってグラウンドに降りてくる姿を見ただけで、みんなびくびくしていた。
- 練習が終わった後に、ノックバットが1本グラウンドに転がっていたことがあった。野球部では、部活後に物をグラウンドに置いていたら、罰として、百間川の河原を13キロ走りに行くことになっていて、部員全員が連帯責任でこれをしなければいけないことになっていた。ノックバットが1本転がっている近くを■■■教諭が通り、これを見た部員が「あっ」となったが、■■■教諭は、バットのところまで走っていき、無言でそのバットを投げた。
- ■■■教諭も■■■教諭にびくびくしていた。
- 練習試合中にもかかわらず、途中で帰ってしまったことがあった。
- ■■■教諭がグラウンドに出てきたら、生徒は静かになっていた。

なお、当該校のグラウンドで他の部活動をしていた生徒の中には、■■■教諭が、野球部の練習中に、野球部員に対して、怒声でよく叫んでいるのを認識していた者もいた。

(1) ■■■教諭について

- 教諭については、部員（元生徒）から、次のように評価されている。
- ■■■教諭は気楽に話せる存在。
 - フレンドリーで何でも話せる優しい感じ。
 - ■■■教諭は、大声で怒鳴ることはない。
 - ■■■教諭は、生徒感覚で、フレンドリーである。

(3) 家庭

当委員会は、委員全員で当該生徒の自宅（遺族宅）を訪問し、遺族から、当該生徒の部屋や思い出の写真等を見せていただき、その写真にまつわる思い出話を伺った。当該生徒の家庭について、特筆して、何らかの問題を抱えていたというような指摘は何もない。

2 当該生徒を巡るクラスでの出来事について

当委員会の調査の結果、当該生徒が、高校1年生のときも2年生のときも、クラスにおいて、誰かから嫌がらせを受けたり、いじめを受けたりしたような事実は見当たらない。

この点、遺族からは、当該生徒にあだ名がつけられており、当該生徒がそれで嫌な思いをしたのではないかという趣旨の指摘がある。この点、確かに、当該生徒は、高校2年生のときの6月に実施された学校生活アンケートの中で、嫌な思いをしたという趣旨で「あだ名」に○をつけていた。この情報を踏まえて、当委員会では、聞き取り調査に協力いただいた元生徒に尋ねてみたが、誰も、当該生徒のあだ名や、その他当該生徒が心身に苦痛を感じたと言えるような出来事に関する情報は持ち合わせていなかった。

前記のとおり、当該生徒は、高校2年生のときは、クラス内で、主として野球部員と一緒にいることが多かったが、野球部員以外ではと一緒にご一緒することがあり、休み時間にと一緒カードゲームで遊んでいたこともあった。しかし、このとの間でトラブルがあったというような事実も見当たらない。

もっとも、前記のとおり、当該生徒は、高校2年生の6月ころから7月ころにかけて、野球部員とは一緒に過ごさずに、昼休み時間に教室で、一人で昼食をとっている姿が目撃されている。この時期は、当該生徒が、野球部を一旦辞めていた時期と重なる。しかし、当委員会の調査において、このころ、当該生徒が野球部員（クラスメイトを含む。）との間でトラブルがあったという事実が見出されたわけではない。

3 当該生徒を巡る野球部での出来事について

(1) 当該生徒が高校1年生のとき（平成23年度）

ア 1学期

(ア) 当該生徒は、入学してすぐに、当該校の硬式野球部に入部した。当該生徒は、中学時代は軟式野球をしていたことから、その流れで高校でも野球を続けることにした。

野球部に入部した後の4月か5月に、野球部で1年生歓迎会があった。この歓迎会では、新入部員の1年生が、順番に自分の目標を言うことになったが、当該生徒は、大きな声で「中学のときは、自分はサードをやっていたが、高校生になったらピッチャーをやりたい」旨述べた。この点、当該生徒が、このときにこのように述べた背景には、当該生徒の父からの助言があった。当該生徒の父は、当該生徒に対し、「ピッチャーは基本的に自分のペースで練習できるし、声を出さなくていいし、自分さえ技術を磨けば大成できる」と助言していた。

この歓迎会が終わった後、監督である■■■■教諭と野球部員の保護者との懇談会が行われた。その会場で、当該生徒の父は、■■■■教諭に対し、「うちの子はピッチャーをやりたいと言っています」と伝えた。

当該生徒は、入部当初は、直接、■■■■教諭に対して、ピッチャーをやりたいという希望を述べたことはなかったが、この歓迎会のときに初めて、ピッチャーをやりたいと発言した。

しかし、■■■■教諭は、当該生徒のこの発言を聞いていたが、当該生徒をピッチャーとして育てようとするには至らず、この歓迎会の後も、当該生徒を野手の練習に参加させていた。

(イ) 当委員会の調査の結果、高校1年生の1学期の間に、当該生徒が、野球部において、誰かから何かを言われた、あるいは何かをされたことによって、特に辛い思いをしたと言える具体的なエピソードは見当たらなかった。

もっとも、■■■■教諭は、野球部員に対する指導に熱が入るあまり感情的になって、日常的に部員を厳しく叱っていた。前記のとおり、■■■■教諭は、感情的になって“ペナルティ”を課すことがしばしばあり、また、特にノック練習のときや試合中に部員がミスをしたときなどに、激しく怒鳴りながら「帰れ」「辞めろ」「出ていけ」などの罵声を部員に浴びせていた。

当該生徒は、このような■■■■教諭の言動をよく目にしていたはずである。当該生徒の寡黙で実直な性格からすると、当該生徒は、■■■■教諭の言動に畏怖心を抱いたであろうと考えられる。また、練習でミスをしたり、■■■■教諭の機嫌を損ねたりすれば、厳しく叱責されるということもよく認識していたと考えられる。

高校1年生の1学期の間に、既に、当該生徒は、■■■■教諭に対して理不尽に感

じることがあったとしても従わなければならない相手であるという認識を固定化させていたと考えられる。

イ 夏休み

(ア) 夏休み中

当該生徒は、夏休み中の野球部の練習にも欠かさず参加していた。当該生徒は、夏休み中に、実際にピッチャーの練習をすることを希望し始めた。しかし、■■■■教諭は、それでも当該生徒にピッチャーの練習はさせずに、内野手の練習に参加させていた。

なお、ピッチャーの練習は、内野手や外野手の練習とは異なるメニューであり、また、当該生徒は、そもそもピッチャーの経験がなかったから、ピッチャーの練習をするとすれば、ピッチャーを既に経験している者がする練習とも異なる練習をすることになる。

(1) 8月10日

当該生徒は、この日の野球部の練習が終わった後、野球部日誌に、自分自身の練習態度を振り返って考えたことを記述した。例えば、当該生徒は、声が小さくなっていったことや中距離でボールを投げるときに山なりになっていたことなどを反省した。

これに対し、■■■■教諭は、当該生徒の「キャッチボールでクイックのとき投げ終わったら直ぐに後ろに戻るとというのが、皆できていたと思います。」という記述に対し、「言われてからでは遅い！」とコメントを記入し、当該生徒が書いた文章全体へのコメントとして、「どうやら■■■■の中にもう一人の■■■■がいるようですね。声を出すのも、キャッチボールをするのも、ノックを受けるのも、全て■■■■ですよ。練習後に、あっさり評論家にかわって、何でも考えられる。どうして、その考えが、グラウンドの中で表現できないのでしょうか？■■■■という人物は1人です。その考えと行動が適切に表現できることに期待しています。」と記述した。

(ウ) 8月20日

この日、当該校の野球部では、岡山県立津山東高等学校との練習試合があった。なお、当該生徒は、この試合には出ていない。

当該生徒は、この練習試合後、野球部日誌に、練習試合2試合とも勝てたことについて振り返る記述をした。その中で、「『負けたらポール間30往復』というペナルティをつけないと勝てないようではいけないと思いました」「■■■■は9回投げ切ってすごいと思いました。尊敬しました。自分はまだそんなことはできないけど、1回を確実におさえられるピッチャーになりたいです。」「自分は今、ベンチにいるだけの人間になっているので、できるだけ多くの仕事をさがして、チー

ムのために役立ちたいです。」「■■■■は1人なので、ベンチで思ったことは口に出していきたいです。」と記述した。

これに対し、■■■■教諭は、「心が強いから自信をもってプレーできる？技術が高いから自信をもってプレーをできる？■■■■はどう思いますか？もちろん、どちらか一方にかたよることはできませんが、自信を生む要因は何なのかは知る必要がありますよね。まずは『己を知る！』です！」とコメントを記入した。

なお、当該生徒の上記記述からも確認できるが、■■■■教諭は、試合に負けたときには、試合終了後のグラウンドで、ライト側のファウルポールと、レフト側のファウルポールとの間を、30回往復させるという罰を部員に課そうとしたことがあったことが分かる。

(I) 8月末ころ

当該生徒は、当該校の文化祭（松柏祭）の準備で、パネルを作成する係を務めていた。遺族から提供を受けた資料によると、「ある日、当該生徒が当該校の廊下で野球部の上級生の先輩と出会ったときに、その先輩が突然、当該生徒の頬を叩いた。その先輩は叩いた後、笑いながら当該生徒に話しかけていた。当該生徒の頬は赤くなっていた。当該生徒が叩かれた状況を目撃していた女子生徒がいて、その女子生徒は、当該生徒と同じくパネルを作成する係であった。その女子生徒がその状況を目撃した後に当該生徒に話しかけたところ、当該生徒は苦笑いをしながら『野球部ではよくあることだから』と言っていた。」という出来事があった。

ウ 2学期

(ア) 9月1日

当該生徒は、このころも、野球部の活動に休まずに参加していた。このころには、当該生徒は、ピッチャーになるための練習をするようになっていた。

当該生徒は、同月1日、野球部の練習が終わった後、野球部日誌に、フィールディングと投球に力を入れていきたい、投球は足が強くないとどうにもならないため、練習中にグラウンド10周（約5 km）、家で約3 km毎日走っていることなどを記述した。

これに対し、■■■■教諭は、「今、朝1時間、放課後1時間の合計2時間の練習です。そもそも、関西の選手の2分の1～3分の1程度しか練習時間がありません。まず、■■■■のやっていることに間違いはありません。遠投、ラン、ウエイト（パワー系）は最低限必要です。その中で、遠投は、先週より1 m長く投げよう、ランは1秒、ウエイトはプレート1枚くらいな気持ちでやることです。基本は自分との勝負ですから、こういう積み重ねを習慣としましょう。しかし、…は他人との勝負になります。筋力、脚力、投力で、他の投手陣に負けない意識も大切です」

とコメントを記入し、当該生徒の「バントで、ピッチャーの動きをずっと見ていました。投球に対して、臨機応変に対応して、一瞬のうちに判断していました」という記述に対し、「ピッチャーの判断はそんなにすごいですか？2塁へ投げるか1塁へ投げるかの2択をあの一瞬時にしているのならすごいです。が、実際は違います。『自分のところへ転がってきたら2塁に投げる』という1つの行動のみを選んでいるのです。正直、それ以外は『無理！』や『知～らな～い』といった具合です。けど、1塁はそれでアウトになるのです。大切なのは判断ではなく執着です。絶対にそうするという意識です。『バカ』がつくほど素直な行動が大事です。」とのコメントを記入した。

なお、この日の野球部日誌の記載から、当該生徒は、このころには、ピッチャーとして野球部の練習に励んでいたことが分かる。

(1) 9月12日

この日、野球部は、岡山県立和気閑谷高校との試合に臨んだ。この試合は、1対4で勝利した。当該生徒はこの試合に出ていない。

当該生徒は、野球部日誌に、試合を見ていた中での課題や反省点について記述した。最後に「『バスターエンドラン』は通常のエンドランの時とバスターをする以外に違う点がありますか。教えてください」と記述した。

これに対し、 教諭は、「どちらも転がさなければならない。ただ、それだけです。バスターは人を欺く動作ですから、相手の動きが分かっていると意味がないです。」などとコメントを記入し、「このように言われ『どのような打撃をするのが理想か』考えてみてください」とコメントを記入した。

(2) 9月23日

この日、野球部では、岡山県立岡山一宮高校と、岡山県立勝山高校と、ダブルヘッダーの試合をした。当該生徒は、いずれの試合にも出ていない。

当該生徒は、試合の後、野球部日誌に、試合の感想を書くとともに、末尾に「先生は『自信』は何から生まれると思いますか。」と記述した。

これに対し、 教諭は、「日々の練習しかありません。ただやるのではなく、『できるまでやる』ことが大切です。そのこだわり、姿勢がないと、自己満足のみで終わってしまいます。また、何をやるかも問題です。できるだけ易しいことから始めないと、『僕は何をやってもダメだ』と練習に意味をもてなくなってきます。自分の課題を挙げ系統に分類し、易しいものからTRYする。その小さな自信が、より難しい課題にも十分な心構えをつくってくれます！！」とコメントを記入した。

(3) 10月2日

この日、野球部では、岡山県立津山高校と試合をした。当該生徒は、この日も

試合に出ていない。

当該生徒は、津山高校との試合後に、野球部日誌に、「自分はベンチにいても、ただ立っているだけで、無意味な存在でした。自分はチームにとって存在価値がないので、これからはチームの役に立つよう頑張りたいです。」「今、指の爪が割れてて投げづらいですが、一年生大会までに登板できるように頑張りたいです。」「最近、野球が楽しいと思えることが少ないです。先生は、野球の楽しさはどこにあると思いますか。」と記述した。

これに対し、 教諭は、次のようなコメントを記入した。すなわち、「野球のみならず、スポーツの楽しみは、『今までできなかったことができるようになる』ことではないでしょうか。相手を負かすことや、その日1本たまたまヒットを打つことよりも、まずは、自分自身の在り方を見つめ、1歩ずつ前へ進むことです。みんなが取り組んでいるウエイトトレはまさにそうでしょう。誰かは100kg 挙げるかもしれないが、僕は30kg。けど、毎日続けていたら50kg 挙げられるようになった！まだ他人には負けているが、自分には勝ち続けた。うれしい！！この喜びがスポーツの原点。自分の成長を確認するためにも、まず、今、自分はどのレベルで、どこまでレベルを引き上げるかを検討した後今すべきことを考える。この3つの確認を怠ったり、順序が逆になると自分が混乱する。ましてや、他人と比較すれば、自分すら見えてこない。特に野球は、偶然のスポーツ。唯一、思いのままに自己表現できるのは投手です。逆に言うと、投手である は、必ずやっただけの成果を自分で確認できるのです。ちなみに『一生懸命・まじめに』を勘違いして、指が痛いのに練習で投げ抜いて、試合で投げられないのは考え方のミスです。上記の3つの確認と同様、試合で投げるために練習をしているのだから、今、何をすべきか考えてみて下さい。少しでも楽になるはず！」とコメントを記入した。

なお、当委員会の聴き取り調査において、この日の野球部日誌の中で出てくる当該生徒の「存在価値がない」という記述について、 教諭は、「当時の高3が引退して新チームになっていたが、試合のときに、自分には出番が回ってこない、ピッチャーとして試合の中で登板できるわけではないという事情があったからではないか」旨述べた。

(オ) 10月12日

当該生徒は、テスト週間中に、朝練と午後の自主練に参加した。練習後、野球部日誌に、「速振りの目的はスイングスピードを上げることですが、振っているうちに振りが流れ作業になってきて、テークバックも小さくなり、腰の回転も小さくなって、フォームとしては良くないという短所がありました。」と記述した。

これに対しては、■■■■教諭ではなく、野球部部長である■■■■教諭が、次のとおりコメントを記入した。すなわち、「速振りの短所として■■■■があげていることは、流れ作業になっている点がおかしい。しっかりと早く振ることができれば短所としてあげられている点は改善されると思うが……。早振りをしてもくずれないフォームをつくっていくと同時に早く振れる筋力をつけていこう。」とコメントを記入した。

(カ) 10月24日

当該生徒は、テスト期間終了後の野球部の練習に参加し、練習終了後に、野球部日誌に、「■■■■先生に、いろいろ指導して下さい、とてもありがたかった。これからの練習は、教わったことも意識して投球したい。」などと記述した。

これに対し、■■■■教諭が、「■■■■はバッティングにしろ、ピッチングにしろ、丁寧にフォームを意識して投げることができていると思います。あとはパワー。急にパワーをつけることはできないので、毎日のつまかさねを大切にしてください。そして、よく食べるということも忘れないでください。」とコメントを記入した。

(キ) 11月3日

この日、当該校の野球部は、香川県立高松東高校との間で練習試合をした。この日の練習試合も、当該生徒は試合に出ていない。

当該生徒は、練習試合後、野球部日誌に次のとおり記述した。

「自分は、肩が痛くて投げられないけど、一年生大会までに投げれるようになりたい。それまでは、今できることを精一杯しようと思う。この冬は、鍛えまくりたい。」

これに対し、■■■■教諭は、「■■■■は、肩が痛いのに無理はしてほしくない。一年生大会に出たいのはとてもよくわかるが、一番の目標は3年の夏。今できることを精一杯やってみよう。」とコメントを記入した。

(ク) 11月17日

当該生徒は、野球部日誌に、一年生大会の反省を書いた。その中で、「僕は試合に出れなかったけど、自分なりにベンチワークを頑張った。」などと記述した。

これに対し、■■■■教諭は、「俺は■■■■のバッティングをかっています。しかし、1週間、2週間ウエイトや筋トレをしたからといって、パワーは簡単にはつきません。この冬の間、出場できなかった悔しさと、肩を痛めて投げられなかった苦しみを糧にしてトレーニングしてください。共生の2番手のようなピッチャーになりたいなら、まずは足腰と体幹、この2つを徹底的にきたえてみて下さい。体つきや体重がまったくの別人になったとき、少しでも近づけると思います。」とコメントを記入した。

(ケ) 秋ころ

当該生徒が高校1年生の秋ころ、■■■■教諭の言動に関して、次のような出来事があった。すなわち、■■■■教諭は、練習試合中に、代打として出るように言われたにもかかわらず、キャッチャーの防具を外さないままでいた野球部員の■■■■(当該生徒と同級生)に対して怒り、「おまえ早く行けや」と怒鳴った。それでも、動かない■■■■に対し、「はよ行けや」と言いながら、パイプ椅子を■■■■に向かって振り上げ、殴り掛かりそうな勢いになった。野球部部长の■■■■教諭がこれを制止した。■■■■としては、代打を言われたが、どのタイミングで代打に出るのが分からず、■■■■教諭からの指示を待っていたところ、■■■■教諭から、突然「おまえ早く行けや」と言われて戸惑い、しかも、■■■■教諭が激怒していたので、硬直して動けなかった。このような■■■■教諭の言動は、当該生徒を含めその日練習試合に参加していた野球部員らが見ていた。

なお、同じ日の出来事かどうかは不明であるが、■■■■教諭は、選手のプレーや試合展開が気に入らなかったことから、試合中にもかかわらず、怒って帰ってしまったこともあった。

(コ) 12月9日

当該生徒は、野球部日誌に、「テスト明けで久しぶりの練習だった。体がなまっていた。シンプルなメニューをこなすことができた。別れた班で、今、計測した班全員の計測値の平均が来年はかる値より上がり、増加率も上がるように、この冬で、鍛えて強くなろうと思った。体の各部位の筋肉の太さを計測したところ、どの部位の太さもチームでワーストに入っているので、自分の弱さを改めて痛感した。それだけ細い分、伸びしろは、誰よりも大きくなるはずなので、人一倍頑張るって、春を迎えたいと思った。一年生が15人になったけど、いつもどおり頑張っていきたい。」と記述した。

エ 3学期(平成24年1月~同年3月)

(ア) 1月12日

当該生徒は、野球部日誌に、「今年のミーティングの話で、夢を設定して、それを達成するための目標を設定するという話があったけど、僕はまだ夢もないので目標が設定できずに迷走中なので、早く夢を見つけない」と記述した。

これに対し、■■■■教諭は、「夢がない??そんなことは絶対にありえない。世の中に『絶対』はないといっても、夢がないについては絶対はない!!例えば、夢と自分が考えてみたものの、『こんなの無理だ・・・』と決めてこれは違うと決めつけたり、こっちの夢もいいし、けど、これも・・・あ〜分かんない!とか。夢を語るには、まず人から『こんなの無理』と思われることが1番。そして、それは1つのことを目指すのではなく、もちたいものをいくつでももてばいいのです。

野球では、プロに行き、将来は監督もやりたい。それから、ノーベル賞もとりた
いし、総理大臣にもなりたい。もし本当に思うなら、それでいいのです。ただ、
本当にこれを願っている人は、総理大臣になってからプロ野球選手になることは
困難であることを知っています。そして、高卒でプロに行くよりも、大学で勉強
してからプロを目指すことが良いのかもとも考えます。もちろん、引退してから
大学に行くことも可能です。けれども、そうなりたいと思っていないと、こうい
う発想にはなりません。少なくとも、操山野球部員としての夢はと聞かれれば、
最低限『全国制覇』くらいは出てきませんか？」とコメントを記入した。

(イ) 1月16日

教諭は、同月12日から、野球部員一人一人と個別面談を行った。この個
別面談は、朝の8時の時間帯や、昼休み、放課後を利用して実施された。当該生
徒との個別面談は、同月16日午前8時から実施予定であったが、当該生徒は、
教諭に何ら事前に連絡することもなく、その日時に個別面談の場所に現れな
かった。

(ウ) 1月21日

当該生徒は、この日、野球部日誌に、「 が練習に来ないのは、
とても不安になる。」と記述した。

これに対し、教諭は、「昨日のボールボーイお疲れ様でした。そこから見て
いて気付いた点も多いと思いますが、『僕ならこうする!』という事はどれくらい
ありましたか?しばらくグラウンドで元気な姿を見ていないだけに、その感覚は
大事にしてほしいものです。先輩が抜けて、自分達の代になったら、自分も変わ
れると思っている人もいます。しかし、そうはなりません。断言します。
周りの環境の変化に期待する人はいつまでたっても自分は変わりません。ベンチ
に入る!レギュラーをとる!という思いは、今から行動にかえていきましょう。」
とコメントを記入した。しかし、教諭は、当該生徒が上記の不安を訴えた点
については何もコメントをしなかった。

なお、このころの野球部の練習は、基本的に基礎トレーニングを繰り返すとい
う内容であり、野球部員であれば精神的にも体力的にも辛い練習が日々続してい
た。その中であって、当該生徒と同じ中学校の出身であり、中学時代も共に野球
をしてきた仲間である は、このころ、野球部の練習を休んでいた。当
該生徒は、彼らが野球部の練習を休んでいることに、上記のとおり、不安を覚え
ていた。当該生徒は、この不安を隠し切れず、教諭から見ても、元気のない
様子に見えたことが分かる。

(エ) 1月30日

この日は、当該校で実力テストが実施されたため、野球部の練習はなかった。

当該生徒は、この日の野球部日誌に、「実テの準備が良くてできた。日中はしんどかったけど、家で勉強しているうちによくなった。2日間全く体を動かしていないので、朝練でなんとかしたい。体調が崩れるのは、自分の体調管理ができていないことに責任があるので、絶対風邪をひいたり、怪我をしたりしないように常日頃から意識していきたい。みんなと差がついていく一方なので、人一倍努力して、追いつき、追い越したい。日曜日は出たかった。」と記述した。

(オ) 1月31日

当該生徒は、この日の午前8時から、■■■■教諭との個人面談に臨んだ。

■■■■教諭は、このとき、当該生徒に対して、約束の時間に来られないときは事前に連絡をするように注意をした。

当該生徒は、この個人面談の際に、■■■■教諭から渡されていた「野球部面談カード」に書ける範囲で書いた上で、■■■■教諭に提出した。当該生徒は、その「野球部面談カード」に、「進路」として「■■■■大学」、「野球の継続」については「未定」、「チームの現状(変化)」について「先輩と後輩の上下関係が固まっている。結果、1年生が2年生を追い越そうという意識が低く、競争力が小さい」、「これからの自分(目標・課題)」について「1イニングきっちりおさえられるピッチャーになる。たくさん食べる。限界まで鍛える。勉強をおこたらない」と記入した。

■■■■教諭と当該生徒との面談は、この「野球部個人面談カード」をもとに実施された。■■■■教諭が、「■■■■大学の何学部を志望している？」と聞いたところ、当該生徒は、「■■■■」と答えた。■■■■教諭は、進路欄のところに、「■■■■」とメモした。また、■■■■教諭が、勉強は頑張っているのかと聞いたところ、当該生徒は、「授業中眠ってしまう」と答えた。■■■■教諭は、この発言をそのまま個人面談カードにメモした。さらに、■■■■教諭は、当該生徒に対して、「大学でも野球を続けるのか？」と聞いたところ、当該生徒は、「分からない」と答えた。

■■■■教諭は、当該生徒の「1イニングきっちりおさえられるピッチャーになる」という記述部分に関し、「どんなピッチャーになりたいの？」と質問した。この質問に対し、当該生徒が具体的にどのように答えたかは明らかではないが、■■■■教諭によると、当該生徒からは、どうしてもピッチャーをやりたいというような闘志は感じられなかったとのことである。

■■■■教諭は、当該生徒に対して要望はないかと聞いた。すると、当該生徒は、「自分は朝練に行っていないけど、朝練に毎日行っていたら、他の人より頑張っているとみられるというのは、どうなんでしょうか。朝練に行かなくても頑張っている人はいると思う、例えば、■■■■は、朝練に行ってウエイトトレーニングをしているようだが、自分に甘いと思う。」などと述べた。■■■■教諭は、この当該生徒の発言を“監督は、朝練に参加している部員を頑張っている部員であると思って

いるのではないですか”というクレームであるととらえた。■教諭は、当該生徒に対し、「朝練は自主練だから、朝練の様子はあまり見ていない。」と答えつつも、「ピッチャーとして投球練習をするとしたら、ブルペンが空いているのが朝しかないから、朝練に来て、朝の時間帯に投げるということも考えられるだろう。」と伝えた。

しかし、当該生徒は、このころ、朝練には毎日参加していなかったところ、「朝は苦手で、起きられません。」旨を述べた。■教諭は、当該生徒が朝練に行く意味を分かっていないと思った。■教諭は、当該生徒に対し、「例えば素振りであったら、別に学校でやっても、家でやっても一緒だとは思いますが。別に朝わざわざ7時30分に登校して、学校で素振りしなくても、夕方に練習が終わってから家に帰って宿題して、その後に夜の11時でも12時でも素振りをする人もいるだろうし、別にどこでやろうが、その人の自由だと思う。ただ、やっぱりなかなか一人ではできないもので、そこに仲間がいればできるということがあると思う。とりあえず朝練に来てみれば、そこに仲間がいるわけで、来てみたら、誰かがキャッチボールをしようと言ってくれた、じゃあ、一緒にキャッチボールをやって、ノックをやってなどをやっているうちに、自然と練習する習慣が身についてくるという変化が生まれてくるはず。やっぱり朝練に行かないと否定するよりは、やはりまず一歩踏み出してみるべきではないか。まだ1年だからトライしてみてもよいのではないか。実際に、1イニング投げられるピッチャーになろうと思うのなら、どうしたらよいと思う？ピッチャーだったら、筋力トレーニングがいるよ、コントロールも必要だ。■の場合は、ピッチャーを始めたばかりなんだから、例えば、最初からブルペンを用意して、そこに捕手を用意して、どこに飛んでくるかわからない球を投げるということにはならなくて、自分で150球、壁に的をつくって投げて、壁投げを試みる。最初は、10メートルの距離から投げて、そのうちに15メートルになって、最後は18.44メートルという距離にして、自分の中で変化を積み重ねていって、それで投げられるようになったら、捕手に座ってもらって、投げる。そしたら、みんなからきっと驚かれると思うよ。」と話した。

しかし、これに対して、当該生徒からは、朝練に出るようにしますというような反応はなかった。■教諭は、「朝練は自主練だから強制はしないけど、一人でできる練習として、壁投げを1日150回、素振りを毎日300回するとかがある。」と言い、「先生が思う君はね。ピッチャーをするにはまだまだ時間がかかると思うよ。エースを狙うには、半年くらい下地を作る必要がある。しかし、狙っていれば必ずチャンスが訪れる。アウトローの制球を意識しよう。打撃は面白いものを持っているから、しっかり振れる力をつけよう。」と言って面談は終了し

た。■教諭は、同旨のことを「野球部面談カード」に記入し、記録に綴じた。このときの面談の後半は、■教諭が当該生徒に対して一方的に話をして終わった。

なお、■教諭によれば、冬季は朝練への参加者が減るものであり、当該生徒だけが朝練に来ていなかったわけではない、とのことである。他方で、■教諭としては、勉学に励みながらも、朝練に来ている野球部員については、よく頑張っていると内心では評価していた。

加えて、冬季の野球部の練習は、自分の姿が見えるガラスの前で素振りをする、キャッチボールをする、トスバッティングや、ピッチングマシンを使ってネットに向かって打つ、部員同士でノックをする、ウエイトトレーニングをする、というような内容であった。

当該生徒は、この面談後、放課後の野球部の練習の際には、グラウンドのライトの奥の方の壁で、一人で壁投げをするようになった。当該生徒は、他の野球部員からは、離れて一人で練習することが増えた。

なお、壁に向かって投げるといふ練習について、当委員会の聴き取り調査において、小学生や中学生がする練習なので屈辱的に感じるのではないかと述べる元部員がいた。

(カ) 1月31日(上記(オ)と同日)

当該生徒は、この日の部活動を終えた後、野球部日誌に、「1死1塁のエンドランはライトまで飛ばないと練習にならなかった。でも、自分は全てファーストゴロかセカンドゴロだった。■がないので、サードを頑張りたい。ピッチャーも頑張りたい。1死2, 3塁は、ギャンブルスタートができた。累上でランナーが2人いるときに、両方にタッチしたら、後ろのランナーがアウトになるのは、知っていた。でも、どちらを先にタッチするのが最も良いのかは、よく分からなかった。分かる人に聞きたい。」と記述した。

これに対し、■教諭は、(当該生徒の「ライトまで飛ばないと練習にならなかった」という記述部分について)「果たして、そうでしょうか?あの練習は、ライト前ヒットからサードまで走る練習をしているのでしょうか?エンドランをかければ、必ず、ライトまで球は飛びますか?セカンドゴロはないですか?我々は、ベーランをしているのではないのです。『判断力』の練習をしているのです。昨日、■にはセカンドゴロかライト前かの判断をどのようにするかヒントを一つ与えました。→これは高校で身につけてほしいレベル。■も人一倍の努力を!!」とコメントを記入し、(当該生徒の「どちらを先にタッチするのが最も良いのかは、よく分からなかった。分かる人に聞きたい」という記述部分について)「これは、中学生でも知っているレベル。」とコメントを記入した。

(キ) 2月3日~5日

当該生徒は、2月3日から5日まで、当該校の学校行事に位置づけられてはいるが任意参加のスキー合宿に参加した。スキー合宿に参加したのは、野球部員では、当該生徒と■■■■の2人だけであった。

この出来事に関し、前提として次のような事実があった。当該生徒は、平成23年12月にはスキー合宿への参加申込みをしたが、当該生徒が参加申込書を当該校に提出する前日においては、野球部の同級生(高校1年生の部員)の間では、皆、スキー合宿に申し込むような雰囲気であった。しかし、実際に、参加申込書を提出したのは当該生徒と■■■■の2人だけであった。当該生徒は、参加申込書を提出した後に、上級生の先輩から下級生に対して、野球部では、スキー合宿に参加すると、その後の春季大会の試合に出してもらえなくなる(背番号がもらえなくなる)ということが伝えられていたことを知った。当該生徒は、既に参加申込書を提出していたことから、当該生徒の母に対して、どうしようかと相談した。当該生徒の母は、「1年生だと試合に出してもらえとか関係ないのではないの。■■■■君に頼んで一緒に行ってもらうようにしたらいいじゃない。」とアドバイスした。当該生徒は、■■■■に頼んで、■■■■にもスキー合宿に参加してもらった。他方、■■■■は、スキー合宿への参加をやめた。実際にも、■■■■教諭は、スキー合宿への参加者のリストを見て、2年生の部員に対し、紅白戦がある日にスキーに参加することはどう思うかなどと、スキー合宿に参加する部員について否定的なことを言っていた。

なお、■■■■教諭は、当委員会の聴き取りにおいて、「スキー合宿は、自主参加であり、基本的に、参加しないものである。自分としては、スキー合宿の参加者リストを入手することができるので、それを見て、参加する野球部員は3月の春季大会はやる気ないのだろうと判断する物差しにしていた。かつて、野球部員に対し、スキー合宿に参加する者は目標を持っていないという話をしたことがあり、これが先輩から後輩に受け継がれていたのだろう。」という認識を述べた。

(7) 2月6日

当該生徒は、スキー合宿が終わった日の翌日、野球部の練習に参加した。この日、■■■■は、野球部の活動を休んだ。この日、当該生徒は、野球部日誌に、「金・土・日でスキーに行っていて体がなまっていた。アップから息があがりそうだった。ティーバッティングはライト前に2本打てた。結果はあまり意識したくないけど、置きティーで始めて、ライトにもっていったので、うれしかった。ランナーでは、2塁ベース手前で3塁ランナーコーチを見るのを意識した。きわどいタイミングのあたりは、ランナーだけでは判断できないので、ランナーコーチはとても重要だと思う。左ピッチャーからスタートをきるのができなかった。2回もひっかかってしまった。サードでは声を出せと言われ続けた。」と記述し、その後に改行し

て「もう自分の存在価値も目標も分からなくなった」と記述した。

この点、当委員会は、当該生徒の「自分の存在価値も目標も分からなくなった」という記述から、この日の練習で、あるいは、このころに、当該生徒の心身に苦痛を及ぼす重大な出来事があったのではないかと関心を持ちながら聴き取り調査に臨み、聴き取り調査に応じてくれた元野球部員である元生徒に対して、当該生徒がしんどい思いをしたような出来事として思い当たる出来事はなかったかなどと質問したが、元生徒らからは、何があったかは分からない、あるいは思い出せないという回答ばかりであった。

当該生徒が帰宅後、当該生徒の母は、当該生徒に対し、「今日、練習だったの？」と聞いたところ、当該生徒は、「何もなかった」と答えただけだった。当該生徒の父母から見て、このころの当該生徒は、全体的に元気がないように見えた（なお、当該生徒の父によれば、当該生徒は、高校1年生の秋ころから表情が乏しくなり、母との会話も減ったような気がする、とのことである。）。

(ケ) 2月7日

この日、野球部で、部員の自己啓発を目的としたミーティングが行われた。教諭は、「自分の長所を知ろう」というシートを使って、部員のやる気を引き出す目的で指導をした。具体的には、「己を知る」というテーマで自己啓発を行うことにした。教諭は、次のような流れをイメージしていた。すなわち、ポジション別にグループ分けをして、まず、各自、自分の良いところを挙げてみて、それをみんなに言ってみよう、そして、その後、各グループ内で話して、隣の人の良いところを紙に書いてみよう、その紙を順番にグループ内で隣に回していき、最終的に自分に返ってきたものを見たら、他人からはこんな風に良いように見られているのだなと実感できるはず、そして最後にみんなの前で僕にはこんな良いところがありますと胸を張って宣言させ、最後に、冬の練習を頑張っていこう、というような流れであった。

このようなイメージのもと、教諭は、まず、部員一人一人に自分の良いところを発表させた。発表する部員は、テンションを上げながら、自分の長所を述べ、それを聞いた他の部員も盛り上がっていた。ところが、当該生徒の順番が回ってきたとき、当該生徒は「(僕には長所は)ありません」と一言だけ言った。それを聞いた他の部員ほか全員(教諭も含めて)が、一瞬で静まり返った。教諭は、他の部員たちが聞いている状況で、「けど、そんな人でも、今日は何かいいことが1個でも2個でも見つかる」と話した。

その後、このミーティングは、教諭のイメージしていた流れのとおりに進んでいった。最後に、改めて、自分の良いところを部員一人一人が宣言していった。このころには、場は盛り上がり、部員が宣言する都度、それを聞いていた他

の部員は、拍手をした。当該生徒も、他の部員が指摘してくれた良いところを自分の長所として述べ（これについて、具体的にどのようなことを述べたのかは明らかではない。当委員会による調査に協力してくれた元部員の中で、このときの当該生徒の発言内容やこのミーティングでの当該生徒の様子を覚えている者はいなかった。）、他の部員から拍手を受けていた。

■教諭は、このミーティングが行われた翌日である同月8日、野球部日誌の2月6日付のところに書かれた当該生徒の「もう自分の存在価値も目標も分からなくなった」という記述に対して、「何故？昨日のミーティングで変化はあったかな？」とコメントを記入した。

(コ) 2月11日

この日、野球部の活動があったが、当該生徒は休んだ。もっとも、当該生徒は、母に対し、「1月の年初めの野球部の練習で、■の登山に参加できていなかったの、引き締めたい、気合を入れたいから、■に登ってくる。」と言って、1人で■に登った。■

(カ) 2月15日

この日、■教諭は、野球部のミーティングで、野球部員全員に心理的競技能力診断検査を実施した。当該生徒の結果は総合「2」であった。■教諭によれば、「2」という評価は、競技者としてメンタルが弱いことを意味するとのことである。■教諭は、この検査を実施するに際し、部員らに対し、「何々するんだという強い意志があるやつの方がメンタルも強い」などと話した。

当該生徒は、同日の野球部日誌に、「『～したい』とか『～しようと思う』じゃなくて、『僕は～する』というようにする。心技体の『心』を強くするために、明確な目標設定をして、考えがぶれたりしないようにしっかりと自分を表現するようにする。さっそく、夏までに1イニングをきっちり抑えられるピッチャーになるという目標を達成するために、朝練に出て、ウェイト、壁投げを頑張る。」と記述した。

これに対し、■教諭は、「別人のようなノート。本当に■??と思うほど。その思い続けて下さい。人は無限に変われます。高校生の君らだからではなく、30を過ぎた先生でも、のぞめば変われます。(もちろん、先生はのぞんでいます)選手の行動というものは、先生にとって一番の刺激。■のこのノートにも、大きなエネルギーをもらいました。」とコメントを記入した。

その後、■教諭は、上記の心理的競技能力診断検査の結果を部員らに返却する際に、当該生徒に対しては、自信や決断力が低く出ていること、自信をつけるためにすべきことなどを話した。

なお、上記野球部日誌の記述から、当該生徒が、このころも、一人で、壁投げの練習をしていたことが分かる。

(シ) 2月上旬～中旬ころ

このころ、野球部員の中で、野球部を退部したいと明確に言い始めた生徒がおり、そのような生徒としては、[]らをはじめとして複数名いた。野球部員の[]は、[]教諭に対して、野球部を辞めたいという人が多いが、どうしたらよいですかと相談に行くなどしていた。

当該生徒も、このころ、[]に対し、野球部の練習が終わる度に「なんかやる気が出ない」と言うようになった。

(ス) 2月中旬ころ

当該生徒は、2月中旬ころ、[]に対し、「野球部が面白くない、勉強したい」と話した。これを受けて、[]は、当該生徒に対し、「一緒に先生のところに行こう」と言い、[]も呼んで、野球部の部長である[]教諭のところに当該生徒を連れて行った。

当該生徒は、[]教諭に対し、「野球から離れたい」「野球をする意味が見当たらない。練習がきつい。勉強との両立が難しい」などと述べた。[]は、当該生徒に対し、「この土日を休んだら月曜日からテスト週間に入って部活は休みになる」とか、「頑張っただけでも練習においでよ」などと励まし、[]教諭も、「あと、数日乗り切ればテスト週間だから頑張ろう」と言って励ました。

その後、[]は、当該生徒を連れて、[]教諭のところに行った。このとき、当該生徒は、[]教諭に対し、「野球部で目標が見つからない」と述べた。[]は、当該生徒の気持ちを代弁し、[]教諭に対し、「俺と[]でお互いに1個ずつ今日はこれをするとか、これはできるようになるように頑張るとか、そういう目標をお互いで話し合っただけやる気を継続させていこうと思います」と述べた。

このようなやり取りがあった日も、当該生徒は野球部の練習には参加していた。

他方で、[]教諭は、[]教諭と[]に対し、当該生徒が野球部を辞めたいと言っているが、ちょっと今、目標を失っているようだから、1イニングきっちり抑えられるピッチャーになるという目標ともう1回向き合っただけ頑張るようにサポートしてあげてほしいと伝えた。


(セ) 2月17日～同月23日

当該生徒は、インフルエンザに罹患し、2月17日～同月23日まで学校と部活動を休んだ。


(ソ) 2月24日～3月1日





当該校では、学力テストが実施された。この間、野球部の正式の練習はなかったが、野球部員は「自主練」として放課後も野球の練習をした。当該生徒は、こ



の自主練には参加しなかった。


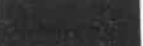

当該生徒は、同月24日の野球部日誌に、「テスト週間」と記し、2月23日までインフルエンザで学校や部活動を休んだことを記述した。これに対し、教諭は、「インフルとは、大変でしたね。こういう予測不可能な出来事に対しても、焦りではなく、『日頃の』行動が大事になりますよね」とコメントを記入した。

(夕) 3月2日

この日、当該生徒の同級生であるが、野球部を退部した。


教諭は、野球部を辞めたいと言ってきたについて、に対しては慰留したが、については特に慰留しなかった。


また、教諭は、が退部を申し出たその日の部活動において、兩名だけをグラウンドの端の方で走らせた。

前述のとおり、この年の2月ごろに、野球部を辞めたいと言いだめた生徒が複数おり、当該生徒もそのうちの1人だったが、結局、退部したのは、の2人だけであった。当該生徒は、に対し、「野球頑張ることにしたけえ」と言っていた。

なお、この日の野球部日誌に、は、次のとおり記述した。

「

これに対し、教諭は、「今回の2人に関しては、チームの在り方が問われる大きな問題であった。この冬だけで、2度も3度も同じことが繰り返されているようでは、チームも進歩がない。何か起きてからの後手の対応ではどうにもならないことが分かったであろう。これも日ごろから言っている準備の一つかもしれない」とコメントを記入した。

また、同じ日、も野球部日誌に次のとおり記述した。

これに対し、[REDACTED]教諭は、「結局、1年生大会～春解禁までのオフシーズン、1年生は辞めたいという人をどうやったら止められるかに振り回された3か月間であつたように思える。」とコメントを記入した。

ところで、当該生徒は、遅くとも平成24年3月はじめころには、[REDACTED]教諭に対し、「やっぱり僕はバッターがいいです」と伝えた。[REDACTED]教諭は、[REDACTED]教諭に対し、「[REDACTED]はピッチャーとしてではなく、バッターとしてやっていきたいと考えている」と報告した。

(f) 3月3日

当該生徒は、野球部日誌に、野球部の練習で一本打ちやフリーバッティングをしたことを記述し、「褒められたりすると、いつもなら、打てなくなったりして、調子がくるうけど、今日は、全くそんなことなかった。自分が変わった気がした。」と書いた。また、「[REDACTED]のことは、残念だと思う。特に[REDACTED]は同じ[REDACTED]中出身として、止めることができなかったことが、悔しいし、自分に腹がたつ。自分はやめる気はないので、これ以上、[REDACTED]のような人を出さないために、1年生とは、よく話して、コミュニケーションをする。」とも記述した。

これに対し、[REDACTED]教諭は、「バッティングについては、以前から、いいものを持っていると伝えてあります。自分がどう思っているのかは知らないが、少なくとも周りは評価しているのです。」とコメントを記入したが、[REDACTED]が退部したことについては、何もコメントをしなかった。

(g) 3月9日

当該生徒は、この日、足首が痛むから病院に行きたいという理由により野球部の練習を休んだ。しかし、実際には、病院には行っておらず、部活動を休むための方便であった。

このころも、当該生徒は、母に対し、「野球をするのがしんどい、行きたくない、でも休めない」と言っていた。

(h) 3月11日

当該生徒は、この日、野球部日誌に、「ネット打ちは一年生だけだったので、たくさん打てた。少人数ゆえに練習量は多かったけど、準備がはかどらなかつたり、多人数ならではの声がなかった。・・・今とても打てそうな気がする。久しぶりの

試合なので、できないことをやろうとせず、できること、今までやってきたことをする。」と記述した。

これに対し、 教諭は、「俺が、操山に赴任した際の新チームは全員で12名ほどだったと思います。この人数でも遠征に行ったり、Wを3連続でやったりしていました。彼らは、それを不利と感じていたでしょうか？準備・整備・声など、自分たちの弱さと感じていたと思いますか？その昔、徳島県池田高校は、11人で甲子園に出場しました。大切なのは一人一人の思いです！当たり前前を当たり前前にできる。真っすぐな思いです！！」とコメントを記入した。

(ト) 3月12日

冬季期間が終了し、この日から、野球部では、対外練習試合を再開できるようになった。

(ナ) 3月14日

当該生徒は、この日、野球部の練習を休んだ。このころも、当該生徒は、 に対し、野球部を辞めたいと言っていた。

(ニ) 3月17日及び18日

当該生徒は、1泊2日の県外遠征（徳島県への遠征。富岡西高校、鴨嶋商業高校、城之内高校との練習試合）に参加しなかった。これは、当該生徒が、当該校で出された宿題をこなすため睡眠時間を削っており、当該生徒の母が当該生徒の体を気遣ったためであった。もっとも、当該生徒は、この遠征に参加しないことにした理由について、 に対しては、どうせ自分が行っても試合に出られないからと述べていた。

(ヌ) 3月22日

当該生徒は、この日も野球部の練習を休んだ。休んだ理由は、足首をねん挫したためであった。このころも、当該生徒は、 に対して、野球が面白くない、目標が持てない、と漏らしていた。

(ネ) 3月25日

野球部では、この日から春季大会が始まった。当該校は、私立関西高校と試合をした。試合は、0対5で敗戦した。当該生徒は、野球部日誌に、敗因を書き、次戦の岡山商大戦に向けて練習を頑張る旨を記述した。なお、これに対する 教諭のコメントはなかった。

(ノ) 3月29日

当該生徒は、この日も、野球部の練習を休んだ。なお、野球部では、このころ、

 これにより、野球部のマネージャーは、当該生徒の1学年上の女子マネージャー2人だけになった。

(2) 当該生徒が高校2年生のとき（平成24年度）

ア 野球部を退部するまで

(ア) 4月2日～4日

当該生徒は、体調不良を理由に、この3日間も野球部の練習を休んだ。これに関し、当該生徒は、同月1日ころ、[]に対して、4月2日～4日まで野球部の練習を休みます、とメールをしていた。

(イ) 4月7日

この日、当該校の野球部は、岡山県立東岡山工業高校と対戦した。試合結果は、13対3で勝利した。当該生徒は、野球部日誌の中で、先輩の[]が活躍したことを書いた。また、「行きのバスの中で寝てしまった。緊張感の無い自分が情けなかった。県大会へいくためには、もう負けられない。どんな相手になっても迷ってはいけない。選択肢は1つだけ。ただ『勝つ』だけ。」と記述した。

これに対し、[]教諭は、「寝るのがダメ、起きているのがいいのではない。気持ちが入っていれば、あの移動で寝ることなどあり得ない。寝れないのだ。もちろん興奮しすぎもよくないが、出発はゲームの2時間前というところからも、寝ることがどういうことかよく分かる・・・」とコメントを記入した。

なお、[]教諭は、部員に対し、試合前は寝ないように、寝そうな部員がいたら起こすようにと指導していた。試合前に寝ると、試合開始時の体の状態が万全でなくなるからというのが理由であったが、[]教諭によれば、そもそも、試合前は気合が入っているはずであり、眠くなるはずがない、眠くなるというのは、気合が入っていない証であるという考えからでもあった。

(ウ) 4月14日

この日、当該校は、私立岡山学芸館高校と対戦した。試合は0対8のスコア負けであった。この試合は、平成24年度春季岡山県高等学校野球大会東部地区予選の代表決定進出戦であったため、[]教諭としては、ぜひとも勝利をしたいと考えていた。岡山県内では、野球の強豪校としては、関西高校、学芸館高校、城東高校などがあるが、上記予選大会では、それら高校がいずれも既に2敗しており、混戦状態になっていたため、番狂わせで、当該校が勝利することを期待していたのである。

当該生徒は、野球部日誌に、「勝ちを意識し過ぎた結果、地に足がついておらず、緊張してかたくなっていた。・・・ここぞという時の1本が出なくて、点をいれることが出来ず、操山の負けパターンだった。ここからは切り換えて夏に向けて、この春の課題の克服ができるように努力していく。」と記述した。

これに対し、[]教諭は、「勝ちを意識しすぎたら、地に足がつかなくなるのか？」

の目にはそううつったのだろう。この春季大会、勝つことしか意識していなかったし、そのための練習をしてきた。『勝ちたいな〜』では勝てないことはずっと経験してきた。結局、何が何でも勝つんだという執念はまだ足りないし、これ以上出したら自分の心がつぶれるという弱さ、モチベーションの低さ。要するに全てが弱い・・・甲子園に行きたくて学芸に入り、城東に入り、そういった連中と、『なんとなく楽しかった』『ぼうずにしなくてよい』等の理由で入部した連中、どうやってこの差をつめていくかが一番の課題」とコメントを記入した。

(エ) 4月24日

この日から、野球部では、新1年生を含めた新体制になった。当該生徒は、野球部日誌に、抱負を語り、自分の強みをボールにバットに必ず当てられることであり、三振したことがないことであると記述した。

これに対し、教諭は、「の打撃はこちらも早くから見抜いていました。もちろん、にも伝えていましたよね。絶対にチームの中で埋もれてはいけない力だと思っています。三振をしたことがないという人に初めて出会いました。もしかしたら、そのセンスは、こちらが思っている以上にすごいのかもかもしれませんね。1年生に追われることよりも、目の前にいるなどの選手に追いつくことに目を向けよう！そうすれば、必然的に1年生も引き離すことになる！！」とコメントを記入した。

他方で、教諭は、当該生徒の「三振をしたことがない」という記述に疑問を感じていた。教諭は、教諭及び教諭との間で、「野球をやっている子たちで実際に三振をしたことのない子なんて世の中にいるのかな。それにもかかわらず三振をしたことがないって、こうやって断言するのは、どうしたのだろうか」と話題にした。教諭としては、当該生徒が、自分の存在価値というものにこだわりを持っていて、つい最近までは部活を辞めたいと言っていたにもかかわらず、このような記述をしてきたことにギャップを感じた。教諭は、当該生徒は気分が高揚していると思った。しかし、当該生徒の父母によれば、当該生徒について、このころ、特段、気分が上向きであるというような印象は受けなかったとのことである。

(オ) 5月1日

この日、当該生徒は学校を早退した。早退の理由は、当該生徒が、当該校の宿題をこなすのに必死であり、深夜まで宿題をすることが多く、睡眠不足だったことが影響したものである。なお、当該生徒の父母によれば、このころ、当該生徒は、父母の前では、気分が落ち込んでいるような様子であった（例えば、外食に父母と一緒に went したがらないということが続いていた。）。)

(カ) 5月2日

この日も野球部の活動があった。当該生徒は、野球部日誌に、「2年、1年だけの試合で、2年生が中心だということで、緊張感や自分がやらなければならないという責任感が持てた。サードでフルで出場できて自信になった。」「心も技術もまだまだだということが分かった。」「ここ最近で、試合に出ることに慣れてきた。」などと記述した。

これに対し、■■■■教諭は、「一番の変化は、『自分も試合に出るんだ!』という精神的な成長。決してつかみとったチャンスではなく、与えられたチャンスからだったが、よく離さずにいると感じます。では、『試合に慣れた』という■■■■。もっと周りもみよう。自チームの陣形をみたり、打者の特徴をつかんだり、ベンチ(3塁側)の指示をきいたり、本当はもっともっとすべきことがあって、それらは、歯をみがいたり、風呂に入ったりというくらい当たり前の習慣だということに気づいてほしい。その習慣を身につけることが『慣れ』ですよ。」とコメントを記入した。

■■■■教諭は、試合でプレーをしている当該生徒の様子を見て、当該生徒は、中学でも野球をしていたというが、中学でも中心選手ではなかったであろうし、試合に出ていなかったのであろう、と考えていた。

(キ) 5月3日~9日

当該校の野球部では、ゴールデンウィーク中に、対外練習試合を連続で組んだ。■■■■教諭にとっては、これらの試合での部員のプレーは不甲斐ない内容であった。そこで、■■■■教諭は、部員に対し、ゴールデンウィーク明けの5月7日から9日までの3日間で、罰として、1日10キロ走るというトレーニングを課した。なお、5月10日からは、当該校はテスト週間(テスト1週間前から始まる、部の活動制限期間である。ただし、自主練は禁止されていない。)に入ることになっていた。

当該生徒は、野球部日誌に、「3日間計30kmを無事、走りきることができた。この達成感はなかなか味わえないものだと思う。罰としてやっていることだけど、自分はこれだけ走り切ったという自信になった。・・・この3日間の延長でテスト週間もランメニューを継続し、積み重ねていく。」などと記述した。

これに対し、■■■■教諭は、「寒い冬の日の10kmと暖かい春の日の10km。感じ方が違うでしょう。暑い夏の日の10kmはどうなんでしょね?自分たちが最後のたたかいをする舞台は夏です。7月であれ、8月であれ、夏です。夏に全力を出し切れるトレーニングを5、6月にしっかりやりたいですよ。」とコメントを記入した。

なお、■■■■教諭によれば、野球部員に「罰」を課したことがあった、先輩のミスの後輩も被ったことがあった、その罰としては、10キロランをさせたことがあった、チームとしての連帯責任で部員全員を走らせたこともあった、とのことであった。

(ク) 5月17日

当該生徒は、定期テスト期間中に野球部の自主練に参加した。なお、当該校では、定期テストが始まったら、自主練である朝練も禁止されていたが、放課後の自主練（ただし、ボールを使う練習は禁止であった。）は禁止されていなかった。

当該生徒は、野球部日誌に、「テスト1日目」と記し、「打席で頭の中では良いイメージがあるのになかなか思うようにいかなかった。・・・プロ野球では3割打てれば一流と呼ばれる。つまり、プロの一流選手でも3割もしくはそれ以下しかイメージ通りに打てていないことになる。だから、僕みたいな未熟な選手がイメージ通りに打てることなどほとんどない。イメージは大切だけど、理想の自分の姿に縛られていては、本当の自分を出すことはできないので、打席には、ただ来た球を打つといったシンプルな意識で入る」などと記述した。

これに対し、■■■■教諭は、「プロの選手が3割。だったら高校は2割??打者が未熟ならば投手も未熟!甘い球を平気で続けて投げてくれる。理想を追求せずしてどうするか?プロの選手は、高校時代5割ほどの打率を残していますよね。三振をしない■■■■が、三振をしました。それはダメなことか?それとも成長か?」とコメントを記入した。■■■■教諭のこのコメントは、当該生徒が、ゴールデンウィーク中の練習試合で三振をしていたことを踏まえたものであった。

(ケ) 5月26日

野球部では、この日、鳥取へ遠征に行った。日帰りの遠征であり、練習試合で、鳥取県立鳥取商業高校と鳥取県立鳥取中央育英高校の2校と試合をした。

当該生徒は、いつものとおり、試合前のノック練習に参加していた。このノック練習の際、外野からのノックの返球が■■■■教諭に当たってしまった。野球部員の間では、当時、■■■■教諭にノックの返球が当たったとき、恒例の“エンジョイタイム”が始まると言われていた。“エンジョイタイム”というのは、■■■■教諭が、ノックを受ける選手の左右に、連続して、捕球しにくい、または、捕球できない打球をあえて打つ、というものである。“エンジョイタイム”は、捕球できるまで続くのが通例であった。この日も、■■■■教諭は、ノックの返球が自分に当たったことにヒートアップした。このとき、ちょうどサードのポジションでノックを受けていた当該生徒が、この“エンジョイタイム”を受けさせられることになった。当該生徒は、捕球することができず、また、苛酷であったため声も出なくなった。結局、当該生徒は、このようなノックを3、40球受けた。■■■■教諭は、ノック中に、当該生徒に対し、「声を出せ」と怒鳴りつけていた。■■■■教諭は、当該生徒に捕球できなくても食らいついていく姿勢が見受けられないと考え、「気合がないのなら、帰れ」「声が出せないのなら、帰れ」「いらんわ。おまえなんか制服に着替えて帰れ」と怒鳴った。当該生徒が、オロオロしていると、■■■■教諭は、当該生徒に対し、「ベンチにも入るな」

と言った。当該生徒が、ノックが終わって引き上げてきたときに、 らは、当該生徒に対し、「気にするな」と声を掛けた。当該生徒は、制服に着替えた上で、練習試合の2試合とも一塁側のバックネット裏にいて試合を見ていた。 は、バックネット裏で試合を見ている当該生徒に対し、「あまり気にするなよ」と声掛けしたが、当該生徒は落ち込んでいた。

また、鳥取での練習試合からの帰りのバスの中で、 教諭は、不甲斐ない試合内容であったことに怒り、朝早くからの遠征であったにもかかわらず、部員らに対し、「寝るな」「自分たちで反省して考えろ」「試合を振り返って反省点を30個挙げる」と言った。部員たちは、バスの中で寝ずに過ごし、反省点を出し合った。

当該生徒は、帰宅後、疲れた様子で、母に対し、「行っても意味がなかった」と話した。

当該生徒は、この日の野球部日誌に、練習試合を見ていた感想を記し、「今日の自分の守備はめちゃくちゃだった。今度は切り換えてノックを受ける」と記述したが、 教諭からは何もコメントはなかった。

なお、 教諭によれば、日々の練習で部員を叱っていたとのことである。ノックをするとき、 教諭は、特に熱が入っていた。 教諭は、ノック中は、ノックバットで球を打つ 教諭と、ノックで球を受ける野球部員との「対」のぶつかり合いであると考えており、「声を出せ」とか「とれよーが（取れるだろう）」などとずっと怒鳴っていた。

(ク) 5月30日

この日、当該生徒は学校を早退した。当該生徒の父母は、この当時、この日に当該生徒が早退したことに気づいていなかった（当該生徒の父母によれば、当該生徒が自死してから知ったとのことである。）。

(カ) 6月2日及び3日

当該校の野球部で、1泊2日の遠征に出かけた。この2日間で、神戸市立兵庫商業高校及び滋賀県立守山高校との練習試合をした。なお、当該生徒は、いずれの試合にも出してもらえなかった。

当該生徒は、野球部日誌に、練習試合を見た反省点を記述した。

これに対し、 教諭ではなく 教諭が次のようなコメントを記入した。

「打線に波があるのは仕方がないものです。甲子園を優勝するチームでも、プロでもあります。着眼点を“波をなくす”ことではなく“流れが来ていない時にいかに守り切るか”をもつことです。操山は“守”のチーム。また、この日誌からは、試合を客観的に見ることができているようですが、“自分がどうするのか？”というのがみえてきません。“こういうところがダメやと思ったから、自分はこうした”というものがなければ、ベンチ入りは難しいかもしれませんね。」

このころ、当該生徒は、[] などに対し、「[] 教諭から怒られるから面白くない、練習がきつい、野球部を辞めたい」と言っていた。当該生徒は、6月10日の朝日高校戦の前に野球部を辞めることを[] 教諭に言おうと考えていたが、他の部員に対して、「朝日高校戦での自分の出来を見てから考える」「朝日高校戦が引退試合かなあ」などと言っていた。

(シ) 6月5日

当該校では、「高校生活に関するアンケート」を実施した。当該生徒は、現在悩んだり、困ったりしていることとして、「学習・授業について」「校内の友人関係について」及び「校外の友人関係について」を選択し、「先生との関係について」「部活動について」は選択しなかった。また、当該生徒は、いじめられた経験があると回答し、いじめの時期について、「高校1年時」「高校2年時」及び「現在」の3か所を選択し、いじめの内容について「あだ名」を選択した。

なお、当委員会は、当該生徒と高校2年生のときに同じクラスだった元生徒からも聞き取りをしたが、クラスメイトの中で当該生徒と親しい関係にある者が、当該生徒のことを「[] 」と呼んでいたという事実は確認できたものの、これ以外に「あだ名」に該当しそうな呼ばれ方をしていた事実は確認できなかった。ちなみに、当該生徒は、普段から、同級生の野球部員からは「[] 」と呼ばれていた。当委員会の調査では、当該生徒が、「[] 」と呼ばれていることを苦痛に感じていたと認定できるだけの情報は得られなかった。

(ス) 6月10日

この日、野球部では、岡山県立岡山朝日高校との練習試合が行われた。この日も、試合前に全体でノック練習を実施した。しかし、[] 教諭から見て、全体的に、ノック練習での部員らの出来が悪かった。[] 教諭は、試合開始前から既に機嫌が悪い様子であった。

朝日高校との練習試合は、2年生だけで行われる試合であったこともあり、当該生徒は、サードのポジションで試合に出場した。しかし、外野からのカットプレーで、中継でショートが入り、ショートからサードに送球された球について、サードの当該生徒が後逸するというミスをした。このミスにより相手チームに1点を献上することになった。これに対し、[] 教諭は、当該生徒に対し、「2年生なのに、そんなことをしていいんか! 」と怒鳴った。また、[] 教諭は、当該生徒が声を出せていないことについても怒った。

また、試合中に、ツーアウトで走者が1、2塁にいる状況で、打者の打球がサードゴロとなり、当該生徒の方に転がってきた。当該生徒は、これを捕球し、2塁からの走者にタッチしようとした。野球のルール上では、このような状況であれば、ボールを捕球してサードベースを踏めば、2塁から3塁に走ってきている走者はア

ウトになるのであるが、■■■■教諭は、このプレーを見て激怒し、当該生徒に対し、周囲にも聞こえるくらいの大きな声で「ルールを知らん三塁じゃから、誰か三塁にルールを教えちゃれ」などと罵った。これを見ていた部員の中には、「そこまで怒らなくても」と感じた者もいた。

もっとも、同じ試合で、当該生徒は、難しいサードゴロを捕球してアウトにするというプレーをして見せたこともあり、■■■■教諭は、これに対し、「ファインプレー」と励ます言葉も掛けていた。また、当該生徒は、同じ試合で、打者としてヒットも打ち、当たりの良いセンターライナーも打っていた。

しかし、当該生徒は、上記のとおり、■■■■教諭から激怒されていたことから、心の切替えができなかった。結局、当該生徒は、試合途中で交代させられた。

応援に来ていた保護者の中には、試合中の■■■■教諭の部員に対する叱責があまりにもひどいと不愉快に感じた者が何人かいた。

試合後、■■■■は、当該生徒に声を掛けた。しかし、当該生徒は、暗い表情で「俺はもう無理だ」と話すだけで、これ以外にはほとんど話さなかった。■■■■は、当該生徒に対し、「そんなこと言わずに頑張ろう」と声掛けをした。当該生徒は、この日一緒に帰っていた■■■■に対して、「結果がよくなかったから、野球部を辞めるわ」と辛そうな表情で語っていた。

当該生徒は、帰宅後すぐ、母に対して、焦点が合っていない目で「もう耐えられない。もう嫌じゃ。もう辞める」と言い、野球部からの退部を決意した。当該生徒の母は、当該生徒の父が高校生のときに1年で野球を辞めたことを知っていたこともあり、当該生徒に対し、「野球を続けてほしい」と言ったが、当該生徒の野球部を辞めるという意味は固かった。当該生徒の父母は、当該生徒に対し、「どうしても辞めたいのであれば、勉強に専念しなさい。勉強するのであれば、辞めて構わない」旨言った。

(七) 6月11日

当該生徒は、この日、野球部の朝練には参加せずに、当該校の授業が始まる前の時間帯に、体育教官室まで行き、■■■■教諭に対して、野球部を退部したい旨述べた。

■■■■教諭は、当該生徒に対し、「何で今の時期なん？夏の大会前の3年生の気持ちが分からないのか。チームの士気が下がるだろう」「何で退部したいのか」と聞いた。また、■■■■教諭が、「保護者には、相談したのか」と聞いたところ、当該生徒は、「しました」と答えた。続けて、■■■■教諭は、当該生徒に対し、「なんて言われたの？やめてもよいといったのか？」と質問した。すると、当該生徒は、「勉強するのならやめても良いと言われた」と答えた。■■■■教諭が「勉強するのか」と聞くと、当該生徒は「はい」と答えた。■■■■教諭は、「部活辞めても勉強できないぞ」と言ったが、当該生徒は「辞めます」と答え、■■■■教諭が「チームメイトには話をしたのか」と

当該生徒は、情報の授業後に、情報科目の[]教諭に対し、マネージャーについてのアドバイスを求めた。[]教諭は、当該生徒に対し、「マネージャーというのは、部の方針に基づいて選手を管理していく立場であり、なかなかやりがいのある仕事だ」という趣旨のアドバイスをした。

このころ、当該生徒は、当該生徒の母との間で、勉強をあまりしないのなら部活動をするという話をしており、卓球部に入るかとか、野球部のマネージャーだったら戻りやすいのではないか、などの話をしてきた。当該生徒の母は、当該生徒に対し、「勉強があんまりなら、部活を頑張る?」と言っていた。

(エ) 7月13日ころ

当該生徒は、このころ、[]と一緒に、図書館で大学のことを調べた。

(オ) 7月15日及び21日

当該生徒は、同月15日、[]と一緒に、第94回全国高等学校野球選手権岡山大会(岡山県地区予選[エイコン球場])の当該校の野球部の試合の応援に行った。また、同月21日にも、当該生徒は、母と一緒に、同じ大会の試合(マスカットスタジアム)の応援に行った。これらの試合では、当該校の校長や学年主任なども応援に来ていた。

同月21日の試合で、当該校の野球部は敗戦した。これにより、当該生徒の一つ上の学年(3年生)の野球部員は、野球部を引退することになった。その同級生(3年生)の女子マネージャーも引退することになるため、野球部にはマネージャーが一人もいなくなった。

同月21日の試合が終わった後の帰り道で、当該生徒の母が、当該生徒に対し、「3年生が引退してもう2年生の代になるね。野球部のマネージャーになる?」と聞いたところ、当該生徒は、「いや、おれ、そのつもりだった」と発言した。

なお、当該生徒は、このころ、同級生の女子生徒である[]などに対し、一緒に野球部のマネージャーにならないかと誘っていた。しかし、[]らは、それを断っていた。また、当該生徒は、[]に対して、「マネージャーとして野球部に戻ろうと思うんじゃけど」と相談していた。更に、当該生徒は、母に対し、「野球部に選手として戻りたいが、[]教諭に怒られるのは嫌。怒られずに戻る方法はマネージャーだと考えた」と述べていた。また、当該生徒は、当該生徒の父に対しても、マネージャーとして野球部に戻ることを考えていることを述べていた。これに対し、当該生徒の父は、「マネージャーで戻るんだったら、止めておけ。戻るとしたら、選手の方がよいのではないか」と言っていた。

(カ) 7月22日

当該生徒は、この日、マネージャーとして野球部に復帰することを決意し、2年生の野球部員全員に、「マネージャーで戻ろうと思いますが、異論ありませんか」と

メールを送信した。■は、「いいよ」と返事をした。■は、「異論ないです。戻ってきてくれてありがとう」と返信した。■は「お帰り」と返信した。■は「先生に対して、しっかり何回も食らいついて頑張り」と返信した。また、■が「■先生には言ったん？」と返信したところ、当該生徒は、「明日の朝、言いに行く」と返事をした。なお、当該生徒が野球部に戻った理由に関して、複数の生徒が、当該生徒から直接「マネージャーだったら怒られない。野球に携わりたいけど怒られるのは嫌だ」と聞いていた。

ウ マネージャーとして野球部に復帰後自死に至るまで

(ア) 7月23日(月)

i マネージャーとして野球部に復帰

当該生徒は、この日、野球部の朝練開始の時間に間に合うように自宅を出た。当該生徒は、体育教官室(建物の2階にある)の扉前にある階段付近にいて、■教諭が現れるのを待った。当該生徒は、■教諭を待っている間、部室の鍵を取りに体育教官室内に入ろうとする■と出会った。■は、当該生徒がマネージャーとして戻ってくることを知っていたこともあり、当該生徒が、■教諭にマネージャーとして戻りたい旨を言うために、そこで■教諭を待っているのだとすぐに分かった。当該生徒は、■とお互いに「おう」という挨拶をした。

午前7時30分ころ、当該生徒は、■教諭が現れたことから、体育教官室の扉の前で「マネージャーとして戻りたいです」と申し出た。■教諭は、「えっ」と言って相手にしない態度をとった。当該生徒が、もう一度「マネージャーやらしてください」と言ったところ、■教諭は、また相手にしない態度をとった。当該生徒が、それでもめげずに「マネージャーとして戻してください。お願いします」と言ったところ、■教諭は、「正直、マネージャーは無理よ。できないだろ」と言い、「お茶だけ入れておけばよいと考えていないか。勉強はできているのが」「それは難しいと思うよ、マネージャーは」と言って取り合おうとしなかった。しかし、当該生徒は、もう一度「マネージャーさせてください」と強く言った。これに対し、■教諭は、「やってみれば。中途半端な気持ちではダメ。もう辞められんぞ」「今日ミーティングから入ってみるか」「おまえ、1回辞めとんじゃけーな」「1回辞めたんじゃから、覚悟はできとるんじゃろうな」などと言った。当該生徒が、「それでも、やらせてください」と言うと、■教諭は「それならいい」と応えて当該生徒の野球部への復帰を認めた。これにより、当該生徒は、ただ一人の野球部のマネージャーになることになった。なお、■教諭は、当該生徒に対し、マネージャーの仕事の内容を説明したことはなかった。

当該生徒は、■教諭にマネージャーとして復帰することを承諾してもらった後、

野球部の部室に行った。このとき、部員の [] が、当該生徒に声を掛け、「 [] 先生から、怒られなかったか？」と聞いた。すると、当該生徒は、「怒られなかった」旨答えた。当該生徒は、 [] と一緒に部室の清掃や整理整頓をした。

その後、午前中に、当該生徒は、当該校の補習授業に出席した。この補習授業の間の休み時間に、 [] は、当該生徒に対して、「朝、 [] 先生に（マネージャーに復帰することを）言った？」と聞き、「どうだった？」と聞いた。すると、当該生徒は、「 [] 先生から最初は無視されたが、マネージャーとして戻ることを了承してくれた」「もう次、やめるようなことになったら、チームの士気を下げることになるから、絶対やめるなよみたいなことを言われた」と述べた。

ii 担任の [] 教諭との面談

午後1時から午後1時15分の間、当該生徒は、担任である [] 教諭との個人面談に臨んだ。このとき、 [] 教諭は、当該生徒に対して、進路に関し、 [] 大学への進学を希望しているが、学部を早く決めようという話をした。また、当該生徒が野球部のマネージャーに復帰したことも話題になり、 [] 教諭から「今度はもう辞められんけど大丈夫か」と聞かれると、当該生徒は、「はい、大丈夫です」と返事をした。また、6月5日に実施したアンケートで、当該生徒がいじめられた経験があるという項目（内容は「あだ名」）にマークをしていたことに関し、 [] 教諭が当該生徒に事情を聴くと、当該生徒は「間違っただけでマークをした」と答えた。 [] 教諭は、当該生徒の答えを疑って更に聞いたところ、当該生徒は、「 [] がいじられている」と他の生徒の名前を出した。当該生徒がQUの質問項目について、すべて「3」にマークしていたことから、 [] 教諭が、当該生徒に対してその理由を聞いたところ、当該生徒は、「眠たかったので適当にマークした」と答えた。

iii 野球部ミーティングでの様子

野球部では、この日、午後1時30分から午後5時まで、3年生引退後の新チーム発足後初のミーティングが行われた。当該生徒は、これに参加した。 [] 教諭と [] 教諭も同席した。なお、前年は、 [] 教諭も [] 教諭も、新チーム発足後の最初のミーティングには参加していなかったが、この年は参加していた。

このミーティングにおいて、 [] 教諭は、部員らに対し、「3年生が引退して新しいチームづくりをしていく、これを作るために一度壊す」と述べた。

[] の司会のもと、最初に、副主将2名、ポジションリーダー（バッテリ、内野、外野）各1名ずつ、1年生リーダー2名が決められていった。なお、主将については、既に [] が指名されていた。

その後、チームモットーとして、あらかじめ決められていた「『覇』～The Spirit of SHOHAKU～」が確認され、 [] 教諭から、「リーグ制覇・県制覇・中国制覇・全国制覇。そのためにも、我々がまず我々のチームを制覇する。己に勝利し、『継続

は力なり』を体で示す」という説明がなされた。そして、[REDACTED]教諭は、チームミッションステイトメントを考えるように指示を出し、その際、「チームとして、これだけは成し遂げる。『岡山操山高校野球部の象徴・証』というものを考えてもらいたい。結果目標ではなくて、過程目標を考えなさい」という指示を出した。引き続き、[REDACTED]の司会のもとで、それらを皆で話し合った。

その次に、部員同士で、チームテーマについても話し合い、「今秋」「1年生大会」「来春」「来夏」それぞれの大会の具体的目標についても話し合った。話し合いの結果、夏の目標は「県大会でベスト8」という目標に決まった。その後、このベスト8という目標を達成するために、何をしなければならないか、短期目標として何を設定するかなどを話し合った。話し合いの途中で、[REDACTED]教諭から、秋も春もベスト8を目標にするように言われたため、秋の大会も春季大会もベスト8がチームの目標になった。テーマは「攻める全員野球」「勝利への執念」に決まった。

以上のミーティングにおいて、チームテーマについて話し合われているときに、[REDACTED]教諭は、ミーティングの場にいるものの、何も発言せずに座っている当該生徒に対し、「マネージャーなら自分から気づいて板書くらいしろ、それくらい気遣いができんとマネージャーじゃねえぞ」「マネージャーなら、お前が書けや。マネージャーだったら、そんならいせーや」と強い口調で叱った。これを受け、当該生徒は、板書することになった（このときの[REDACTED]教諭の口調について、怒った感じの言い方であったと述べる元部員が複数いた。）。ちなみに、当時の部員らが知る限り、マネージャーがミーティングの板書をするように言われたことはこれまでになかった。

また、このミーティングで、それまでは朝練は各人の自由参加であったが、以後は、朝練の最初の15分から20分くらいは、マネージャーも含めて全員が集まり、全体練習をした後、自主練とすることに決まった。このため、当該生徒も朝練に参加することになった。

この日の野球部の活動は、このミーティングだけで終わった。

iv 帰宅後の当該生徒の言動

当該生徒は、帰宅後、母に「部員がみんな歓迎してくれた」と言って喜んだ表情を見せていた。

(1) 7月24日(火)

i 朝練に参加

当該生徒は、前日のミーティングで決まった内容に従い、マネージャーではあったが、朝練に参加した。朝練では、当該生徒は、部室の整理整頓をしたり、ジャグの準備やキャッチボールのタイム測定を行ったりした。ジャグは、お茶かポカリスエットで準備するのが通常であり、それらの粉は部室に買い置きされていた。

なお、当該生徒の母は、マネージャーは朝練に参加することはないと聞いていた

ので不思議に感じていた。

当該生徒は、朝練に参加した後、当該校の補習授業に出席した。

ii 放課後、野球部の練習に参加

この日、午後1時30分～午後5時まで野球部での練習があった。当該生徒は、この午後からの練習にも参加した。

この日の野球部の練習は、内野のポジションの部員にはノックの練習が行われ、外野のポジションの部員にはゴロで来た球を受けて送球するという練習が行われた。内野のノック練習では、1ポジションに何人かいて、一人が何本かノックを受けたら、次の人に順番が回っていくという手順で行われた。■教諭は、内野のノック練習で、ノックバットを持って、守備についている部員に向かって球を打った。他方で、外野の練習は選手だけで行われた。なお、ピッチャーは、ブルペンで投げる、筋トレをするなどの別メニューであった。

iii 7月24日及び25日の野球部の練習に関し、後に元部員が語った内容と■教諭の供述

7月24日及び同月25日の練習について、後に、■は、「地獄のようだった、暑かったし、■教諭もかなり怒った。ミスがある度に練習を中断し、『自分らで考えろ』と言われてたり、走らされたりしていた。先生も切れてピリピリしていた。プレーや態度、声などにかかなり怒っていた」と述べている。■は、「新チームがスタートして先生は厳しかった。きつくてやっていけるかなと思った。■教諭は『チームを1回へこませて、そこから上げていく。』ということ、リーダーミーティングのときに言っていた」と述べている。■は、「新チーム結成直後は、異常な叱り方だった」と述べている。■は、「かなりきつかった。1年前の夏と比べるとハードだった。これがずっと続くのかなと思った」と述べ、「めっちゃ疲れて行って、めっちゃ怒られたみたいなの」と述べている。■は、「それ以前の練習とは格段に厳しいと思った」と述べている。■は、「結構苛酷だった。暑かったし、きつかった。」と述べている。■は、「先生がめっちゃ怒ったんで」「全体的に」と述べている。

他方で、■教諭は、当委員会の聴き取りにおいて、この2日間の練習について、「この高2の学年の子たちは、大半の子がベンチに入れていなかった。この子たちには、8月になったらちゃんと練習しろと言っていた。ミーティングでベスト8を目指しますと決めた子たちがどこまでできるかと思って、厳しめで指導しようと思っていた」と述べている。

iv 7月24日の練習での出来事

■教諭は、この日、野球部員のミスが多かったことや、だらけた雰囲気を感じたことから、部員全員に対して、怒鳴り散らした。当該生徒は、■教諭のノック

の球出しをしていた。しかし、当該生徒も、[]教諭から、「お前も声を出して雰囲気盛り上げていけ」「女子マネージャーと違って元選手じゃから、プレーヤーの気持ちわかるだろう。声を出せ」「男のマネージャーでさっきまでプレーしとったんじゃから、声掛けしてやれることがあるじゃろうが」と怒鳴られ、球出しのタイミングが悪いと怒られた。また、7月24日か同月25日に、当該生徒は、[]教諭から「バットをここで渡さなくても、ノックを打つ場所で渡せばええが」と叱られるようにきつく言われた。

[]教諭は、ノックの途中で選手のプレーが気に入らず、機嫌を損ねて、[]に対し、「[]、代われ」と言い、[]にノックバットを渡した。以後、[]がノックバッドで球を打つことになった。その後、[]教諭は、ブルペンに行って、ピッチャーの練習を見ていた。なお、その後の[]教諭の行動について、体育館のそばの日陰にいて、[]がするノックを見ていた、と述べる元生徒もいた。

その後、サードの[]（1年後輩）に熱中症の症状が現れたため、[]は、体育館の横に移動してそこで休んだ。このとき、当該生徒は、球運びをしていた。[]は、バスケットボール部のマネージャーから氷をもらい、ピッチャーのポジションの[]（[]は1年生）から看病を受けていた。[]の状態が良くならないので、[]は、保健室まで[]を連れて行った。[]らは、[]教諭に対して、[]を保健室に連れて行くことを伝えていなかったところ、保健室の養護教諭がグラウンドまで来て、[]教諭に対し、「[]君が保健室にきています」と報告した。[]教諭は、[]らに対し、保健室に無断で連れて行ったことに激怒し、「保健室に連れて行ったことを報告しろ」と叱った。

その後、[]教諭は、怒りながら、グラウンドに部員全員を一行に並ばせ、不在者がいないか順番に番号を言わせて点呼をした。そして、当該生徒は、[]教諭から「他の部のマネージャーに世話になるようなことをするな」「しっかりせえ」と怒られ、「グラウンドでは何が起こるか分からないから、グラウンドから目を離すな。」と言われた。

この日、[]以外にも、[]も気分が悪くなったり、[]の足がつったりした。[]教諭が怒って部員を叱っている間に、熱中症になった[]の保護者が[]を迎えに来ていたが、[]教諭は、[]の保護者に挨拶をしなかった。[]教諭によれば、[]の保護者が迎えに来ていたことを認識していなかったとのことである。

v この日の練習環境

この日の岡山市内の外気温は、午前11時台から午後8時台までは30度を超えており、午後3時台の33.2度が最高気温であった（気象庁データより）。また、WBGT（暑さ指数）で見ると、午前9時台には「厳重警戒（激しい運動は

中止)」とされる28℃を既に超えており（午前9時台で、28.8℃）、午後3時台には「運動は原則中止」とされる31℃に達していた（午後3時台で31℃）。午後4時台は30.6℃、午後5時台は29.5℃に下がっているが、依然として「嚴重警戒域」であった（環境省）。

vi 帰宅後の当該生徒の言動

当該生徒は、帰宅後、当該生徒の父に対し、「野球部のマネージャーになって良かった、怒られなかった」「みんなは怒られていたけど、俺は怒られなかった」などと笑顔で話した。当該生徒の父は、「よかったなあ」と言っていたが、父としては、当該生徒が笑顔で話した様子に対し、そんなことがそんなにうれしいのかなど疑問に思った。もっとも、当該生徒は、母に対しては、「もう（部活は）辞められんよなあ」と漏らしていた。

他方で、当該生徒は、帰宅後、部員の■■■■■に対し、製氷機の氷は飲めるのかなどマネージャーの仕事に関してメールで質問をしていた。

(ウ) 7月25日（水）

i 当該生徒は深夜遅くまで勉強

当該生徒の父は、自宅で、当該生徒が午前3時ころに勉強している姿を目撃した。当該生徒は、補習授業の課題をこなしていた。

ii 朝練に参加

当該生徒は、午前6時55分に起床し、午前7時10分には自宅を出て自転車で当該校に向かった。なお、当該生徒は、持参しようと思っていた氷が一晩では凍らず、持参できないことを気にしていた。

当該生徒は、前日に引き続き、朝練では、ジャグの準備とキャッチボールのタイム測定を行った。

朝練終了後、当該生徒は、当該校の補習授業に出席した。この補習授業の休み時間に、当該生徒は、スコアブックを書いていた。それを見たクラスメイトの■■■■■は、当該生徒に対して、「何しよん？（何をしているの?）」と聞いた。すると、当該生徒は、「今、野球部のマネージャーをしていて、新しくすることなので難しいけど、やりがいがある」旨述べていた。

iii 放課後、野球部の練習に参加

当該生徒は、ジャグに水を入れるなど、マネージャーの仕事をした。

猛暑の中、■■■■■教諭によるノックが午後1時30分から午後4時30分まで続けられた。

当該生徒は、この日も、■■■■■教諭から、「プレーヤーの気持ちが分かるだろう。声を出せ」と言われた。■■■■■教諭は、他の部員が聞いている中で、当該生徒に向かって「男子だし、マネージャーだったら声を出せ。声を出さなかったらマネージャー

の存在価値はねーんじゃ。元選手ならわかろーが。」と叱責した。

1年生の■の足がつったので、当該生徒は、氷を取りに行き、介抱した。当該生徒は、■の介抱をしながら、■と当該生徒の3人でオープンスクールの話をした。しかし、当該生徒が氷を持ってくるのが遅かったとして、■教諭は、当該生徒に対し、「マネージャーだったら、ちゃんと対応せえ」ときつく叱った。

その後、今度は、1年生の■が体調不良を訴え、自発的に練習への参加を止め休憩に入った。■は、ぬれたタオルを使って自分で頭を冷やしていた。■教諭は、■に対し、「マネージャーに氷をもってきてもらえ」と指示した。■教諭は、当該生徒の姿が見当たらなかったことから、「■！■！」と大声で叫んだ。このとき、当該生徒は、部室の清掃をしていたことから、呼ばれていることに気づかなかった。■は、バスケットボール部の女子マネージャーから氷をもらって身体を冷やした。

当該生徒は、練習の合間の休憩中に、■教諭から「マネージャーは体調不良の部員から目を離すな」と叱られた。当該生徒としては、部室の掃除や整理整頓等のマネージャーの仕事があり、常に部員から目を離さないということは難しかった。

iv 練習後の叱責

この日の練習の終わりのミーティング終了後、当該生徒は、■教諭から言われて、一人だけ、炎天下のグラウンドのホームベース付近に残された。■教諭は、■が倒れたときに当該生徒を呼んだにもかかわらず現れなかったことから、当該生徒に対し、「何をしよったんだ」と問い詰めた。当該生徒は、何も答えなかった。■教諭は、「何をしよったのか聞きよるじゃろうが！」と大きな声で問い詰めた。当該生徒は、黙っていた。■教諭は、何も答えない当該生徒に腹が立ち、「熱中症で倒れた部員がいたら氷の用意をせい！」「他のマネージャーにしてもらっとるがな！」「部室におっても外の様子は気にしとけ！」「マネージャーならグラウンドから目を離すな！」「練習中は何が起こるかわからんから、グラウンドにおれ！」「マネージャーなんだからきちんとマネージャーの仕事をしろ！」「呼ばれたら、ちゃんとグラウンドに出ておけ！」などと怒鳴りながら叱責した。この叱責の間、当該生徒は、ずっと黙っていた。

この2人のやり取りを遠くから見ていた部員は、当該生徒が■教諭から叱られていると認識していた（当委員会注；部員がこのような認識になるのは、部員の間で、■教諭が部員に対して怒りの感情をぶつけてくる人だと考えられていたからである。）。他の部員が、片付けが終わって、部室に着替えに行っているにもかかわらず、その叱責は続いていた。

当該生徒は、かなり落ち込んだ様子で部室に戻ってきた。■は、当該生徒を心配して「気にするなよ。聞き流しておけよ」と慰めた。すると、当該生徒は、「俺は

大丈夫だから」と返答した。

その後、[]に熱中症の症状が出たので、[]教諭は、当該生徒に対し、「冷やしてやれ」と指示した。当該生徒は、体育教官室のある建物内の廊下の奥にある製氷機まで氷を取りに行こうとしたが、[]教諭は、当該生徒に対し、「製氷機の鍵を忘れるなよ」と声掛けした。すると、当該生徒は、[]教諭に対し、苦笑いの表情を浮かべた。当該生徒は、上記製氷機まで氷を取りに行き、[]及び[]と一緒に[]を介抱した。[]が、[]教諭の携帯電話で、[]の保護者に連絡して、「息子さん倒れた」旨を伝えた。当該生徒らは、[]の母が、午後5時30分ころ迎えに来るまで介抱した。

v この日の練習環境

この日の岡山市内の外気温は、午前10時台から午後9時台まで30度を超えており、午後2時台から午後4時台の間は34.4度を超えていた(気象庁)。また、WBGT(暑さ指数)で見ると、午前8時台には「嚴重警戒(激しい運動は中止)」とされる28℃を既に超えており(午前8時台で、28.5℃)、午後2時台には「運動は原則中止」とされる31℃を越え(午後2時台で31.7℃)、午後3時台は31.4℃、午後4時台は31.2℃となっていた。午後5時台には、29.7℃、午後6時台には28.6℃まで下がっているが、依然として「嚴重警戒域」であった(環境省)。

vi 下校時の当該生徒の様子

午後6時ころ、当該生徒は、[]と一緒に4人で自転車に乗って下校した。下校途中、[]と[]が野球の練習の愚痴を言っていたところ、[]が突然「やべえ、やべえ」と言い始め、足がつった。[]は、自転車を降り、[]と[]は、痛がる様子の[]を見て笑った。[]らが座って話していたところ、帰宅途中の当該校の[]教諭が通りかかり、[]らに対し、「早く帰れよ」と声掛けをした。[]教諭が立ち去った後、当該生徒は、[]らを置いて「俺、帰るわ」と言って自転車に乗ったまま先に帰ろうとした。[]は「ちょっと待ってや、[]」「マネージャー、助けてや」とおどけながら呼び止めた。当該生徒は、暗い表情で「もう帰る」と返答した。[]は、当該生徒の様子がいつもと違うと感じ、「たくさん体調不良者が出て大変じゃけど、これからもマネージャー頼むわ」と言った。ところが、当該生徒は「もう俺はマネージャーじゃない。存在してるだけだ。」と述べて立ち去った。そのときの当該生徒の表情は、[]がそれまで見たことがないくらい暗かった。[]は、当該生徒の反応に驚いたのであった。

その後、後輩の[]が、当該生徒をコンビニエンスストアの近くで目撃している。[]が、当該生徒に対し、「[]さん、大丈夫なんですか」と声を掛けると、

当該生徒は「多分大丈夫」と言って去った。

vii 帰宅後

午後6時30分ころには、当該生徒は、自宅に帰宅したと考えられる。野球の鞆を玄関先に置き、しばらくしたのちに、自転車に乗って再び自宅を出た。このとき、自宅には誰もいなかった。

当該生徒は、

[REDACTED]

[REDACTED] 自死した。死亡推定時刻は、同日午後8時ころとされている。

3節 認定事実（本事実発生後）

1 自死後から8月上旬ころまでの事実経過

(1) 7月25日（水）

22時50分～

当該生徒の母は、[REDACTED] 教諭に対し、「息子が家に帰ってこない」という連絡をした。当該生徒の母は、この連絡の時点で、既に、当該生徒の捜索を警察に依頼していた。

[REDACTED] 教諭は、上記連絡を受けて、野球部員に情報を求めた。[REDACTED] から、「今日の部活が終わった後、当該生徒が、『どうせオレなんて』という発言をしており、その発言を聞いた後別れた」という情報提供を受けた。[REDACTED] 教諭は、[REDACTED] を探した。その後、[REDACTED] 教諭と合流し、[REDACTED] を探した。

他方で、当該生徒の父も、当該生徒が居そうな場所を捜索した。

その後、[REDACTED] 教諭は、当該生徒の自宅まで行き、捜索から戻ってきた父と捜索状況を確認し、当該生徒が行きそうなところに行って探したが、当該生徒が見つからないと報告した。

[REDACTED] 教諭は、その後、深夜の12時過ぎにも、[REDACTED] まで行き、当該生徒を捜索した。

他方で、当該生徒の父も、引き続き、当該生徒が居そうなところを捜索した。

なお、遺族によれば、この日の夜、当該生徒の母が、[REDACTED] 監督に対し、「当該生徒は朝、氷を持って行けないことを気にしていたのですが」と話したところ、[REDACTED] 監督は、「私も女子マネージャーに言うようには言いませんからね」と返答した、とのことである。

(2) 7月26日(木)

6時20分ころ

当該校では、[]教頭と[]副校長が、当該生徒が行方不明であることを受けて対応を協議し、遅くとも8時には、校長室に集まって情報共有をすることに決め、[]校長、[]教諭、[]生徒課長、担任の[]教諭と[]教諭、[]主任に個別に連絡して、8時には校長室に集まるよう指示を出した。

6時30分ころ

当該生徒の父は、[]教諭に対し、「[]で、自転車を発見した」と電話した。[]教諭はこれを受けて、[]副校長に情報共有した上で、[]に向かった。

[]で、警察、当該生徒の父、[]教諭とて当該生徒を搜索した。

7時30分ころ

当該校では、校長室で、校長、副校長、学年主任、担任が集まり、情報共有をした。

8時10分ころ

[]教頭と[]教諭も[]に向かった。

8時14分

警察が、[]で当該生徒を発見した。[]教諭は、これを受けて、当該校に連絡し、行方不明となっていた当該生徒を発見したと報告した。

9時すぎ

[]教頭は、[]に来ている警察官に尋ね、当該生徒が死亡していることを確認した。

他方で、当該校では、県教委の生徒指導推進室に、当該生徒が行方不明になっており、[]で見つかった旨を報告した。同室の[]室長は、県教委から2名の職員を派遣すると回答した。

9時20分ころ

[]教頭は、当該校に連絡し、当該生徒が亡くなっていることが確認されたと報告した。

9時30分

県教委から、[]主幹と[]副参事が、当該校に来校した。また、[]教頭と[]教諭が帰校し、校長、副校長、学年主任、担任、[]主幹、[]副参事に情報共有をした。その後、[]教頭と[]教諭は、警察の生活安全課

に行き、事情聴取を受けた。

教諭も一旦当該校に帰った後、警察の刑事課へ行き、事情聴取を受けた。

10時ころ

警察の生活安全課から当該校に電話があり、から事情を聴きたいという要請があった。その後、再び生活安全課から当該校に連絡があり、

からも事情聴取をしたいとの要請があった。当該校は、彼らの保護者及び彼らから了承を取り付けた上で、生活安全課に事情聴取に応じることが可能であると回答した。

11時30分

当該校では、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、4課長・3学年主任が集まり、情報共有と今後の対応について協議した。

なお、同時間帯に、が、当該校の応接室で、警察からの事情聴取を受けた。

12時30分

当該校で臨時職員会議が開かれた。この会議において、以下の内容が決められた。

まずは、事情聴取を受けたの生徒の心理面でのケアをするために、それぞれの生徒のケア担当の教諭が決められた。次に、野球部員には教諭が連絡をして、制服に着替えさせ教室に集めて事情を説明し、状況を見て明日以降のことを検討することに決まった。ただし、基本的には、金土日は部活動を休止し、その後ミーティングを経て再開とする流れで考える。野球部員への心理面でのケアは、野球部顧問や学年主任などで対応する。野球部員それぞれの様子を見て、保護者に連絡し、保護者に迎えに来てもらって下校させるようにする。

13時30分

教諭は、野球部員に対し、制服に着替え、教室に集合するよう指示を出した。他方で、教諭は、を警察に連れて行った。

14時30分

教諭、教諭、学年主任は、教室に集まった野球部員18名(を除く。)に対し、当該生徒が亡くなった事実を説明し、明日以降の野球部の練習について話し合いをさせた。話し合いの結果、土日の練習試合を中止し、金土日は部活動を休みにし、その後

については月曜日のミーティングを経てから再開するということになった。

他方、副校長は、教科担任に、当該生徒が亡くなる直前の3日間で、当該生徒について気になる様子はなかったか、特徴的な様子がなかったかを記入する用紙を配布し、それに記入するよう指示した。

この用紙に記載された内容は次のとおりであった。

【 】(担任)

23日・・・13:00頃 と面談。時間にして10分～15分。内容は主に進路、野球、人権アンケートの件。この日の朝、マネージャーに復帰することを 先生に伝えたことを聞いたため、その話をする。明るい表情。野球部をやめてから沈んだ顔をしていた。人権アンケートの話をする、「まちがっていた」と発言。疑って何度か問うと、他の生徒を気遣う。終始明るい表情。「何かあれば相談にのる」と伝え、終了。

24日・・・特になし。

25日・・・特になし。

【 】(野球部監督)

23日・・・AM7:30頃 体育準備室前にて「マネージャーになりたい」という申し出あり。過去、選手のときも続けることができず退部したこともあったため、「お前には無理だろう。」と投げかけたが「やります」と申し出るので承諾した。放課後ミーティング時も、司会と板書をする のため、途中から生徒の意見を板書にまとめる役を担った。放課後は、いつもと変わった様子はなかった。

24日・・・AM7:30～朝練に参加。部室の整理などに時間を費やす。放課後、ガツガツといく練習の中、選手も必死の形相であったが、マネージャーの はいつも通りノックの球出しをやっていた。この日はノックのみだったため、彼も私のとなりで球出しをしつづけた。

25日・・・AM7:30～朝練に参加。部室の整理・掃除に時間を費やす。放課後、ノック時は球出しを、それ以外は部室の清掃をする。練習中、体調が悪くなった生徒がいたが、ぬれたタオルで頭を冷やしていたため、氷のうでひやすよう私が指示をした。しかし、 は気づかず、他の部の女子マネージャーに氷のうをもらった。そのことを に注意した。練習後、別の体調不良者が出たが、彼は氷を用意したり看病に最後までつきそっていたので感心していた。

 及び 以外にも、 (数学)の各教諭も、 副校長から渡された用紙に記入しているが、いずれも、

特に気になった様子はない旨回答した。

当該校としては、これら情報から、当該生徒が自死した原因に結びつく事柄は特に見つからないと判断した。

15時10分～16時10分

校長は、警察署を訪問し、生活安全課長から、「いじめ等の事件性を含む案件ではない」と聞かされた。

15時40分～16時20分

が警察署での事情聴取を終えて学校に戻ってきた。保護者に迎えに来てもらい下校した。

18時～18時30分 遺族宅訪問

校長、副校長、教諭、教諭の4人で遺族宅を弔問した。このとき、当該生徒の父母は、「葬儀は家族だけでします。私たちは突然のことで息子の死を受け入れることができていません。クラス単位で来られたらとても対応できません。ただ、個人的に弔問に来られるのは構いません」「同級生には、息子が『自死した』とは言わずに、『死んだ』ということだけ伝えるようにしてください」「息子に、何があったのか分からないけど、隠れたかったんでしょ」旨述べた。

校長らは、弔問後、当該生徒の父の発言について次のとおり記録した。
「学校に迷惑をかけました。学校にはよくして頂いている。葬儀は家族だけで行う。原因が分からない。職場には病気で休んでいることにしている。近所にも知られたくない。ここを出るときはバラバラに出てください。子どもは皆から隠れたかったんでしょ。マネージャーになったら休めるようになると喜んでいて（早朝練習のこと）。本人は、今日夜遅くに人目につかない時間に迎えに行く。」また、校長が葬儀の参列について聞いたことに対し、当該生徒の父は「ひろげてください」と発言した、と記録した。

また、校長らは、弔問時の母の発言として、次のとおり記録した。

「マネージャーなら怒られないと思っていた。前日も朝方まで勉強していた。朝、氷ができなくてショックだった。お盆は練習や試合を入れなくて欲しい。」（ただし、当時の校長によれば、この発言内容は、前日の捜索時に聞いた内容かもしれない、とのことである。）。

19時

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、4課長・3学年主任で集まり、弔問時の様子を情報共有した。このとき、遺族の気持ちとしては、「広めないでください」「葬儀は密葬で家族のみで」ということだと共有された。当該校としては、遺族の気持ちに最大限配慮するという方針を確認し、教

諭から、野球部の連絡網に回す形で、野球部に関係する生徒や家族に遺族の気持ちを伝える方針とした。連絡網で回す際の留意点としては、今回は家族の意向で葬儀は家族のみの密葬で行われるので、その気持ちを汲んでほしい、最後のお別れをしたいと思うが、それぞれの場所で、冥福を祈り、月曜日のミーティングでお別れを告げよう、ということとされた。

その後、副校長と教諭とで野球部の連絡網に回す内容を作成した。その内容は次のようなものであった。

「先程、校長・副校長・と私で自宅へ弔問に行って参りました。ご遺族の方々は大変心を苦しめられておられました。

そのなかで、部員達も葬儀で最後のお別れをしたいと思っていますので、葬儀の日程を教えてくださいとお願いいたしました。

しかし、今回はご家族の強いご意向により、親族だけの密葬でとのお答えがありました。生徒達も寂しがるか知れませんが、生徒はもちろん保護者の方々にも、ぜひご遺族のご意向を汲んでいただきたいと思います。ですので、連絡網を回す際、次のように回して下さい。

今回はご遺族の強いご意向で、葬儀は密葬で行われますので、お子様はもちろん保護者の皆様もそのお気持ちを汲んでいただきたいということ。

お子様も最後のお別れをしたいとお考えでしょうが、この三日間はそれぞれの場所で君のご冥福を祈り、月曜日のミーティングの場で君にお別れを告げようということ。

この2点での連絡をお願いいたします。」

教諭は、野球部の連絡網を使い、上記の内容を部員とその家族に伝えた。

(3) 7月27日(金)

当該校では、この日の午前中はオープンスクールであった。

13時

当該校では、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、4課長・3主任、養護教諭、教育相談係が集まり、それまでの情報共有と生徒に対するケア体制について協議した。このとき、当該校は、遺族が「広げないでほしい」という意向を有していることから、生徒全体には当該生徒が亡くなったことを知らせないこととし、当該生徒の所属しているクラスについては、まず7月27日～28日にかけて保護者に事情説明をし、そののち、7月30日の1時間目にクラスメイトに説明することとする、という方針に決まった。

13時30分

当該校において臨時職員会議が開かれた。この会議の場で、上記の協議結果を踏まえ、遺族の気持ちを考慮し、野球部員と、当該生徒と同じ2年[]の生徒と保護者にのみ亡くなった事実だけを伝えることとし、他の生徒や保護者から聞かれた場合は、亡くなった事実は認め、葬儀は家族のみでされるのでそれぞれの場所でご冥福をお祈りしてほしいと伝えるよう伝達された。

また、同級生の自死を受けてショックを受ける生徒がいると考えられることから、そのような生徒に対するケア体制を検討した。

その後、[]教諭、[]教諭、[]学年主任で分担して、2年[]の保護者のうち21名について電話連絡をし、当該生徒が亡くなった事実を伝えるとともに、弔問は遺族の意向を踏まえて控えるようにとの趣旨のことを伝えた。また、それ以外の保護者については、保護者面談時に同趣旨のことを直接伝えた。

(4) 7月29日(日)

この日、野球部では、部員を集めてのミーティングが行われた。もともと、野球部は日曜日まで部活動を休むことにしていたが、野球部員の一部から[]教諭に対し、部活動の再開の要望があったことを受け、[]教諭が、ミーティングの予定を1日早めることとし、日曜日に野球部のミーティングを行うことを、野球部[]を通じて野球部員に伝達していた。

この日のミーティングで、7月30日(月)の午後から野球部の練習を再開することに決まった。

(5) 7月30日(月)

8時30分

当該校では、職員朝礼の際に、生徒へのケア体制を確認し、生徒・保護者以外からの問い合わせは、すべて副校長に通すようにすることを共有した。

8時40分

当該生徒が在籍する2年[]において、担任である[]両担任から、生徒に対して事情を説明した。まず当該生徒が亡くなったこと、ご冥福をお祈りする旨を伝えた。また、葬儀に参列したいという生徒もいたが、家族のみで葬儀が行われた。遺族の「そっとしておいてほしい」「広めないでほしい」という気持ちに配慮した行動をするように伝えた。1時間目の授業は自習とし、[]教諭は、「無理をする必要はなく、カウンセラーの先生がいるので、しんどいときはいつでも言いに来なさい」と生徒たちに伝えた。

なお、この日、何名かの生徒が、強く動揺し、カウンセリングを受けた。

17時

当該校では、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、4課長、3学年主任、養護教諭、教育相談係が集まり、情報共有のための関係者会議を開いた。

この会議では、2年[]の状況や野球部の状況、保健室に来た生徒についての情報が共有された。なお、当該校では、7月30日付で「生徒の死亡について」と題する教育委員会生徒指導推進室宛の報告書を作成した（平成24年7月30日付報告書）。この報告書は、当該生徒が行方不明になってから同日までの事実経過をまとめる書面であった。この報告書の最後には、「3本人の学校での近況」「4 今後の対応」という項目がある。次頁にそれらの内容を引用する。

※ なお、この報告書には、遺族に対してどのように対応していくのか、当該生徒が亡くなったことに関する背景調査をどのように実施していくのかに関する記載がないことに留意すべきである。また、当委員会による聴き取りにおいても、当該校の当時の校長、教頭及び学年主任いずれからも、遺族の心情に最大限配慮してきた旨の発言は聞かれたものの、この当時、具体的に遺族に対してどのような対応をすることにしていったのかについての回答は得られなかった。

(岡山県教育委員会生徒指導推進室宛報告書-抜粋-)

3 本人の学校での近況

クラス役員等： []

部活動；野球部

欠席日数等 1学期（授業日数71・必要日数71）

欠席日数 0 遅刻時数 0 早退時数 0

遅刻や欠席もほとんどなく、授業態度も良く、真面目であった。クラスの中で中心になったり、積極的に発言したりすることは少なかった。人間関係は、広いとは言えないが、野球部の生徒を中心に良好であった。

2年に進級し、野球部監督の慰留もあったが、勉強と部活の両立の難しさから6月に野球部を退部した。しかし野球への思いが絶ち切れず、県大会には1～3回戦まで応援に参加し、野球部員に混じり熱心に応援をしていた。県大会が終わり、それを区切りとしてもう一度、今度はマネージャーとして野球部を支えていきたいと再度野球部への入部を希望。7月23日（月）から新チームのマネージャーとして練習に参加開始。まじめで几帳面な性格ゆえに一所懸命取り組むが、上手く

仕事がさばけない自分にもどかしさを感じていたようである。ご家族のお話では、家での様子は楽しそうであったとのことである。

4 今後の対応

遺族の方の気持ちをくみながら最小限の保護者・生徒への説明を行う。その際に教職員が意思統一をし、誤解が生じないように説明を行う。予測される生徒の反応に対してスクールカウンセラーの援助も得ながら最大限のケア体制を整える。

短期的には7月27日～31日までの間は保護者対応、生徒対応、マスコミ対応の体制を全職員で確認し、柔軟に対応できるようにしておく。

長期的には不安等を訴えてきた生徒に対しては学年を中心に把握し、必要なケアを行う。また夏休みに入るが、今後面談の機会を通じて悩みや心配ごとがないか継続的に観察を行う。

「命の大切さ」、「かけがえのない一人一人の存在」ということを学校生活のあらゆる機会を捉えて全職員で全校生徒に訴えていく。」

(6) 7月31日(火)

8時ころ

11時ころ

野球部員である[]が、担任との保護者面談の後、[]学年主任と面談した。このとき、[]は、次のとおり述べた。

「

その後、野球部保護者会 〇〇 の 〇〇 から、〇〇 教諭及び 〇〇 教諭のところに、事情説明のため保護者会を開いてほしいという要望が伝えられた。

13時ころ

〇〇 副校長は、当該生徒の自宅に電話をしたところ、当該生徒の母が電話に出た。母は、初七日が昨日終わったと述べた。〇〇 副校長が、校長と主任がご焼香にお伺いしたい旨伝えると、母は、「ありがとうございます」と返事をした。校長と主任が夕方に遺族宅に伺うことになった。

15時～15時20分

この日の保護者懇談で、警察から事情を聴かれた野球部1年生の 〇〇 が、担任の 〇〇 に対し、次のような話をした。

17時ころ

〇〇 副校長、教頭、〇〇 教諭及び 〇〇 教諭の間で、野球部の 〇〇 の各保護者から、学校側の対応を早めに説明してもらいたいという要望が出ていることが情報共有された。8月4日の保護者総会の場で説明すると

いう方針になった。

18時～18時30分 遺族宅訪問

校長と学年主任が遺族宅を訪問した。当該生徒の父母が応対した。この訪問後、当該校では、次のとおり記録した。

「父親は仕事を休まれている。母親は落ち着いているが泣かれている。携帯の内容の復元をしたが何も手がかりは無い。思い当たる理由が無く苦しんでおられる様子であった。最低限の範囲（2- のクラス、野球部）に君が亡くなったことを伝えたことをご理解いただく。弔問に行きたい生徒のことに触れると、来てもらいたいが……。近所には知られたくないというご様子。今はそっとしておいてさしあげるのがよいという状況であった」

(7) 8月1日(水)

副校長は、生徒指導推進室のとの間で、野球部の保護者総会での説明内容について協議した。

(8) 8月2日(木)

副校長、教頭、教諭及び教諭の4人で、野球部の保護者総会の説明資料について協議した。

(9) 8月4日(土)

10時～

当該校で、野球部の保護者総会が開催された。教諭、教諭及び学年主任が出席した。教諭は、当該生徒が亡くなった後の状況について、以下のとおり説明をした。

- ・ 7月26日(土)午前9時ころに亡くなったという連絡が学校にあった。
- ・ 当日は13時30分から野球部の練習の予定であったがこれを中止し、野球部員を集めて亡くなったことを伝え、ご冥福をお祈りした。
- ・ 当日、校長、副校長、で弔問に伺った。そのときの遺族の様子は、葬儀は親族のみの密葬で行い、広げないでほしいという意向であった。
- ・ 7月26日の野球部員の話し合いでは、29日まで練習を休んで冥福を祈ると決めたが、29日にミーティングを行い、30日から練習を再開した。
- ・ 学校としても、遺族の気持ちを配慮し、亡くなった事実を伝えているの

は、野球部と2年[]の生徒・保護者のみとしている。

当該校の記録では、上記の[]教諭からの説明に対して、保護者説明会に参加した保護者からは特に質問も意見も出なかった、とされている。

なお、当該校では、7月30日付の「生徒の死亡について」と題する報告書について、この日、内容を更新し、7月31日から8月4日までの事実経過を書き加えた(平成24年8月4日付報告書)。しかし、「4 今後の対応」の部分については、7月30日付報告書の記載のままであった。

2 平成24年8月中旬ころから同年9月末ころまでの事実経過(遺族から第三者による調査実施の希望が出される経緯)

(1) 8月17日(金)

当該生徒の父は、当該校に電話をした。当該生徒の父によれば、生前の息子の様子の説明を求め、生徒による弔問をしてもらっても構わない旨を伝えるために電話をした、とのことである。なお、この電話の際、応対した当該校の事務員が、当該生徒の父からの電話を営業の電話と間違えるという手違いがあった。

他方、当該校の記録によれば、この日、当該生徒の父は、電話の中で、「落ち着いてきたので訪問してもらってもかまわない。学校の様子も知りたいので教えてほしい。少人数で来ていただくとありがたい。来るときには携帯電話に電話してから来ていただきたい」と発言していた、とのことである。

(2) 8月20日(月)

当該生徒の父が、当該校の[]教頭に電話をした。当該生徒の父は、野球部員には既に自宅を訪問してもらってかまわないと連絡してある、金曜日に連絡したのは息子のクラスメイトに向けての話である、と述べた。

(3) 8月23日(木) 遺族「第三者による聴き取りをしてもらいたい」と発言

18時～19時30分

[]教頭、[]学年主任、[]教諭(担任)が弔問した。このとき、当該生徒の父母は、当該校の対応が遅い旨指摘した。当該生徒の父母の発言要旨は次のとおりであった。

- ・ 自分たちの子どもが亡くなったが、家庭では原因が全く見当たらない、家族仲良く暮らしていた。事故や病気であればあきらめもつくが、仕事も手につかず、非常につらい思いをして過ごしている。学校は、なぜ当該生徒が亡くなったのが原因を調べたのか。当該生徒の学校での様子を調査

しているのか。

- ・ 生徒からも調査してもらいたい。担任が聴き取りにあたって、生徒が担任のことを言うはずがないし、野球部の顧問が聞き取りをして、生徒が顧問のことを言うはずがない。第三者による聴き取りをしてもらいたい。
- ・ 子どもが野球部を辞めた理由をあなたたちは知っているのか。
- ・ 子どもは野球部を辞めた理由を顧問に言ったと言っていた。先生方は知っているのか。ちゃんと調査したのか。
- ・ 野球部に戻ると言ったときに、学校の先生を信頼して、復帰させた。野球部に復帰させたのは失敗だった。操山高校は信用できない。
- ・ 学校から、生徒に対し、遺族宅に弔問に行かないように伝えているようだが、どうしてそのような指示を出したのか。大勢で来ないでほしいとは言ったが、弔問までも来ないでくれと言ったことはない。
- ・ 全く問題のない子どもが死んでいるのに、高校からは何らの報告や連絡もないし、野球部は平然と活動している。
- ・ 8月17日に高校に電話したときに、営業の電話と間違えられた。高校では、息子が亡くなったことについてどのように考えているのか。
- ・ 今後やり取りを確実にするため、メールでのやり取りをさせてもらいたい。

■ 教頭らは、当該校の対応上の不備を詫びつつ、当該生徒が亡くなった原因について、教科担当者から聴き取りをしたが、原因が見当たらない旨回答した。当該生徒の父母から、教科担当者以外からも聴き取りをすべきである旨の意見が出されたため、当該校に持ち帰って検討することにした。

(4) 8月24日(金)

7時30分

当該校では、前日の遺族宅訪問の結果を共有するとともに、当該生徒が自死した原因を調査するべく、野球部員と2年■の生徒向けにアンケート調査をする方針を決めた。

9時29分

■ 教頭は、遺族宅に電話をして、「昨日のことについて本日訪問して説明をしたいのですが、ご都合いかがでしょうか」と伝言を入れた。

これに対し、当該生徒の父は、■ 教頭宛に「せっかくの訪問のお申し出ですが、今日は時間がとれません。8月28日なら時間がとれそうです」と返答した。

なお、■ 教頭と当該生徒の父との間で、以下のメールのやり取りをした。

10:33 了解いたしました。28日火曜日午後6時訪問ということ
でよろしいか。

当該生徒の父（以下「 」） 10:36 すいませんが、時間は来週にな
らないと確定できませんので、月曜日に連絡をお願いします。

10:37 了解いたしました。

10:40 火曜日が最終報告という理解でよろしいか。

10:48 火曜日までの状況を説明させていただき疑問な点があれば
再調査しご報告させていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

10:54 何回も打ち合わせするのは、精神的に辛いので、できるだ
けの調査をして頂きたいのですが。

11:39 承知しました。確認ですが自殺ということでクラス等に調
査してよろしいか。

12:42 教えてください。調査内容 具体的にクラス等とは プラ
イバシーの保証

12:51 メールアドレスを送ります。

13:08 メールアドレスありがとうございました。現在検討してい
るのですが、2- クラスと野球部に対して用紙を配布し、
君の生前の様子、悩み等で知っていることを書いてもらおうと考えて
います。その際、自ら命を絶ったということを伝えるかどうかで迷っ
ています。いかがでしょうか。また、クラスから2名弔問希望があり
ました。

13:21 プライバシーの保証は、どうなのですか？

13:48 (Re:ご報告1) 学校に電話をいただいた際に失礼な対
応をした職員ですが、事務室の臨時の職員でした。大変申し訳なかつ
たと反省していました。こちらの情報共有不足で大変申し訳ありませ
んでした。

14:03 (Re:ご報告2) 弔問について。7月31日校長と学年
主任が訪問させた頂いた際、2- クラスと野球部には亡くなった事
実だけを伝えたことを理解していただき、弔問については落ち着かれ
るまでは遠慮した方がよいと判断しました。現在 クラスの生徒数人
が来週中に弔問に伺いたいと申し出があったので、電話番号を伝えて
います。野球部の生徒は明日と明後日が試合でその後弔問に伺いたい
希望があると聞いています。

14:18 (Re:ご報告3) 本日 朝 校長と関係する教員で相談
し、来週月曜日に、2- クラスと野球部部員に用紙を配布し、知っ

ていることを記名・無記名どちらでも可にして書いてもらおうということになりました。野球部の退部の状況やマネージャー時の状況については直接顧問の方から説明させていただくということではいかがでしょうか。以上が現在までの状況です。ご意見疑問点等があればお願いします。■

■ 18:52 (Re:ご報告3) 回答がありませんが、アンケートにあたり、プライバシー確保の保証をして下さい。

また、当事者以外の方(第三者)がアンケートしないと生徒は本当のことは、書かないと思います。必ず、同じ第三者が、クラスにも野球部にも、調査の説明をして、アンケートを書かせて下さい。アンケート結果はそのまま見せて下さい。

また、アンケートの内容から死因が自殺である説明は、いらないと思いますので、言わないで下さい。

(注)なお、遺族によれば、「当事者以外の第三者」というのは、当該校や県教委以外の者という意味である、とのことである。

■ 19:55 (Re:ご報告3) プライバシーについてですが、アンケート時には2-■クラスと野球部には亡くなった事実のみで書かれます。また、教員が他の生徒・保護者から聞かれた場合は、亡くなった事実は認め、それ以外のことは言わない。という申し合わせをしています。それでよろしいでしょうか。アンケートの方法については、月曜日に相談して返事をいたします。

(5) 8月25日(土)

■ 1:25 (Re:ご報告3) ■のプライバシーについてですが、アンケートの存在についても、口外しないことを生徒に十分説明してからアンケートして下さい。

アンケートの方法については月曜日に相談とのことですが、当事者以外の方がアンケートの実施をしないと生徒は本当のことは、書かないと思います。ですからアンケートを実施する人は担任・副担任・野球部の顧問はアンケートの実施に関わらないようにしなければ、正しい回答は得られないのではと考えます。

当事者に関係ない第三者が、クラスにも野球部にも、調査の説明をして、アンケートを書いてもらうべきなのではないでしょうか。

なお、アンケート結果は、当事者に公表しないことも生徒と約束してあげて下さい。

アンケート結果はそのままへ見せて欲しいです。

の学校生活状況や野球部を退部した時の状況やマネージャー時の状況について、担任・顧問の方からの直接説明は、勘弁して下さい。文章にしたものを見せて下さい。

私共は火曜日の結果報告に拘っていません。デリケートな問題なので慎重にアンケート調査して頂いて、真実が判明することを願っています。質問内容が疑問点が残る内容で二度目のアンケートをしなければならぬということにならないようお願いしたいと思います。

7:43 (Re:ご報告3) 深夜のご連絡ありがとうございました。

学校としても今回のことは重く受け止め、さんのご意向に沿って対応しようと考えています。金曜日には第3者でアンケートをする方向までは検討したのですが、さんにお見せするとすると、そのことを生徒に伝える必要があり、その事をどのよう生徒に伝えるか。アンケートの実施によって生徒がどのように感じるかが、問題となり、結論がでなかったため、月曜日に再度相談することになりました。先日訪問時に指摘された「学校が隠そうとしているのではないか。」ということは全くありません。そこはご理解下さい。当日、私も教員や生徒が警察に呼ばれ知っている事実はずべて話をしています。今後できるだけ対応をしていきたいと考えていますので何とぞよろしくお願いいたします。

12:00 (Re:ご報告3) 今回のアンケートについてはさん

のご意向にできるだけ沿って行いたいと考えています。また、今回のことでショックを受けている生徒もいるのでその生徒の気持ちにも配慮して実施しなければいけないと考えています。月曜日に、相談する際の参考としてお考えをお聞かせ下さい。君のご両親にも見てもらうことを伝えて実施する方法と、学校として実施し、その中で判明したことで生徒の個人情報に関わらない部分をお伝えする方法を検討していますが、どのように思われますか。また、アンケートの実施を口外しないようにという点も生徒に不信感が生まれそうで検討用件です。どのように思われますか。メールでは真意が伝わらない部分があると思いながらメールを作成いたします。失礼があるとは思いますがご容赦下さい。

14:00 (Re:ご報告3) 度々の連絡で申し訳ありません。何回

もの打合せをするのはお辛いということでしたので、できるだけ火曜日までにできるだけのことをしたいと考えていましたが、アンケート

の火曜日報告には拘っていない。デリケートな問題なので慎重に調査して欲しいという回答をいただいたので、月曜日にアンケートの実施方法について学校で検討し、その内容を火曜日にご相談させていただいてその後 実施ということではいかがでしょうか。火曜日には、現在までに学校として把握している事柄についてもご報告させていただきたいと思います。

14:17 (Re:ご報告3) アンケートという調査方法は、そちらが考えたものです。私どもとしては、[]が自殺をした日の1日中の行動、会話、先生や生徒との具体的なやり取り等が知りたいし、自殺に至る手がかりを見つけたいのです。調査方法は、指定するつもりはありません。具体的にわからないのであれば、調査の意味がありません。

息子を原因不明の自殺で失った親の立場に立って考えてみてください。火曜日までに具体的にわかったことがあれば、お知らせください。

14:44 (Re:ご報告3) わかりました。アンケートに拘りすぎていました。申し訳ありませんでした。7月25日の[]君の行動、会話、生徒教員とのやり取り等 手がかりとなることをできるだけ調べて報告させていただきたいと思います。

(6) 8月27日(月)

8時

当該校では、校長、副校長、教頭、主幹教諭、野球部顧問、3学年主任、担任が集まり、8月23日の遺族宅訪問の結果と対応について議論をした。当該生徒を巡る自死に結びつきそうな事実関係を箇条書きにしてまとめる、という方針となった。

8時30分

当該校で、職員朝礼が行われた。この朝礼において、[]教頭が、8月23日の遺族宅訪問での遺族とのやり取りを報告した。遺族は、当該生徒が亡くなった原因をしっかりと調査してほしいという要望を持っていることを全教員に伝えた。また、遺族としては、弔問に来てもらって構わないという意向であることも伝えた。

10時～11時30分

[]教頭は、県教委の生徒指導推進室を訪問し、[]参事と[]指導主事から今後の対応について助言を求めた。[]参事及び[]指導主事は、遺族

の要望を受け、できる限り事実関係を明らかにして、遺族に報告するよう助言した。もっとも、生徒に対するアンケート調査について、その結果をそのまま遺族に見せることはよくない(遺族に見せることを生徒に事前に説明せず実施して、その後、遺族にアンケート回答を見せた場合、生徒たちをだますことになる。回答内容にはうわさレベルもあると予測され、それが独り歩きする危険がある。)、当該生徒を巡る事実関係をメモ書きにして、遺族に示す方針とすべきである、ということが確認された。

14時30分～16時

当該校では、拡大関係者会議を開催した。出席者は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、4課長、3学年主任、教育相談室長、担任、野球部顧問である。

この会議の場で、それまでの遺族とのやり取りの内容を共有し、また、遺族に開示する資料(メモ書き)について検討した。遺族は、当該生徒の自死の原因は学校にあると考えているようである、ということも共有された。

19時10分

■教頭は、当該生徒の父に対し、「明日28日に伺い、ご説明をさせていただきますが何時ごろ伺えばよろしいでしょうか。」とメールした。

なお、当該校では、結局、当該生徒の自死の原因を調査するための生徒向けのアンケート調査を実施することを取り止めた。このアンケート調査の取り止めについては、遺族に説明がされたことはなかった。

(7) 8月28日(火)

8時10分

当該生徒の父は、■教頭に対し、「申し訳ありませんが、今日は、都合が悪くなりました。明日の19時～は、どうですか。」と返信した。

これに対し、■教頭は、9時58分に、「了解しました。明日伺います」と返信した。

13時

県教委の生徒指導推進室の■指導主事から、■教頭に連絡があった。その内容は、遺族に開示する資料(メモ書きのもの)を検討したこと、7月25日の状況について教員の発言や周りにいた生徒も含めて調べておいた方がよいこと、調査については学校でできることとできないことがあるのでそれを説明する必要があることなどであった。

(8) 8月29日(水)

9時30分ころ

県教委の生徒指導推進室の [] 参事から、 [] 副校長に対し、遺族に関する資料（メモ書きのもの）について修正意見が述べられたとのことである。なお、当委員会は、その修正意見が述べられた箇所がいずれだったのか聴き取りをしたが、関係者の記憶があいまいであり、その箇所を特定するには至らなかった。

19時～20時30分

[] 教頭と [] 学年主任が遺族宅を訪問した。このとき、当該生徒の父母に対し、遺族に開示する資料（メモ書きのもの。添付資料①）を提示した。当該生徒の父母からは、次の意見が出された。

- ・ 去年の冬に、当該生徒から退部を申し出たことはない。別の誰かと間違っているのではないか。
- ・ 監督が、退部を慰留したとあるが、慰留したとは聞いていない。「わたしは止めん。止めるつもりはない。頑張った3年生の気持ちが分からないのか」「辞めることによって部全体の士気が下がる」と言われたと聞いている。辞めるときに、「監督の言動が嫌なので辞める」と監督に言ったと聞いている。
- ・ 6月1日の朝日高校との練習試合では、良いプレーもしたが、それを打ち消すくらいのミスもして叱られた。
- ・ マネージャーになりたいと申し出たとき、「士気が下がるので、今度は辞めるな」と言われた。ミーティング時、「マネージャーだから早く記録できるはずだ」とプレッシャーをかけられた。親としては、「マネージャーだったら叱られない」という認識で復帰させた。マネージャーに要求される仕事がたくさんあることは認識していなかった。7月23日の自宅での様子は、母としては、明るい様子だったと認識しているし、父には「マネージャーになって良かった。叱られなかった」と明るく話していた。
- ・ 7月24日も、ノックのとき、細かく注意されたと聞いている。詳しく調べてほしい。この日も自宅では明るかった。叱られなかったと言っていた。
- ・ 7月25日は、朝、3時まで当該生徒は勉強をしていた。友達との別れ際も、普段は友達を残して帰るような子ではない。練習時、ホームベース付近で、監督から1対1で注意されたと聞いている。そのときの様子をしっかりと調べてほしい。この日、熱中症の生徒が、3人も出ている。健康が第一なので、このような練習方法は問題があるのではないか。
- ・ 監督は、試合に勝つことだけ考えて、部員のことを考えていない。監督

について行っている部員もいるが、当該生徒のように監督の言動に傷ついている部員もいる。このようなことを続けていると第2の犠牲者が出る。再発防止を検討してもらいたい。

- ・ これだけの情報では、当該生徒が死んだ原因が分からないので、再調査をしてほしい。

(9) 8月30日(木)

9時30分～10時30分

当該校では、校長、副校長、教頭が集まり、8月29日の遺族宅訪問の結果を共有した。

16時30分

■教頭は、県教委の生徒指導推進室を訪問し、■参事と■指導主事と対応を協議した。■教頭は、野球部の部員から事情を聴いて報告した方が良いこと、遺族には、事実関係をしっかりと報告し、ご理解いただくことなどの助言を得た。

(10) 8月31日(金)

この日、■監督は、野球部員から事情を聴いた。その結果を、■監督は、次のとおりまとめた。

「(7月25日のこと)■の対応の際、■を呼んだが現れず第1体育館横での注意はできていなかった。そのまま次の練習(ベースランニング)に入ったので■と話ができておらず、練習後になった。解散後グラウンドに■を残し、『熱中症で倒れとったら氷の用意をせい。■本人や他の部のマネージャーにしてもらっとるがな。部室におっても外の様子はきにしとけよ!』と、「傷病者への対応」「部室にいてもグラウンドへの気配り」について叱った。この時、他の部員は1年生を中心に片づけをしていた。その後、落ち込んでいる■を部室で見た■が励ましている。また、施錠の時間になっても部室では■が思うように動けず、■らとともに■は■のケアに奔走していた。当初はかなり落ち込んでいるようにみえた■だが、■や■の励ましの声かけには通常通り受け答えをしていたらしい。私は、下校指導のため校門におり、17時をまわってから武道場横にいる彼らと出会った。その時■は迅速に行動できていた。」

(11) 9月1日(土)

当該生徒の四十九日の法要が行われた。

(12) 9月8日(土)

■■■■教頭と■■■■学年主任が遺族宅を訪問した。このとき、当該生徒の父母に対し、遺族に開示する資料(メモ書きのもの。添付資料②)を提示した。当該生徒の父母からは、次のような意見が出された。

- ・ 当該生徒が監督にマネージャーに戻りたいと言ったとき、監督は、男子マネージャーの仕事内容をきちんと説明したのか。マネージャーに戻りたいと申し出たときに、監督は、最初無視したのではないか。
- ・ 7月24日の練習のときも、熱中症の部員が出たのではないか。この日も■■■■君が熱中症になったのではないか。この日も他の部のマネージャーに氷をもらったのではないか。25日のことと混同しているところがあるのではないか。この日、■■■■君も叱られたと聞いている。当該生徒も叱られたのではないか。
- ・ 7月25日に、最後に1対1で■■■■監督から注意されたときの様子が知りたい。■■■■が近くにいたと聞いている。「部室にいてもグラウンドに気を配っておけ」というのは無理な要求ではないか。当該生徒は、熱中症が多く出たのは、自分のせいだと責任を感じていたのではないか。最後に、「おれは、マネージャーではない。存在するだけだ」と言い友達を残して帰っている。当該生徒は、友だちを残して帰るような子ではなく、このときは、異常な精神状態であったと思う。悩んでとかではなく、衝動的な行動をしていると思われる。
- ・ 当該生徒は6月11日に「先生の言動が気に入らない」と言って野球部を辞めたと思うが、■■■■監督はこれに腹を立てて、7月23日にマネージャーへの復帰を申し出たときに、無視したり、きつく当たったのではないか。
- ・ 当該校による調査に関し、「第三者的な人」が聴かないと生徒も本当のことを話せないと思う。

(13) 9月13日(木)

■■■■学年主任は、7月25日に関し、■■■■から次のような内容を聞き取った。

17時ころ、当該生徒を部室で励ました。■■■■らみんなで話をした。■■■■君が「気にせずやっ払いこうで」と言うと、当該生徒は「大丈夫」と答えた。この日は、プレーのことで全員が叱られた。当該生徒

は、「マネージャーならグラウンドを見いよ」と言われていた。■が熱中症でバスケのマネージャーに助けられていた。

(14) 9月21日(金)

■教頭と■学年主任が遺族宅を訪問した。このとき、当該生徒の父母に対し、遺族に開示する資料(メモ書きのもの。添付資料③)を提示した。当該生徒の父母からは、以下のとおりの意見が出された。

- ・ 2月ころに、当該生徒が野球部が面白くないと言っているが、その理由を調べているのか。■君と■君が辞めた理由を調べてほしい。
- ・ 私たちが把握している以上の情報が書かれていない。学校の先生からの聞き取りだと、生徒は先生方の問題点についてはしゃべらないのではないか。
- ・ 原因は野球部にあるとしか考えられない。この文面だと、当該生徒が自死した理由が分からない。
- ・ ■監督は、指導者として不適格ではないか。今回のことは教員のパワーハラが原因だと考えている。ちょっとしたミスで、スクワット100回、グラウンド50周をさせている。吐くまでベースランニングせよと言ったりしている。練習のときに、生徒に椅子を投げつけそうになったことがあると聞いている。鳥取での遠征で、帰れと言われ、2試合とも外に出された。帰りのバスで寝るなど言われた。岡山工での練習試合では、部員を残し、帰ってしまった。
- ・ 生徒からの聞き取りに関して、「第三者的な人」による聞き取りでないと、なかなか話せないと思う。

(15) 9月27日(木)

■教頭と■学年主任が遺族宅を訪問した。このとき、当該生徒の父母に対し、遺族に開示する資料(メモ書きのもの。添付資料④)を提示した。

当該生徒の父母は、示されたメモでは自死の原因が分からない、第三者委員会のような独立した組織で調査してもらいたい旨述べ、書面で申し入れをする旨述べた。

3 平成24年10月から平成25年2月半ばころまでの事実経過

(1) 遺族からの文書による申し入れとそれに対する当該校及び県教委の対応

ア 10月5日(金)

当該生徒の父母は、当該校を訪問し、■校長と面談した(■教頭と■

学年主任が同席した。)。このとき、当該生徒の父母は、 校長に対し、 教諭の言動と当該生徒が亡くなったことの間には関係があると考えている旨を述べ、学校の調査では、当該生徒が自死した理由が明らかになっていない旨述べた。また、当該生徒の父母は、書面で申し入れをする旨も述べた。

イ 10月9日(火)

当該生徒の父母は、代理人弁護士を通じて、県教委及び当該校宛に申入書を送付した。この申入書が、県教委及び当該校に届いたのは、翌10日であった。なお、この申入書には、「第三者委員会による調査を求める」という趣旨の記載はないが、これは、遺族が代理人弁護士と相談し、県教委を信頼して調査してもらおうと考えたからであった。

この申入書の内容は次のとおりだった。

(岡山県教育委員会及び当該校宛ご遺族の申入書(抜粋))

- は、平成23年4月に岡山操山高等学校に入学し、同時に同校野球部に入部しました。 は、野球部顧問の 教諭の叱り方を嫌がって通知人らにこぼすことができました。
 - 事件後にチームメイトらやその父兄らから聴きとりをしたところ 教諭の叱り方には次のような特徴があることがわかりました。
普段からネチネチと嫌みをいう叱責の仕方、激高した際には「あほう」「殺すぞ」等の暴言を交えた激しい罵倒をすること。感情の起伏が激しく、急に「切れて」怒りだし、一度怒り出すとしつこく叱り続けること。他の部員が休むとそのことを伝言しただけの部員を叱るなどの理不尽な叱責があること。「朝練を休んだら試合に出さない」等のパワハラ的発言があること。
- 略—
- 通知人らは、 の自死と 教諭が感情のおもむくまま行っていた時に理不尽で執拗な激しい叱責との間には明確な因果関係があると考えています。岡山操山高等学校の調査と報告はこの点については殊更にあいまいにしており、極めて不十分と感じています。
 - また、学校側に指導に何らかの落ち度もなかったと言いたげな調査結果に基づいてまとめられた「再発防止策」も一般論に流れ、事件の再発を絶対防ぐという決意が感じられるものではありませんでした。
 - 教諭の野球部での指導のあり方に焦点をしばった厳正な再調査と報告を強く申し入れる次第です。

- ・ 本書到達後1か月以内に調査結果のご連絡をいただくようお願いいたします。

ウ 10月26日(金) 野球部保護者会

当該校では、遺族からの上記申入書を受けて、この日、野球部の保護者を集め、野球部保護者会を開いた。当該校の校長、副校長及び教頭が出席した。当該校からは、野球部員に対する聴き取りに協力いただきたい旨を述べた。

このとき、 校長は、 教諭について、「行き過ぎた指導があった面もあったかもしれない。しかし、 教諭は、生徒をバカにしたり侮ったりすることはない」旨発言していた。また、参加した保護者からの「学校としては今回の原因をどのように考えているのか」という質問に対し、 校長は「野球部での指導と関係がなかったとは言えない。申し訳ない気持ちであるが、原因が野球部だと肯定もできない。肯定も否定もできない」旨発言した。

また、 教頭は、生徒への聴き取りについて、「聴き取りをする内容は、5月26日の鳥取での練習試合の時の様子、7月23日のミーティングの時の様子、7月24日のノックの球出しの時の様子、 君らの体調不良者への対応状況、7月25日 君や 君への体調不良者への状況である。聴き取りは何があったか事実のみを聞きます。」(原文ママ)と発言した。

なお、当該校では聴き取りに当たる者として、当該校の教員である 教諭及び 学年主任を考えていたが、参加した保護者からは、身近すぎて本当のことが言えないのではないかと、学校の先生以外にしてもらいたいという意見が出された。保護者会を経て、県教委の 参事及び 指導主事に聴き取りを依頼することとした。

エ 10月31日(水)～11月2日(金)

 参事及び 指導主事が当該校に来て、3日間にわたり、野球部員から聴き取りを実施した。

オ 11月7日(水)

当該校は、県教委職員により聴き取りが実施されたことを受け、遺族に対し、回答書を送付した。この回答書は、翌8日に遺族に届いた。この回答書の内容は次のとおりであった(一部抜粋)。

(岡山県立岡山操山高校からご遺族への回答書(抜粋))

貴殿からいただいた平成24年10月9日付、申入書に基づき、学校として再調査を行うに当たり、生徒や保護者の承諾をいただくために、平成24年10月22日、野球部保護者会役員にその旨を図ったところ、「我々の一存ではできないので、保護者会全体に図って欲しい」との意見をいただき、同月26日、野球部の保護者の方23名（欠席4家族）にお集まりいただき、部員への聞き取りについてご協力をお願いいたしました。

その席上で、「聞き取りをするときは、子供の精神的なケアもしてほしい」「子供も悩んでいるので、聞き取りを受けるかどうか子供と相談してから決めたい」「聞き取りをするのは、学校の先生では近すぎて本当のことが言えない。学校の先生以外から聞いてもらいたい。その際、誰が話したかは分からない形にしてもらいたい。」「全員からは聞き取りをしてもらいたい」等のご意見をいただきました。

そこで、県教育委員会に相談し、県教育委員会職員による聞き取りを行うこととし、保護者に個別に了解を取った後、県教育委員会職員2名が、本校において、10月31日から11月2日の3日間で、2年生13人、1年生10人（1人欠席）から聞き取りを行いました。

従いまして、学校といたしましては、県教育委員会が行う聞き取り調査に全面的に協力し、学校独自の調査は行わないこととしました。調査結果につきましては、県教育委員会が聞き取った内容を基に別途書面を送付すると聞いており、この書面をもちまして学校としての報告に替えさせていただきます。

なお、同日17時43分に、[REDACTED]教頭は、当該生徒の父に対し、以下のメールを送信した。

「本日、回答書を書留速達で…送付いたしました。回答書にも記述しておりますが、今回のことにつきましては責任を感じ申し訳なく思っています。今後は県教育委員会の指示に従って誠実に対応していきたいと思っております。」
これに対し、当該生徒の父は、「連絡ありがとうございます。[REDACTED]

[REDACTED]」と返信した。

カ 11月9日（金）

県教委は、前記野球部員からの聴き取りの結果を踏まえ、遺族に対し、教育長竹井千庫名義で回答書を送付した。

この回答書には以下のとおり記載されていた（一部抜粋）。

- 平成24年7月25日に亡くなられた[]君の件につきましては、翌26日に岡山操山高等学校から報告を受け、県教育委員会としても重く受け止め、同校に対し、ご両親のお気持ちへ配慮しながら、担任や野球部に関係する教員から事情を聴くなどして本件の調査を行っており、その都度調査結果をお知らせしていたと聞いておりました。
- そのような中、貴殿から、平成24年10月9日付で私と岡山操山高等学校長宛に申入書が送付され、県教育委員会としても、結果の重大性に鑑み、学校とともに再調査を行うことといたしました。ご指摘のあった事実等を確認するには、関係する生徒への聞き取りを行う必要があります。学校が野球部保護者会へ協力をお願いしたところ、「学校の先生以外から聞いてもらいたい」「野球部の1、2年生全員から聞いてもらいたい」「聞いた内容について、誰が話したかは分からないようにしてもらいたい」等の要望がなされたため、県教育委員会職員が聞き取りを行うこととし、関係生徒とその保護者から了解をいただきながら、10月31日から11月2日までの3日間で、体調不良の1年生1名を除く野球部員全員から聞き取り調査を行いました。その結果につきましては、別紙のとおりであります（別紙は省略）。
- 調査の結果、行き過ぎと思われる指導や発言があったと言わざるを得ない状況も見られ、影響がなかったとは言い切れないものであります。
- 従いまして、今後の部活動における指導の在り方や学校としての関わり方等について、生徒や保護者の意見等も踏まえ、二度とこのような悲劇が繰り返されないよう、県教委としましても、学校を十分指導してまいる所存であります。

なお、当該校では、校長の判断により、[]教諭を野球部監督から交代させる方針とした（もっとも、野球部顧問としては残るというものであった。）。その理由としては、在校生（生徒）が自死したという重大な事案であること、[]教諭自身が精神的にダウンしており監督を続けることは難しいと言っていること、シーズンオフになるタイミングでもあることなどであった。

キ 11月15日（木）

当該校では、野球部監督の交代について、野球部保護者役員と協議する場を設けた。当該校からの出席者は、副校長及び教頭であった。

[]教頭から、野球部の監督を[]教諭から[]教諭に交代することになることを伝えたところ、参加した保護者からは、[]教諭に引き続き監督を

お願いしたいと考えているが、学校が決めたことであれば、教諭を応援したいと考えている旨が述べられた。また、教頭は、教諭は、今後は野球の指導には基本的には関わらないことになること、教諭は当該生徒が亡くなったのが部活動が終わった後であったため、当然責任を感じており、本事案の発生直後から監督を辞めたいという気持ちを述べていたが、校長が慰留をしていたことなどを述べた。

なお、教頭は、野球部保護者役員に対し、以下の文章を野球部保護者にメール送信することを依頼した。

野球部保護者殿

10月26日には、ご多忙中にも関わらず多くの保護者の方にお集まりいただき、貴重なご意見をいただきありがとうございました。また、それを受けての聞き取りについてもご協力をいただきありがとうございました。

その聞き取りを受けての県教育委員会からの指導や、諸般の事情を総合的に判断して、野球部監督を教諭から教諭に交代することといたしました。そのことのご説明と、今後の野球部の活動に対するご協力をお願いしたいと思います。ご都合のつく方は次のとおりお集まりいただきますようお願いいたします。

日時：平成24年11月19日（月）午後7時

本校百周年記念館会議室

岡山操山高等学校長

ク 11月16日（金）

当該校では、この日、野球部員に対し、監督が教諭から教諭に交代したことを伝えた。なお、一部の野球部員が、校長室を訪ね、「監督の交代の理由が知りたい。聞き取り調査の内容が監督の交代につながったのではないかと心配である」旨訴えてきた。

ケ 11月19日（月）

当該校において野球部保護者会が開催された。当該校からは、校長、副校長、が出席した。

このとき、校長は、「県教育委員会からは学校に対して、『今後の部活動における指導の在り方や学校としての関わり方等について、生徒や保護者の意見等も踏まえ、2度とこのような悲劇が繰り返されないような対策をとるよう』指導を受けた」旨述べ、「これを受けて、私としては、さんからの

申入書の内容、その後の県の調査結果等から、総合的に判断して、野球部の監督を■■■■教諭から■■■■教諭に交代することが適当であると判断し、■■■■教諭と■■■■教諭に伝えました。…■■■■さんの気持ち、事件の重大性、聞き取りから判明した生徒の気持ち等を考え、決断をいたしました」旨述べた。

なお、保護者の中には、野球部監督の交代を保護者全体会に諮ってから決めてほしかった、■■■■教諭の発言にはどうかと思うところもあるが、生徒のことを思って叱っている、これだけ叱ってくれる先生はいない、子どもも納得して叱られている、どうして交代するのかなど、■■■■教諭を監督から交代させることに反対する意見を述べる者もいた。

また、保護者の中には、校長が■■■■教諭を監督から交代させると決断した理由を説明していただきたいと要望する者がいた。これに対し、校長は、「■■■■教諭は、■■■■君の悲しい出来事が起きてから、ずっと苦しんでいる。何が原因か分からないが、野球部の指導が、影響がなかったとは言えない。否定できないと思っている。彼が辞めたいと言ってきたが慰留をしていた。彼にとっては宙ぶらりんの状態にあった。監督の交代は処分ではない。なぜこの時期かという、公式戦最後の1年生大会が節目であると考えた。■■■■教諭には野球部と少し距離をおいてやりたいと考えた。…10月26日の保護者会で■■■■教諭を擁護したところがあったが、行き過ぎた指導は直すように言っている。■■■■教諭も責任を感じているし、自分にも責任があると考えている。私の判断については、どうかご理解いただきたい」と回答した。

他方で、保護者の中には、「■■■■教諭にはあまりにも行き過ぎた言動があった。辞めたから終わりではない。野球以外のときにも悪い言動があった。反省してほしい。反省してから復帰してほしい。聞き流せる子と聞き流せない子がいる。子どもが傷つくことを容認して勝つことを求めるのはどうかと思う」「学校の責任回避を感じる」と述べる者もいた。

コ 11月20日（火）

この日の17時27分に、■■■■教頭は、当該生徒の父に対し、以下のとおりメールを送信した。

「今回のことにつきましては、責任を感じ申し訳なく思っております。校長と私で、お詫びと、県教育委員会の指導による対応のご報告に伺いたと思います。ご都合はいかがでしょうか。」

このメールを受けた当該生徒の父は、「この度、改めて、『お詫び』をされるというのは、どういうことなのでしょうか？」と返信した。これに対して、■■■■教頭は、「そのことも含めてご説明に伺いたしたいと思います」と返信した。

当該校では、11月30日(金)18時に遺族宅に訪問することになった。

(2) 遺族からの文書による申入れ(2回目)とそれに対する当該校及び県教委の対応

ア 11月28日(水)

遺族は、代理人弁護士を通じて、県教委に対し、申入書を送付した。この申入書の内容は次のとおりであった。

(遺族から岡山操山高校に対して示された申入書(抜粋))

(11月9日付の回答書について)次の点の調査結果がない点は不満が残りますので、更なる調査報告を希望します。

(1) 教職員からの聴取がない点。特に副監督からの聴取は必要でしょう。

(2) 3年生からの聴取がない点。3年生が一番長く監督と接しています。

1年生はこの事件の後に多少態度を変えた監督の姿に力点を置いて意見を形成している可能性があると思われます。

(3) 監督本人からの聴き取りがない点。

その上で、具体的な改善策をお示しいただけると幸いです。

なお、遺族としては、わが子の死を少しでも再発防止や教育現場の改善に生かして欲しいとの願いが強く、下記の文面のメールを当職に寄せています。…(中略)…本書送達後1か月以内に再調査結果のご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

記

① 情報不足なこと

- ・ 再発防止策について、具体的な情報がなく、危機感が全く感じられない(部活動は、日々行われており、即時対応が必要でないのか?)
- ・ 教職員(野球部顧問や副顧問、担任など関係者)や退部した生徒・3年生からの聴き取り結果がない(文部科学省の通知では、生徒が自殺した場合、できる限りすべての教師と関係の深かった生徒から聞き取り調査を行うよう求めている…県立刈谷高校生自殺の新聞記事より)

② 教諭の指導や発言は「行き過ぎ」なのか?パワハラである。

- ・ 叱り方(パワハラ)が問題と考えているが、具体的な情報が少ない。
- ・ が亡くなった後の情報もあってもよいが、生前の情報が少ない。
- ・ 指摘した以外の情報については、聞き取りしないのか?

② 追加事項

- ・ 教育委員会はいつ学校に誠意ある対応と事実調査を指示したのか?指示後、状況確認はしたのか?

- 学校は8/17に[]が要請するまで校内調査をしていない。
- []が8/17に学校に電話しても周知が全くされておらず、営業電話と間違われる。
- 学校は生徒に葬儀後も自宅に弔問に行かないよう指示している。
- 学校の情報管理の不手際で[]の亡くなった場所まで知っている生徒がいる。
- 教職員にパワハラ教育ができているのか？（[]教諭の生徒への言動はパワハラである）
- 生徒にパワハラ教育はしているのか？（先生のパワハラ指導が正しいと生徒が思うと、社会に出てパワハラする人間になる）
- いじめアンケートは、生徒間のいじめに絞られており、先生からのいじめを対策にしないでよいのか？（生徒が先生にあなた方からいじめを受けているとは言いづらいため、調査方法自体に問題がある）

イ 11月30日（金）

当該校の[]校長、[]教頭及び[]学年主任が遺族宅を訪問した。

[]校長は、「11月9日に県教育委員会から[]さんあてに回答書が送付されました。そして、県の指導を受け、私が監督の交代を決定し、11月15日野球部保護者会役員会で監督交代を伝え、11月16日に部員に監督交代を伝え、この日から[]監督の指導で部活動を行っています。また、11月19日（月）野球部保護者会で監督交代を伝えています」と述べた。

他方で、当該生徒の父母からは、「うちの子は、弱い子だったので死んだのですか」「『行き過ぎた指導で死んだ』と言われたら、[]はうかばれない。『不適切な指導で死んだ』と認めてほしい」「県教委に対し、再度申し入れをしている」などと述べられた。また、当該生徒の父母が、「野球部監督の交代は、[]教諭に問題があることを認めてくれた上での対処ですよ」と質問したところ、[]校長及び[]教頭は、「[]監督自身が監督を交代したいと言っており、また、シーズンオフという時期でもあるので、校長の判断で交代させることにした」と答えた。

ウ 12月4日（水）

[]教頭は、この日、遺族宅を訪問し、野球部ノートを貸し出した。

エ 12月13日（木）

県教委の[]参事及び[]指導主事は、11月28日付申入書を受け、当

時高校2年生を担当している教員ら及び野球部顧問らから聴き取りを実施した。

また、この日、■■■■教頭は、遺族宅を訪問し、預けていた野球部ノートの返却を受けた。なお、このとき、当該生徒の母から、「7月23日に■■■■先生が■■■■に面談したときに、■■■■が自分より他の生徒の方がいじられていると答えたとのことだが、その生徒は誰か」「野球部ノートの2月7日のミーティングの内容はどのようなものであったか」という質問を受けた。

オ 12月19日(水)

■■■■教頭は、当該生徒の父に対し、以下のメールを送信した。

「先日ノートを受け取りに行かせていただいたときに奥様から問い合わせがあったことについて回答をいたします。7月23日■■■■先生が面談したときに名前の出た生徒のことですが、同じクラスの生徒です。その生徒に対しても面談を行いました。クラス内でも友人と楽しく過ごしており、問題はないと判断をいたしました。個人名については、今回のことと関係はありませんし、地方公務員法の守秘義務の関係でご容赦ください。また、野球部ノートに記述してある2月7日のミーティングの内容ですが、『自分の長所を知ろう』というテーマで、自分の長所をプリントに記入し、その後、チームメートからほめたことを書いてもらい、その後、再度、自分の長所を書き、Personal Mission Statement（自分の任務）を作成するという内容でした。そのプリントは■■■■君が持ち帰っていると思います。■■■■君については、スキー実習のため野球部の練習に出れず良いプレーができなかったのが落ち込んでいたのではないかとと思われます。直接、お会いして説明する必要がある場合は、伺って説明いたしますので、お申し出ください。」

カ 12月28日(金)

当該生徒の父は、12月19日の■■■■教頭からのメールに対し、「スキーのせいで良いプレーができないなんてあるんでしょうか？落ち込んでいたのは一体誰の情報なんですか？野球部員はスキーに行きづらかったようですが、野球部の方針なんんでしょうか？（最初スキーに参加を希望していたが、止めた生徒が複数いたと聞いています）」とメールで返信した。

このメールに対し、■■■■教頭は、「■■■■君が落ち込んでいたのは、私が■■■■君のノートの記述を読んで判断しました。間違っていたら申し訳ありません。野球部員がスキーに行きづらかったのは、野球部の方針かどうかは分かりません。…回答になっていないかもしれませんが現在はこれだけしか回

答できません。お許してください。」とメールで返信した。

(3) 岡山県教育委員会からの回答を巡る事実経過（平成25年1月以降）

ア 1月10日（木）

当該生徒の父は、■■■■教頭に対し、「私達は教頭先生の個人的な意見をきいているわけではありません。根拠のある信頼できる回答だけお願いします。軽はずみな回答に強い憤りを感じています」とのメールを送信した。

これに対し、■■■■教頭は、「大変申し訳ありませんでした」とメールで返信した。

イ 1月11日（金）

県教委は、遺族宛に、回答書を送付した。

この回答書には以下の記載があった。

（県教育委員会からの回答書（抜粋））

平成24年11月28日付の申入書において求められている3点の調査についてであります。県教育委員会として、御要望の趣旨を踏まえながら調査の可否の判断も含めて検討を行いました。

まず、1点目の「教職員、副監督（第二顧問）に対する聞き取り」につきましては、…県教委といたしましても、本件の重大性に鑑み、改めて■■■■君に関係のあった教員から聞き取りを行うこととしました。

2点目の「野球部3年生への聞き取り」についてであります。現在、大学入試センター試験を間近に控え、進路決定に向けて非常に重要な時期を迎え、このような時期に聞き取り調査の依頼をすることは困難な状況であり、県教委といたしましても、やむを得ず調査を行わないことといたしました。

3点目の「野球部顧問（第1顧問）に対する聞き取り」についてであります。 ■■■■君が野球部に所属し、練習が終わって帰宅した後に自死していること等から、これまでも学校において野球部監督である ■■■■教諭から聞き取りを行っておりますが、県教委といたしましても、同教諭から改めて聞き取りを行うことといたしました。

なお、関係者から聞き取った内容につきましては、下記のとおりであります。

聞き取り内容については、…（省略）

県立岡山操山高等学校では、このたびのことを重く受け止め、全校を挙げて再発防止に向けた取組を進めております。

具体的には、校長判断で監督を交代させる等の指導体制の見直しを行いました。また、監督・顧問と部員との面談やそれぞれの思いを伝えあう「部ノート」の活用等の更なる充実を図り、監督・顧問と部員、部員同士の信頼関係を深めるとともに、保護者会との連携をより強化して、保護者の意見を踏まえた部活動としていくこととしています。

更に、校内に新たに「生徒支援委員会」を設置して、多面的に生徒の内面を把握できるアンケート項目の改善や生徒の悩みに寄り添った面談等の工夫を行うなど、学校全体として生徒の思いや悩み等をしっかりと把握し、スクールカウンセラーや校医と連携した対応を図っていかうとしております。

県教育委員会といたしましても、再発防止に向けた学校のこうした取組を支援しながら、適切かつ十分な対応が行われるよう、引き続き学校を指導してまいりたいと存じます。

ウ 1月26日(土)

当該生徒の父は、 教頭に対し、以下の内容のメールを送信した。

「先日、教育委員会から回答書が届きましたが、2/6の野球部ノートで が落ち込んでいた理由の記述はありませんでした。私達は回答があるまで、黙って待つしかないのですか？」

エ 1月27日(日)

 教頭は、当該生徒の父に対し、次のとおりメールを返信した。

「メールでは、本意が伝わらず誤解を招いている面もありますので、月曜日以降で 君にご線香をあげに伺ってよろしいか。」

これに対し、当該生徒の父は、 教頭に対し、次のとおりメールを返信した。

「お参りに来ていただけるのは、ありがたく思います。

ただ、今回の2/6の件に限らず、以前からお尋ねしていた何点かについて、明確な調査結果のご回答はまだ頂いていません。弁護士を通じて調査依頼しても、すべての回答は頂いていませんし、間違っていたり、情報不足な点が見受けられます。

また、本件の重大性を感じておられるなら、こちらからの依頼事項だけを受身で調べるのではなく、自発的に調べることは出来ないのですか？

こちらとしては、先が全く見えず、不快感が募るばかりです。

これまでのところ、私どもは、 の自殺原因は教職員側にあると考えています。

7/25 からすでに半年が経ちましたが、早急に再発防止策がとられるよう強く求めます。」

オ 1月28日(月)

■■■■ 教頭は、当該生徒の父に対し、以下のとおりメールで返信した。

「お気持ちはよくわかりました。学校で協議させていただき回答させていただきます。」

カ 1月30日(水)

■■■■ 教頭は、当該生徒の父に対し、以下のとおりメールをした。

「先日のお尋ねの回答をかねて、■■■■ 先生と共に■■■■ 君にご線香をあげにお伺いしたいと思いますが、ご都合はいかがでしょうか。2/1(金) 2/4(月) 2/5(火) 午後6時以降でいかがですか。」

キ 2月4日(月)

当該生徒の父は、■■■■ 教頭に対し、以下のとおりメールで返信した。

「予定が決まらず、連絡が遅くなりました。2/6(水)以降で18時15分～でお願いしたいと思います。」

これに対し、■■■■ 教頭は次のとおりメールで返信した。

「分かりました。2/6(水)18時15分に■■■■ 先生とともに■■■■ 君にご線香をあげに訪問させていただきます。よろしく願いいたします。」

ク 2月6日(水)

■■■■ 教頭と■■■■ 学年主任が遺族宅を訪問した。このとき、遺族は、概要以下の話をした。

- ・ 当該生徒がスキー実習の申込みをしたら、ほとんどの部員が申込みを取り止めていた。野球部員はスキー実習に行かないように言われている。スキー実習に行ったら背番号をもらえないとも聞いた。
- ・ 2月6日の野球部ノートに当該生徒が「サードでは声を出せと言われ続けた。自分の存在価値も目標も分からなくなった」と書いている。スキー実習に行ったことで、辛く当たられたのではないか。
- ・ 野球部で、やる気のない子を叱るのはどうかと思う。…勝つためにやっているのではない。人間形成のためにやっているのではないか。勝利至上主義では駄目である。上級生は下級生に強く当たらないと監督から叱られると聞いている。

- ・ 1月の野球部の■■■■の登山に■■■■が参加できなかったため、2月11日、自分に湯を入れるため、一人で■■■■の登山をしていた。家庭内では、落ち着いており、■■■■仲良く過ごしていた。亡くなる2日前に、水鉄砲を買ってきて、■■■■楽しく遊んでいた。家庭内では全く問題はなかった。
- ・ 体罰を受けた生徒が、それを肯定していることがあるが、問題であると思う。体罰を受けた生徒は、指導者になったらそれを繰り返す。部員が監督からけなされたり、パワハラを受けたりしていたのではないか。私の勤務先では、パワハラのビデオを見て、パワハラがないように研修を受けているが、学校ではパワハラの研修をしているのか。
- ・ 当該生徒はマネージャーだったら叱られないと思っていた。選手に厳しく言うのは分かるが、マネージャーを叱るといのは聞いたことがない。
- ・ 県から回答があったが、都合が悪いことは書いていない。2人には何回か来ていただいたが、学校から積極的に原因を追及する姿勢が見られない。こちらの質問に答えるだけで、問題意識が欠如している。部員に対して、椅子を投げつけそうになったことを指摘しても調査しようとしていない。
- ・ ■■■■先生の授業で泣いた生徒がいると聞いている。そっと叱るのではなく、みんなの前で、ののしるような叱り方をするのは問題である。本人の存在を否定するような叱り方は問題だ。
- ・ ■■■■先生のことについて、当該生徒が「しつこいんじゃ」と言っていたが、ずっと頭の中に残っている。
- ・ 学校も教育委員会も信用できない。隠しているとは言わないが、原因追及する意思がなく、問題意識がない。学校を信用したのが甘かった。
なお、当該生徒の父母は、■■■■教頭らに対し、「息子の自殺の原因をどのように考えているのか。」「『おれはマネージャーじゃない。存在するだけだ。』という最後の言葉からすると、野球部に原因があったとしか考えられない。」と質問した。これに対し、■■■■教頭は、「■■■■君が自殺した直接の原因は分からない」「今まで説明してきた以上のことは分からない」と述べた。

4 平成25年2月半ばころから同年3月31日までの事実経過

(1) 本事案が報道される

ア 2月12日(火)

15時30分 県教委から■■■■校長に対し、「県教委に朝日新聞の記者が取材に来た。学校へも取材に行くとのことだった」と連絡が入った。

16時 朝日新聞記者が当該校を訪問し、当該生徒の自死について取材をす

る。

20時20分 ■■■教頭は、遺族に対して新聞記者が学校に取材に来たことを伝えるため、急遽、遺族宅を訪問した。このとき、当該生徒の母は、■■■教頭に対し、「今回のことは隠すことではありません。主人も帰ってないし、今日は対応できない」と答えた。

21時22分 ■■■教頭は、当該生徒の父に対し、次のとおりメールを送信した（メールのタイトルは、「今後の対応について」であった。）。

「本日夕方、朝日新聞社の記者が来られ、■■■君の悲しい出来事について質問を受け、分かっていることについてはすべて話をしました。新聞記事になった場合、次のように対応しようと思いますがよろしいでしょうか。他社の取材は時間を指定し一斉に受ける。緊急の保護者会、生徒集会を開き説明をする。ご意見、説明内容のご希望等があれば、よろしく願いいたします。本日は、急にご自宅に伺い奥様にご迷惑をおかけしました。お許してください。」

23時35分 当該生徒の父は、■■■教頭に対し次のとおりメールで返信した。

「今後、アポなしで急に訪問するのはやめてください。今後の対応は、明日の新聞を見てから判断します。」

23時39分 ■■■教頭は、当該生徒の父に対し、次のとおりメールで返信した。

「了解なしに訪問しご迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんでした。」

イ 2月13日（水）朝日新聞報道、当該校による記者会見－第三者委員会の設置の方針を表明する

朝日新聞全国版に、「高校野球マネが自殺 岡山 監督に叱られた当日」という見出しで掲載された。記事の内容は次のとおりであった。

岡山県立岡山操山（そうざん）高校（岡山市中区浜）の野球部マネジャーで、監督に繰り返し叱られていた2年生の男子生徒（当時16）が昨年7月、自殺していたことが県教委や同校への取材でわかった。県教委は調査の結果、両親に『行き過ぎと言われても仕方のない指導や発言があった』と文書で回答したが『自殺と指導の因果関係がはっきりしない』として公表していなかった。県教委や同校によると、生徒は選手として野球部に入部し、昨年6月11日に退部。7月23日にマネジャーとして復帰したが、同26日朝、

岡山市内で自殺しているのが見つかった。前夜に亡くなったとみられる。遺書はなかったという。両親からの要請で、県教委は昨年10～11月の3日間、部員に聞き取り調査をした。その結果、生徒は復帰の日のミーティングで監督から『マネジャーなら黒板くらい書け』と怒られ、自殺当日も『声を出せ』と注意されていた。練習後も本塁付近に1人呼ばれて叱られ、帰宅途中、同級生に『俺はマネジャーじゃない。ただ存在するだけ』と話したという。また男子生徒は部員に対し、部を一度辞めた理由を『先生に怒られるのが嫌。野球がおもしろくない』と説明、復帰した時は『マネジャーなら叱られない』と話したという。部員らによると、監督は練習中に『殺す』などの言葉を使ったり、パイプ椅子をふりかざしたりすることがあり、『チーム全体にビクビクしているところがあった』という。監督は県教委に『厳しい指導や叱責（しっせき）は指導の一環』と弁明。11月中旬に監督を交代した。同校の■■■■校長は『結果として行き過ぎた指導がなかったとは言えない』としながら『指導と自殺の因果関係は分からない』。これに対し、両親は『責任感の強い子だった。“もう辞められない”と思い、監督に叱られて追い詰められたのではないか。なぜ息子が死ななければならなかったのか、第三者による調査で自殺と指導の因果関係についてもっと具体的に検証してほしい』と話している。

7時ころ 当該校にマスコミが押し寄せる。当該校は、混乱を避けるため、午前11時から記者会見を開催することにした。

7時56分 当該生徒の父は、■■■■教頭に対し、次のとおりメールを送信した。

「新聞記事で学校側の考え方が良く分かりました。今後の対応ですが、今日の記事以上の情報は出さないで下さい。もし、それ以上出されるのであれば、事前に私の内容了解を得てからにして下さい。また、遺族への直接取材は絶対しないように伝えてください。なお、取材は計画的に受けて、情報が錯綜しないようにしてください。保護者会、生徒集会については、学校の責任において実施してください。くれぐれも■■■■や遺族へのプライバシー配慮を忘れないでください。■■■■などは、絶対出さないでください。いかなる時もきちんと、出す部分、出さない部分について認識共有した上で情報開示してください」

遺族は、当該校がマスコミに対して「自殺と指導との因果関係がはっきりしない」と述べたことに感情を害された、とのことで

ある。

11時～14時30分

当該校は、記者会見を開いた。当該校では、校長、副校長、教頭が対応した。

この記者会見において、当該校は、第三者による調査に関し、県教委と協議しながら設置する方向で検討すること、第三者委員会は学校関係者以外の方をお願いしたいこと、当該生徒の自死の原因について、いろいろと調査したが、部活の指導が直接の原因とは断定できず、限界を感じていることもあり、第三者に調査していただくことを考えていることを説明した。

記者会見の最後に、当該校は、マスコミに対し、ご遺族の方からのご要望は「プライバシーに配慮した慎重な報道をしていただきたい。今日、朝日新聞で掲載された範囲内で報道していただきたい。もし、それ以上の内容を書かれるなら、家族の同意をいただきたい。取材はお断りします。」とのことですので、ご理解を賜りたい、とアナウンスした。

12時38分 当該校で記者会見を開いている最中に、当該生徒の父は、■■■■教頭に対し、「どうなってるんですか？」というタイトルで、「昼のニュースで会見風景が流れていましたが、勝手に会見を開くとはどうなってるんですか？こちらの要望は無視ですか！」とのメールを送信した。

19時 ■■■■教頭は、当該生徒の父に対し、次の内容のメールを送信した。
「朝 何社も報道機関が来たので個別対応ができず、一斉に対応することとなりました。その際、メールで連絡いただいた直接取材の不可等を伝えご遺族の気持ちを配慮した報道については依頼しました。(遺族宅に取材に来たという)瀬戸内海放送については抗議いたしました。明日午後7時より緊急保護者会を開く予定です。」

20時ころ 当該生徒の父は、■■■■教頭に対し、次の内容のメールを送信した。

「(教育委員会にもお伝え下さい)朝、私が送ったメールに対する学校の対応方針の回答がないのですが！勝手に会見を開いて、明日からもこちらの要望は無視ですか？こちらの了解も得ず、勝手に情報を流さないでください。どうして、■■■■がテレビやネットで流れたり、自宅に取材が来るんですか？」

なお、この間、NHKで以下のニュースが放送された。

(NHK ニュースにおける報道内容)

岡山市の県立高校で、野球部のマネージャーをしていた2年生の男子生徒が、去年7月に監督から厳しくしかられたあと自殺していた問題で、学校は生徒の自殺のおよそ1か月後に部員から話しを聞くなど、対応が不十分だったことが分かりました。

岡山市中区の県立岡山操山高校では、去年7月に学校の野球部のマネージャーをしていた高校2年生の男子生徒(当時16)が当時、監督を務めていた36歳の男性教諭から『マネージャーらしい仕事をしろ』などと繰り返し叱られたあと自殺していたことが分かりました。

この生徒は去年6月に野球部を退部したあと、再びマネージャーとして戻ってきたということで、両親に対しても『監督から繰り返し叱られ悩んでいる』と話していたほか、部活動の練習日誌にも同じような悩みを書いていたということです。

生徒の自殺の直後に学校は野球部の監督や部長から聞き取り調査を行ったものの、部員や同じクラスの生徒から話しを聞いたのは、両親から調査の要望を受けたおよそ1か月後だったということです。文部科学省は生徒が自殺した場合は教員や生徒から直ちに話しを聞くよう通知していますが、校長や教頭は、この通知の内容を把握しておらず最初に監督や部長から話しを聞いた際のメモも紛失していたことが分かりました。

これについて [] 校長は会見で、『当時の調査が十分であったとは言えず、客観性も担保されていたとは言えない』と対応が不十分だったことを認めました。

21時48分 当該生徒の父は、 [] 教頭に対し、「NHKニュース見ました」というタイトルをつけて、以下の内容のメールを送信した。

「(教育委員会にもお知らせください)これまでの県教委による聞き取り調査だけでは、学校側が因果関係がはっきりしないとされるのであれば、昨年の8/24から要請している通り、教育関係者以外の信頼のおける第三者による再調査を要請します。

なお、繰り返しになりますが、再調査をするとすると、生徒さん方に負担となると思います。こちらの意向の通りに最初から調査していれば、一回で済んだはずですが、学校側に責任があ

るとの説明を保護者に十分してから再調査してください。」

22時ころ ■■■ 教頭は、当該生徒の父に対し、以下のとおり、メールを返信した。

「2つのメールは、県教育委員会に転送しました。昨日の朝日新聞は、生徒からの聞き取り情報、県の回答書の内容等について詳細な情報をもっていました。他社についても情報をもっており、マスコミが流している情報については、もともとマスコミが持っていた情報がほとんどでした。したがって、勝手に情報を流したということはありませんのでご理解下さい。朝のメールの内容については、本日の会見で説明を行い、ご遺族の気持ちを配慮して欲しいということは伝えていきますのでよろしくお願いいたします。」

(2) 2月14日(木)の出来事(緊急保護者会の開催と岡山県高等学校野球連盟への報告)

14時ころ 当該校では、遺族からの要望を受けて、以下のファックスをマスコミ各社に送付した。

(岡山県立岡山操山高校からマスコミに伝えられたファックスの文面)

昨日は、ご苦労様でした。

本日、ご遺族から連絡があり、『遺族としては不安でたまらない。昨日連絡した次の点を再度連絡して欲しい。』という依頼がありました。

よろしくお願い致します。

ご遺族のお辛い気持ちを配慮した取材・報道をお願いいたします。

ご遺族から学校への依頼内容

1. 13日の朝日新聞以上の情報は出さないで下さい。
2. それ以上出されるのであれば、事前に私の内容了解を得てからにして下さい。
3. 遺族への直接取材は絶対しないよう伝えて下さい。
4. 本人や遺族へのプライバシー配慮を忘れないで下さい。
5. いかなる時もきちんと、出す部分、出さない部分について認識共有した上で情報開示して下さい。

19時～21時 当該校では、2月13日の報道を受け、緊急保護者会を開催した。当該校は、遺族の知人を通じて渡された、遺族作成の「息子の自殺報道による操山高校混乱のお詫び」という文書(添付資料⑤)を参加者に配布した。

緊急保護者会では、参加した保護者から、以下のような意見が出された。

- ・ 遺族からの文書を読むと、学校の対応が遅かったように感じる。遺族と学校の先生が辛い思いをしないよう、いろいろな視点でこの問題を考えるべきだ。
- ・ 教育委員会の見解が11月の段階では「行き過ぎと思われても仕方がない」となっていたことに対し、昨日の記者会見では「教員による指導と生徒の自死との因果関係は分からない」となっている。これは見解が変わっているということではないか。
- ・ 事案が発生してから半年以上経過してから公表されている。学校の対応の遅れを感じる。
- ・ 操山ファミリーという言葉を書く。保護者は、学校を信頼しているからここに来た。保護者と先生方が信頼関係をさらに深めていきたい。保護者を信頼して説明してほしい。
- ・ 私は、学校を信頼していない。部外の第三者委員会を設置して、きちんと報告してほしい。
- ・ 3年生を中心に無記名でアンケートをとってほしい。
- ・ 今3年生が一番大事なときなのでアンケートは困る。アンケートの実施は受験が終わってからにしてほしい。
- ・ 高校で部活動をする際、教師の言動で何か恐れを感じたり、生徒がびくびくしたりする環境があるのか。それは言葉の暴力であり、勝利を目的としているとしても、いかがなものか。操山の部活動の教育的意味は何か。子供たちが、生き抜いていく力をつける、恐怖ではなく、自分たちでやっていけるのが部活動ではないのか。
- ・ 不登校気味の生徒や退学する生徒が多い。先生も多いと感じるなら、学校の勉強と部活動の両立が問題になっているので、もう少し生徒のフォローをしてほしい。勉強と部活動のどちらも頑張りたいが、子ども一人だけではどうしようもない場合、教師から手を差し伸べてほしい。信頼関係を築けるような学校になってほしい。

なお、この緊急保護者会の場で、校長は、「学校から一定の距離感をおき、専門的に見ることでできる第三者委員会は、教育委員会と設置の協議をしている。保護者の要望と学校の認識に開きがあったことは申し訳なかった。第三者としての教育委員会による調査は2回実施した。身近な教員では本当の

ことが言いにくいので、教育委員会とのすり合わせがまだできていないが、学校や教育委員会とは関係のない方に入っていただく委員会を設置することになると思う」と発言した。

また、この日、当該校は、一般財団法人岡山県高等学校野球連盟宛に、「野球部員死亡状況報告書」を提出した。この報告書には「校長所見」という項目があり、そこには次のとおりの記載があった。

この度、概要で記しましたように、大変つらい、悲しい、また起こってはならない出来事が起こってしまいました。

貴連盟に対しましては、ご心配・ご迷惑をおかけいたしまして深くお詫び申し上げます。監督は野球部の指導に関して、使命感をもって熱心に取り組んでおりました。自死と部活動の指導との因果関係は、現在も調査中です。

今回の部員の自死が予防できなかったことについては深く反省をしています。

学校としましては、再発防止に向け、以下のような対策を野球部で行うよう指導してまいります。

I, 部の日誌は、顧問全員で見て生徒の状況を把握させる。

II, 4名の顧問と部員との面談や声掛けを充実させ、部員の悩みを把握したり、顧問と部員の信頼関係を深めるよう努めさせる。

III, 生徒同士で行うミーティングを月1回設け、部員同士の絆が深まるように働きかけ、部員同士で支え合う体制を充実させる。

IV, 保護者会との連携を強化し、退部等の申し出があったり、問題を感じた場合には、保護者に必ず連絡をすることを徹底させる。

今後二度とこのようなことが起きないように指導していく所存です。

また、ご両親の「広げないで欲しい。そっとしておいてほしい。」というご意向を尊重しつつ、対応を行ってきたため、報告が遅くなってしまいました。申し訳ありませんでした。

(3) 2月15日(金)の出来事(全校集会の開催と岡山県教育委員会会議の開催)

ア 全校集会(生徒集会)の開催とこれを巡る当該校と遺族とのやり取り

1時31分 当該生徒の父は、 教頭に対し、「知事との面談要請」というタイトルで以下のメールを送信した。

「(教育委員会にもお知らせください)昨日のNHKニュースを見ました。知事は息子の自死のことについてご存じなかったとの報道でした。岡山県のトップとして、公平な判断が頂ける方

だと思しますので、知事と直接面談し、遺族として今後の要望をしたいと思えます。どうかお取り計らいよろしくお願い致します。」

7時8分 ■■■教頭は、当該生徒の父に対し、以下のメールを送信した。

「昨日は丁寧な文書ありがとうございました。メールは県へ転送いたします。急で申し訳ありませんが昨日の保護者会を受けてお話があるので、玄関先の立ち話で結構ですので、これから校長がうかがうので対応していただけないでしょうか。」

7時12分 当該生徒の父は、■■■教頭に対し、「これからは勘弁してください。洗濯干したり、朝の準備があるし、仕事を休めません。」と返信した。

8時7分 当該生徒の父は、■■■教頭に対し、「朝早くからお疲れ様です。今日は時間ありませんが、明日の午前中なら打ち合わせ可能です。メールでの打ち合わせでよければ、空いた時間に見ます。」とメールを送信した。

8時51分 ■■■教頭は、当該生徒の父に対し、次の内容のメールを送信した。メールのタイトルは、「校長からのご報告」というものだった。

「校長からのご報告」

この度の報道にかかわる対応もあり、たいへんお疲れの事と拝察いたします。昨夜、緊急保護者会をもたせていただきました。

約300人の保護者の方のご参会があり、学校としてのこれまでの対応の経緯等を御説明し、御質問や御意見等をいただきました。

この会の様子を朝一番で御報告するとともに、今日の放課後、受験の迫っている高校3年生は除き高校1・2年に対する説明をしたいと考えています関係で、何か承っておいた方がよいことがあればと思いお宅の近くに行って待機させていただきました。

そのときに、アポについて連絡を■■■教頭から入れてもらいましたが、知事との面会の御希望もおありと、朝開いたメールにあったとのことで、これは、きちんとお伝えいたします。

生徒たちには、できる限りの真摯な語りかけを行いたいと思えます。

取り急ぎのご連絡です。

今朝は、たいへんお騒がせしました。

操山中学校・高等学校 校長 ■■■

以下は、当該生徒の父と[]教頭との間で、メールでやり取りされた内容である。

[] 12:23 (Re:校長からの御報告) 朝早くからお疲れ様です。私もかなり疲れています…。新聞報道などを読む限り、時系列的にも内容的にも私が認識している事実と異なる点が報道されています。

先日からお願いしている通り、情報を開示する場合は、私にも事前確認をさせて頂いてからにして下さい。(まだ、先日のお願い以来一度も事前確認させて頂いたことはないです…)

混乱を避けるため、正確な情報提供に努めてください。説明資料を活字化して情報共有させて下さい。従って今回の生徒説明からは、必ず私との情報共有の後に生徒にペーパーを配って説明してあげて下さい。昨日の保護者説明会の議事録も提供頂きたいをお願いします。

知事との面談は校長、教頭のお力で早期にかなえてくださいますようお願いいたします。」

[] 12:37 現在 校長が生徒に話す文面を作成中です。出来上がり次第送付します。生徒がショックを受ける可能性が高いのでどのような文面にするか苦慮しています。

[] 14:38 (Re:生徒集会での話について) 以下の文面で話をされます。ご意見がありましたらよろしくをお願いします。

(全校集会での校長からのメッセージ案)

生徒のみなさんへ

H25.2.15 []

【はじめに】

昨年7月に、本校2年生の生徒が亡くなりました。

生徒の皆さんの中には、このことについて限られた情報ではあっても、起こったことの内容をはじめから知っている人もいたり、全く知らなかったりという人もいると思います。

何ものにも代え難い人の命が失われたのに、なぜきちんと説明しないのだろうと私たちの対応を不審に思った人も多かったのではないのでしょうか。

当初の御両親の「広げないでほしい」「亡くなった子どものプライバシーに配慮してほしい」というお気持ちを優先して対応を進めてきた結果、今日に至りました。

このことがあって半年以上が経過し、報道を受ける形で、このような時期になっ

て私から皆さんに説明することになったことを、まず、お詫びしたいと思います。

【黙禱】

最初に、亡くなった人に黙禱を捧げましょう。

【原因等について】

私自身も、校長としてずっと苦しい気持ちで過ごしてきました。皆さんと廊下などで挨拶をする時も、胸の中に様々な思いを押し隠しながら、無理に明るさを装って声をかけてきました。

まして、御両親や御家族の心中は、どれほどの悲しみ苦しみがおありであろうと拝察します。

これまで学校関係者や教育委員会で、亡くなった原因について、関係の生徒諸君の協力も得ながら、調査を進めてきましたが、決定的な原因については、現在に至るまで把握ができていません。

この、原因についての認識は、亡くなった人の御両親と私たちと間に違いがあり、その差を埋めていく努力がこれから最も大切な作業になっていくと思います。このための取組は、教育委員会とも亡くなった人の御両親とも協力しながら進めていこうと思います。

【報道等について】

様々な内容の報道が新聞やテレビなどで、行われました。今も行われているという方が適切かも知れません。

活字や画像になって出て行った情報は、それを視聴する人によって受け止め方は様々です。ですから、私がこの場で一定の受け止め方について考えを申し上げることはしません。

ただ、これらの様々な情報によって、皆さん一人一人が様々な思いを持ち、深く傷つき、心配をされていると思います。本当に申し訳なく思います。

しかし、私たちのこれからの考え方や行動が、全国から注目されている状況だと考えます。ここが、本当の踏ん張りどころです。どうか、生徒の皆さんも、この集会の機会を新たな出発点として、私たち教職員、友人や御家族など様々な人たちと、力を合わせ心を一つにしながら元気を出して頑張っていきましょう。

【昨晚の保護者会について】

昨日、緊急の保護者会を開催しました。300人あまりのお父さん、お母さん方がお集まりくださいました。

これまでの経緯等を保護者の方に御説明し、様々な御質問や御意見をいただきました。時間の関係で、その詳細は説明しませんが、経過等の具体的な内容についての御質問や学校の至らなかった点についてのご指摘、教育指導のあり方

についての御意見など、多数の御発言がありました。

校長の私にとって厳しい御意見等もたくさんいただきましたが、その底流には、生徒の皆さんに対する今後の教育のあり方について、力を合わせていこうという温かく、ありがたい思いを感じることができて、とても感謝しています。

どうか、校長が「様々な御意見をいただき心から感謝をしていた」ということを、ぜひ今日家に帰ってからお父さん、お母さんに伝えてください。

【対応の基本的な考え方について】

今回のことが起こってから、私は、

- ① 亡くなった人の御両親、御家族に対する細やかな配慮と誠実に対応
- ② 生徒の皆さんへの配慮・ケア（特に、当面はこのことを知る立場となって）
- ③ このような悲しい出来事が二度と起こらないための学校としての体制づくりの3点を対応の基本と考え、先生方とも確認しています。この気持ちは一貫して変わっていません。

【これからのことについて】

そして、さらに、亡くなってしまった人のためにも、岡山操山は、今回のことをきっかけとして、一層素晴らしい学校になっていく必要があります。

中高一貫教育校としてのあり方、各教科や未来航路、部活動のあり方などの様々な点で、保護者の皆さんの御協力もいただきながら、不十分であった点、視点をかえて取り組んで行かなければならない点など、たくさんあると思います。

今回の出来事により、またその報道により、私たちや私たちの学校が大きなダメージを受けたことは事実です。

しかし、今回のことをきっかけに、私たちができていなかったこと、徹底していなかったことなどを具体的に検討して、当面の取組を進め、その回復を図りながら、より素晴らしい学校づくりに力を尽くしていきたいと思えます。

【終わりに】

御質問や御意見もあるかと思えます。この後の各教室でのSHRの時に担任の先生に伝えていただき、それに答えさせていただくことにしたいと思います。

よろしくお願いします。

終わりに、これまでのことや、今日の集会での私の話を聞いて、非常に心が乱れたり、強い不安を感じているような人がいたら、集会の終了後、すぐに、必ず担任の先生に申し出てください。（また、友達で心配な人など気がついたことがあったら教えてください。）

(2013/2/15 続き)

14:50 (Re: 生徒集会での話について) 申し訳ないですが、事

実と違うのでこの内容では了承出来ません。

14:53 (Re:生徒集会での話について) どの箇所でしょうか。

15:10 (Re3:生徒集会での話について) 以下の内容を追加して口頭での説明として下さい。(修正結果を説明前に見せて下さい。)

① 遺族の事実確認調査方法についての意向が反映できず、まだ事実確認が終わってないこと(第三者調査)

② 遺族の意向に反して、弔問に行かないよう指示していたこと

15:44 (Re3:生徒集会での話について(②の補足)) 弔問に来た生徒が「学校の指示があり、弔問に行きたかったが行けなかった」と悔やんでいました。遺族の思いに反して、間違っただ指示を学校がしていたこと正確に謝罪して下さい。

16:38 (Re:明日の訪問について) 生徒の動揺に対して早めに対応する必要があり、本日15時10分より生徒集会を開きました。報道機関への対応もしながら生徒集会の準備を進める必要があります。様と連絡をとれない状況で開催したことについてはお許し下さい。昨日の保護者会の報告、本日の生徒集会の報告、第3者委員会、知事との面会等について明日お伺いしてご意見を伺いたいと思っておりますが、時間的には何時ごろ伺えばよろしいでしょうか。お疲れのところ申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

16:43 (Re:明日の訪問について) 生徒に説明された文面を送ってください。

17:49 (Re:明日の訪問について) 明日は10時半において下さい。

17:51 (Re:文教委員会への文書提供について) 生徒集会は校長より口頭で行いました。また、文教委員会に様が保護者会用に作成された文書を配布してよろしいかとの問い合わせがありました。よろしいでしょうか。

17:56 配布して良いです。

15時10分 上記のメールのやり取りをしている間に、当該校では、高校1年生・2年生を集めて生徒集会を開催し、校長は、上記文面に沿って話をした。

イ 県教委事務局の岡山県教育委員会での報告

2月15日13時から、岡山県教育委員会会議が開催され、その中で、本事業に関し、以下のやり取りがなされた。

(委員) 監督がマネージャーの仕事に対して厳しく指導したとあるが、当該生徒がマネージャーだった期間は3日間しかない。監督は、当該生徒が部員を辞めたことも含めて厳しい指導をしたのか。

(指導課生徒指導推進室長) 監督はどの生徒に対しても厳しい指導をしており、当該生徒に対してだけ特別厳しかったわけではない。

(委員長) それでは、マネージャーであった3日間の厳しい指導とはどういったものか。

(指導課生徒指導推進室長) 県教委の職員が生徒等に聞き取り調査を行った。聞き取りではまず、当該生徒が部活を辞めたいと言った際は、県大会へ向けて選手が頑張っている時期であったため、なぜこの時期に辞めたいのか、辞めることを保護者も認めているのかを聞いている。保護者も辞めることを了解していたため退部を許可した。ちなみに、当該生徒が退部した年の県大会では3回戦まで進んでおり、当該生徒は3回とも1人で応援に来ていた。その後、理由は不明だがマネージャーになりたいと監督に申し出た。その際、監督は「1回辞めているから、今度は辞めれないぞ」と言い、許可した。1日目は部内ミーティングが行われた際、当該生徒が板書をしていなかったため「マネージャーなら板書しろ」と言った。2日目はノック練習の球出しをし、特に目立ったことは無かったと聞いている。3日目は当該生徒が部室の清掃をしていた際、グラウンドで野球部員が熱中症になり、それを他の部のマネージャーが世話をしていた。それを見た監督は、当該生徒に「部室にいてもグラウンドに気を配れ」と言った。また、練習が終わった後も、当該生徒を残して今まで言ってきたことを整理して指導した。監督は練習中にミスをした部員にも同じように対応しているため、その様子を見た他の生徒も特別に厳しい指導とは感じていなかったようだ。

(委員長) マネージャーの仕事内容を紙に書いておけばよかったのではないか。

(教育長) 私も運動部の顧問をしていたことがあるが、マネージャーの仕事は先輩のマネージャーから引き継ぐもので、顧問からはあまり指導しない。

(委員長) 先輩のマネージャーはいたのか。

(指導課生徒指導推進室長) いなかった。

(委員長) それなのにマネージャーを始めたばかりの3日間で叱っていたのか。

- (指導課生徒指導推進室長) 監督は、当該生徒がマネージャーとして復帰を申し出た際、マネージャーは部員より大変な面もあるため、諦めさせるつもりで「もう辞めれないぞ」と言ったが、「頑張ります」と言ったため許可した。元部員としての経験があるので敏腕マネージャーになってほしいという気持ちもあったと聞いている。
- (委員) 部活動以外の学校生活はどのような生徒だったのか。
- (指導課生徒指導推進室長) 性格は真面目で、社交的ではなくおとなしく、言われたことはきちんとする。野球部以外の友人は多くないようだった。
- (委員) 県教委が行った聴き取り調査の結果を聞いたが、警察が行った事情聴取でも同様の内容だったのか。
- (指導課生徒指導推進室長) 警察からは事件性はないとだけ聞いており、それ以上の情報はなかった。
- (委員) 現時点では、自殺の理由が監督の厳しい指導によるものとは断定できないということか。
- (指導課生徒指導推進室長) 県教委としては、監督による一連の指導や発言の中には、行き過ぎた指導と言われても仕方ない部分はあるが、それが自殺の直接的な理由だと断定できないと考えている。遺族がこれに納得できない場合は再調査を検討していきたい。
- (委員長) 確かに、全く関係ないこともないだろうが、これだけが原因とも言えないだろう。
- (委員) 学校が調査を行った後、遺族から県教委に再調査の依頼があったということだが、再調査依頼の理由は何か。
- (指導課生徒指導推進室長) 他の部員が遺族の元へ甲間に訪れた際、学校から受けた報告以外のことを聞かれたようだ。そのため、学校の調査に不信感を抱かれたようで、県教委に対して具体的な内容を含めた再調査依頼があった。
- (委員) 遺族は監督の指導の在り方について再調査を依頼しているが、その際、県教委は万全の調査をしたと言えるのか。
- (指導課生徒指導推進室長) 出来る限りのことはしたつもりだ。ただし、遺族からは3年生部員へも聴き取り調査の依頼があったが、進路指導に差しさわるおそれがあったため、3年生部員は除いた。
- (委員長) 県教委の回答に対して、遺族はどのような反応であったか。
- (指導課生徒指導推進室長) 1回目の再調査結果の報告に対しては、直接的には何も無かった。その後、さらに再調査依頼があったため調査し、

1月11日に結果を回答したが、そこでも直接的には何も無かった。2月6日に当該校の教頭が弔問に訪れた際、遺族は「まだすっきりしていない」と言っていた。それからすぐに報道されたが、その理由は不明だ。

(委員) 遺書はないということだが、生徒からの聴き取り調査で本人が発言したことはあるか。

(指導課生徒指導推進室長) 部活動を辞める前は「監督に怒られるのが嫌だ。野球がおもしろくない」と言っていた。また、マネージャーになって3日目に、熱中症の部員を他の部のマネージャーが世話をしていたが、部活が終わった後に監督が確認すると当該生徒が看病していた。監督は感心したが、声を掛けるまではしておらず、そのことを悔やんでいる。その後、足がつった部員が当該生徒に「マネージャー、治してくれ」といった際、当該生徒は「自分はマネージャーではない。存在するだけ。」と発言した。発言の意図は不明だ。その後、別の部員が当該生徒に話しかけた際は普通の反応だったようだ。

(委員長) 県教委に2度調査依頼しており、遺族は県教委が隠蔽しているのではないかと思うかもしれない。そのような場合、今後はどのように対応するのか。

(教育長) 当該案件では、県教委への再調査依頼の申入書にも隠蔽については触れていなかったことと、「そっとしておいてほしい」という遺族の意向を踏まえ、県教委だけで調査したものだ。しかし、今後は遺族の意向を確認して第三者的立場の者に調査を依頼することも検討していきたい。

(委員) 進路指導のため3年生部員への聴き取り調査を行わなかったとあるが、一律に調査しないのではなく、協力してもらえる部員からは話を聞いた方がよいのではないか。

(委員長) 確かに、入学者選抜が終わってから聞いてはどうか。

(委員) 遺族は、今後の対応について何か意向があるのか。

(指導課生徒指導推進室長) 第三者的立場の者の調査を希望しているようだ。

(教育長) 遺族とは直接会うことが出来ていないため、遺族が何を思っているのかを確認できていない状況だ。遺族は会いたくないと考えているかもしれないが、会ってしっかり話して意向を伺いたい。

(委員長) 当事者同士で話すと感情的になる恐れもあるため、第三者が間に入ったほうがよいだろう。

(指導課生徒指導推進室長) 第三者的立場の者が調査を行えば、監督をはじめ

め、関係者の協力や家族からの聴き取りも必要になると思われるため、遺族の考えなども伺う必要がある。

(委員長) 県教委としては関係者の意見を聴き、誠実に回答してもらいたい。

また、折にふれて遺族から話を聴き、報告してもらいたい。

(委員全員) 了承

(4) 報道後の事実経過

ア 2月16日(土)

10時30分～13時30分 [] 校長と [] 教頭が遺族宅を訪問した。この訪問でのやり取りについては、当該校と遺族との間で合意された記録が残されているため、それを以下に引用する。

家訪問記録

訪問日時 平成25年2月16日(土) 10:30～13:30

[] 家

学校

校長 []

教頭 []

生徒集会時の「校長からのメッセージ」、緊急保護者会時の「校長挨拶文」「経過説明資料」をお渡しする。

- (1 校長) [] 様の保護者向け文書の文教委員への提供をどのようにすればよろしいか。
- (2 [] 様) 文教委員さんだけへの提供に留めて下さい。
- (3 [] 様) 学校や教育委員会に訊いたことが返ってこない。不信感がつるばかりだ。問題意識がないのか、何回聞いても答えてくれない。組織全体としての体制がおかしいのではないか。県教委の担当部署はどこか。
- (4 校長) 担当は生徒指導推進室です。第三者による調査も必要と思われます。
- (5 [] 様) 再度調査することになると生徒には迷惑をかけることになるが、私からの要望で再調査するのではなく、「学校側の不手際が原因とする再調査」であることの十分な説明と謝罪を生徒にしてからにして欲しい。8月下旬、第三者による調査を要望した。事実確認ができるのであれば、調査方法(アンケート、聞き取り等)は指定しないとも連絡している。これまで、その要望はかなえられていない。
- (6 校長) 第三者による調査を行うとすれば、どのようなことを求めることになりますか。

(7 様) 第1に、息子の自殺にいたるまでの事実確認である。自殺との因果関係があるのであれば、早期に再発防止策等も検討・実施して欲しい。第2に、いまだに自殺までの事実調査・因果関係を解明できない組織全体の問題点を調べて、早急に改善策を検討・実施欲しい。要望されたから調査するのではなく、自発的・自立的に調査するのが基本ではないのか。因果関係があるかないかの決定は誰がしたのか。いずれにしても私どもとの「ずれ」が埋まるまで納得できない。

(8 校長) 教育委員会に説明に来てもらいましょうか？

(9 様) 今まで何の説明にも来てくれず、何で今、急に説明に来られるのか。形式的でなく、意味があるのであれば、来て下さい。8月下旬まで、誰も弔問に来なかったのはなぜか。

(10 校長) 7月26日 3人で弔問に伺った。その時、「近所や職場にも知らせていない。帰りはばらばらに出て下さい。葬儀は家族のみの密葬で行う。広げないで下さい。」ということをお聞きした。野球部と2年生の生徒・保護者には亡くなったことのみを伝えるとともに、ご遺族の気持ちを配慮し弔問はひかえるよう連絡をしました。

【様は、「密葬」や「広げないで」の言葉は夫婦とも使わないので言った覚えはないと言われている】

(11 様) 関係の深かった野球部とクラスの生徒には葬儀後、弔問に来て欲しかった。野球部では保護者説明会で「絶対に自宅に弔問に行くな」と指示されたと聞いている。野球部保護者会で指示をしたのは誰か。弔問に行きたかったけれども学校の誤った指示により、弔問できず傷ついている生徒がいる。野球部とクラスには誤った指示を学校が勝手に出したということで謝罪をして欲しい。誰も弔問に来ないし、死んだ理由も分からず、地獄のような1ヶ月間であった。しかし、へこたれてはいけないと思い、仕事はした。「そっとしてほしい」という言葉はこれまで使ったことはない。26日に「自殺ということをおもひに言って良いか」と学校に尋ねられ、「理由は言わず、死にましたと伝えてほしい」と伝えました。そうすれば、仲のいい友達は来てくれるだろうから、自殺の原因が聞けるかと思った。形式的に大勢で来られても、そのような話は出しにくいと思ったから。

(12 校長) 7月26日の弔問の時のご様子を基に、判断をしてしまった。2回目のご訪問が、8月の初めにという思いより早まり、7月31日になった。その後も、ご連絡を差し上げ弔問等についてご相談をするべきで

あった。申し訳ありません。

(13 様) 明らかに情報共有不足である。学校は野球部とクラスに対して謝罪してほしい。

(14 様) パワハラ教育をしているのか。

(15 校長) 管理職研修等ではしているが、生徒に対しては行っていません。

(16 様) パワハラの基準を明確にして欲しい。同じ言葉でもパワハラと感じる人と感じない人がいる。生徒が、パワハラの言動が認定できるような教育をして頂きたい。第三者による調査を行うのであれば、そこで、基準を作成してもらいたい。おそらく1年生を中心に、監督との関わりが短く、息子の死後、多少態度を改めた監督の好意的なコメントが多く含まれていたが、10月頃「教官室でぶちまわすぞ」という発言があったと聞いている。まだ改心はしてないと感じている。

(17) 君は、家庭で教諭のことを嫌がっていましたか。

(18 様) 「叱り方がしつこい」と嫌がった発言はあったが、いつも言っていたわけではない。家庭では基本的には明るく過ごしていた。しかし、6月野球部を辞めたあと、部員としては戻りたくないと言っていた。マネージャーとして復帰したあと、「もう辞めれんよなあ」と、言ったのを覚えている。

(19) 県知事にお会いしたいということですが、その目的は何ですか。

(20 様) 岡山県の中で中立でトップの県知事に自分の思いを直接お伝えしたいからです。

(21) その面談はお急ぎですか。

(22 様) その質問をされるということ自体、認識がおかしいのではないですか。

(23 様) なぜ記者会見を行ったのか。

(24 校長) 12日夕方、突然 朝日新聞社の記者が、大変具体的な情報を持って学校に取材に来て、翌13日記事となった。それを受け、13日朝、マスコミが多数、学校に押し寄せて来た。個別には対応できないので、一斉に対応する形となり、11時より説明の機会をもった。その内容については様と連絡をとる必要も感じたが、その時間がなかった。御理解頂きたい。

(25 様) これからは、こちらと情報共有してから情報発信して欲しい。

(26 様) 存在価値を否定されるような言葉を先生から浴びせられると、子供は自信をなくしてしまう。は意志の弱い子ではない。普通の

指導なら耐えられるはずである。今回のことがあり、即対応して頂ければ、大阪桜宮高校の事件も防げていたのではないかと。11月28日、2回目の申入書を県教委に送り、1ヶ月以内に回答を求めたが、年末年始で忙しいということで回答が年明けの1月11日になった。こちらは毎日子供のことを思い、年末年始もないので、よくそんなことを理由にするなどと思った。そんな頃に大阪桜宮高校の事件が発生し、ショックだった。1月11日の回答も部分的で、私たちの質問にほぼ触れておらず、愕然とした。

11月9日の県教委の回答書で「同校に対して、誠意ある対応と事実調査をするように指示した」とあるが、県教委は、調査についてチェックをしたのか。

- (27 ■■■) 7月26日、関わりのある2学年団教員、野球部顧問から調査用紙と口頭により3日間の様子を調べた。その結果、原因は分からなかった。そのことを県教委に報告しています。
- (28 ■■■様) 8月23日教頭先生が来られた時、「調査していない」と聞いたと、記録している。
- (29 ■■■) 「調査していない」と言った記憶はない。実際に調査用紙も残っている。
- (30 ■■■様) では当日なぜ、その調査結果を教えてくれなかったのか。調査用紙はあとでも作れる。8月17日に事実説明の依頼をしており、8月23日に事実調査の報告があると思っていた。
- 【■■■様は8月17日現在、■■■■から事実調査が自動的に実施されていたものと思っていたので、説明の依頼をしたのは間違いないと言われている】
- (31 ■■■) 8月17日の■■■様からの電話では、事実調査の依頼を受けたという認識はありませんでした。8月23日は、私としては、初めて訪問する機会であったので、ご線香を上げに伺うという認識でした。■■■様と認識の違いがあり申し訳ありませんでした。
- (32 ■■■様) 8月17日、私が電話したとき、教頭先生は、今回の事を知らなかったのではないかと。
- (33 ■■■) 8月17日電話を頂いたとき、事務室職員が出て、営業の人と間違えたというのは事実です。この職員は、事務の臨時職員であり、事務室にも亡くなったことは伝えていたが、勘違いしたと思います。大変申し訳ありませんでした。

- (34 様) 緊急保護者会の議事録はいただけないか。
- (35) 現在、作成中です。
- (36 様) まだ、できていないのか。私の職場では、当日には出来上がり情報共有できるようにしている。その辺がそもそも問題ではないか。私もお詫び文を配布している関係から是非、議事録がほしい。
- (37 校長) 部外者には議事録はお渡しできないかもしれないが、議事の内容については、お伝えするよう検討したいと思います。
- (38 様) 身体の傷は治るが、存在を否定されるような言葉を浴びせられると、心の傷は治らない。心の暴力である。心の暴力を受けて育った子供は大人になってそれを繰り返す。 が死ぬとは全く思っていなかった。よっぽど追い込まれたのではないか。学校は指導の在り方や因果関係をどのように考えているのか。
- (39 校長) 因果関係については分からない。指導については、行き過ぎがなかったとは言えない。という判断である。
- (40 様) 家畜は、頭が使えないから叱る必要があるが、人間は頭を使えばしつこく言わなくてもできる。操山高校生は頭が良いので、ちゃんと言えばできるはずだ。練習に行きたくないような部活は強くない。行きたくて1分1秒を無駄にしたいなくなるような部活でないと強くない。
- (41 校長) そのとおりです。例えば、本校陸上部の指導は科学的な指導も行っています。
- (42 様) 教諭は野球部顧問を続けているのか。
- (43 校長) 監督は交代し、直接指導していないが、顧問です。
- (44 様) 因果関係がはっきりしないのに、監督を交代させたのか。でもなぜ、顧問は続けているのか。
- (45 校長) この事件の重大性、 教諭の気持ち、シーズンオフになること等を総合的に判断して、監督を交代させた。顧問については、校務分掌で委嘱しているので、そのまま継続しています。
- (46 様) 因果関係が分からないままで良いのか。調べなくても良いのか。因果関係がないのなら監督に戻れば良いのではないか。
- (47 校長) 学校の調査には限界も感じるので、第三者による調査をしていただくよう県教委と相談を始めています。委員の希望はありますか。
- (48 様) これまでそんな話はこちらには一切なく、突然言われてもわからない。気が変わるかもしれないが、精神科医、弁護士、警察などが委

員、学校側と家側が事務局として入る形かなと思う。教育委員会が作る組織ではなく、作る時から第三者が作る組織でないという意味がない。

(49 校長) 来週早々、県教委に本日伺った様の御意見を伝えたい。

(50 様) 情報共有ができていなかったり、組織として機能していなかったり、スピード感や危機感がないと感じられるので、早期改善されるよう求める。今日の議事録は私たちの確認後、教育委員会と情報共有してほしい。

(51) わかりました。メール送信し、事前確認いただきます。

イ 2月18日(月)

当該校は、県教委の指導主事に対し、2月16日の遺族宅訪問記録を送付し、校長及び教頭は、岡山県教育長室を訪問した。県教委側は、生徒指導推進室長、参事、指導主事が参加し、別件会議終了後に遅れて教育長も参加した。

このとき、教育長から、学校・県教委と遺族とで膝を交えて話し合う必要があること、野球部の指導が引き金になった可能性があること、再発防止策が明確でないこと、保健体育課から部活動の指導に対して改善策を示す必要があること、知事と遺族との面会については知事部局で対応することが述べられた。

その後、教頭は、当該生徒の父に対し、「校長とともに、内容確認していただいた訪問記録を持参して、県教育委員会幹部に説明をしてきました。今後の対応を検討するために、県教委が直接様とご相談したいとのことです。できるだけ早いほうがよいと思われますので、本日から明日の午後6時30分以降のご都合はいかがでしょうか。」とのメールを送信した。

これに対し、当該生徒の父は、体調がすぐれないため、今日明日の訪問は遠慮いただきたいこと、相談内容についてはメール送信いただければ、時間があるときに見ておく旨メールで返信した。

ウ 2月19日(火) 臨時PTA役員会

当該校で臨時PTA役員会が開催された。このとき、緊急保護者会の内容を共有し、当該校では、当該生徒の事案について第三者委員会を設置し調査をする方針であることを伝え、PTAに対し協力を要請した。

エ 2月20日(水)

当該校は、当該生徒の事案について、日本高校野球連盟が不祥事事案の対

象としないことを決定したことを把握した。

また、 教頭は、16時54分に、当該生徒の父に対し、「県教育委員会より」というタイトルのメールを送信した。その内容は次のとおりである。

「県教育委員会からの連絡を転送いたします。よろしくお願いいたします。」

 様

 様が第三者による調査をご希望されていることは、すでに学校から連絡を受けております。

県教育委員会として、 様のお考えやご意見等をお聞きしながら、第三者による調査について具体的に検討していきたいと考えております。

今週中に早めに一度、ご自宅を訪問させていただければと思いますが、いかがでしょうか。訪問が可能ということであれば、ご都合のよい日時をお知らせください。

また、今後、県教育委員会が 様と直接、連絡を取らせていただくことは可能でしょうか。」

以下、当該生徒の父と 教頭とのメールのやり取りを引用する。

 23:52 (Re:県教育委員会より) 連絡ありがとうございます。

事実究明等に向けて「第三者による調査」の検討をされているようで、感謝いたします。

2/16に校長・教頭様と打合せをしましたが、「認識の相違」や「未回答の案件」が存在します。また、「情報共有」ができていないなど問題点と思われる事が散見されます。今後は学校側とより強い信頼関係を保ちながら早期の事実究明などに取り組みたいと思っていますので、このままでは、難しいと思われます。

自宅訪問の前に少なくとも今回の議事録についての問題点・反省点を抽出頂き、その具体的な対応・再発防止策などについて該当発言番号ごとに整理し、回答願います。

オ 2月21日(木)

当該生徒の父と 教頭との間でなされた、前日からのメールのやり取りの続きを以下に引用する。

 6:28 (Re2:県教育委員会より) 返信ありがとうございました。

校長と相談しご返事いたします。

 8:16 (Re2:県教育委員会より) いただいたメールは校長に報告し県教育委員会に転送いたしました。

 20:40 (県教育委員会より②) 県教育委員会からのメールを転

送いたします。よろしくお願いいたします。

様

ご連絡ありがとうございます。

今朝、学校から連絡いただきました。

県教委としても、2/16の議事録（訪問記録）を拝見し、様との間に認識の相違があると理解しております。

県教委としては、様の言われている「認識の相違」や「未回答の案件」等を直接お会いして確認させていただき、それも含めて第三者による調査について、様と話したいと考えております。

まずは、お会いして様のお気持ちやお考えをお聞かせいただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。ご意向をお知らせください。また、様と直接、連絡を取らせていただくことについても併せてご連絡いただければと思います。

22:28 (Re: 県教育委員会より②) メール確認しました。これまで、操山高校の先生方は何回も自宅へお越し頂き感謝しています。ただ、こちらにも日常の生活があり、これからさらに何度もお越し頂くのは、大変辛いと感じています。教育委員会として、うちとの認識に相違があると理解されておられるのなら、学校からさらに詳しく聞き取りをして頂き、具体的な「認識の相違点」や「未回答の案件」等を学校と情報共有して下さい。その上で2/16議事録についての問題点・反省点を抽出頂き、その具体的な対応・再発防止策などについて該当発言番号ごとに整理し、回答願います。これまでの打合せでの経験から、何も前提資料がなく、話し合いを最初からしても、時間がただかかるばかりだと思えます。初めての方はこれまでの学校とのやりとりを完全に熟知してから打合せにお越し下さい。こちらは最初からの説明は苦痛なので、ご配慮下さい。よろしくお願いいたします。

カ 2月22日（金）

当該生徒の父と 教頭との前々日からのメールのやり取りの続きを以下に引用する。

9:18 (Re2:県教育委員会より②) 返信ありがとうございました。メールは県教育委員会へ転送いたしました。ご心労はよく分かります

14:43 (県教育委員会より③) 県教育委員会からの連絡を転送いたします。よろしくお願いいたします。

様

ご連絡ありがとうございます。

学校とはこれまでも情報を共有してきております。

県教委としては、中立的な立場である、それを具体的に進めるにあたって、直接お会いし、話し合う機会を持ちたいと考えております。

これまでのやりとりについては熟知して伺いますので、どうかご理解いただき、面会についてご検討くださるようお願いいたします。

また、重ねてになりますが、直接連絡を取らせていただくことについてもお考えをお聞かせください。

21:03 (Re:県教育委員会より③) 返信ありがとうございます。

今回、県教委様として「第三者による調査」が必要であると考えていただいているのは、大変ありがたく思います。

ただ、「第三者による調査」は、これまで私どもが要望したことの1つにすぎません。何の事前説明もなく、「第三者による調査」をはじめられるのは不条理です。こちらにもちゃんとした経緯説明を事前をお願いします。

また、これまで要望や話し合いをしても、回答や対応がないようなことが何度もあり、誠に遺憾に思っています。また、最近もあった「言った」とか「聞いてない」とかのやりとりは避けたいと思っています。

2/20から進展のない今回のメールのやりとりについても、こちらとしては強迫観念にかられ、恐怖さえ感じています。また、自分や家族の生活が犠牲になるので、メールや打合せ回数も最小限としたいとも思っています。

県教委様として「これまでのやりとりについては熟知して伺います」ということであれば、熟知される中で、これまでの具体的な「認識の相違点」や「未回答の案件」等を学校と情報共有し、2/16議事録についての問題点・反省点を抽出頂き、その具体的な対応・再発防止策などについて該当発言番号ごとに整理し、回答願います。

これまでのような「なし崩し」的対応はこりごりなので、面談時にその回答を見せて下さい。

そうしないと一所懸命生きてきた亡き息子に申し訳ないとも思っているのです。この条件で良ければ、面談に応じます。いかがでしょうか？

21:25 (Re2:県教育委員会より③) 様のお気持ちはよく
分かります。県へ転送いたします。

キ 2月26日(火)

当該校は、在籍する中学校・高校保護者あてに、「ご報告」文書を在校生を通じて配布した(添付資料⑥)。

(5) 遺族からの知事との面会要請や第三者委員会設置等を巡る事実経過

ア 3月1日(金)

当該生徒の父は、教頭宛に、「2月15日に知事との面談をさせていただきたいと要請しましたが、すでに2週間が経過して、まだ何もお返事いただいております」とのメールを送信した。

イ 3月11日(月)

教頭は、3月1日の当該生徒の父からのメールに対し、県教委からの返答として次のとおりメールで返信した。

「様

知事との面会についてですが、知事には保護者会で配布された様からの文書(添付資料⑤)をお渡しし、面会の希望があることをお伝えしました。

知事のお考えは以下のとおりでした。

- ・ 事実関係がはっきりしない今、お会いしても何もできないし、混乱を招くことになるので今は会いません。
- ・ 教育委員会にしっかり対応するように指示をしています。
- ・ 環境が整ったらお会いすることもやぶさかではありませんが、今はその時期ではないと判断します。」

これに対し、当該生徒の父は、教頭に対し、以下のとおりメールで返信した。

「知事の面談に対する現在のお考えはわかりました。

ただ、わからないのは、知事に私の作成した文書以外でどのような情報が伝えられて、知事が今回の判断をされたかです。例えば、2/16の議事録(訪問記録)やメールのやりとりは、知事に情報提供がなされているのでしょうか？

そちらの一方向的な情報だけではなく、こちらも内容を認定している情報の提供がなされたのでしょうか？

また、知事は「事実関係がはっきりしない」と言われていますが、具体的に何がはっきりしないと言われているのでしょうか？

尚、今後は学校・教育委員会だけでなく、第三者的に知事やPTAの方にも同じ情報を共有して欲しいと思っています。対応よろしく願います。

話は変わりますが、2/18から言われている県教委様との面談については、どうなっているのですか？

既に約1ヶ月が経過しますが、早期対応が何故できないのですか？最初は、毎日のようにメールがありました。最近は何の連絡がありません。現在の進捗状況を教えてください。

今後はより強い信頼関係を保ちながら早期の事実究明などに取り組みたいと思っています。このような対応では、やはり難しいと思われる。

知事から指示のあった「しっかり対応する」とは、そのような対応なのですか？

面談の際には、2/16議事録についての問題点・反省点を抽出頂き、その具体的な対応・再発防止策などについて該当発言番号ごとに整理した回答書の提示をお願いします。」

この当該生徒の父からのメールに対し、■■■■教頭は、「県教育委員会に転送します」とメールで返答した。

ウ 3月15日（金）

■■■■教頭は、当該生徒の父に対し、「県教育委員会より」というタイトルで以下のメールを送信した。

「■■■■様

ご連絡ありがとうございます。

知事の判断については、保護者会で配布された■■■■様作成の文書をお渡ししていますので、少なくともこちらの一方的な情報で判断されたものではないと推察しております。

2月22日のメールで、こちらからの面談のお願いが■■■■様にご負担をおかけしている様子でしたので、少し連絡を差し控えさせていただいておりましたが、ご要望のあった「認識の相違点」について文書にまとめたものを持参し、ご説明したいと思います。

先月の報道やこれまでのメールの内容から、■■■■様が第三者による調査をご要望されていると理解しており、こちらも、問題点や対応策等に

については、第三者による調査においてご指摘いただくのがよいと考えています。

信頼関係を保ちながら早期の事実究明などに取り組みたいという様のお気持ちには私どもも同じ思いであります。

については、調査へのご意向やご意見を伺いたいと存じますので、面談が可能な日時をお知らせください。

なお、教育委員会から直接連絡を取らせていただけないでしょうか。」

エ 3月16日(土)

当該生徒の父は、教頭に対し、以下の通りメールで返信した。

「お忙しいところ返信ありがとうございます。

県教委様として「第三者による調査」が必要であると考えていただいているのは、大変ありがたく思います。

こちらとしても、今後はより強い信頼関係を築きながら、1日も早く、県教委様とも面談したいと考えています。

以前からの私のメール要請に対して、以下の5項目の回答(対応)が不足しています。

- ① 知事に県教委様が伝えている情報を具体的に提示して下さい。
- ② 知事は「事実関係がはっきりしない」と言われていますが、何がはっきりしないのか具体的に教えて下さい。
- ③ 県教委様として「第三者による調査」が必要と考えられるに至った経緯説明をして下さい。
- ④ 「2月22日のメールで、こちらからの面談のお願いが様にご負担をおかけしているご様子でしたので、少し連絡を差し控えさせていただいておりましたが」とのことですが、進展のないメールのやりとりが負担になると訴えているだけで、今回のように長期間、何の連絡もなく、「ほったらかし」にされるのも精神的に大変辛いのです。1日が1年にも感じる、「息子を自死で失った親の気持ち」を考えてみて下さい。今回のような「ほったらかし」は二度としないで、しっかり適切にスピード感を持って対応して下さい。
- ⑤ 「ご要望のあった「認識の相違点」について文書にまとめたものを持参し、ご説明したいと思っております」とのことですが、私が以前から要望しているのは、「これまでの具体的な「認識の相違点」や「未回答の案件」等を学校と情報共有し、2/16議事録についての問題点・反省点を抽出頂き、その具体的な対応・再発防止策などについて該当発言

番号ごとに整理し、回答願います」です。なぜ、要望通り対応いただけないのでしょうか？

その理由を教えてください。

以上①～⑤についての回答(今後の対応)を 3/18(月)までに返信願います。

回答内容により、面談等、今後の方向性を考えたいと思います。

なお、私は今まで情報共有が充分図られていないと感じているので、教育委員会からの連絡については学校経由で当面継続願います。」このメールに対し、■■■■教頭は、当該生徒の父に対し、「連絡ありがとうございました。県教育委員会に転送いたします。」とのメールを返信した。

オ 3月17日(日)

当該生徒の父は、「『最愛の息子の死』を無駄にしないために・・・」という文章を書いた(添付資料⑧)。

カ 3月18日(月)

■■■■教頭は、当該生徒の父に対し、「県教育委員会より」というタイトルの以下のメールを送信した。

「県教育委員会からのメールを転送いたします。メールでは該当発信番号ごとに整理した文書は学校から郵送するとなっておりますが、明日私が持参いたしますので、訪問可能時間をお知らせ下さい。

■■■■様

ご連絡ありがとうございます。

お尋ねのあった①、②についてですが、知事へは、保護者会で配布された■■■■様作成の文書をお渡しするとともに、これまでの経緯についてご説明し、■■■■様の知事にお会いしたいというご意向をお伝えしています。

知事は、部活動における指導と自死との因果関係がはっきりしないと判断されたのではないかと推察いたします。

次に、③から⑤についてですが、県教委としては、■■■■様の代理人弁護士からの依頼に対して誠意をもってお答えしており、2回目の回答書を送付して以来、代理人弁護士から追加のご要望等はいただけていないので、ご依頼には対応したものと判断しております。

しかしながら、2/16の訪問記録からも、これまでの学校や県教委の

回答に対して、 様が納得されておらず、先月の報道やメールの内容から 様が第三者による調査をご要望されていると理解しており、ご遺族が中立的な立場の調査や判断を望まれている以上、県教委として誠実に対応し、第三者による調査において、学校や県教委の対応、学校が示した再発防止策等についてご指摘があれば、その点を真摯に受け止め、迅速に対応していかなければならないと考えております。

さらに、第三者による調査についての人選、調査の内容や方法については、 様のご意向を無視して勝手に進めるべきものではなく、いち早く 様と話し合いの機会をもつことが大切であると考えており、2/20以来、面談の機会をお願いしているところです。

お会いすることで 様のご意向を直接確認することができますし、メールのやりとりでご負担をかけることもなく、迅速に対応できると考えております。

以上、お尋ねのあった5点について回答いたします。また、直接お会いし、ご説明するのが本意ですが、現在用意している該当発言番号ごとに整理した文書を学校を通じて郵送いたします。

県教委としては、 様との信頼関係をより築いていくためにも、まずはお会いし、互いの意思を確認することが大切であると考えていますので、面談が可能な日時をお知らせ下さい。

なお、学校とは十分情報共有を図っておりますので、教育委員会から直接連絡を取らせていただくことについて、重ねてよろしく願いいたします。

キ 3月19日（火）

 教頭と 学年主任が遺族宅を訪問し、当該生徒の母が対応した。 教頭らは、当該生徒の母に対し、「 家と学校・県教委との見解の相違点等について」と題する文書を手渡した（添付資料⑦）。

ク 3月30日（土）遺族と学校・県教委との話し合い

この日、当該校の応接室において、当該生徒の父母と学校・県教委との話し合いが行われた。出席者は、次のとおりである。当該生徒の父母、その代理人である 弁護士、 PTA会長、 PTA監事、 校長、 教頭、 学年主任、 次長（県教委）、 室長（県教委）、 参事（県教委）、 指導主事（県教委）。なお、当該校及び県教委としては、遺族との認識のずれを埋めたい、学校側の立場を理解いただきたいという意図でこの話し合いに

臨んだとのことである（ 教頭からの聴き取り）。

この日の話し合いは、9時30分から始まり、終了したのは15時ころであった。この話し合いで、第三者委員会を設置して、同委員会で当該生徒が自死した事実関係を調査し、再発防止策を検討してもらうという方針が共有された。そして、2週間後に、県教委から第三者による調査について、目的、メンバー、内容等の概要について提案する、ということになった。

なお、このとき話し合われた内容は多岐にわたったが、主なものを挙げると、概要、以下のとおりであった（遺族録音内容、 教頭の手控え資料、面談記録）。

【遺族・学校・県教委の話し合い概要（平成25年3月30日）】

① 当該校において初期調査が実施されなかったことについて（文科省の背景調査の指針（平成23年6月1日付）を踏まえた対応について）

事案発生後の初期の調査に関しては、当該校としては、警察の捜査が入ったことによって調査がなされたことになる。また、警察の捜査において「事件性」はないとしていることを根拠に、学校では、それ以上、特に調査する必要がないと考えた。また、遺族が、当初「広げないでほしい」と述べていたことを根拠に、事件の調査をする必要もなかったと考えている旨述べた。

なお、 次長は、結果として十分でなかったとして、対応がまずかったことを認めた。

また、遺族は、平成24年8月17日に、当該校に対し、調査結果を伝えてほしい旨伝えていた、しかし、同月23日に、 教頭らが遺族宅を訪問した際、何ら報告がなかったことに感情を害されたことを述べた。これに対し、当該校としては、同月17日にそのような申し出をいただいた認識はなかった旨述べた。

② 担任であった 教諭による差別発言の有無について

遺族は、 教諭が、「一番かわいいのは内進女子、二番目は内進男子、三番目は外進女子、一番嫌いなのは平均点を下げる丸坊主の男子」と言って野球部員を差別していたのではないかと指摘していたにもかかわらず、当該校から提示された説明資料（8月29日付、9月8日付、9月21日付、9月27日付。添付資料①～④）には、これについての言及がなかったことを述べた。

③ 平成25年2月14日に実施された緊急保護者会の議事録について

遺族は、議事録の開示を求めたが、当該校は議事録を残していないと回答した。

④ 高校3年生（当該生徒の1学年上）から聞き取りをしていないことについて
当該校では、当時、大学受験の時期であったことから、これを実施しなかったという言い分であるが、大学受験が終了した後も、新たな情報が出てこないだろうということで、聞き取りをするつもりがないと回答した。

⑤ 教諭による言動と当該生徒の自死との因果関係について

当該校は、教諭の言動と当該生徒の自死との間に関係がなかったとは言えないが、教諭の言動が原因とは言えないという見解を述べた。

⑥ 結局アンケートを実施しなかったことについて

平成24年8月24日に教頭と遺族との間でアンケート調査実施についてのやり取りをメールでしていたが、結局、当該校ではアンケート調査を実施しなかった。これについて、遺族が、なぜ実施しなかったのか質問したところ、当該校では、遺族が、アンケートをしたことを口外しないようにしてもらいたいと述べたことを根拠に、アンケートを実施しなかったと弁明した。

なお、平成24年8月末当時、当該校は、遺族に対して、結局アンケートを実施しないことにした理由を説明していなかった。

⑦ 平成24年10月26日の野球部保護者宛の説明会について

遺族からは、当該校が、野球部員の1年生と2年生を対象に聞き取り調査をするにあたり、保護者説明会でどのような説明をしたのかという質問があった。

⑧ 弔問に行かないようにと指示した経緯について

遺族は、学校が弔問に行かないように指示していた、誰が指示していたのか教えてもらいたいと述べた。

これに対し、当該校は、7月26日に弔問に伺った際に、遺族から「そっとしておいてほしい」「葬儀は密葬です」という発言があったので、その意を汲んで対応させてもらった旨を述べた。

⑨ 自死した事実やその場所が他の生徒に知られたことについて

教員が、当該生徒が自死したことが書かれた紙を教室に持って行き、それを机の上に置きっぱなしにしたことにより（これは当該校及び県教委も認めている。）、生徒たちが、当該生徒が自死したことを知ってしまったことがあった。

これについて、遺族は、学校側の不手際を指摘するとともに、既に知られているのだから、改めて調査することに何ら支障はないはずである、プライバシーの保護というが、その管理ができていないのではないかという趣旨の

ことを質問した。これに対し、当該校は、生徒がそれを実際に見たかどうかは分からないと弁明した。

- ⑩ 平成24年10月末～11月の聴き取りを県教委が対応したことについて
遺族は、県教委職員による聴き取りは、「第三者」による聴き取りではないという意見を述べた。また、遺族からは、なぜ調査方法を事前に説明しなかったのかという質問がなされた。これに対し、県教委は、「(遺族に) 弁護士さんが入られていたということもありましたんで」と回答した。

⑪ 今後設置される第三者委員会について

県教委からは、第三者的な人による調査をしてもらう必要があると思っていると述べ、「おそらく弁護士とか、臨床心理士とか、有識者とか、警察のOBの人とかに入っただいて、客観的に見てもらって意見をいただくというような形をとる必要があると思っている」旨述べられた。「(平成24年)10月のころは、第三者的なという部分を十分にこっちが受け止めていなかったというのは、これは確かなんです」とも述べた。

なお、遺族からは、第三者委員会は、県教委が設置するのでは意味がないと考える旨の意見が述べられた。

⑫ 遺族からの質問に対して回答がないことについて

遺族からは、例えば、平成24年10月9日付申入書に「23年度には教諭と卒業する部員が対立しており、一緒に記念撮影しなかったこともあったようですと書いたのだが、それについては何も調べていない。」、同年11月28日付申入書に「指摘したこと以外の情報については、聞き取り調査はしないのかと質問したが、何も回答がない。」などの指摘がなされた。

これに対し、県教委は、教諭の指導の在り方について、平成24年10月末から同年11月初めの聞き取りによって調査をしていること、同年11月28日付申入書は弁護士の方から調査してほしい点が3点に絞られており、その3点については、平成25年1月11日付回答書で回答している旨回答した。

⑬ 平成24年6月実施のいじめアンケートについて

遺族は、当該生徒がいじめられているというところに○をつけていたが、当時は、親に共有されなかった、当該生徒は、自分ではなく、別の子がいじめられていると答えたということだが、それが誰なのかも不明である、という発言をした。

これに対し、当該校は、教諭が面談で当該生徒に確認した結果、「もう僕は大丈夫です」とのことだったので、保護者には連絡しなかった旨述べた。

⑭ 平成24年2月6日の野球部日誌の記述について

遺族は、当該生徒が、野球部日誌に、もう自分の存在価値はないという記述をしていたが、それについては調べたのか、スキー合宿があった翌日であるが、野球部ではスキー合宿には参加しないという伝統があるのかと質問した。これに対し、当該校は、「■■■■教諭に聞いたら、このころは非常に本人が野球に対する目的意識がなくなっており、そのころ、■■■■教諭と■■■■君と当該生徒とで集まって、当該生徒を励まし、もうちょっと頑張ろうという話をしたという事実が確認できている」旨述べた。

⑮ 当該生徒がマネージャーとして戻ったことについて

遺族は、■■■■教諭がマネージャーを叱るということ自体が理解できない、当該生徒は平成24年6月10日に野球部を一旦辞めたときも■■■■教諭の言い方が嫌だと言っていた、亡くなる前日に、父に対し、「僕、野球部に戻ってよかった、みんなに喜んでもらえたいし、先生にも叱られない」と言ってきたが、これは、父が、「野球部、マネージャーで戻るんだったらやめておけ」と言っていたから言ってきたのだろう」などと述べた。

なお、平成25年3月下旬に生徒指導推進室参事に赴任してきたばかりの■■■■は、この日の遺族との話し合いの際に、「私が知り得た情報と今日の奥さんの言われよることが違うから、その辺で私ははてなマークが出た」「第三者云々というのは、今回の因果関係がどうのこうのというようなことは判断できんと思うんですよね」「ここで死因というか、原因について白黒つけなさいというんが第三者じゃないと思うんですけど」「うちとしては、これは私が取る雰囲気なんですけど、とりあえず最初の発生段階で警察が入った。大津とは全然違いますよね。警察が入った。それで、警察が捜査を実施した。それで、警察は事件性はありませんでしたと言うこと。それから、うちの教育委員会、学校、これが調査に入った。それで、その段階で、因果関係は分かりませんでしたというふうになった。でも、そちらの方が、いや、因果関係はありますよというふうに言われると。ですから、それじゃあ、もうらちあかんから、お互いに第三者委員会でも始めましょうかというふうに決まったというふうに私は思ってるんですけど。だから、うちが、第三者委員会じゃのうてもいいんですよ」などと発言していた。

ケ 3月31日(日)

当該生徒の父は、■■■■教頭に対し、次のとおりメールを送信した。

「昨日は年度末でお忙しい休日にかかわらず、5時間半にわたりお付き合いいただきありがとうございます。

2週間後の面談時どうかよろしく願います。

以下の質問事項について、書面で回答をお願いします。

- 1 岡山県教育委員会が言われている「因果関係」はどのような意味でしょうか。
- 2 岡山県教育委員会が現在言われている「因果関係」と、平成24年11月9日付回答書作成の時点での「因果関係」は、同じ意味のものですか。それとも違う意味のものですか。
- 3 仮に2項の回答が「違うものである」であった場合には、平成24年11月9日付回答書作成の時点での「因果関係」の意味も明らかにしてください。」

5 平成25年4月から平成26年3月までの事実経過

(1) 第三者調査委員会設置に向けた協議を開始

ア. 4月10日(水)

この日の19時に、当該校の新任の■■■■校長、年度が替わり教頭から副校長になった■■■■、新任の■■■■教頭の3人が、遺族宅を訪問した。当該校がこの日に遺族宅を訪問したのは、校長、副校長及び教頭の新任のあいさつをする趣旨であった。

イ. 4月11日(木)

県教委は、この日、■■■■副校長を通じて、遺族に対し、平成25年3月31日付の質問事項に対し、次のとおりメールで回答した。

(ご遺族の3月31日付質問に対する県教委からの回答)

■■■■様の質問に対するお答え

平成25年3月31日に、■■■■様から岡山操山高校の■■■■教頭に送られたメールで、次のご質問がありました。

以下の質問事項について、書面で回答をお願いします。

- 1 岡山県教育委員会が言われている「因果関係」はどのような意味でしょうか。
- 2 岡山県教育委員会が現在言われている「因果関係」と、平成24年11月9日付回答書作成の時点での「因果関係」は、同じ意味のものですか。それとも違う意味のものですか。
- 3 仮に2項の回答が「違うものである」であった場合には、平成24年11月9日付回答書作成の時点での「因果関係」の意味も明らかにしてください。

上記の質問事項に対して次のとおり回答いたします。

県教委で言っている因果関係は原因と結果の関係であります。県教委では、11月9日付回答書で、行き過ぎと思われるでも仕方のない指導や発言があったと言わざるを得ない状況も見られ、影響がなかったとは言い切れないとの考えを示していますが、このことが今回の自死の原因かどうかはわからないと当初から考えています。

平成25年4月11日

岡山県教育庁義務教育課 生徒指導推進室長

ウ 4月12日（金）遺族と県教委・当該校との話し合い（PTA役員立ち合い）

この日の19時から、当該校において、遺族（代理人弁護士も同席）、県教委、当該校の3者での話し合いが行われた。これには、PTA役員数名も立ち会っていた。このときの話し合いの趣旨は、第三者による調査委員会の立ち上げについてであった。

参加者は次のとおりであった。

- ・遺族（当該生徒の父母）、その代理人弁護士
- ・PTA役員（ 会長、 副会長、ほか5名）
- ・ 生徒指導推進室副参事、 同参事、 生徒指導推進室長
- ・ 校長、 副校長、 教頭

この話し合いの冒頭、 室長から、遺族に対し、「第三者による調査委員会の方向性について（案）」と題する資料（添付資料⑨）が提示され、これに基づき説明がなされた。このとき、 室長は、事務局を岡山県教育庁内におくが、場所や日程等の調整をするなどの事務的なことを担うだけで、内容については第三者委員会に任せると説明した。

これに対し、遺族からは、

- ・事務局が岡山県教育庁にあることで、第三者委員会の中立性が保てるのか。
- ・県教委から示された調査の目的が「部活動の指導も含めた、当該生徒の自死の背景、要因等の調査」となっている点に関し、因果関係は調査しないのか。
- ・他の県での第三者委員会の事例を調べてそれを参考にしたのか。
- ・これまで当該校から自発的に調査して遺族に報告するということが行われてこなかった。遺族から言われて、当該校は調査をしたと言って事実経過をまとめた文書を持ってきたことがあったが、調査をするにあたって何も事前に相談がなかった。当該校が行った調査にしても、教職員が仲間同士で調査して、軽い聞き取りをして、それで終わりというのは納得ができなかった。
- ・ 監督の言動をちゃんと調べていない。

- 2月14日の臨時保護者会についても、それが開催されることを事前に教えてもらえなかった。議事録を出せないのか。
- 県教委や当該校で作成した資料をもとに、知事や教育長に説明がなされているはずである。その資料の記載は、自分たちの認識と違っていると考え。知事に面談させてもらいたい。
- 初期調査がどのように行われたのかも知らされていない。

等の意見が出された。

遺族の方で、県教委から提示された「第三者による調査委員会の方向性について(案)」を検討することとして、この日の協議は終了した。

エ 4月13日(土)

当該生徒の父は、 副校長宛に次のとおりメールを送信した。

「昨日は長時間にわたり、お世話になりました。

私どもの当初からの願いの第三者調査の提案を頂きありがとうございます。

また、これまでで初めて調査方針の照会をいただきましたことも感謝しています。

今回の様な事案での第三者調査は、県下で初の取り組みとのことなので、素人なので限界はありますが、よく考えてみたいと思います。なお、他県等の事例で参考となる情報があれば、提供頂ければと思います。」

オ 4月15日(月)

当該生徒の父は、 副校長に対し、「県教委から4/12の面談時にお示し頂いた「第三者による調査委員会」の設置主体は、教育委員会とするお考えでしょうか？至急ご返答お願いします。」とメールした。

なお、4月16日には、 副校長は、当該生徒の父に対し、2月14日の緊急保護者会の記録を添付ファイルでメール送信した。

カ 4月17日(水)

 副校長は、当該生徒の父に対し、「県教育委員会からの連絡を転送いたします。よろしく願いいたします。」とメール送信した。このメールには、以下の記載があった。

「 様

第三者による調査委員会については、 様の意向も受け、県教育委員

会が設置することを考えています。

4/12の面談時にご提案したとおり、調査委員会の構成メンバーについては、中立性を確保し、大学や団体から推薦をいただくことを考えています。

また、事務局は岡山県教育庁内に置きますが、調査委員会が業務を遂行するために必要な事務的な業務のみを行います。」

これに対し、当該生徒の父は、「返信ありがとうございます。今回の回答を踏まえ、検討します。」とメールを返信した。

キ 4月18日(木)

当該生徒の父は、副校長に対し、次のとおりメールを送信した。

「生徒指導推進室長様からの平成25年4月11日付け『様』の質問に対するお答え』について、以下の質問があります。書面で回答をお願いします。

『県教委では、11月9日付回答書で、行き過ぎと思われるも仕方のない指導や発言があったと言わざるを得ない状況も見られ、影響がなかったとは言い切れないとの考えを示していますが、』とありますが、

- ① 具体的には監督のどの指導や発言について、行き過ぎと思われるも仕方のないと言わざるを得ない状況が見られると考えているのか。
- ② また、『影響がなかったとは言い切れない』とは、監督のその指導や発言が、亡くなった息子の自死に影響がなかったとは言い切れないと考えている、という意味ですか。」

ク 4月24日(水)

副校長は、当該生徒の父に対し、4月18日のメールに対する県教委からの回答をメール送信した。その回答内容は次のとおりであった。

(岡山県教育委員会から4月18日付 遺族の質問に対する回答)

様)の質問に対するお答え

平成25年4月18日に、様から岡山操山高校の副校長に送られたメールで、次のご質問がありました。

生徒指導推進室長様からの平成25年4月11日付け『様』の質問に対するお答え』について、以下の質問があります。書面で回答をお願いします。

『県教委では、11月9日付回答書で、行き過ぎと思われるも仕方のない指導や発言があったと言わざるを得ない状況も見られ、影響がなかったと

は言い切れないとの考えを示していますが、』とありますが、

- ① 具体的には監督のどの指導や発言について、行き過ぎと思われる方も仕方ないと言わざるを得ない状況が見られると考えているのか。
- ② また、『影響がなかったとは言い切れない』とは、監督のその指導や発言が、亡くなった息子の自死に影響がなかったとは言い切れないと考えている、という意味ですか。

上記の質問事項に対し次のとおり回答いたします。

- ① 11月9日付回答書の別紙『聞き取り調査の結果』7 野球部全体についての中に記載している次の2つの指導や発言について、行き過ぎと思われる方も仕方ない指導や発言があったと言わざるを得ないと考えております。
 - ・ 昨年12月、練習でミスをした[]君に『殺すぞ』と言った。よくない言葉だと思った。
 - ・ 昨年、先生から代打を言われた[]君が、打席に向かわず、しばらく立っている場面があり、先生は「はよーいけー」と言いながら、パイプ椅子をふりかぶり、殴りかかりそうな勢いだった。
- ② ①の指導や発言が自死に直接影響したとは考えておりません。しかし、[]君が野球部の一員であったことから、野球部全体の指導の中で、何らかの影響を受けなかったとは言い切れないと考えています。

なお、私どもとしましては、このようなお尋ねもありますので、第三者委員会を早急に立ち上げ、自死の背景・要因全般について幅広く調べていただきたいと考えています。

平成25年4月24日

岡山県教育庁義務教育課

生徒指導推進室長 []

以上の県教委からの回答に対し、当該生徒の父は、[]副校長に対し、次のとおりメールで返信した。

4/18 質問メールについての県教委様の回答を確認しました。

平成25年4月24日付「[]様の質問に対するお答え」に記載されている以下の点について再度質問いたします。書面での回答を4/26までお願いいたします。

『② ①の指導や発言が自死に直接影響したとは考えておりません。しかし、[]君が野球部の一員であったことから、野球部全体の指導の中

で、何らの影響を受けなかったとは言い切れないと考えています。』

この回答の意味は、「①の指導や発言が自死に直接影響したとは考えていないけれども、 君が野球部員の一員であったことから、野球部全体の指導の中で何らかの影響を受け、それが自死に直接影響はしていないけれども、何らかの影響を与えたと考えられる。」という意味でしょうか。

私どもは『第三者による調査委員会』について検討を迅速に進めたいと考えていますので、県教委様の早期回答を重ねて要請します。

ケ 4月26日(金)

 副校長は、当該生徒の父に対し、4月24日のメールに対する県教委からの回答をメール送信した。その回答内容は次のとおりであった。

 様の質問に対するお答え

平成25年4月24日に、 様から岡山操山高校の 副校長に送られたメールで、次のご質問がありました。

4/18質問メールについての県教委様の回答を確認しました。

平成25年4月24日付「 様の質問に対するお答え」に記載されている以下の点について再度質問いたします。書面での回答を4/26までをお願いいたします。

『② ①の指導や発言が自死に直接影響したとは考えておりません。しかし、 君が野球部の一員であったことから、野球部全体の指導の中で、何らの影響を受けなかったとは言い切れないと考えています。』

この回答の意味は、「①の指導や発言が自死に直接影響したとは考えていないけれども、 君が野球部員の一員であったことから、野球部全体の指導の中で何らかの影響を受け、それが自死に直接影響はしていないけれども、何らかの影響を与えたと考えられる。」という意味でしょうか。

私どもは『第三者による調査委員会』について検討を迅速に進めたいと考えていますので、県教委様の早期回答を重ねて要請します。

上記の質問事項に対して次のとおり回答いたします。

①の指導や発言が自死に直接影響したとは考えておりません。しかし、 君が野球部の一員であったことから、野球部全体の指導の中で、全く影響を受けなかったとは言い切れないという意味であります。

平成25年4月26日

岡山県教育庁義務教育課
生徒指導推進室長

以上の県教委からの回答に対し、当該生徒の父は、 副校長に対し、次のとおりメール送信した。

(4/24の県教育委員会からの返信を受けての遺族から県教委への質問)

4/24 質問メールについての県教委様の回答を確認しました。

4/12 面談時に県教委様からご提案のあった「第三者による調査委員会」について、現在の私どもの考えを以下の通りお知らせします。

私どもの考えを踏まえていただき、県教委様の今後の対応についてお知らせ下さい。早期の方向性確定のため、連休を挟み申し訳ありませんが、5/7までに書面で回答お願いいたします。

- 1 平成25年4月12日、ご提案いただいた、「第三者による調査委員会」の設置につき、当方で検討いたしましたところ、当方としましては、教育委員会により設置される「第三者による調査委員会」という形ではなく、岡山県により直接設置される「第三者による調査委員会」を希望いたします。
- 2 最大の理由としては、亡くなった息子について、これまで長時間にわたり学校及び教育委員会との話し合い、そして意見交換をさせていただきましたが、学校及び教育委員会には、その息子の死に対する学校側の責任を回避しようとする姿勢が明白に見受けられるところ、そのような姿勢を続ける教育委員会により設置される「第三者による調査委員会」では、その調査委員会の理念であるはずの公正と独立が損なわれる可能性が大きいと考えるからです。
- 3 これまで、当方からの問い合わせに対して、学校及び教育委員会はさまざまな理由により明確な回答を避けようとするのがたびたびあるばかりか、元監督と息子の死との因果関係を認める表現の書面を作成・郵送した後で、因果関係はわからないとの意見である、との考えを明言したり、当方からの度重なる要請がなければ、当方の訴えに耳を貸そうとはしないなど、その態度はあまりに誠意を欠き、自己保身に走ったものと言わざるをえません。
- 4 何よりも、当方からの要請を拒否し続けた緊急保護者会説明会記録についても、ようやく最近になって開示が行われた一方で、学校側に不利な内容箇所は削除したものを開示するなど(削除した箇所の内容は、説明会に出席した知り合いの保護者に当方が照会し確認できました)、その姿勢は「公平な機関」とはとても言えない、「自らの責任を回避することを第一に考えている」としか言いようのないものです。
- 5 これらのことは、学校だけでなく教育委員会も、今回の息子の死につい

て独立した中立的な立場ではなく、学校側という意味で事件当事者であることを如実に示すものです。そして、そのような行動を繰り返してきた教育委員会により「第三者による調査委員会」を設置したとしても、とてもその生命線である公平と独立は保てないことは明白であります。

6 報道によると、平成23年6月に発生した愛知県立刈谷工業高校2年の男子生徒の自殺事案について遺族は、県教委が設置していた第三者調査委員会では「公平で十分な調査ができない」として調査への協力を拒んでおり、県知事に、新たな調査委員会の設置を求めています。これを受けて県知事は平成25年2月、中立的な立場の専門家らで作る第三者委員会を設置することを発表しています。それは、児童生徒の自殺が起きた場合、遺族が望めば中立的な調査委員会を設けるよう求めた文部科学省の通知に沿ったものです。そして、その第三者委員会の事務局となるのは県知事政策局政策調整課であり、学校側という意味で事件当事者である教育委員会に設置され、教育委員会が担当するような形のものではありません。

今回の息子の死についても、事件当事者である教育委員会により「第三者による調査委員会」を設けるのではなく、事件そのものからの公平と独立性を保てるように、岡山県が直接設ける形であることを希望するものです。

7 さらに他の都道府県を見ると、鳥取県はいじめ問題で必要があれば、「調査委員会をすぐ立ち上げることができる規則と組織と予算をいつでも用意している」状態であり、調査委員会を常設しています。また、そのような第三者機関を常設している都道府県は、報道を見る限り少なくとも4自治体あり、さらに設置を検討中のものは5自治体にも上っています。今回の事件を無駄にしないためにも、岡山県でも同様の常設の第三者機関を設けるべきであります。そして、今回の事件の第三者機関が、その第1号とされるべきであります。

8 「第三者による調査委員会」のメンバーについてですが、公平性、中立性を保ちつつ、そこで出される息子の死の理由に関する検証と評価への社会的信頼性を確保するためにも、また出されることになる、今後の再発防止策や学校・教育委員会の対応の在り方等が実効性あるものとして社会に受け入れられるためにも、選任には慎重を期していただきたいと考えています。

当方としては、例えば野球界での経験を通して、「野球と教育」について貴重な提言をされている元プロ野球選手桑田真澄氏などの、スポーツと教育の双方に造形が深い方が望ましいと考えています。また、同じくメンバーに加わることになる弁護士についても、いわゆる「パワハラ」についての訴訟を

多く手がけるなど、本件で問題となる可能性の高い「パワハラ」問題等に造形が深い方が望ましいと考えるものです。なお、更なる客観性や透明性向上のため、精神科医とPTA役員様もメンバーに加わることを希望いたします。

○第三者による調査委員会の在り方について（案）

1 趣旨

公平かつ独立した中立的な立場の有識者が、迅速かつ透明性を確保し、当該生徒が自死に至るまでの事実確認及びその事実との因果関係、本事案に関する学校及び県教育委員会の対応について調査・検証するとともに、自死の再発防止策や学校・教育委員会の対応の在り方等に関する提言をするため調査委員会を設置する。

2 目的

- (1) 学校での指導を含めた、当該生徒が自死に至るまでの事実確認及びその事実との因果関係、本事案に関する学校及び県教育委員会の対応についての調査・検証
- (2) 自死の再発防止策や学校・教育委員会の対応の在り方に関する提言
- (3) 今後の「第三者による調査委員会」の在り方に関する提言
- (4) その他調査委員会が必要と認めた事項についての調査・検証、提言

3 構成メンバー

- ・ 弁護士（「パワハラ」「いじめ」「学校問題」に関する造形が深い人、※以下「①」）
- ・ 学識経験者（スポーツと教育の専門知識を有する人）例：桑田真澄氏
- ・ 学識経験者（思春期の子供の心理状態や学校問題の専門知識を有する人、※以下「②」）
- ・ 精神科医（前出①、②に同じ）
- ・ 臨床心理士（前出①、②に同じ）
- ・ 操山高校PTA役員

4 会議

- ・ 調査委員会の会議は原則として公開とする。

なお、関係者のプライバシーを害するおそれがあるなど、委員長が公開に支障があると判断する場合には、会議を非公開とすることができる。

コ 5月7日（火）

副校長は、当該生徒の父に対し、県教委からの連絡事項をメール送信した。その回答内容は次のとおりであった。

(4/26 岡山県教育委員会の回答へのご遺族の質問に対する返信)

様

第三者による調査委員会について、様の考えを拝読し、検討した結果、現在の県教委の主な考えをお知らせします。

1 第三者による調査委員会の設置については、県教委が設置し、事務局を県教育庁内に置きたいと考えます。

様が例として挙げられている愛知県立刈谷工業高校の事案についても調べましたが、この事案も当初、県教委が設置した第三者による委員会が実施されていることから、中立性を確保した委員の選定及び委員名を公表することで、公平で中立的な調査委員会の設置が可能であると考えます。

また、事務局は、調査委員会が円滑に遂行するよう、あくまで事務的な業務のみを行い、調査委員会の方向性や内容等には一切関与するものではありません。

2 委員の構成メンバーについては、様のご意向を踏まえて、次のような方向で調整したいと思います。

- ・教育とスポーツに関する専門知識を有する学識経験者（大学教授）
- ・思春期の心理に関する専門知識を有する学識経験者（大学教授）
- ・弁護士
- ・精神科医
- ・臨床心理士
- ・保護者代表

3 会議については、関係者の個人情報に対して、最大限の配慮が必要であり、原則、非公開であるべきと考えますが、調査委員会が認めた場合はその限りでなく、また、最終報告書については、原則、公表すべきであると考えます。

以上のことも含めて、様とお会いし、詳しくご説明を差し上げたいと存じますので、ご都合のよい日時をご連絡ください。

よろしく申し上げます。

これに対し、当該生徒の父は、副校長に対し、「返信ありがとうございます。今日の回答を踏まえ、今後の対応を検討します。」と返信した。

サ 5月11日（土）

当該生徒の父は、副校長に対し、次のとおりメールを送信した。

私たちは、4/26にお知らせした通り、「岡山県により直接設置される『第三者による調査委員会』」を希望しており、現在も変わりありません。

県教委様の5/7のメールでは、「県教委が設置し、事務局を県教育庁内におく」方針であり、私たちの希望に関わらず、県教委様がこれまで提案されていた方向に変更はありませんでした。

私たちは公平性・透明性の確保のため「会議を原則公開」と希望しましたが、県教委様の「会議を原則非公開」とする姿勢は、その組織自体の隠蔽体質の表れであると考えています。

また、県教委様は「事務局は、調査委員会が円滑に遂行するよう、あくまで事務的な業務のみを行い、調査委員会の方向性や内容等には一切関与するものではありません」とのお考えですが、この仕組みでは私たちには県教委が調査委員会の方向性や内容等に関与したかどうか確認が出来ないため、公平性・中立性に大きな問題があります。

3/30面談時「調査委員会が調査しても因果関係は解明できないだろう」などと明言する参事が担当する県教委に調査委員会を設置しても信頼できないし、当事者が設置した調査委員会では、これまで長期間、私たちを苦しめてきた「本事案に関する学校及び県教育委員会の対応」についての調査は出来るはずがないとも思っています。

愛知県立刈谷工業高校のように、県による「二つ目の調査委員会」を設置したくないし、鳥取県のように、県による「常設の調査委員会」を設置して欲しいと思っています。

県教委様の「お会いし、詳しくご説明を差し上げたい」との申し入れには感謝いたします。

しかしながら、3月末になってようやく県教委様と面談しましたが、こちらから知事への資料提供を要請しても誰も認識してなかったり、参加されたPTAの方の発言のメモをとらなかったり、当事者意識がなく司会進行を誰もしなかったりなど、スピード感や誠意を持ってこちら側の意向を確認・対応しようとする姿勢は全く感じられないため、県教委様と再びお会いして詳しく説明をいただいても、より良い方向へ進むとは到底思えません。

このようなことから、今後は直接、伊原木知事にこれまでの経緯を説明するとともに、私たちの希望を要望し、公平な立場からご判断いただきたいと考えています。

シ 5月16日(木)

副校長は、当該生徒の父に対し、県教育委員会からの回答をメール送信し

た。

様

5/11に副校長へ送られたメールで様の現在のお考えを拝読し、県教委の考えで、第三者による調査委員会について十分お伝えしきれしていないことをお伝えします。

まず、会議は原則公開とすることは可能であり、その中で関係者から聞き取りを行う場合など、委員長の判断により必要に応じて非公開とすることで、個人情報保護することも可能であると考えます。また、原則公開するということであれば、様が御心配されておられる県教委の方向性や内容への関与がないということも確認いただけるので、日程調整や会場確保等の調査委員会が円滑に遂行するよう、事務的な業務のみを行う教育委員会内に事務局を置くことも可能かと思いますが、お考えをお聞かせください。なお、教育委員会の中で、これまで直接的な調査を行ってきた生徒指導推進室以外の教育庁内の課に事務局を置くことも可能であります。

次に、調査委員会の委員の選定については、様の意向も踏まえて、中立性の観点や、委員の専門分野等のバランスに配慮しながら、所属団体から推薦いただくことを基本と考えています。

県教委としては、こうしたことを含めて、第三者委員会について様としっかりと話し合いをしたいと思っております。ぜひ、お目にかかって説明させていただきたいと存じますので御検討ください。

ス 5月19日(日)

当該生徒の父は、副校長宛に、次のメールを送信した。

私たちは、4/26にお知らせした通り、「岡山県により直接設置される『第三者による調査委員会』」を希望しており、現在も変わりありません。

3/30に県教委様と初めて面談した時、5時間半にわたりお話をしましたが、私たちとの認識のずれを解消することは残念ながら出来ませんでした。これは、私たちと学校・教育委員会とで立場や常識に大きな違いがあり、お互いの意図をわかり合うことができないからだと思います。このため、県教委様が組織し、「これまで直接的な調査を行ってきた生徒指導推進室以外の教育庁内の課に事務局を置く」調査委員会では、私どもの認識のずれが再び生じるであろうと考えています。また、この仕組みでは私たちには会議以外の場面で、県教委が調査委員会の方向性や内容等に

関与したかどうか確認が出来ないため、相変わらず大きな問題もあります。

これまで長期間、私たちを苦しめている「本事案に関する学校・教育委員会の対応」について、これまで県教委様の記載などが一切ないのは、県教委様には問題意識が足りないからだと思いますが、このようなことでは調査・検証が適切になされるはずがないとも思っています。

私たちは、「第三者が設置し、事務局も第三者が務める」形を望んでいます。そうしないと、その調査委員会の理念であるはずの公正と中立が損なわれると考えています。その理念の確保が可能な一例として「岡山県が設置する第三者による調査委員会」を希望しているのです。

また、現在の私たちのように、息子を自死で失った親の心情に配慮のない処遇などで長期間苦しむことが避けられ、事実の確認と再発防止対策が早期に図られるよう、「常設の機関」として設置してほしいとも考えています。

私たちは、今回の「第三者による調査委員会」のあり方について、県教委様と「かけひき」をしているつもりはありません。4/26にお知らせした内容は、私たちの実直な思いをお伝えしているものです。

愛知県立刈谷工業高校のように、県による「二つ目の調査委員会」を設置して生徒さんらに迷惑をかけたくないし、鳥取県のように、県による「常設の調査委員会」を設置して欲しいと思っています。

県教委様の「会議は原則公開とすることは可能」とする私たちの希望への歩み寄りや「お目にかかって説明させていただきたい」との申し入れには応えたい気持ちもいたします。しかしながら、現在の県教委様のお考えのまま、再びお会いして説明をいただいても、時間を要するばかりでより良い方向へ進むとは到底思えません。

なお、公正と中立の確保が可能な方向でのご提案であれば、再びお会いすることもやぶさかではありません。

セ 5月23日（木）遺族と当該校との話し合い（PTA 役員立ち合い）

この日、 校長と 副校長が遺族宅を訪問した。PTAの 会長及び 監事も同席した。

このとき、遺族は、次のような話をした。

- 3月30日に話し合いをしたが溝が埋まらなかった。
- 学校は自主的な調査をしていない。こちらが言ったことに対応しているだけである。

- ・ 2月の教育委員会の議事録を見たが、子どもが死んだ原因は「弱かったんだろう」という内容で納得できない。
- ・ いろいろな本を読んだが、息子は発達障がいではない。野球部以外には原因が見つからない。子どもは、マネージャーで復帰してからは監督に個人攻撃をされた。復帰するときは「二度とやめるなよ」と言われ、2日目には「どうせまた辞めるんじゃないだろう」と言われた。
- ・ 25日ホームベース上で叱責された理由が分からない。注意されるようなこともしていないのに叱責されている。マネージャーで叱られる理由が分からない。亡くなった日も声が出ないことをしつこく言われている。

なお、この日、■■■■校長は、「第三者委員会の事務局について、教育委員会は、県の部局には頼めない状況で、■■■■様の方から人権擁護委員会にお願いしてもらうことはどうかということを検討している。県知事も県教委の仕事であると思われるようである」と発言している。

(2) 第三者委員会設置に向けた話し合いが事実上中断

ア 5月26日(土)

遺族は、この日、PTA会長である■■■■氏を通じて、岡山県教育委員会教育長宛に、「息子を自死で失った親の思い」と題する文書(添付資料⑩)を渡した。

イ 5月29日(水) 教委の職員が遺族宅を弔問

この日、県教委の■■■■教育次長と■■■■生徒指導推進室長が遺族宅を弔問した。

■■■■PTA会長も同席した。

このとき、■■■■教育次長と■■■■生徒指導推進室長は、遺族に次のとおり伝えた。

- ・ ■■■■教諭の言動が自死の要因の一つではあると考えている。この考えは、最初からこれまで変わっていない。もっとも、自死との間で因果関係があるとまでは言えないと考えている。
- ・ 部活動における人格を否定するような不適切な発言や行き過ぎた指導については体罰とともにあってはならないことであり、県教委として防止に向けた事例集を作成し、それを活用して教員の意識を変えていくことを、全県の管理職に研修の機会に指導していくつもりである。
- ・ ■■■■教諭による謝罪の場を設けさせてほしい。

なお、■■■■教育次長と■■■■生徒指導推進室長は、この日、遺族は次のとおりの考えであると理解した。

- ・ 第三者委員会の開催を望んでいるわけではない。自死の原因について、

最初の回答と変わっていないと聞いて安心した。弁護士を頼んだのも、学校も■■■先生も反省をして改善されているのかと思っていたが、引き続き顧問をしているし、暴言もあると聞いて、反省していないし、これではいけないと感じた。一杯一杯であったので、どうしてよいか分からず、弁護士に頼んだ。弁護士に頼んだのが良くなかったのか。

- ・ 望むのは、今後の操山高校の改善策を示すこと、情報を公開することである。県全体のような大きなことを期待しているわけではない。操山高校が変わることで、それが模範となって、広がっていければよいと思っている。

しかし、■■■教育次長と■■■生徒指導推進室長の上記理解は、県教委にとって都合よく解釈されたものであった。遺族は、■■■教育次長と■■■生徒指導推進室長に対し、当該校や県教委が、当該生徒の自死に関して■■■教諭に原因があったと認めてくれたものと思っていたところ、平成25年2月13日に当該校の校長がマスコミに対して「因果関係は分からない」と説明したことがあったことから、第三者委員会による調査を求めているだけであり、因果関係を認めるようであれば、第三者委員会は必要ない旨述べたのであって、決して第三者委員会の開催を望んでいないと述べたものではなかった。

この日の遺族と県教委との面談を境にして、第三者委員会設置に向けた話し合いが事実上中断した。

ウ 6月19日(水) 当該校の校長及び副校長が遺族宅を訪問

この日、■■■校長と■■■副校長が遺族宅を訪問した。

■■■校長らは、遺族に対し、「適切で効果的な運動部活動の実施に向けて」と題する文書(添付資料⑩)を提示し、再発防止のために、研修(部活動におけるコーチング、トレーニングの考え方、人権に関する講演会及び研修受講後の評価などを含むもの)や講演会を実施することを伝えた。なお、■■■校長及び■■■副校長は、遺族に対し、一周忌参列を申し出た。

エ 6月29日(土)

当該生徒の父は、■■■副校長に対し、次のとおりメールを送信した。

「先日は弔問にお越し頂きありがとうございました。

弔問だけでなく『適切で効果的な運動部活動の実施に向けて』の提示も頂きました。記載がないので分かりませんが、息子のような悲劇を繰り返さないために、この取組がなされているのであれば、感謝いたします。ただ、この内容であれば、今回の事件の再発防止には不十分であると思っています。

ますし、取組の目的・理由も具体的に記載いただきたいと思います。

一周忌参列のお申し出ありがとうございます。

先日申しましたように、希望される方は一周忌にお越し頂きたいと思っております。まだお目にかかれていない生徒さんには是非お越し頂きたいと思っております。法要の時間が決まりましたら、連絡いたします。」

オ 7月17日(水) 当該校の校長ら及び県教委の職員が遺族宅を訪問

この日、当該校の 校長、 副校長、県教委の 教育次長、 生徒指導推進室長が遺族宅を訪問した。 PTA 監事が同席した。

教育次長らは、遺族に対し、「運動部活動の改善に向けて」と題する文書(添付資料⑫)を基に再発防止策の説明をした。また、8月20日実施予定の「 君を偲ぶ会」の開催についても説明をした。

遺族は、効果的な再発防止策とは思えない旨を述べるとともに、当該生徒の自死の原因に関し、当該生徒と同じ野球部員以外の生徒に対しアンケートの方法による聞き取り調査はできないのかと要望した。

カ 7月19日(金)

当該生徒の父は、 副校長に対し、次のとおりメール送信した。

「一昨日は弔問にお越し頂きありがとうございました。

弔問だけでなく『運動部活動の改善に向けて』の提示も頂きました。

一昨日、簡単に問題点等をお伝えしましたが、今回の提示内容では、息子の事件は防げないと思います。教員の不適切な指導が原因で生徒を追い込まない継続性のある仕組みを構築して下さい。運動部活動以外での再発防止策も講じて下さい。

『第三者による調査』が今後どうなるのか、説明がないので分かりませんが、早期に適切な方法で野球部以外の生徒さんの話を聞くことはできないでしょうか。

また、これまで長期間、私たちを苦しめている『本事案に関する学校・教育委員会の対応』について、再発防止策はないのですか。

まもなく自死から1年が経過しますが、危機感を持って早急に取り組んで欲しいと思っています。

最後になりましたが、PTA様から「息子を偲ぶ会のご案内」も提案頂き、ありがとうございました。きっと息子も喜んでいると思います。」

(3) 教諭による謝罪の機会の設定と当該生徒を偲ぶ会の開催

ア 7月21日(日)

この日、当該生徒の1周忌の法要が行われた。県教委・当該校の関係者が参列した。中には、教諭の姿もあった。

イ 7月28日(日)

この日、遺族から要望のあった「野球部以外の生徒に対するアンケート調査」に関し、県教委、当該校及び遺族の間で話し合いが行われた。県教委からは、教育次長、生徒指導推進室室長、当該校からは、校長、副校長、学年主任が出席した。なお、PTA会長も同席した。

教育次長及び校長は、遺族に対し、当該生徒と同じクラス(クラスメイト)であった旧2年の生徒に対してアンケート(添付資料③)を実施したいと考えていると述べた。

これに対し、遺族からは、学校以外が調査することはできないのか、アンケートの返信先をPTA会長宛にしてもらいたい、アンケートの対象は、同級生全員、当該生徒の1学年下の野球部員と保健委員、平成25年3月に卒業した元野球部員の生徒にってもらいたい、アンケートの項目は、友人・クラス関係、教員の言動、部活動、勉強、学校全体についての当該生徒の悩みを問うものとしてもらいたいなどの意見が出された。

この話し合いをもとに、添付資料④のとおりアンケートが実施されることになった。

ウ 8月6日(火) 教諭による謝罪の機会

この日、当該校にて、教諭による遺族に対する謝罪の場がもたれた。校長及び副校長、PTA役員が立ち会った。

教諭は、以下のとおり弁明した。

- ・ 当該生徒が思い悩んでいることを気付かず、自身や顧問、また部員などでいろいろ解決を図りはしたが、そのあたりのことを保護者に連絡や報告をすべきところが足らず、指導者として未熟な面が多々あったことを痛感している。
- ・ 当該生徒が亡くなった当日に自分が叱責したことが当該生徒の死の引き金になったのではないかと感じている。
- ・ 7月25日、1年生が熱中症で休んでいて、当該生徒を呼んだが、来なかった。バスケット部のマネージャーに世話をしてもらっていたので、「なにしまったん」「あれだけ呼んだのに気づかんかったんか」「他の部のマネージャ

ーの手を借りよったら、おえまあがな」「部室の掃除をしよっても、グラウンドで何が起きているか分かっとかんといかんぞ」と数分間叱った。もっとも、叱ったにしても、内容のあることだったと思う。ただ、今思えば、怒った後に、■■■■君の介抱をきちっとしてくれたことに対し、「ようやったな」とか、「ありがとうな」とかいう言葉をかけてあげるべきだった。

- ・ 7月25日は、当該生徒に対し、「なにしよったん」「あれだけ呼んだのに気づかんかったんか」「他の部のマネージャーの手を借りよったら、おえまあがな」「部室の掃除をしよっても、グラウンドで何が起きているか分かっとかんといかんぞ」と叱ったが、7月24日は叱っていない。
- ・ 女子マネージャーなら言わないが、当該生徒は選手の気持ちが分かっていると思ったので、当該生徒に対し、「選手上がりのマネージャーなので、選手の気持ちは分かるだろう。声を出してもりあげろや」と言ったことはある。
- ・ マネージャーで復帰した当該生徒に対し、「おまえ辞めるつもりじゃないか。違うだろう」と言ったことはある。「マネージャー辞めるんじゃねえのか」という発言は、この話の中で出たものである。
- ・ 6月11日に当該生徒が野球部を辞めた日、当該生徒は野球をする意味がないと言っていた。
- ・ 6月10日の朝日高校との練習試合の際に当該生徒に対し、「ルールを知らないサードじゃから、誰かルールを教えてやれ」と発言したことがあり、この発言が、当該生徒をはずかしめる叱り方であったととられても仕方がない。
- ・ 自分の機嫌が悪くなって叱るということはしていない。
- ・ 2月のスキー実習に行ったら試合に出してもらえないということについては、大会1か月前なので当たり前だと考える。その頃は、当該生徒は目標を見失っていた時期である。スキー実習の参加者のリストを見て、紅白戦がある日に本当に行っているのか確認してほしいとキャプテンに伝えたことはある。
- ・ 当該生徒は、入学時の希望調査ではサードだった。1年生大会のときはサードだった。秋ころには、ピッチャーの練習をしていた可能性がある。もっとも、1年生は主に■■■■教諭がみていた。
- ・ 6月11日に当該生徒が野球部を辞めたときに関し、どの生徒であっても、辞めると言ってきたときには慰留はしている。6月10日はナイスプレーもあった。バッティングも自信をもっており、三振したことはないと言っていた。やっとな背番号争いに入ってきたと感じていた。なので、なんで辞めるの、何でここで辞めるなんて言うのか、これから先のことを考えた

ら、ここで諦めるのはどうかという話をした。「士気が下がるから、3年生のことも考えてくれ」とも言った。当該生徒からは、保護者が[]に行くというのなら辞めてもよいと言っていると言ったので、退部を了承した。

- ・ 当該生徒が野球部への復帰を申し出たときに、無視はしていない。選手よりも大変だと言った。
- ・ 当該生徒に対し、「また、マネージャー辞めるんじゃないか」「マネージャーの存在価値はねえんじや」という表現かはともかく、選手として今まで、ともにやってきているのだから、苦しい部分を共有して選手の代わりに声を出してあげたらいいのではないかという指導のつもりで、もっと声を上げて盛り上げてくれという趣旨の発言はした。
- ・ もっとも、自分のこれまでやってきたことは思いだけで、コミュニケーションの能力がなく、誤解を招いているということが今わかった。申し訳ないと思っている。
- ・ 当該生徒は、おとなしい子で、内向的で、自己表現が上手でない子である。思いの波がある子で、「三振したことがない」という強気のとくと、「何をしたらよいか分からない」という弱気のととがあった。自分としては気を配っていたつもりである。
- ・ 選手をしていた当該生徒を強めに叱ったことはあるが、いびったことはない。
- ・ 7月23日のミーティング時に「気が付かん奴じゃ、マネージャーなら板書くらいせい」という発言はしていない。
- ・ 最後は県大会でマネージャーとしてベンチに入って一緒に戦ってほしいと思っていた。しかし、それは勝手な思いでしようと言われたらどうしようもない。申し訳ありません。私自身の思いがすべて否定されるのであったら、私はいない方がよい(このとき、[]教諭は、遺族に対し、大声を出し、感情を露わにした。)
- ・ 高1の終わりころに、[]君と[]君が野球部を辞めたことに関し、
[]
[]
- ・ 野球部の試合の結果だけで部員を叱るということはない。
- ・ これまで出てきた資料を見てきた中で、自分が人間的に否定されていることは分かっている。
- ・ 生徒に対して感情をぶつけることも必要であると思っていた。いいプレーに全力で喜んでやったりとか、悪いプレーに全力で叱ってやるとかは必

要だと思っていた。

- ・ 練習試合でジャグを忘れて帰った女子マネージャーを叱ったことがあるが、泣くまで叱ったということはない、結果的に泣いたかもしれないが。
- ・ 部員が何度も同じミスをした場合には、それを軽減するために同じ練習をひたすらしたり、同じことを何度も口にするにはある。
- ・ 今日の遺族との話で、「180度変わらざるを得ないと思った。」
自分がよかれと思ったことも、そうではないことが分かった。嫌味と思われたり、声の音量等、これから意識して行動を変えていきたい。自分自身に問題があったことが分かった。
- ・ 本事実発生後の8月に、課題を提出していないのに提出したと虚偽を述べた部員がいたことから、これ以上嘘をついたら、こらえんぞという趣旨で『ぶち回すぞ』という表現を使ったことはあるが、『家に帰って親に言うんじゃろ』とは言っていない。
- ・ 朝練に参加することを部員に強要したことはないが、試合に負けた次の日に朝練に出ないことはどうかと言ったことはあるかもしれない。
挨拶をされて無視したという認識はない。ただし、機嫌が悪くなり、試合の途中で帰ったことは一度ある。
- ・ 当該生徒が声を出さないタイプではあるということは、自分をはじめ、おそらく部員も皆わかっていることではあるが、出せるタイプではないから出さなくてよいという指導はしておらず、少しでも前進してほしいと思いい声を出せと言ってきた。

エ 8月7日(水)

副校長は、当該生徒の父に対し、次のとおりメール送信した。

「昨日は、長時間にわたり貴重な御意見を伺いありがとうございました。昨日の御意見も参考にしながら、再発防止策を検討しているところです。

9日(金)中に、再発防止策について説明させていただいて御意見を伺えないでしょうか。場所や、時間はお任せします。都合がつかなければ、持参だけさせていただいて、後日御意見を伺うということでも結構です。

今回は、校長と私だけの対応で考えています。何卒、よろしく願いいたします。」

オ 8月8日(木)

当該生徒の父は、副校長に対し、次のとおりメールで返答した。

「8/6は、長時間にわたりお付き合い頂きありがとうございました。」

■■■■教諭の話を書き聞きましたが、謝罪のポイントが私たちの気持ちとずれているので、謝罪をしていただいた気持ちには全くなれませんでした。

部員から■■■■教諭について、怒り出して切れると手がつけられなくなると聞いていました。面談の途中で大きい声をだして一時切れた状態を見て、まさにこのことかと生徒の言っていたことがよく分かりました。自分の感情をコントロール出来ず、激高し、切れるようなパワハラ的な態度は、部員を威圧し恐れさせていたことが分かりました。

学校・県教委のこれまでの調査結果をもとにお尋ねしましたが、■■■■教諭が言っている内容はその調査結果の内容とは違っていました。これで学校・県教委の調査は決して正しいものではなかったということも分かりました。

私達は生徒が嘘をついていたり、勘違いを私達に伝えてくれたとは思っていません。証明してくれる生徒が同席できないことをいいことに言い訳を都合よく操作されているのが悔しくてたまりませんでした。

息子がいなくなったその日、妻の要請に対して、■■■■教諭は搜索に来てくれましたが、その日、野球部であったことを妻にまず説明してくれておれば、私の搜索先等が変わり、まだ生きている息子を発見できていたのではないのかと思うと本当に無念でなりません。翌日も妻の要請に対して、早朝から■■■■教諭は搜索に来てくれましたが、私と同行した数時間一言も会話してくれなかったことは、■■■■教諭にやましいことがあるからとしか思えません。また、■■■■教諭は、息子がマネージャーで復部したときに「もう辞められないぞ」と言っていますが、私はその一言が彼を追い詰めた主因であると思います。息子にマネージャーが無理だと思っていたのなら、その一言は絶対必要ないと思います。

申し訳ありませんが、9日(金)中に再発防止策について説明を受ける時間がありません。データをメール送信して下さい。後日、都合が合う時にPTA役員様も同席で説明を聞かせて下さい。」

カ 8月9日(金)

■■■■副校長は、当該生徒の父に対し、以下のメールを送信した。このメールには、再発防止策がファイル添付されていた。(添付資料⑤)。

「昨日は、御連絡ありがとうございました。

現段階の再発防止策を添付ファイルで送付いたします。

ご覧いただいて御意見の程、よろしく願いいたします。

これは、昨日の偲ぶ会実行委員会時に、PTA役員の方にも見ていただきました。

御意見を伺う日ですが、本日、■■■■ P T A会長に連絡したら、次の日が可能であるということです。時間、場所はお任せしますので、決まりましたら御連絡をよろしくお願いいたします。

16日(金)終日(但し、18:00よりP T A役員によるアンケート開封作業あり)

19日(月)夕方

22日(木)午後

岡山操山高校 ■■■■ 学校P Cより」

キ 8月20日(火)当該生徒を偲ぶ会

この日、岡山操山高校百周年記念会館にて当該生徒を偲ぶ会が開催された。

ク 8月22日(木)遺族と県教委・当該校との話し合い

この日、当該校において、遺族と県教委・当該校との間で話し合いがなされた。P T A役員が同席した。県教委は、資料(添付資料⑤)を示しながら、再発防止策を説明した。遺族からは、次のような意見が出された。

- ・ 子どもが怪我をしたら、親に連絡をするようにする。
- ・ 部の練習計画や規則などを親に示すべきである。
- ・ 部の練習量と、当該校から出される宿題の分量との調整がなされるべきである。
- ・ 朝練が自主練のようで自主練になっていないことについて、どのように考えるのか。
- ・ 3時間練習やスクワット1000回、吐くまでランニングをさせるなどはやめるべきである。
- ・ 自己中心的あるいはすぐに怒る先生に対する指導をどうするのか。パワハラ防止の研修をするべきではないか。また差別的指導がなくなるようにしてもらいたい。
- ・ いじめアンケートの結果を保護者に共有するべきではないか。

また、遺族は、インターネットで公開されている県教委の議事録には本事案に関する父母の発言につき事実と異なる記載があり、誤った情報により遺族が世間から誤解を受けることは人権侵害で名誉毀損にあたるとして、県教委に対し、早急に訂正するよう求めた。

(4) 遺族による岡山弁護士会宛人権侵犯救済申立てと再発防止策を巡る協議

ア 8月23日(金)遺族が岡山弁護士会に人権侵犯救済申立てをする

遺族は、本事案に関し、岡山弁護士会に対し、人権侵犯救済申立書を提出した。遺族としては、学校や県教委による調査が進んでいない状況から、岡山弁護士会の方で積極的に調査してもらいたいと考えて、同申立てをしたものであった。

イ 9月11日（金）遺族と県教委・当該校との話し合い

この日、当該校及び県教委が考える改善策や再発防止策について、遺族との間で話し合いが行われた。出席者は、遺族、県教委から■■■■生徒指導推進室長、当該校から■■■■校長、■■■■副校長及び■■■■教頭であった。■■■■PTA会長も同席した。

当該校からは、「岡山操山高校の改善に向けて」（添付資料⑩）「体罰防止ハンドブック」などの資料をもとに説明がなされた。また、県教委からは、「『本事案に関する学校・教育委員会の対応』の改善策について」と題する文書を基に説明がなされた。

■■■■校長は、「岡山操山高校の改善に向けて」と題する文書は、遺族や保護者に示したいと述べた。

遺族からは、以下のような意見が出された。

- 体罰防止ハンドブックについて、全教員に配布したとのことであるが、生徒や保護者には配っていない。生徒や保護者向けのものもないと、教員に相談してよい事例なのかどうかの判断がつかない。
- 教員に対してパワハラ防止の研修をすべきであり、研修用ビデオを作るなどすべきである。不適切な指導や言動とはどういうものか、教師生徒間だけでなく、教員間や生徒間での場合も含めて具体的に映像や音声で示されていないと、当事者も周りも気づけない。
- 生徒向けに教員による不適切な指導の講習をすべきである。
- 部活動顧問と部員との意思疎通の改善策が検討されていない。
- ■■■■教諭に対する指導がどうなっているのか不明である。■■■■教諭は大抵を否定したし、キレるし、謝罪の気持ちなど伝わってこない。
- 意見を言いにくい教員がいる場合に、他の教員はどのようにして意見を言うのかを検討すべきである。
- どのように部活と勉強を両立させるのかについての記述が必要ではないか。
- 教員が野球部員に対し、「くそ野球部」と発言したという出来事が起きたと聞いているが、このような差別発言が引き起こされないような対策をどのように考えているのか。反省や謝罪をして終わりではなく、そういう発

言の背景を突き詰めて再発防止を図らなければならない。当該生徒が亡くなった後でさえ、このようなことが起るなど到底許せない。上記発言をした教員にとって、研修会は役立っていないということになる。

- キレル先生に対する対策はどうなっているのか。
- 部活動の活動内容に関する校内規定を作るべきである。休養日については、原則が書かれていても、実態は違った。土日も休みがほとんどなく、おかしいと思っても、相談できる場所がなかった。生徒や保護者が顧問や担任以外に相談を受けてもらえる窓口設置や、教員同士の関係性で互いに意見しにくくならない仕組みづくりが必要である。
- 教員のモラルについて、どう対応するのか。
- 県教委が考えてきた改善策については、本事案発生後の最初から第三者に入ってもらわないといけないと思う。学校は、組織を守ろうとして、ちゃんとした事実解明はできない。

校長らは、再検討をする旨述べて、この日の話し合いは終了した。

ウ 9月13日(金)

当該生徒の父は、副校長に対し、次のとおりメール送信した。

「9/11は、4時間にわたりお付き合い頂きお疲れ様でした。

学校から再発防止策の修正案を提示いただきましたが、前回8/22に提示いただいた内容とほぼ変わりはなく、私達の気持ちがあくみ取ってもらえておらず、とても残念でした。念のため、前回お願いした事項を再度説明しましたが、次回の面談時にはこのような再説明が必要ないことを願っています。

県教委から『児童生徒の自殺が起きたときの対応手順』を提示いただきました。残念ですが、学校・県教委は、自らの責任を追及されるのを恐れているためなのか、事件後の対応が適切でなかった点や反省点の洗い出しが甘すぎます。このため、この手順では、私達のケースと同様、遺族との信頼関係が築けず、遺族を苦しませるだけだと思います。また、今後も有事の際、学校側の職員や組織をかばう本能が働くことは避けられないので、再発防止のためには、学校・県教委から完全に独立し中立な機関が初期の段階からすべての対応を行う必要があると考えています。

知事から指示のあった『しっかり対応する』とは、そのような対応なのか。危機感や当事者意識を強く持って、早期対応を切に願っています。」

エ 9月27日(金)

当該校では、授業中に寝ている野球部員に対し、「くそ野球部、なんで寝とるんなあ」と叱った教諭（生物）を嚴重注意した。

オ 10月7日（月）遺族、県教委、当該校の話し合い

この日、当該校及び県教委が考える改善策や再発防止策について、遺族との間で再び話し合いが行われた。出席者は、遺族、県教委からは生徒指導推進室長、当該校からは校長、副校長及び教頭であった。PTA会長も同席した。

当該校及び県教委は、「問題点に対する回答」（添付資料⑱）「岡山操山高校の改善に向けて10/7」（添付資料⑰）「人権LHR資料」「『本事案に関する学校・教育委員会の対応』の改善策について」（添付資料⑲）等の資料を持参していた。

当該校及び県教委からは、前回からの修正点を説明したが、これに対し、遺族からは、次のような意見が出された。

- ・ 悪い事例集を作ったり、ビデオ等を活用して研修してほしい。学校内でのパワハラDVDを作成してほしい。
- ・ 7月4日に研修会を実施したというが、その研修会の後に、「くそ野球部」と教員が発言するということが起きている。研修には効果があるのか疑問である。研修が活かされていないのではないか。教諭の差別発言についても、遺族から何度かけあっても、副校長は直接教諭に踏み込まず、再発防止に至っていない。「くそ野球部」と発言した教員と教諭には事実確認をしてもらいたい。なお、これについて、校長らは、事実確認をすることを了承し、研修についても成果を検証するという視点が欠けていたと認めた。
- ・ 部活動と勉強の両立に関する言及がない。管理職などによる土日の使い方や練習試合のスケジュールチェックが必要ではないか。
- ・ 後輩の教員が先輩の教員に対して意見が言いにくい点に対する改善策が見当たらない。
- ・ 自死事案が起きたときに、第三者が入るのがいつなのかが不明である。初期調査も当事者同士では、正しい報告はできないと思われるので、無理がある。
- ・ 今回、副校長は、文部科学省の通知のことは知っていたのか（なお、これに対し、副校長は、「7月26日の時点では知らなかった」と回答した。）。本来、教育委員会がリーダーシップを発揮して、学校と遺族との間に入っていきべきだが、本事案発生後、翌年の3月まで、県教委と遺族とが顔を合わせることは一度もなかった。

(5) 岡山県教育委員会の生徒自死予防に関するマニュアル報道を巡る経緯

ア 10月30日(水) マスコミ報道

山陽新聞の朝刊の県内版や、山陽放送ラジオで、次の内容が報道された。

「操山高校で昨年、男子生徒が自殺した問題などを受け、県教委は29日、自殺予防と発生時対応に関するマニュアルを初めて作成し、県内の県立学校と市町村教委に通知した。教職員が児童生徒の心理状態を把握し、自殺のサインを見逃さないように求めている。」

イ 11月3日(日)

当該生徒の母は、10月30日の報道を受け、岡山県「県政への提言」係に以下の2通のメールを送信した。

生徒・保護者と教師の信頼関係の妨げとなる問題教師の解消に向けて教育通信「こころのわ」VOL.23(平成25年10月)の教育長からのメッセージで「現在、本県の教育は学力の向上や不登校、問題行動の解消など喫緊の課題を抱えています。これらの課題に対しては、学校の指導に併せ、家庭での取組が大切となります。…(略)」と記載があります。課題への対応として家庭での取組も効果があると思いますが、操山高では、以下のような不適切な指導・発言をする教師がおり、生徒・保護者と教師の信頼関係が築けない事態が生じています。

- ① パワハラ的な不適切な指導をし、生徒を自殺に追い込む野球部監督(体育教師)
- ② 授業の中で、「一番かわいいのは内進女子、二番目は内進男子、三番目は外進女子、一番嫌いなのは、平均点を下げる丸坊主男子」などと差別発言をする古文教師
- ③ 夏の県大会をひかえ練習で疲れ居眠りをしていた野球部員に「くそ野球部」と侮辱発言をする生物教師

上記について、学校・県教委に対策要請をしましたが、危機・問題意識が極めて低く、事実調査や具体的対策の実施がなされません。教師が生徒へ適切な教育・指導を行うことは、学校教育の基本であり、生徒・保護者と教師の信頼関係がなければ、教育改革などできるはずありません。

伊原木知事は教育の再生を県政の最重点課題に掲げられており、学校の視察や教員との意見交換を重ね、県教委や市町村との問題意識の共有を図っておられますが、今後は生徒・保護者との意見交換を早急になされ、教師の問題などの情報共有を図られるよう提言いたします。

岡山の教育改革に向け、生徒・保護者と教師の信頼関係の妨げとなる問題教師の早期解消がなされるよう、公平で中立な第三者の立場から伊原木知事に早急なご英断をいただきたいと切に願っています。

私は、昨年7月に操山高野球部監督の不適切な指導後自死した男子生徒の母親です。

10月30日の山陽新聞に「操山高で昨年、男子生徒が自殺した問題などを受け、県教委は29日、自殺予防と発生時対応に関するマニュアルを初めて作成し、県内の県立学校と市町村教委に通知した」と掲載されました。しかし、息子の事件に関して県教委と今年3月から面談を何回もしてきましたが、今回の記者発表をするとの情報提供はありませんでした。新聞記事によると今回のマニュアルの「自殺予防」部分については、既に自殺を考えている生徒の自殺を未然に防止するためのマニュアルであり、私どもが要請を続けている「教師が生徒を自殺に追い込む原因を作らない対策」は入っていないと推察されます。また、「発生時対応」部分については、県教委作成案に対して、中立で公平な第三者が最初から調査しなければ、適切な調査ができないなどの理由から私どもは修正要請をしておりますが、その対応結果はまだ説明いただいております。

今年2月の第18回教育委員会定例会では、息子の事件が報告事項として取り上げられ、県教委HPに概要資料が掲載されています。その概要資料は遺族が発言してもいない内容が掲載されているなど、事実と乖離する部分があります。このままでは、私たち遺族が誤解され批判されるなどの理由から県教委に抗議を繰り返していますが、未だに何も対応がなされていません。

今年4月には、県教委から息子の事件の調査のため、県教委による「第三者による調査委員会」の設置提案がありましたが、私どもは、その生命線である公平と中立の確保の一例として、岡山県による「第三者による調査委員会」の設置や常設を要請していますが、その回答も未だに頂いておりません。

以上のように、十分な調査を行わず、自死遺族の要請を無視して、一方的な判断で情報公開を行う県教委には恐怖を感じます。今後、県教委と信頼関係を築くのは困難だと考えています。

伊原木知事は教育の再生を県政の最重点課題に掲げられており、学校の視察や教員との意見交換を重ね、県教委や市町村との問題意識の共有

を凶っておられますが、今後は私たち自死遺族との意見交換を早急になされ、学校・県教委の問題などの情報共有を凶られるよう提言いたします。

教師が生徒を自殺に追い込む原因を作らない対策実施に向け、公平で中立な第三者の立場から伊原木知事に早急なご英断頂きたいと切に願っています。

ウ 11月7日(木) 遺族、県教委、当該校の話し合い

この日、当該校及び県教委が検討した「自殺予防と発生時の対応手順」について、遺族に対し説明がなされた。出席者は、遺族、県教委から■■■■生徒指導推進室長、当該校から■■■■校長及び■■■■副校長であった。■■■■PTA会長も同席した。

■■■■室長は、遺族に対し、「自殺予防と発生時の対応手順」に関し、山陽新聞が取材にきて記事になったが、記事の内容は、県教委が考えている内容と違っているところがあり、当該生徒の件とは関連性がないにもかかわらず、関連があるかのような内容になっている、これをお詫びしたい旨を述べた。

遺族は、以下の通り述べた。

- ・ 報道内容が当該生徒の自死と関連付けられており、そのような内容は、遺族の了承なく勝手に出してもらっては困るし、このようなことでは学校や県教委と信頼関係が築けない。そもそも、取材があったことを遺族に伝えておらず、記事が出た後に電話すらもらっていない。
- ・ 記事にあった、自殺のサインは当該生徒には全く当てはまらない。当該生徒は教員から追い詰められて亡くなったのだから、全く趣旨が異なっている。間違っていることを新聞社に伝えてもらわなければならないし、その訂正は大きな記事で社会に公表してもらわないと困る。
- ・ 当該校や県教委と再発防止策などを巡って話し合いをしている中で報道されており、考えられないことである。
- ・ 県教委以外がつくる第三者による調査をするのかどうか、回答してほしい。再発防止のためには、何で自殺したのかを解明する必要があるが、それが放置され続けている。情報自体が正しく伝わってきているかどうか確認できないし、議事録の言い回しも変わるので信用できない。そもそも、最初は■■■■教諭の不適切な指導と自殺の因果関係があるとしていたにもかかわらず、後になって「わからない」と変化したから、第三者委員会を要望するに至った。

なお、■■■■室長は、第三者委員会ができるかどうかについては、「来週金曜日

までに回答する」と述べた。

エ 11月8日(金)

室長は、山陽新聞社に連絡し、10月30日の記事を書いた記者に県庁まで来てもらった上で、当該生徒の自死と関連付けられた記載になっていたことが事実と反することを抗議した。

オ 11月11日(月) 遺族が法務局に相談に行く

遺族は、この日、当該校及び県教委からの人権侵害を受けているとして、法務局人権擁護課を訪問し、同課職員と面談した。

カ 11月15日(金)

この日、副校長は、当該生徒の父に対し、第三者委員会に関し、以下のとおりメールを送信した。

「県教育委員会からの連絡を転送いたします。

お宅にお邪魔しました際にお尋ねのありました第三者による調査委員会について返答させていただきます。

第三者による調査委員会については、県教育委員会の外に置くことも考えられますが、県教育委員会の所管する県立学校で発生した事案でありますので、調査委員会の委員の構成や選任について 様の御意見を伺い、中立性を確保した上で、まずは県教育委員会に事務局を置く形で開催させていただきたいと考えます。

この場合も、県教育委員会と直接関係のない外部の方に全て委員をお願いし、大学や団体からの推薦をいただくことで構成メンバーの中立性を確保できると考えており、委員会の審議はこの外部の委員の方々の考えで進めていただくこととなります。委員会開催のための事務を取り扱う者は、県教育庁内の職員がそれを担いますが、調査委員会が業務を遂行するために必要な日程の設定など事務的な業務のみを行うことを考えております。

これまで、この事務を取り扱う者の中立性について御指摘をいただいておりますが、その点は、こういった委員会開催のための事務をどのように進めていくかについて、 様が心配されている点を個別に確認・相談させていただき、解決を図りながら、透明性や中立性を確保しつつ進めていくことは、可能であると考えております。検討をお願いいたします。

なお、昨日いただいたメールにつきましては、今回の報道について 様に辛い思いをさせてしまったことを真摯に受け止めておりますけれど

も、この記事は、昨年度から全国的に多くの児童生徒の自殺が相次いだ中に、残念ながら操山高校の事案も含まれるといった全体的な背景を捉えたものであり、このことについて誤りがあるとは言えないので、受け入れざるをえないということです。」

これに対し、当該生徒の父は、次のとおりメールを返信した。

「私たちは、野球部監督の指導と息子の自死の因果関係を県教委が認めないのなら、いつになっても適切な再発防止が図れないので、詳しい調査を実施し事実関係の確認が必要であると思っています。この調査を実施するため、私たちは、4/26 から何度も要請している通り、『県教委以外の第三者が設置し、事務局も第三者が務める』形を望んでいます。そうしないと、調査委員会の理念であるはずの公正と中立が損なわれると考えています。その理念の確保が可能な一例として『岡山県が設置する第三者による調査委員会』を希望しているのです。

また、現在の私たちのように、息子を自死で失った親の心情に配慮のない処遇などで長期間苦しむことが避けられ、事実の確認と再発防止対策が早期に図られるよう、『常設の機関』として設置してほしいとも考えています。

遺族に事前説明をせず、遺族の要請も無視した自殺予防や発生時対策マニュアルを一方向的に公表し、遺族を追い込むこととなっても、何の対応もしない県教委が関与する調査委員会では適切な調査ができるわけがないと思っています。私たちに県教委による調査委員会の設置について尋ねられても、検討の余地は全くありません。

『県教委以外の第三者が設置し、事務局も第三者が務める』形ですぐに設置できない理由を教えてください。

愛知県立刈谷工業高校のように、県教委による『一つ目の調査委員会』が機能しないため、県による『二つ目の調査委員会』を設置して生徒さんらに迷惑をかけたくないし、鳥取県のように、県による『常設の調査委員会』を設置して欲しいと思っています。」

なお、 副校長と当該生徒の父との上記メールのやり取りの間に、岡山県は、11月3日付の遺族からの提言に対し、次のとおりメールで回答した。

ご子息の件については、たいへん痛ましいことであり、その死を無駄にすることなく、教育の改善に活かしていかなくてはならないと考えています。これまでも県教育委員会から報告を受けており、学校と県教育委員会がご遺族の要望を受けながら話し合いを継続していると伺っています。ご指摘のあった点については、解決に向けて今後も学校や県教育

委員会としっかり話し合っただけだと存じます。県教育委員会には、ご遺族の気持ちをくみ取りながら真摯に話し合いをするようお願いしています。

また、生徒・保護者との意見交換についてご提言をいただきありがとうございます。

学校では、体罰や不適切な発言のない指導の充実が必要であると考えており、特に岡山操山高校では、教員の指導の在り方についての研修に取り組んでいると聞いておりますが、今後さらに一人一人の教員に徹底するよう丁寧な対応をお願いしました。

今後も教育の現状にしっかりと目を向けながら、教育の再生に努めてまいりたいと存じます。

キ. 11月20日(水)

副校長は、当該生徒の父に対し、次のとおりメール送信をした。

「県教育委員会からの連絡を転送します。

先日いただきましたメールにお答えいたします。

第三者による調査委員会については、県教育委員会の外に置くことも考えられますが、県教育委員会の所管する県立学校で発生した事案でありますので、県の行政組織の中で、この事の事務にかかる業務は、教育委員会で取り扱うべきものであると考えておりますことが、私たちがこのことを提案させていただいている理由であります。

その場合にも、事務局の担当者の関わりについては、必要な日程の設定など事務的な業務のみと考えておりますが、事前に相談させていただきたいと考えております。

また、第三者による中立の調査ということでは、岡山地方法務局の担当者の方から、先日様からお申し出があったことと、今後このことについて岡山地方法務局において対応される旨の御連絡をいただきました。県教育委員会としましても、法務局の調査があれば、協力をさせていただこうと考えております。

今後、法務局による調査が行われる上に、お話の第三者による調査となれば、二重に別々の組織から調査を受けることになり、様もおっしゃっているように関係者の方に負担をかけることになってしまうことも心配いたしております。今後は、まず法務局の調査に協力をさせていただくことで、第三者による中立の判断を仰ぐこともできると考えますが、いかがでしょうか。」

ク 11月24日(日)

当該生徒の父は、[] 副校長に次のとおりメール送信した。

「11/15に『県教委以外の第三者が設置し、事務局も第三者が務める形』ですぐに設置できない理由を教えてくださいとお尋ねしました。しかし、今回の県教委からの11/20回答は全くその答えになっていません。

私たちは10/7に操山高校から提供された資料をヒントに、藁にも縋る思いで法務局へ人権相談をしました。その結果、法務局が人権問題としての調査の必要性を認める判断をしたことから、県教委に調査の申し入れをしたのだらうと思います。

法務局の調査とはどんなものなのか私たちには内容が分かりませんし、法務局が調査しただけでは、私たちの望む学識経験者による調査ではないかもしれないので、簡単に同意することはできません。ますます遅くなるのでそのような二の足を踏むようなことをしないで下さい。そうやって先延ばしにするから遅くなるのではないのですか。どうして自分たちで考えようとしらないのですか。法務局の調査を県教委はどのようにとらえているのですか。」

ケ 11月26日(火)

[] 副校長は、当該生徒の父に対し、次のとおり返信した。

「県教育委員会からの連絡を転送いたします。

法務局の調査についてのお尋ねではありますが、法務局の調査は中立の立場からの調査であり、県教育委員会として今回の連絡を重く受け止めており、調査に協力させていただこうと考えております。」

これに対し、当該生徒の父は、[] 副校長に対し、次のとおり返信した。

「県教委のお考えは、『法務局の調査には協力するが、私たちの望む調査委員会の設置はできない』ということですか。

10/30の操山高の自殺問題を受けたという山陽新聞報道について、[] 会長から以下の連絡がありました。

【以下、11/25 [] 会長からのメールから抜粋】

本日山陽新聞の [] さんと直接お会いしてお話をしました。

①

ゆえに結構早い時期からこのことについては知っていたようです。ただし、地元メディアとして記事にすることに慎重であったとのこと。

② 山陽新聞の見解

／ニュースソースは教育委員会。

いずれの事項も、「操山高校ならびに全国の事項を受けて」という一般論上の認識にたって記事を書いたとの事。

記者側から「操山高校のことがあったからですよ？」との趣旨の質問があり、「そうですね」というような返答が返され、そのことが根拠となったようです。

／教育委員会からの事後の抗議は、記者に対してのみ。

デスクや部長への抗議はなかった。前述のように、「裏取り」がなされていたため、このような形で抗議を受けたとしても、全く問題にはならなかったとの見解。それと同じように「教育委員会」が自ら判断し、行動を起こさなかったのではないかの推測を■■■■さんはしていました。

今回の■■■■会長からの連絡の内容は、11/7の訪問時に■■■■室長から受けた『今回の新聞報道は心外であった。取材時にそういう説明はしていない。』という説明と明らかに食い違っています。

私どもは11/7に■■■■室長から虚偽の説明を受けたということですか。」

コ 11月29日(金)

■■■■副校長は、当該生徒の父に対し、次のとおりメール送信した。

「県教育委員会からの連絡を転送いたします。

調査委員会設置のご要望については承知をしておりますが、客観的な立場としての法務局の調査があることから、まずはその動きに協力をさせていただきたいと考えております。

また、新聞取材の件に関しましては、私が先日説明をさせていただいた通り、今回の通知は、全国的な状況を受けて発出したものであるという説明を行ったものであります。」

サ 11月30日(土)

当該生徒の父は、■■■■副校長に対し、次のとおりメールで返信した。

「私どもの質問に真摯に教えてください。遺族の気持ちをくみ取ってください。

① 県教委のお考えは、『法務局の調査には協力するが、私たちの望む調査委員会の設置はできない』ということですね。

② 10/30の山陽新聞報道について、私どもは11/7に■■■■室長から『今

回の新聞報道は心外であった。取材時にそういう説明はしていない。』
という虚偽の説明を受けたということですね。」

シ 12月6日(金)

副校長は、当該生徒の父に対し、次のとおりメール送信した。

「県教育委員会からの連絡を転送いたします。

私どもとしましては、まず、第三者としての中立的な立場で今後行われる法務局の調査に協力することを考えております。調査委員会については、教育委員会に事務局を置くものの、ご要望をいただきながら中立性を確保した第三者による調査委員会の設置でいきたいと考えております。

また、新聞報道につきましては、前回のメールでお答えをさせていただいたとおりであり、虚偽の説明を行っておりません。」

これに対し、当該生徒の父は、次のとおりメールを返信した。

「1週間も経って、何の変化もない回答で残念です。話をすり替えず、正しく質問に答えて下さい。この回答では納得できません。

なお、法務局による調査は、あくまでも人権に関する行政の改善対処を図る目的のものであり、私どもの望む詳しい調査とは全く違うものだと説明を受けています。

県教委は法務局から調査の内容説明を本当に受けて、私たちに回答しているのですか。」

ス 12月13日(金)

副校長は、当該生徒の父に対し、次のとおりメールを送信した。

「県教育委員会からのメールを転送いたします。

法務局からは、この度の件について説明を受けており、県教育委員会ではない中立の立場での調査と判断が行われるものと考えております。

県教育委員会としては、この度の法務局からの連絡を重く受け止め、まずこの調査に協力させていただこうと考えております。」

セ 12月15日(日)

当該生徒の父は、副校長に対し次のとおりメールを返信した。

「1週間経っても、あいかわらず何の変化もない回答で残念です。話をすり替えず、正しく質問に答えて下さい。以前からの質問を含め、この回答では納得できません。」

ソ 12月26日(火)

副校長は、当該生徒の父に対し、次のとおりメールを返信した。

「県教育委員会からのメールを転送いたします。

第三者による調査委員会については、この事案が県立学校で発生した事案でありますことから、県教育委員会に事務局を置く形でいかせていただきたいと考えておりますが、その際、御指摘の中立性の確保については、その方法について〇〇様に御相談をさせていただきながら、確保していく方法もあると考えており、再度御検討をお願いいたします。」

これに対し、当該生徒の父は、次のとおりメールを返信した。

「私たちは以前から要請している通り、この調査委員会により『本事案に関する県教委の対応』についての調査・検証も必要であると考えています。

私どもからの要請・質問に適切に応じることもなく、自らの保身を第一に考えているとしか思えない県教委に事務局を置く調査委員会では、中立で公平な調査が実施できるわけがないと思っています。

私たちにとって、信頼の置けない県教委に事務局を置く調査委員会の検討を尋ねられても、その余地は全くありません。」

タ 12月28日(土) 当該校の校長らが遺族宅を訪問

遺族は、〇〇校長、〇〇副校長及び〇〇学年主任に対し、「自分たちの対応は、今後二度とわが子のような自殺者が出ないようにするために、また、自分たちのような遺族が苦しまないようにするために言わせていただいている」と述べた。

(6) 遺族による法務局宛人権救済申立て

ア 2月6日(木) 当該校の校長らが遺族宅を訪問

遺族は、〇〇校長、〇〇副校長及び〇〇学年主任に対し、当該生徒について、塾に行くこともなく、勉強しなさいと言われなくても勉強をする子だった、大学進学は県内を考えていたなどを語った。

当該校は、遺族に対し、卒業アルバムを次回訪問時に持参する旨伝えた。

イ 2月14日(金) 遺族が法務局に相談に行く(2回目)

遺族は、この日、法務局人権擁護課を再び訪問し、同課職員と面談した。

ウ 2月27日(水) 当該校の校長らが遺族宅を訪問

校長、副校長及び学年主任が遺族宅を訪問し、遺族に対し、卒業アルバム及び卒業記念品を渡した。また、遺族からは、卒業式に野球部の生徒が持って参列するための遺影を借りた。

遺族からは、次の意見が出された。

- ・ 卒業アルバムは息子が写っているので受け取るが、卒業記念品は、息子は高校を卒業していないので受け取れない。
- ・ 教諭と参事は決して許さない。教諭に何の処分もないことが悔しい。なぜなのか。
- ・ 当該校の再発防止策は不十分である。
- ・ 調査委員会に関し、事務局を県教委に設置したのでは公平な判断ができない。調査委員会の議論をコントロールできることになる。県教委とは数か月コンタクトなしで状況が変わらない。こちらの要望を知事にどう説明したのか、県教委の中でどう取り扱われているのかを知りたいのだが、返答は1年前と同じである。

エ 3月19日(水) 遺族が法務局に対し人権救済申立てをする

この日、遺族は、本事案に関し、岡山地方法務局に対し人権救済申立てをした。

オ 3月28日(金) 県教委が遺族宅を訪問

県教委の教育次長、(次期)教育次長及び室長が、遺族宅を訪問した。

このとき、教育次長らは、遺族に対し、調査委員会の事務局は教育委員会に置くことを改めて説明したが、遺族は、県教委の対応そのものも検証対象になるはずであり、その対象となる組織が事務局を担うというのは不合理である旨述べて了承をしなかった。

また、遺族は、平成25年10月30日のマスコミ報道に関し、再発防止策について話し合いが行われている中で、事前に全く連絡がなく報道されることになり、また事後にも連絡がなかったことから、今でも不信感が続いていること、また、報道された自殺予防対策は息子の自死と関連性があるかのような報道となっており、その報道の内容は誤っているにもかかわらず、それが未だ修正されていないことについても苦言を述べた。

6 平成26年4月から平成27年3月までの事実経過

(1) 4月21日(月)当該校の校長らが遺族宅を訪問

この日、■■■■校長及び■■■■副校長が遺族宅を訪問した。このとき、遺族は、平成26年3月28日の県教委の訪問で、第三者委員会の設置の在り方について、話が平行線だったこと、3月1日の卒業式の日、野球部の3年生が十数人来てくれたことなどを話した。また、遺族からは、■■■■教諭が、今、どのような仕事をしているのかという質問があった。これに対し、■■■■校長らは、■■■■教諭が通信制課程の教員として仕事をしていること、平日は通信添削の仕事をし、日曜のスクーリングで体育の授業をしていることなどを説明した。

なお、遺族は、校長らに対し、当該生徒の友人の■■■■の話によると、■■■■部内では■■■■教諭に対する不満を言える雰囲気ではなかったようであるということ伝えた。

(2) 5月7日(金)岡山弁護士会から県教委及び当該校に対し照会

この日、遺族による人権侵犯救済申立てに関し、岡山弁護士会から県教委及び当該校に照会書が届いた。

(3) 6月17日(火)当該校の校長らが遺族宅を訪問

この日、■■■■校長、■■■■副校長及び■■■■教諭が遺族宅を訪問した。このとき、遺族は、3回忌を7月に実施するが、3回忌も1回忌と同様、親族で行うことにしているが、1回忌のときは多数の方に参列いただいた、今回も参列していただいてもよいが、お構いはできないことなどを話した。

(4) 6月27日(金)県教委及び当該校が岡山弁護士会に対し回答を送付

(5) 7月20日(日)三回忌法要

この日、当該生徒の三回忌法要が営まれた。この法要の最後に、遺族は、悲しみと怒りは一生消えることはないこと、県教委と当該校は、責任回避だけを考え、原因究明と再発防止策を検討しようとし、ないことをあいさつの中で述べた。

(6) 7月30日(水)山陽新聞による報道

山陽新聞に「全国定通制軟式野球大会悔い残らぬよう戦う 操山高生 市長に抱負」という記事が掲載された。同記事を見ると、■■■■教諭が当該校通信制の軟式野球部の監督を務めていることが掲載されていた。

後述のとおり、遺族は、この記事が平成26年12月に確認し、このときはじめて

■ 教諭が当該校通信制野球部の監督をしていたことを知ることになった。

(7) 8月25日(月) 当該校の校長らが遺族宅を訪問

この日、■ 校長、■ 副校長が遺族宅を訪問した。

■ 校長は、遺族に対し、以下を伝えた。

- ・ 岡山弁護士会からの照会に対し、6月27日付で回答を送付した。
- ・ ■ 教諭の言動は、自死に対して影響はないとは言えないが、法的には人権侵害に当たらないと考えているので、そのように回答している。また、■ 教諭が、当該生徒をおとしめるとか、故意に追い込むとか、そういう人格の持ち主であるとは思えない。

これに対し、遺族は、以下のとおり発言した。

- ・ 私たちもその場を見たわけではないが、野球部員の子どもたちが言っていることが本当のことであると思う。■ 教諭の言うことを信用してはならない。
- ・ ■ 教諭は、一度、部を辞めた息子のことを嫌っていたのだと思う。「気のきかんやつじゃなあ」という発言は、言ってはいけない言葉である。
- ・ 息子は、■ 教諭からいじめられたが、■ 一人で苦しんでいたのだと思う。

(8) 9月17日(水) 岡山弁護士会から遺族に照会書が届く

(9) 10月17日(金) 遺族が岡山弁護士会に反論書を提出

(10) 11月28日(金) 遺族が岡山弁護士会に主張書面を提出

(11) 12月2日(火)～平成27年1月7日(水)

遺族が、当該校に対し、前記7月30日付の山陽新聞の記事を発見し、■ 教諭が当該校通信制野球部の監督をしていたことを抗議した。遺族は、■ 副校長との間で、平成27年1月7日まで、このことに関するやり取りをメールで行った。

(12) 平成27年1月4日(日) 遺族が県政への提言をメール送信する

当該生徒の母は、以下のメールを、「県政への提言」に送信した。

(母から「県政への提言」に送信されたメール内容)

生徒が問題のある教師の犠牲にならないために

私は、平成24年7月に県立操山高校(全日制)野球部監督()教諭)の指導後、自死した男子生徒の母親です。

事件から既に2年経過しましたが、息子が自死に至るまでの客観的な事実等の確認がなされておらず、私達遺族は、公平性や中立性を確保した調査を要請していますが、いまだに実現しておりません。学校・県教委は、人事異動により事件当時の担当者はほぼ残っておらず、今後の事態の進展は望めないため、やむなく岡山県弁護士会に人権侵害の救済を求めているところです。

このような状況の中、平成26年7月30日の山陽新聞に「全国定通制軟式野球大会悔い残らぬよう戦う 操山高生 市長に抱負」と掲載され、野球部監督を)教諭が務めていることを昨年末に知りました。これまで、息子の事件に関して学校等と面談を何度もしてきましたが、)教諭が操山高校通信制野球部監督に就任するとの説明は一切ありませんでした。

平成24年度、県教委は「行き過ぎと思われても仕方のない指導や発言があり、自殺に影響がなかったとは言い切れない」と私達に回答し、前校長は、再発防止策として、全日制の野球部監督を)教諭から交代させていますが、平成25年度になってすぐ、現校長は、)教諭を通信制野球部監督に任命しており、現校長に理由を尋ねると、「全日制高校の常識や方法が通じない通信制課程では、)教諭は従前のような指導をすることはなく、自身の指導理念を深く見つめなおす機会になると考えた」とのことでした。これでは、問題のある教師の更生のため、生徒を実験台として利用しているとしか考えられません。通信制の生徒なら、教師の更生のため、犠牲になっても良いのでしょうか。

伊原木知事は教育の再生を県政の最重点課題に掲げられており、学校の視察や教員との意見交換を重ね、県教委や市町村との問題意識の共有を図っておられますが、今後は私たち自死遺族との意見交換を早急になされ、学校・県教委の問題などの情報共有を図られるよう提言いたします。

教師が生徒を自殺に追い込む原因を作らない対策実施に向け、公平で中立な第三者の立場から伊原木知事にご英断をいただきたいと切に願っています。

これに対し、岡山県は、同月14日ころ、以下のとおり回答した。

ご子息の件については、その死を無駄にすることなく、教育の改善に活かしていかななくてはならないと考えています。

県教育委員会には、体罰や不適切な発言のない指導が、現場の一人一人の教員に徹底されるよう伝えており、各学校において、昨年度作成した指導資料を活用して研修を行っている聞いております。

特に、岡山操山高校では、生徒の悩みや相談に丁寧に応じる仕組みを整える

とともに、全教員に対して部活動の指導内容や方法を改めて見直すための研修を行い、複数の教員による指導体制を作って、二度と同じような事態が起こらないように改善に取り組んでいると報告を受けております。さらに、教員の指導の実態を把握し、徹底を図るとともに、県教育委員会には、ご遺族のご意見もお聞きして、きめ細かい対応をするよう依頼しました。

今後も、子どもたちが、充実した学校生活を送ることができるよう、教育の現状にしっかり目を向けて、本県教育の再生に努めてまいりたいと存じます。

(13) 平成27年3月30日（月）当該校の校長らが遺族宅を訪問

室長、校長及び副校長が、遺族宅を訪問し、室長と副校長が異動になることを伝えた。

7 平成27年4月から平成28年3月までの事実経過

(1) 6月28日（日）当該校の校長らが遺族宅を訪問

この日、県教委の生徒指導推進室長、校長及び副校長が遺族宅を訪問した。遺族は「教諭の現在の心境について、本人が書いた文章がもらいたい」と要望するとともに、「教諭が監督でなければ息子は死ななかったと思う」などの意見を述べた。

なお、遺族は、当該校と県教委とで情報共有がうまくなされていないことが問題と考えている旨を伝え、また、都合が悪いからかどうかはわからないが、当該校や県教委は、こちらからお願いしたことについては限定的に対応するが、聞かないことは何も言ってくれない、そういう組織だから信用できないことを改めて再認識した旨も伝えた。

(2) 8月4日（金）岡山地方法務局から遺族、県教委及び当該校に対し通知

岡山地方法務局は、遺族、県教委及び当該校に対し、「審査の結果、人権侵犯の事実があったとまでは判断することができませんでしたので、平成27年7月8日に、侵犯事実不明確の決定をしました」旨の通知をした。

(3) 12月25日（金）岡山弁護士会が県教委及び当該校に対し要望書を送付

岡山弁護士会は、県教委及び当該校に対し、「教員の生徒に対する教育的配慮を欠く行き過ぎた叱責が人権侵害に当たることを認識し、今後、かかる人権侵害を防止するため、教員に対する適切な指導・監督等の措置を講ずることを要望する」との通知をした。

なお、この要望書には次の記載があった。

- ・ 当該教員の上記の一連の言動や態度は、当該生徒が当時高校2年生と比較的年齢が高いことや自発的に入部した部活動におけるものであることを考慮してもなお、教育的配慮を欠き、社会通念上相当性も有しないものといわざるを得ず、当該教員の主観的意図が奈辺にあるかにかかわらず、当該生徒の人格権、ひいては学習権を侵害する違法なものと認めるのが相当である。
- ・ 他方で、「当該教員によるこれら一連の言動や態度は、通常、生徒の自死という結果を招来するような関係にあるとまではいい難い上、かえって、…当該生徒は、自死の前に被申立人学校で実施されたアンケートに対し、学習・授業、校内・校外の友人関係について悩んでいるとする一方、教員との関係や部活動については悩んだり、困ったりしていない旨回答していることからすると、当該教員の一連の言動と当該生徒の自死との間の因果関係は不明といわざるを得ない。」

(4) 12月28日(月) 当該校が保護者向けに文書を送付する

当該校は、12月25日付岡山弁護士会からの要望書が公表されたことを受け、当該校の保護者向けに文書を送付した。同文書には以下の記載があった。

- ・ 岡山弁護士会から、平成27年12月25日、岡山県教育委員会及び本校に要望書が提出されるとともに、要望書の内容が公表されました。
- ・ 保護者の皆様には、一連の報道に驚き、心配されたことと拝察します。学校側が要望書内容及び公表の事態を知ったのが週末であったため、保護者の皆様への御報告等が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。
- ・ この件につきまして報告させていただきます。
- ・ (…略…) この要望書の主文には、「教員の生徒に対する教育的配慮を欠く行き過ぎた叱責が人権侵害に当たることを認識し、今後、かかる人権侵害を防止するため、教員に対する適切な指導・監督等の措置を講ずることを要望する」と記されています。また、「当該教員の上記の一連の言動や態度は、当該生徒が当時高校2年生と比較的年齢が高いことや自発的に入部した部活動におけるものであることを考慮してもなお、教育的配慮を欠き、社会通念上相当性も有しないものと言わざるを得ず、当該教員の主観的意図が奈辺にあるかにかかわらず、当該生徒の人格権、ひいては学習権を侵害する違法なものと認めるのが相当である。」、「当該教員の一連の言動と当該生徒の自死との間の因果関係は不明といわざるを得ない。」また、「自死後の被申立人らの所為が人権侵害に該当するとは認められない」と記されています。
- ・ 学校としては、当該教員は当時熱心に部指導に取り組んでおり、その熱心さのあまり、行き過ぎと思われるような指導や発言があったと認識し

ています。また、要望書の内容を真摯に受け止め、今後も、再発防止とともに、生徒の心情や心理に配慮した指導に取り組みたいと考えています。そして、生徒が安心して落ち着いて学習や部活動等に取り組むことのできる教育環境の整備と維持に全力で取り組む所存です。

8 平成28年1月から平成30年8月までの事実経過

(1) 平成28年1月28日 遺族が県政への提言に意見を投稿

当該生徒の母は、以下のメールを「県政への提言」に送信した。

教師による生徒への人権侵害を再発させない適切な措置を講じるために

伊原木岡山県知事 様

私は、平成24年7月に県立操山高校（全日制）野球部監督（ 教諭）の指導後、家族と対面することなく自死した男子生徒の母親です。

事件から既に3年経過しましたが、高校・県教育委員会には、危機感やスピード感、当事者意識がないため対応が極めて遅く、事実を隠蔽するなど、適切な対応がなされないため、苦しみ続けさせられております。いまだに息子が自死に至るまでの客観的な事実等の確認がなされておらず、私達遺族は、公平性や中立性を確保した調査を要請していますが、実現しておらず、不安とあせりや孤立感が募り、悲しみが深まるばかりです。

不適切な指導を行う 教諭に対して、何の再発防止措置を図られないまま、平成25年度になってすぐ、県立操山高校通信制野球部監督に任命されております。高校・県教委は、人事異動により事件当時の関係者はほぼ残っておらず、今後の事態の進展は望めないと判断し、やむなく岡山弁護士会に人権侵害の救済を求めておりました。

私たちの出した救済請求に対して、岡山弁護士会は平成27年12月、県立操山高校及び県教委に対し、「教員の生徒に対する教育的配慮を欠く行き過ぎた叱責が人権侵害に当たることを認識し、今後、かかる人権侵害を防止するため、教員に対する適切な指導・監督等の措置を講ずることを要望する。」との要望書を出しました。

ご承知の通り、岡山弁護士会は学校や県教委や遺族に対して、中立で独立した機関であり、公平で客観的な評価がなされたものです。また、岡山弁護士会の要望報道をきっかけに日本高等学校野球連盟の再調査がなされているようです。

事件直後なら沢山の情報が得られたはずなのに、長期間経過したため、調査が完全に行われたわけではありません。私たちは、平成24年8月から公

平性や中立性を確保した調査を希望してきましたが、平成25年3月の県教委との初回会議の場で[]参事から威圧される被害にも遭い、話し合いにもならず、凍結状態のままです。にもかかわらず、平成25年10月には、息子の事件と関係のない自殺防止策を息子の事件の再発防止策として虚偽の新聞報道をするなど、高校・県教委には、息子の死に対する教師の責任を回避しようとする事件当事者としての姿勢が明白に見受けられます。そのような姿勢を続ける「県教委が設置する第三者による調査委員会」では、その調査委員会の理念であるはずの公正と中立性が損なわれると考えています。私たちは、その理念の確保を可能にするため、「県が設置する第三者による調査委員会」を希望しています。報道によると、高校や県教委が主体で行った調査では遺族側が納得しなかったため、県が設置した第三者による調査委員会が再調査をした事例が愛知県や新潟県にあるようです。

また、これまでの私たちのように、教師の落ち度の調査・検証を求める先がなく孤立し、息子を自死で失った親の心情に配慮のない処遇などで長期間苦しむことが避けられ、事実の確認と再発防止対策が早期に図られるよう、「常設の機関」として設置して欲しいとも考えています。埼玉県でその先例(子どもの権利擁護委員会)があるようです。

適切な再発防止策の実施に向けて、息子が自死に至るまでの客観的な事実等の確認が必要であるため、私たちも伊原木知事へ行う要望内容や公表を検討しているところです。

これまで知事は、「自らの責任の回避を第一に考えている」県教委からの説明だけを受けておられるため、偏った情報に基づく認識を持たれていると思っています。このため、これまでの経緯や問題点について、私たちが知事に直接説明するとともに、適切な再発防止策の実施に向けて、私たち自死遺族の提言をお伝えし、公平で中立な立場から早急にご英断をいただきたいと切に願っております。

これに対し、岡山県は、同年2月12日ころ、以下のとおり回答した。

ご子息の件については、その死を無駄にすることなく、教育の改善に活かしていかなければならないと考えています。

県教育委員会には、岡山地方法務局や岡山弁護士会からの要望書の内容を精査し、真摯に受け止め、引き続き、教員の指導の実態把握に努めるとともに、個々の教員に対して、体罰や不適切な発言のない児童生徒の人権を尊重した指導が徹底されるよう、取組を一層充実させてほしいと伝えております。

今後も教育の現状にしっかりと目を向けて、本県教育の再生に努めてまい

りたいと存じます。

(2) 平成28年3月7日 当該校は岡山県高等学校野球連盟に対して報告書を提出
当該校は、高校野球連盟に対し、再発防止策として、「よりよい運動部活動の
在り方を目指して」「体罰防止について」「スポーツを通じた人づくり」「気づこう！
パワーハラスメント」などの研修を実施してきたこと、岡山地方法務局による調査
の結果、岡山弁護士会による調査の結果を報告した。

(3) 平成28年7月17日 当該校の校長らが遺族宅を訪問

この日、■■■■校長、■■■■副校長及び■■■■教頭が遺族宅を訪問した。このとき、遺
族は、岡山弁護士会からの要望書が出されてから半年経っているのに、当該校は
何ら対応していない、■■■■教諭に対して何らの指導もしていない、■■■■教諭に対
して現在の心境を手紙にしてもらいたいと伝えたはずだが、それに対応してくれ
ていない、また■■■■教諭との面談を求めたいなどの意見を述べた。

■■■■校長らは、これに対し、岡山弁護士会の要望書を受け、再発防止策に努める
ことや、研修の充実、教育環境の整備に努めていること、■■■■教諭とは前校長が、
要望書が提出された後に面談しており、その際、■■■■教諭は「以前の全日制でのよ
うな指導はしない。ただ野球にはずっと関わっていきたい。生徒を支える役割を
果たしたい。」と述べていたことなどを説明した。

しかし、遺族は、再発防止策について具体性が見えないし、効果的なのかも疑問
である、■■■■教諭が今後も野球に関わっていきたいと述べているということだが、
絶対に納得できない、教員が不適切な指導をしていても、それを止めることがで
きるだけの学校組織になっているとは思えない旨を述べた。

さらに、遺族は、次の点も、■■■■校長らに伝えた。

- ・ 当該生徒の担任の古文の教員は、「一番好きなものは内進女子、2番目
は内進男子、一番嫌いなのは古文の平均点を下げる丸坊主の外進男子(野
球部員のこと)」などと言う人だったので、当該生徒も相談ができなかつ
た。

- ・ 親として、教員を信頼していたばかりに、「先生の言うことはちゃんと
聞きなさい」と伝えていたことが本当に甘かった。

■■■■教諭は、当該生徒が亡くなった後でも、部員が吐いてもランニング
をやめさせないなど、指導の仕方が変わっていないと聞いている。

(4) 平成29年3月26日 当該生徒の父が当該校にメール

当該生徒の父は、当該校の■■■■副校長に対し、岡山弁護士会の要望から1年以

上経過していたことから、メールで問い合わせをした。そのメールの内容は、以下のとおりである。

岡山弁護士会の要望から1年

平成27年12月25日の岡山弁護士会の要望から1年以上経ちました。学校も教育委員会も私どもがパワハラ的事实を訴えても一向に認めてもらえず、当然それに対しての正式な謝罪も受けておりませんでした。■が自死した背景は■教諭からのパワハラだけでなく、1学年先輩の野球部員に殴られていた情報や当時のクラス担任■教諭の野球部への蔑視発言、H24年の高校生活に関するアンケートで■がいじめについて■教諭と面談した際に同じ野球部の生徒■からいじられていると話したことなど他の件についてはまだ詳しく調査されておらず、ずっと回答を避けてこられました。学校の言い分はいつも私どもの訴えを認めず、言い訳や都合の悪いことは無視されてきました。私どもの言い分のひとつである「■教諭からのパワハラ」を認めてもらうためには学校関係者でない第三者の目で見てもらわないといつまでたっても話が進まないと思ったから、弁護士会に人権救済を求めたものです。そして昨年度、弁護士会の要望により、やっと自死の一端であるパワハラ的事实が認められました。

その後の学校の対応を私どもは辛抱強く待ったつもりです。平成25年8月6日の■教諭と面談時、■教諭自身は自らのパワハラについて認めず、言い訳ばかりの発言に失望しました。これからの学校の改善はもちろん大事ですが、張本人である■教諭自身はどうなのか、本人の考えや心境を手紙でいいので直接聞きたいと再三校長（前任、後任）にお願いしてきましたが、今年度もずっと無視されたままです。当然パワハラについての本人からの謝罪もありません。面談時、■教諭は「これからは野球の指導者に就くつもりはない」と言っていたのに通信制ですぐに軟式野球部の監督になるなど信用できないものであります。

■教諭らに対する処置等について至急報告をお願いします。

そして、私どもの要望による生徒へのアンケート（平成25年8月）で、息子が1学年先輩の野球部員に殴られていた情報がありましたが、至急調査報告願います。他の野球部員も背中を蹴られたことがあると証言してくれています。

息子が亡くなって4年が経過しました。今まで学校が教育委員会に報告したり、私どもに報告してくださった内容はすべて私どもが自ら調べて学校に報告したものばかりです。学校が自ら調べて知った情報は一つもありません。いつもわたしどもが調べて、学校はその事実確認をただけの内容を教育委員会

に報告しているだけです。教育委員会への報告は公文書の開示請求をして読みましたので知っています。教育者なら保身ばかりを考えずもっと誠実に取り組んで欲しいです。

弔問については個人的に心遣いに対して感謝しております。しかし、弔問をすれば生徒自死後に学校が調査すべき仕事を怠っていることが帳消しになるわけではありません。私どもは故人を偲び、慰めてくださっているのだと純粋に感謝しております。その弔問をまるで改善のための話し合いが持たれたかのような報告や何も要望がなかったかのような報告はしないでいただきたいです。この4年間弔問はあっても解決に向けた話し合いなどほとんどなかったです。

なお、息子の自死の原因等については以下の調査趣旨に基づき、調査いただきますよう改めて要望します。

(調査趣旨) 公平かつ独立した中立的な立場の有識者が、迅速かつ透明性を確保し、当該生徒が自死に至るまでの事実確認及びその事実との因果関係、本事案に関する学校及び県教育委員会の対応について調査・検証するとともに、自死の再発防止策や学校・教育委員会の対応の在り方等に関する提言をするため調査を行う。

(5) 平成29年4月7日 当該校が当該生徒の父に対し返信

当該校の 副校長は、当該生徒の父に対し、以下のとおりメールを返信した。

様

岡山操山高校では、教諭らに対して、これまでも毎年、管理職による定期的な面談、授業参観、部活動参観等を行い、継続的に状況の確認と必要な指導を行っております。

また、毎年度すべての教職員が集まる場で「岡山操山高校の改善に向けて」(H25.11.7)を配布し、その内容を共通理解し、再発防止を期して取組を行っております。

県教委としては、県内の教職員に対して、人格を否定する発言や体罰のない、人権を尊重した指導が行われるよう、管理職、生徒指導担当者、部活動担当者等に対しての研修や指導を繰り返し行っているところです。

事案発生以降、その都度、ご意見も賜りながら、必要な調査をできる限り行い、誠意をもって対応してきたと考えております。

第三者による調査につきましては、中立性を確保した上で、県教育委員会に事務局を置く形で開催させていただくことを提案させていただいております。

文科省への報告等につきましては、発生直後に電話連絡により発生報告を行

うとともに、新聞報道がなされた平成25年2月の時点で、国からの求めに応じて、新聞記事を送付し、口頭による補足説明を行っております。

岡山県立岡山操山高等学校

岡山県教育庁生徒指導推進室

(6) 平成29年4月18日 当該生徒の父が当該校にメール送信

当該生徒の父は、■■■■副校長に対し、以下のとおり、メールを送信した。

遅くに失礼します。

… (略) …

弁護士会から■■■■教諭のパワハラが認められた後、平成28年2月15日付け「県政への提言」で知事に申し入れたところ回答には、「県教育委員会には、岡山地方法務局や岡山弁護士会からの要望書等の内容を精査し、真摯に受け止め、引き続き、教員の指導の実態把握に努めるとともに、個々の教員に対して、体罰や不適切な発言のない児童生徒の人権を尊重した指導が徹底されるよう、取組を一層充実させてほしいと伝えております。今後も教育の現状にしっかりと目を向けて、本県教育の再生に努めてまいりたいと存じます。」とありました。しかし、平成28年7月17日の校長、副校長、教頭の訪問時には、弁護士会の要望から半年経っても新たな具体策は何もしていないと伺っております。今回のメールも具体性がなく曖昧な文書であるため、詳細は不明ですが、現在も何も変わってない様子。■■■■教諭、■■■■教諭に対する具体的な指導説明をお願いします。

パワハラを行った張本人である■■■■教諭自身はどうか、本人の考えや心境を手紙でいいので直接聞きたいと再三校長（前任、後任）にお願いしてきましたが、今回のメールでも完全に無視ですね。

1学年先輩の野球部員に殴られていた情報や当時のクラス担任■■■■教諭の野球部への蔑視発言、H24年の高校生活に関するアンケートで■■■■がいじめについて■■■■教諭と面談した際に同じ野球部の生徒■■■■からいじられていると話したことなど他の件についての回答を無視することなく、訪問時には必ず具体案を持って来ていただきたい。

「第三者による調査につきましては、中立性を確保した上で、県教育委員会に事務局を置く形で開催させていただくことを提案」とありますが、私たちは、当事者である県教委に事務局を置く（教育長の影響力のある）調査組織では中立性が確保できないと再三要望をしています。県教委以外で事務局をおくことができない理由を教えてください。

「文科省への報告等につきましては、発生直後に電話連絡により発生報告を行うとともに、新聞報道がなされた平成25年2月の時点で、国からの求めに応じて、新聞記事を送付し、口頭による補足説明を行っております。」とありますが、生徒が死亡している重大事案なのに、文科省への報告が公文書で報告されることもなく、ずいぶん簡易な扱いなんですね。文科省へ確認してみたいので、詳しい説明を至急お願いします。

「県教委としては、県内の教職員に対して、人格を否定する発言や体罰のない、人権を尊重した指導が行われるよう、管理職、生徒指導担当者、部活動担当者等に対しての研修や指導を繰り返し行っているところです。」とありますが、昨年度、一宮高校では、野球部監督が部員に対して「殺すぞ」とパワハラ発言をし、問題となったそうです。県教委の研修や指導に効果がないから、教員が生徒にパワハラ指導を繰り返している現状があります。これまで学校は自発的に調査もせず、教諭に対する具体的改善措置を図ることもなく、私たち遺族が要望しても何の対応もせず、何事もなかったように弔問に来られ、時間をかせいで遺族を苦しめ、孤立させ、疲弊させる高校・県教委という組織の手口には強い恐怖を感じています。

なお、息子の事件からまもなく5年が経過しますが、私どもは、まだ十分な説明を受けていない認識ですので、公文書を含め全ての関係資料の保存・保全をお願いします。

- (7) 平成29年5月31日 遺族が岡山県知事宛に同県による調査組織の設置を要望
遺族は、代理人弁護士を通じて、岡山県知事に対し、通知書を送付した（添付資料⑳）。通知書の趣旨は以下のとおりである。

- ・ 「23文科初第329号児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）、26文科初第416号『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』の改訂について（通知）」に基づき、岡山県において、詳細調査を実施していただきたいこと。
- ・ 詳細調査は、岡山県により直接設置される「第三者による調査組織」による調査としてもらいたいこと。
- ・ 「調査趣旨」としては、「公平かつ独立した中立的な立場の有識者が、公平かつ透明性を確保し、生徒が自死に至るまでの事実調査及びその事実との因果関係、本事案に関する学校及び県教委の対応について調査・検証するとともに、自死の再発防止策や学校・県教委の事後対応の在り方等に関する提言をするため調査を行う」というものであるべきこと。

(8) 平成29年7月19日 岡山県知事が遺族に対し回答書を送付

岡山県知事は、同県教育庁を通じ、遺族に対し回答書を送付した(添付資料②)。

回答要旨は次のとおりである。

- ・ 詳細調査について、学校、県教委等と利害関係のない第三者である専門家で構成する調査委員会を新たに設置して、調査を実施すること。
- ・ もっとも、調査委員会は、県教委に設置し、中立性を確保しながら進めてまいりたいと考えていること。
- ・ 調査委員会には、自殺に至る要因・背景や、学校や県教委の対応に関する調査及び検証、これらの結果に基づく再発防止に向けた提言を行っていただきたいと考えていること。
- ・ 調査委員会の委員については、自殺予防教育やいじめ問題等に専門的な知見及び経験を有する学識経験者や、職能団体等からの推薦による弁護士、精神科医、臨床心理士等で構成することを基本に、遺族の要望も伺いながら、中立性を確保するよう選定していくことが適当であると考えていること。
- ・ 調査委員会の事務局については、岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室ではなく、同県教育庁教育政策課と、総合教育会議の事務を所管する同県総合政策局政策推進課が、共同で運営を行うこととする。

(9) 平成29年8月1日 調査委員会の事務局や今後の対応について協議

(10) 平成29年10月5日 調査委員会の事務局や設置要綱について協議

(11) 平成29年10月24日 調査委員会の事務局や設置要綱、委員構成について協議

(12) 平成29年11月13日 調査委員会の事務局や設置要綱、委員構成について協議

(13) 平成29年11月28日 調査委員会の事務局や設置要綱について協議

(14) 平成29年12月5日 調査委員会の事務局や委員構成について協議

(15) 平成30年2月13日 調査委員会の事務局や委員構成について協議

(16) 平成30年8月 当委員会の第1回会議が開催される

第Ⅱ部 評価・検証

第Ⅰ章 当該生徒の自死の原因について

Ⅰ節 はじめに

当委員会は、第Ⅰ部第4章で認定した事実を踏まえて、本章において、当該生徒の自死の原因について究明する。

生徒が自死する背景要因としては、第Ⅰ部第2章2節1で述べたように、学校要因、家庭要因、個人要因の3つが挙げられる。当該生徒は、基本的に日中は当該校で過ごして野球部の活動に参加し、平日夜や休日においては、当該校の野球部の活動がないときは家庭で過ごしていたのであるから、本事案においても、この3つの要因に分けて検討することが相当である。もっとも、文部科学省の前記「子供の自殺等の実態分析」において、生徒の自死が生じる背景として、「学校要因、家庭要因、個人要因（性格、精神疾患等）などが複雑に関連しあっている」と指摘されていることに留意を要する。

当委員会の使命は、上記のとおり当該生徒の自死の原因を究明することにあるが、当委員会は、その原因を特定するためにどのように考えるべきかについて議論をした。

議論の結果、①認定された事実をもとにして、当該生徒を自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事があったと言えるのか、あったとすればそれが何だったかを検討する。次に、②当該生徒の自死に関連しそうな背景要因を検討する。その際には、上記要因の3分類ごとに分析し、本事案で指摘可能な要因をできる限り具体的に抽出する。その上で、③それら背景要因のうち、当該生徒の自死と強い関連性があると言える要因を抽出する。その抽出の際には、上記①の直接のきっかけとなる出来事があったと言える場合には、その出来事との関連性を主に検討する。そのようにして検討した結果、強い関連性があると考えられる要因が複数ある場合には、④それら要因に関わる関係者の行為（不作為も含む。）について、教育倫理的ないし法律の見地から、規範的評価を行う。強い関連性があると考えられる要因のうち、規範的に見て課題や問題があると言える要因が見出されるとき、当該要因が原因であると特定する、ということにした。

Ⅱ節 当該生徒を自死に至らしめた直接のきっかけについて

生徒が自死するに至るまでには、一般に、何らかの自死に向けた、あるいは自死に親和的な、サインが発せられていることが多い。また、余程の特異な性格でない限り、何らかの外的要因が作用したことによって自死に至るものと考えられる。

前記文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルでは、自死に至る子どもの心理として、ひどい孤立感、無価値観、強い怒り、苦しみが永遠に続くという思い込み、心理的視野狭窄が指摘されている。

この文部科学省の指摘を念頭に、本事案を分析すれば、当該生徒が“自分には存在価値がない”と発していたことが、「ひどい孤立感」あるいは「無価値観」に結びついていたと言うことができ、これが、当該生徒の自死のサインであったと考えられる。また、自死の対人関係理論に基づいて考えれば、当該生徒の上記サインは、「所属感の減弱」を裏付けるものと言える。なお、当該生徒に関し、自死のサインに該当しそうなものは、“自分には存在価値がない”と発していたという事実のみであったと言ってよく、他に自死のサインを見出し難いことが特徴的である（より正確に言えば、当該生徒は、それ以外にも何らかの自死のサインを発していた可能性はある。しかし、当委員会は、調査に協力いただいた方々からの聞き取りや資料に基づき、前記事実を認定したのであり、その認定事実からは、“自分には存在価値がない”旨の発言だけが、当該生徒の自死のサインであったと言えることである。）。

当該生徒の“自分には存在価値がない”旨の発言は、当委員会が把握できた限りでは、以下の文脈で登場する。

- ① 当該生徒は、平成23年10月2日の野球部の試合の後の野球部日誌に、「自分はベンチにいても、ただ立っているだけで、無意味な存在でした。自分はチームにとって存在価値がないので、これからはチームの役に立つよう頑張りたいです。」と記述した。
- ② 当該生徒は、平成24年2月6日（スキー合宿から帰った日の翌日）の野球部の練習に参加した後の野球部日誌に、「金・土・日でスキーに行き体がなまっていた。…サードでは声を出せと言われ続けた。もう自分の存在価値も目標も分からなくなった。」と記述した。
- ③ 当該生徒は、平成24年2月7日の野球部での自己啓発を目的としたミーティングで、[redacted]教諭や他の部員がいる前で、「(僕には長所は)ありません」と発言した。

この発言は、「存在価値がない」という表現ではないが、前日の野球部日誌に「存在価値も…分からなくなった」旨の記述があったこと、このころ、当該生徒は野球部からの退部を考えて周囲にそれを漏らしていたことなどを踏まえれば、同趣旨の発言であると考えべきである。なお、当該生徒は、同月11日には野球部の活動を休んで、[redacted]まで行っている。

- ④ 当該生徒は、平成24年2月中旬ころ、[redacted]教諭に対し、「野球から離れたい」「野球をする意味が見当たらない。練習がきつい。勉強との両立が難しい」な

どと述べた。また、同じころ、当該生徒は、 教諭に対しても、「野球部で目標が見つからない」と述べた。

これらの発言も「存在価値がない」という表現ではないが、野球部を辞めようとしていた時期の発言であって、上記②及び③に指摘した言動と一連の言動であるにとらえるべきであり、“自分には存在価値がないから野球部から離れたい”という意味の発言であると解釈することが妥当である。

- ⑤ 当該生徒は、平成24年7月25日午後6時ころ、野球部での活動後、 及び当該生徒の4人で一緒に自転車に乗って下校した。下校途中、 が野球の練習の愚痴を言っていたところ、 が突然「やべえ、やべえ」と言い始め、足がつった。 は、自転車を降り、 は、痛がる様子の を見て笑った。ところが、当該生徒は、 らを置いて「俺、帰るわ」と言って自転車に乗ったまま先に帰ろうとした。 は「ちょっと待ってや、 」「マネージャー、助けてや」とおどけながら呼び止めた。当該生徒は、暗い表情で「もう帰る」と返答した。 は、当該生徒の様子がいつもと違うと感じ、「たくさん体調不良者が出て大変じゃけど、これからもマネージャー頼むわ」と言った。ところが、当該生徒は「もう俺はマネージャーじゃない。存在してるだけだ。」と述べて立ち去った。そして、当該生徒は、推定ではあるが、同日午後8時ころ、自死に至った。

このように、当該生徒が“存在価値がない”と発言する場面は、すべて野球部の活動に関連している。これ以外の場面で、当該生徒が自身の存在価値に言及する場面は見当たらないのである。

また、上記⑤のとおり、当該生徒が「もう俺はマネージャーじゃない。存在してるだけだ。」と発言したのが午後6時を過ぎたころであり、当該生徒が自死をしたのが推定ではあるが午後8時ころと、時間的に極めて近接している。つまり、自分には存在価値がない旨の発言をして自死のサインを出してから、その約2時間後に自死しているのである。そうすると、当該生徒のその発言内容（「もう俺はマネージャーじゃない」）からしても、当該生徒に自死をさせた直接のきっかけは、野球部の活動での出来事であったと考えるのが最も有力であると言え、それ以外に有力な外的要因は見当たらない。当該生徒は、平成24年7月25日に、あるいは、それに近接する時期に、野球部において、自分の存在価値に疑問を抱き、あるいは、自己の尊厳を大きく毀損される出来事に遭い（あるいは、当該生徒が主観的にそのように受け止めた出来事に遭い）、それがきっかけとなって、自死に至ったと考えられる。

3節 当該生徒の自死の背景要因及びそれらと自死との関連性の分析

1 学校的背景について

(1) 進路・学業面についての検討

当該生徒は、自死をした当時、高校2年生であった。当該生徒の当時の志望校は、■■■■大学■■■■であったり同大学■■■■であったりしたが、その成績は同大学の合格レベルにはおよそ及んでいなかった。当該生徒は、野球部に所属していたが、学業と部活動との両立に悩んでいたであろうことは想像に難くない。当該生徒は、野球部の活動と学業との両立に精神的なストレスを抱えていたと考えられる。例えば、当該生徒は、野球部に所属している間、当該校から出される宿題（宿題の中には、週末に出される課題もあり、これは、当該校で「週末課題」と言われていた。）をこなすために、午前0時を過ぎても（時には、午前3時ころまで）その課題に取り組んでおり、どうしても時間が足りないときは（例えば、現代文の課題）、答えを丸写しするなどして対応していた。当該校から出される課題は、分量が多く、それをこなすためには、当該生徒のみならず部活動に参加している生徒にとっては、答えを書き写すなどして要領よくしなければ時間が足りなかった（もちろん、生徒の能力にはばらつきがあるから、生徒の中には、当該校からの課題をこなすのにそれほど困難を感じなかった者もいたであろう。）。また、当該生徒は、平成24年6月11日に野球部を一旦辞めているが、同年7月23日に野球部にマネージャーとして復帰するまでの間に、当該生徒の母から、「勉強があんまりなら、部活を頑張る？」と言われるなどしている。

このように、当該生徒の自死の要因として、進路・学業面について悩んでいたであろうことを挙げることができる。

しかしながら、当該生徒は、進路や学業面に関する悩みについて、どこにも書き残していない。また、元生徒や教員、当該生徒の父母からの聴き取りにおいても、当該生徒が進路や学業面で殊更に悩んでおり、例えば、それを周囲に吐露していたという趣旨の供述も全く得られなかった。さらに、当該生徒が自死する直前期のテストの成績を見ても、高校1年生のころや高校2年生のはじめのころと同程度の成績であり、成績が殊更に下がったというわけでもない。このため、当該生徒にとって、その悩みがどの程度深かったのかは不明であるというほかない。

当該生徒には、前記のとおり、野球部日誌の中で「存在価値がない」と記述し、また、自死直前にも野球部の友人に対して「もう俺はマネージャーじゃない。存在してるだけだ。」と述べて立ち去ったという事実があるが、これらの発言等が、学習面の悩みと結びついていたことを裏付ける事実を見出すこともできない。

一般に、この年代の高校に通う子どもであれば、どの子どもであっても、学業面や進路に関する悩みを有するものであることを考えると、当該生徒が学業面で

悩みを抱えていたことが、自死の背景要因の一つとは言えても、これが有力な要因であるとまで同定するにはエビデンスが足りないと思われる。

以上により、仮に当該生徒が進路や学業面で悩んでいたとしても、自死との間で強い関連性を見出すことはできない。

(2) 不登校・不登校傾向、友人関係ないしいじめ、異性問題について

当該生徒は、高校2年生になってから、わずかに早退したことがあったものの、休むことなく当該校に登校していた。つまり、不登校でも、不登校傾向があったわけでもない。また、友人関係の悩みを抱えていたとか、いじめを受けていたという事実も見出されない。当該生徒が友人の自死や自傷行動により影響を受けていたという事実もない。そもそも、当該生徒の友人の誰かが自死や自傷行動をしていたという事実自体がない。

更に、当該生徒が、異性関係で悩みを抱えていたという事実も見出されない。この点、当委員会による聴き取り調査の中で、当該生徒が異性関係で悩んでいたのではないかという趣旨の供述をする元生徒がいた。しかし、その供述内容は、伝聞情報であり、かつ、具体性に乏しく、供述者の独自の見解との区別もつかないため、その供述に基づいて何らかの事実を認定することはできない。

また、平成24年6月ころから7月ころにかけて、当該生徒が、それまではクラス内で一緒に過ごしていた野球部員と一緒に過ごさなくなり、例えば、昼休みに教室で一人で昼食をとる姿を目撃していた元生徒がいる。この点、当委員会による聴き取り調査において、当該生徒が野球部員から仲間外れにされていたということができるほどの情報を提供する元生徒はいなかった。このころは、当該生徒は、野球部を辞めていた時期であり、他の野球部員との間で心理的な距離ができ、それが“一緒に過ごさない（あるいは、心理的に一緒に過ごせない）”という行動に現れていたと考えるのが自然である。もっとも、このような当該生徒の行動は、野球部を辞めている間に、当該生徒が交友関係に悩みを抱えていたことの根拠であると考えることができる。しかしながら、当該生徒は、野球部を辞めている間、同級生の誰ともコミュニケーションをとっていなかったわけではない。例えば、■■■■（この二人も当時は野球部を辞めていた。）と一緒に図書館で大学のことを調べたり、野球部員以外のクラスメイトとカードゲームをして遊んだり、修学旅行の際に野球部員の■■■■から野球部に戻って来いと声掛けをされたりしていた。また、自死したのは野球部にマネージャーとして戻った後のことであり、野球部に戻った後は、当該生徒は、部活動で野球部員と共に過ごし、野球部員との間でコミュニケーションをはかっていた。このような事実からすると、上記のとおり当該生徒が野球部員との間で心理的な距離があったにしても、交友

関係に深刻な悩みを抱えていたとまでは言い難い。また、当該生徒が自死した時点においては、野球部員との心理的距離は、野球部を一旦辞めていたころよりは幾分か縮まっていたと考えるべきである。これに対し、マネージャーの立場で野球部に戻ったに過ぎないのであるから、野球部員とは心理的な距離は縮まらなかった、あるいは、よりその距離が深まったという見方も考えられるところである。しかし、当該生徒が、野球部に復帰するに至る経過に、野球部員から野球部に戻ってこいという誘いを受けていたこと、野球部に復帰するに際しても当該生徒はメールで野球部員に対してマネージャーとして戻ることについて尋ね、それに対して野球部員らもそれを歓迎する旨の返答をしていた事実からすると、マネージャーとして復帰してからは、野球部員との心理的距離は幾分か縮まったと考えるべきである。

以上により、当該生徒が、自死するまでの間において、交友関係に悩みを抱えていたという要因があったと指摘することはできるが、その悩みは、直ちに、当該生徒を自死に誘引するほどの要因であったとは言い難い。

もっとも、当該生徒が、自死直前に、 に対して、「存在しているだけ」と述べて立ち去った事実から、遅くとも自死をした日の時点では、他の野球部員と自分とでは野球部にいる意味に違いがあり、自分には価値がないとして、他の野球部員との関係で疎外感を覚え、その結果、孤立感を覚えていたと評価することは可能である。このような孤立感は、当該生徒を自死に導いた有力な要因の一つと言える。しかしながら、後述するように、当該生徒に、自死をする直前に「存在してるだけ」と発言するに至らせたのは、それまでの事実経過からすると、直接的には、他の野球部員との関係性に起因するとは考えられない。野球部顧問による言動の結果、当該生徒は、野球部に所属している意味を見失ったと考えられる。

(3) 教職員からの指導・懲戒等の措置

ここでは、当該校の教職員の当該生徒に対する指導に係る事実関係を対象に検討する。

ア 野球部の場面以外での教職員からの指導

野球部の場面以外で、当該校の教職員が、当該生徒に対して何らかの指導をしたこと自体、数が少ないと思われる。当委員会が確認することのできた指導の中で、当該生徒の自死に影響を及ぼした可能性のある事実関係としては、平成24年7月23日の担任の 教諭との個人面談である。その面談のときに、同教諭は、当該生徒に対して、野球部に関して「今度はもう辞められんけど大丈夫か」と聞いている。これに対し、当該生徒は「はい、大丈夫です」と答えた。このやり取りは、当該生徒が野球部を再び辞めるという行動を選択しにく

くした要因の一つであると指摘することが可能である。

この点、仮に、当該生徒にとって野球部に所属し続けることが辛いのであれば、再び退部するという選択肢があるのであり、実際に再び退部すればよかったのではないかと、という指摘が考えられる。しかし、当該生徒には、野球部を再び辞めるという選択肢を選ぶことができない事情があった。それは、当該生徒が平成24年6月11日に■■■■教諭に対して野球部を辞めたいと言いに行ったときの■■■■教諭の言動、野球部を一旦辞めた後、当該生徒の親から勉強があんまりなら部活動を頑張ってはどうかと言われたこと、他の野球部員から野球部に戻ってこいと誘いを受けていたこと、野球部に戻ることを決断した際に他の野球部員から歓迎されていたこと、野球部に復帰したいと申し出た際の■■■■教諭の言動、■■■■教諭から上記のとおり「今度はもう辞められんけど大丈夫か」と言われていたことなどである。これらが当該生徒の心理に影響を与えたことで(当該生徒は、同年7月24日の帰宅後、母に対し、「もう辞められんよなあ」と漏らしている。)、当該生徒は、野球部を再び辞めるという考えを行動に移せないまま、自死に至ったと考えられる。このように、再び辞めるという選択肢を採らなかったことを指摘するのは、当該生徒に酷である。

もっとも、このような心理状態によって再び野球部を辞められなかったことは、当該生徒が自死するに至ったこととの間で強い関連性があるというべきである。

イ 野球部での指導—■■■■教諭による指導(平成24年7月23日から25日を除く。)

(ア) はじめに

■■■■教諭による野球部員に対する指導は、普段から、部員を精神面でも強く鍛え上げるという方針のもと、厳しい言動を伴うものであった。■■■■教諭は、保健体育の科目担当であったが、その授業においては生徒一人一人の能力の程度に合わせた指導を実践し、生徒を叱責するなどということはほとんどなかったようである。当委員会の聴き取り調査において、体育の授業における■■■■教諭については、優しく、生徒一人一人に配慮のできる先生であったという評価をする生徒がほとんどであった。しかし、野球部における■■■■教諭は、野球部員らに対して怒鳴り、大声で叱責するなどその様相は大きく異なっている。■■■■教諭は、野球部活動中、感情的に昂ると、野球部員に対して激しい言葉で罵倒することもあった。

(1) 野球部員に対する「体罰」に該当するものがあること

■■■■教諭の野球部員に対する言動の中には、「体罰」に該当するものがあった。

前記のとおり、「肉体的苦痛を与えるような懲戒」も「体罰」に該当する。このような「体罰」に当たるか否かを判断するにあたっては、当該生徒の年齢、健康、場所的及び時間的環境、心身の発達に応ずる教育上必要な配慮等を総合考慮することになる。

上記認定事実からは、以下の行為が「体罰」に該当する。

- ① 平成23年秋ころに、 教諭が、野球の練習試合中に、野球部員の に対して、「おまえ早く行けや」と怒鳴った。それでも、動かない に対し、「はよ行けや」と言いながら、パイプ椅子を に向かって振り上げ、殴り掛かりそうな勢いになった。 としては、 教諭から代打として出るように言われていたが、どのタイミングで代打に出るのが分からず、 教諭からの指示を待っていたところ、 教諭から、突然「おまえ早く行けや」と言われて戸惑い、しかも、 教諭が激怒していたので、硬直して動けなかった。

この出来事は、 教諭が、パイプ椅子を振り上げて殴りかかりそうな動作をしていたというのであるから、有形力の行使そのものであり、パイプ椅子を振り上げる必要性など皆無であるから、その手段も社会通念に照らして明らかに指導の限度を超えている。他方で、 は、 教諭の言動により身体が硬直して動けなかったのであるから、身体的苦痛も伴っている。したがって、「体罰」に該当することになる。

- ② ノック練習のとき、返球されたボールが 教諭に当たるなどしたときに、 教諭は激怒することがあり（ 教諭によれば、ノック練習は、監督と部員との感情的なぶつかり合いであるとのことである。）、そのようなとき、 教諭は、1人の部員に対して、あえて捕球できないところに球を連続して打ち、激しく怒鳴りながら、捕球できない部員を厳しく叱責した（野球部員の間では、これを「(恒例の)エンジョイタイム」と呼んでいた。）。

このような出来事は、野球部の練習として許容範囲に思えるかもしれない。しかし、本事案に即して言えば、 教諭は、上記ノックを受ける部員それぞれの能力や特性に配慮することなく、感情に任せて行っているだけであって、また、科学的合理性を欠く指導と言わざるを得ず、もはや教育目的とは言えないという指摘が可能である。このようなノックを受けることは、当然、肉体的苦痛を伴うから、当委員会は、これも「体罰」に該当すると判断する。なお、当時の当該校の野球部員の中には、このようなノックも許容範囲であると考える者もいた。しかし、これを許容範囲であるとする考えは、体罰を容認する考え方と親和的である。当委員会は、体罰を撲滅することは教育課題の一つであるという観点から、これを許容範囲であるとす

る考えそのものが改められるべきであるという立場である。

当該生徒は、平成24年5月26日に、まさにこのようなノックを受けさせられたのであるから、**■**教諭から体罰を受けたことになる。

- ③ **■**教諭は、試合に負けたら、野球部員に“罰”を課していた。例えば、試合で負けたらポール間30往復させる（平成23年8月20日の野球部日誌）、試合でコールド負けをしたら、試合後のグラウンドで得点差分ポール間を往復して走らせる、（当該生徒が高校2年生のときの）ゴールデンウィーク中の練習試合の内容が不甲斐ないとして、ゴールデンウィーク明けの5月7日から9日までの3日間、罰として1日10キロ走らせるなどである。これら“罰”は、野球部員全員の連帯責任とされていた。なお、当該生徒も、他の野球部員とともにこれらの“罰”を受けている。

このような“罰”は、**■**教諭から見て（主観的な判断で）野球部員による試合内容が好ましくないときなどに、部員一人一人の能力や体力に配慮することなく実行され、部員に対して、“罰”が嫌なら**■**教諭の思うような試合をするよう矯正する目的にほかならない。言い換えれば、野球部員に肉体的苦痛を覚えさせることが意図され実行されているのである。したがって、上記“罰”も、「体罰」に該当する。

- (ウ) 脅迫的言動、不当な心理的負荷、生徒の自尊心を損なう言動があること

■教諭の言動には、前記(イ)の体罰以外にも、前記文部科学省「生徒指導提要」や、同じく文部科学省指導のガイドライン、学習指導要領、生徒指導における安全配慮に関する裁判例などに照らして、教育倫理的に、あるいは、法律的に、許されない言動があったというほかない。

- ① **■**教諭の言動には、以下の脅迫的言動があった。これらの言動がどのくらいの頻度で行われていたかは不明であるが、聴き取り調査から得られた心証としては、たまに発言するというような程度ではなかったと考えられる。

- ・ **■**教諭は、野球部員がミスをしたときに、その部員に対して「殺すぞ」と発言した。
- ・ **■**教諭は、試合前のノックの練習などで気に入らないプレーをした生徒に対して、ベンチから「出る」と言い、そのように言われた部員がそのままベンチにいと、「殴らんと分からないのか」という趣旨の発言をした。

- ② 上記①以外にも、**■**教諭の言動には、不当な心理的負荷ないし生徒の自主性や自尊心を損なう言動があったこと

- ・ **■**教諭は、試合前のノックの練習などで気に入らないプレーをした部

員に対して、「帰れ」「やめろ」と言い、そのように言われた部員がそのままベンチにいと、「出ろ」と言った。

● 教諭は、毎日、誰かしら野球部員を怒り、激しく叱責していた。また、● 教諭は、怒りだすと止まらないこともしばしばあった。なお、当委員会による聴き取り調査において、日々怒鳴られすぎて具体的なことを思い出せないと述べる元部員が複数いたことは印象的である（ある種の解離ではないかと考えられる。）。なお、怒鳴り声や激しい叱責の声は、それを聞いた周囲の生徒の心身にも悪影響を及ぼすものである。

(イ) ● 教諭による前記言動が当該生徒に及ぼした影響

前記(イ)及び(ウ)の● 教諭の言動は、当該生徒を含む野球部員に対して、重大な心理的影響を及ぼしたというべきである。

現に、当委員会の調査において、当該校の野球部に所属していた元生徒たちは、「● 教諭は、…機嫌が悪いときには結構怒る。これはやめてほしい。みんな先生の顔色を気にしていた」「● 教諭が、体育教官室から赤いノックバットを持ってグラウンドに降りてくる姿を見ただけで、みんなびくびくしていた」「● 教諭がグラウンドに出てきたら、生徒は静かになっていた」などと述べているのであり、野球部監督としての● 教諭の姿を見ただけで、委縮する野球部員も少なくなかったことが分かる。

● 教諭は、極めて厳しい言動、時には脅迫に近い言動、罰を課す、時には前記体罰によって野球部員を統制していたのである。多くの野球部員が、● 教諭に対して強いストレスを感じ、あるいは畏怖していたと言える。

当該生徒も、前記の● 教諭の言動を日々見ていたのであり、他の野球部員同様に、同教諭を畏怖し、その存在そのものに強いストレスを感じていたと考えるべきである。

なお、野球部日誌での当該生徒と● 教諭のやり取りから、● 教諭が野球部日誌を通して当該生徒を適宜指導助言していたと見ることもできる。しかし、その指導助言は、● 教諭自身の価値観や野球理念に基づく考えを伝えているものに過ぎず、当該生徒の力量や受け止め方を踏まえたものにはなっていない。野球部日誌での● 教諭の応答は、必ずしも文章表現が上手くはない当該生徒の真意を汲み取ろうとしていないだけでなく、決して当該生徒に共感的でもない。基本的に、● 教諭の応答は、当該生徒の言葉やその言葉の裏にある心情を否定する表現であり（下に一例を挙げたので参照されたい。）、野球部日誌のやり取りにより、当該生徒が● 教諭に対するストレスを軽減できていたと見ることはできない。むしろ、当該生徒にとっては、野球部日誌でのやり取りさえもストレスであったと考えるのが合理的である。

(野球部日誌の記述の一例)

・平成24年4月14日の野球部日誌

当該生徒の記述「勝ちを意識し過ぎた結果、地に足がついておらず、緊張してかたくなっていた。」に対し、■■■■教諭は、「勝ちを意識しすぎたら、地に足がつかなくなるのか？」と応答「当該生徒の言葉を否定している」。

・平成24年4月24日の野球部日誌

当該生徒の、自分の強みをボールにバットに必ず当てられることであり、三振したことがないことであるとの記述に対し、■■■■教諭は、「三振をしたことがないという人に初めて出会いました。もしかしたら、そのセンスは、こちらが思っている以上にすごいのかもしれませんね。」と応答「当該生徒の言葉に対する皮肉」。

※ 補足説明：常識的に考えれば、野球をしていて三振したことがないということはあり得ないのであり、これは経験則である。それにもかかわらず、当該生徒は、三振したことがないと書いてきた。教員としては、その真意は何なのかを探るべきであったと言える(当該生徒は岡山県内有数の進学校に入学しているのであり、相応の知的能力を有することに注意すべきである。)■■■■教諭は、「三振したことがないという人に初めて出会いました」とコメントをしているが、当該生徒には皮肉に思えたであろうと考えられる。なお、当委員会の調査で、■■■■教諭は皮肉を述べる人物であると供述する元生徒がいたことも参照されたい(第1部第4章2節1(2)イ野球部の顧問について)。

・平成24年5月2日の野球部日誌

当該生徒の「ここ最近で、試合に出ることに慣れてきた。」という記述に対して、■■■■教諭は、「決してつかみとったチャンスではなく、与えられたチャンスからだった」と応答「当該生徒の努力に対して肯定的でない表現」。

・平成24年5月17日の野球部日誌

当該生徒の「打席で頭の中では良いイメージがあるのになかなか思うようにいかなかった。・・・プロ野球では3割打てれば一流と呼ばれる。つまり、プロの一流選手でも3割もしくはそれ以下しかイメージ通りに打てていないことになる。だから、僕みたいな未熟な選手がイメージ通りに打てることなどほとんどない。」という記述に対して、■■■■教諭は、「プロの選手が3割。だったら高校は2割??打者が未熟ならば投手も未熟!甘い球を平気で続けて投げしてくれる。理想を追求せずしてどうするか?」と応答「当該生徒の言葉を否定している」。

(オ) 教諭による当該生徒に対する体罰ないしは不当な心理的負荷を及ぼす行為

当該生徒は、前記(イ)のとおり教諭に対して強いストレスないし畏怖を感じている中で、教諭から次のことをされた。

① 平成24年5月26日の鳥取遠征での出来事

この日、当該生徒は、試合前のノック練習で、教諭から、前記“エンジョイタイム”という体罰を受けた。また、教諭から、「気合がないのなら、帰れ」「声が出せないのなら、帰れ」「いらんわ。おまえなんか制服に着替えて帰れ」と怒鳴られ、「ベンチにも入るな」と言われた。当時16歳という年齢の子どもに対して、鳥取という他県に遠征している最中に、突然帰れと言うのは理不尽であり、本当に当該生徒を一人で帰らせたとしたら体罰と言うほかない言動となる。当該生徒の物事を真面目にとらえる性格をも踏まえると、この日の教諭による言動が当該生徒に与えた精神的苦痛は甚だしかったと考えられる。

② 平成24年6月10日の練習試合での出来事

この日、当該生徒は、サードのポジションで練習試合に出場した。この試合中に、当該生徒は、教諭から、プレーのミスについて、「2年生なのに、そんなことをしていいんか!」と怒鳴られた。また、当該生徒は、声が出せていないことでも、教諭から怒鳴られた。更に、当該生徒の別のプレーのミスについて、教諭は、「ルールを知らん三塁じゃから、誰か三塁にルールを教えちゃれ」などと罵った。

前記認定事実によれば、同じ日に、教諭は、当該生徒のプレーを褒めるという場面もあったことになるが、既に、教諭と当該生徒との間には、前記(イ)で述べた関係性が出来上がっていたことを踏まえれば、当該生徒は、上記の怒鳴り声や罵り声に、著しい心身の苦痛を覚えたと考えられる。

実際に、当該生徒は、試合後、野球部員で同級生の に対して、「俺はもう無理だ」と述べており、精神的打撃を受けたことを言葉にしている。そして、当該生徒は、翌日には、野球部を退部しているのである。

このように、当該生徒にとって、この日の練習試合での教諭の言動は、精神的に大きな打撃となったと言うべきである。

ウ 教諭による当該生徒に対する指導（平成24年7月23日～25日）

(ア) 当該生徒は、平成24年7月23日、野球部にマネージャーとして復帰した。

教諭は、当該生徒から復帰の申し出がなされた際に、前記認定のとおり、当該生徒のことを相手にしない態度を見せた上に、当該生徒に対して、「おまえ、

「一回辞めとんじゃけーな。」「一回辞めたんじゃから、覚悟はできとるんじゃろうな。」などと言った。当該生徒は、 教諭からこのように言われて、次は野球部を辞められないと強く感じたであろうし、それまでの 教諭との関係性からすると、この言動によって 教諭に対して強度のストレスを感じたと考えられる。

また、同日の野球部のミーティングで、 教諭は、当該生徒に対して、他の部員が聞いている中で、突然、「マネージャーなら自分から気づいて板書くらいしろ、それくらい気遣いができんとマネージャーじゃねえで。」「マネージャーなら、お前が書けや。マネージャーだったら、そんくらいせーや。」と指摘した。この点、ミーティングの場で板書することは、部員の誰もがマネージャーの仕事とは認識していなかった（ の仕事であると認識していた。）。当該生徒は、この指摘に戸惑いを覚えたと考えられる。当委員会の調査においては、このときの 教諭の声のトーンは、怒った感じの口調ではなかったと述べる元部員の方が多かったが、その指摘の仕方が怒った口調でなかったにせよ、それまでの当該生徒と 教諭との関係性からすると、上記指摘に対して、当該生徒は叱られたと受け取ったであろうし、このときも心理的ストレスを感じたと考えられる。

- (1) 当該生徒は、翌24日、野球部の活動に朝練から参加し、マネージャーの仕事に従事している。しかし、 教諭からは、部活動が始まる前に、マネージャーの仕事内容について一切説明を受けておらず、 教諭から言われる突然の指示に右往左往させられた。また、 教諭は、当該生徒に対して、「お前も声を出して雰囲気盛り上げていけ。」「女子マネージャーと違って元選手じゃから、プレーヤーの気持ちがわかるだろう。声を出せ。」「男のマネージャーでさっきまでプレーしとったんじゃから、声掛けしてやれることがあるじゃろうが。」などと叱っている。 教諭は、当該生徒が大きな声を出すのが苦手であることを知っていたのであり、それにもかかわらず、このようなことを言ったのである。更に、 教諭は、当該生徒に対して、「他の部のマネージャーに世話になるようなことをするな」「しっかりせえ」と怒り、「グラウンドでは何が起こるか分からないから、グラウンドから目を離すな。」とも言っている。マネージャーは、ジャグの準備、氷の準備、部室の清掃、ノックの球出し、道具のメンテナンスなどをするのがその仕事の内容であったが、マネージャーは当時、当該生徒一人しかいなかったし、当該生徒は初めてマネージャーの仕事をしていたのであって、その要領がほとんど分かっていなかった。それにもかかわらず、他の部のマネージャーの世話になるようなことをするなどか、グラウンドから目を離すなどと言って怒るのは、教育者として問題であると言うほかない。

当該生徒は、マネージャーの仕事の分量や見通しが不明な中でその仕事に従事していたのであるから、それだけでかなりのストレスであったであろうし、その上に教諭から叱られ怒られたのであるから、かつて自分が野球部を一旦辞める前の、試合やノック練習の際の、教諭からの叱責や罵倒を思い出すなどして、強度のストレスを感じたはずである。

また、同日の野球部の練習は、当該生徒以外の元野球部員が述べるように、非常に過酷であり、教諭はいつもにも増して部員に対して怒鳴り散らしていた。当該生徒は、このような教諭の姿を、ボールの球出しなどをしながら、間近で見ていたのであるから、それだけでも不快な気持ちになり、心身の苦痛を感じたと考えられる。

(ウ) 当該生徒は、更にその翌日の25日も、野球部の活動に朝練から参加し、マネージャーの仕事に従事している。当該生徒は、放課後の練習にも参加し、この日も、教諭から、「マネージャーだったら声を出せ。声を出さなかったらマネージャーの存在価値はねーんじゃ。元選手ならわかるーが。」などと叱責され、マネージャーの仕事の要領も得ないまま、教諭からの指示に右往左往させられた。また、この日も、当該生徒は、教諭の他の野球部員に対する怒鳴り声や叱責する声を聞かされている。

そして、この日の練習の終わりのミーティング終了後、当該生徒は、教諭から言われて、一人だけ、炎天下のグラウンドに残され、「何をしよったんだ。」と叱られ問い詰められた。教諭は、「何をしよったのか聞きよるじやろうが！」と大声で怒鳴りながら問い詰め、「熱中症で倒れた部員がいたら氷の用意をせい！」「他のマネージャーにしてもらっとるがな！」「部室におっても外の様子は気にしとけ！」「マネージャーならグラウンドから目を離すな！」「練習中は何が起こるかわからんから、グラウンドにおれ！」「マネージャーなんだからきちんとマネージャーの仕事をしろ！」「呼ばれたら、ちゃんとグラウンドに出ておけ！」などと強く叱責した。この叱責を受けている間、当該生徒は、ずっと黙っていた。

この日の暑さ指数(WBGT)は、14時台から16時台まで31℃を越えていて「運動は原則中止」、17時台には29.7℃になっていたものの「嚴重警戒域」であった。教諭は、このような外気温の状況にもかかわらず、当該生徒に対して、他の野球部員からその様子が見えるグラウンド上で、これらの叱責行為をしたのである。

当該生徒は、この叱責を受けるまでに、既に、教諭から受ける突然の指示に頭の中は混乱していたであろうと考えられる。また、炎天下のグラウンドにいたり、グラウンドと部室などを行ったり来たりして、体力も消耗していた

と考えられる。そのような中で、 教諭から、更に上記叱責を受けたのである。また、その叱責の内容は、マネージャー1人ですべて対応することは困難なものというほかに、理不尽である。この叱責により、当該生徒の頭の中はより一層混沌とした状態になったと考えるのが相当である。また、「運動は原則中止」あるいは「嚴重警戒域」の外気温の状況下で、立った状態のまま叱責されたのであるから、当該生徒は、肉体的にも苦痛を覚えたと考えられる。そうすると、グラウンドに残されて叱責を受けた行為は、 教諭による当該生徒に対する「体罰」に該当する行為であった可能性が高く、熱中症の危険に晒しながらの叱責であったのであるから、少なくとも、当該生徒に対して著しく配慮に欠けた指導であったというべきである。

そして、このような体罰ないし著しく配慮に欠けた指導を受けた後の下校途中に、当該生徒は、「俺はもうマネージャーじゃない。存在してるだけだ。」と発言し、その約2時間後に自死するに至ったという事実経過となる。

以上の事実経過からすると、前日までに 教諭から受けていたストレスや心身の苦痛に加え、同月25日の上記体罰ないし著しく配慮に欠けた指導によって、当該生徒は、心に深い傷を受け、自分の存在意義に関する無価値感を強く覚えたと考えられる。また、選手ではないマネージャーという立場からくる孤立感も強く覚えたと考えられる。

このように、本事案においては、当該生徒の自死と、 教諭と当該生徒との間に形成された関係性が背景にある中で、 教諭から当該生徒に対してなされた叱責や体罰との間には強い関連性がある。

エ 野球部の活動における構造的な問題

本事案においては、前記イ及びウに加えて、構造的な問題もあることに留意する必要がある。

野球部のみならず部活動は、当時、どの高等学校であっても、通常は、その部の顧問や監督に管理が全面的に委ねられていたと言える。当該校は、公立の学校であり、岡山県内有数の進学校であるが、当該校でも、野球部における部員の指導は、監督であり主顧問である 教諭に任せられていたし、部活動における指導方針について、他の野球部顧問が口を差し挟むことはなかった。

そして、顧問ないし監督と部員との関係性は、程度の差こそあれ、支配—被支配の関係にあると言える。この点、前記さいたま地方裁判所の判決が、「教師と生徒の間には、その立場の違いから潜在的に権力的関係が存在」すると指摘していることにも留意すべきである。このような関係性は、運動部や勝利至上主義の部活動ほどその傾向が強いと言えるし、その中でも、野球部は、当時、

伝統的に、監督が野球部員を徹底的に鍛え上げるという思想が強かったと考えられる。当時は、このような考え方が容認される風潮があったと言ってよいであろう。

このような風潮と、部活動の管理を顧問や監督に一任するという慣習は、まさに構造的ないしはシステム論的な問題である。このような構造下において、部活動に参加する生徒は、顧問や監督の指示に従うことは当たり前であると考えられ、実際に、指示に従わなければ、顧問や監督から叱責されるのは当然のことであると考えられる。

そして、本事案においては、■■■■教諭は、試合に負けたら罰としてランニングをさせたりしていたのであるから、まさに勝利至上主義であったというべきである。また、当該生徒がマネージャーに復帰した後、自死するまでの3日間は、秋季大会でベスト8に入るという目標を掲げる中で、徹底して厳しく指導し、当該生徒のみならず野球部員はみな厳しく叱責されていた。当時の野球部員が、このときの野球部の練習について、「地獄のようだった、暑かったし、■■■■教諭もかなり怒った。ミスがある度に練習を中断し、『自分らで考えろ』と言われてたり、走らされたりしていた。先生も切れてピリピリしていた。プレーや態度、声などにかなり怒っていた。」「新チームがスタートして先生は厳しかった。きつくてやっていけるかなと思った。■■■■教諭は『チームを1回へこませて、そこから上げていく。』ということをして、リーダーミーティングのときに言っていた。」「新チーム結成直後は、異常な叱り方だった。」「かなりきつかった。1年前の夏と比べるとハードだった。これがずっと続くのかなと思った」「めっちゃ疲れて行って、めっちゃ怒られたみたい」「それ以前の練習とは格段に厳しいと思った」「結構苛酷だった。暑かったし、きつかった。」と述べて振り返っていることから、かなり過酷な練習であったことが分かる。

本事案でも、当該生徒がこのような構造的な関係性の中にいたことが指摘できるし、このことは、当該生徒の自死の背景要因の一つと言える。もっとも、このような構造的な問題そのものが、当該生徒の自死と強い関連性があるわけではない。

2 家庭的背景について

当該生徒の家族に、不和があったとか、経済的困窮があったとか、両親が離婚していたという事情はない。当該生徒が家庭内で虐待を受けていたという事実もない。

当委員会の調査では、当該生徒の家庭に、特段、当該生徒を自死に至らせるような要因となる可能性があるとは指摘できる事実を見出すことはできなかった。

3 個人的背景について

(1) 当該生徒には、教員から言われたことを言葉どおり受け取り、それを真に受けるという傾向が見出される。また、当該生徒は、とにかく真面目であり、教員からの指導を真剣に受け取り、それを処理できなくなって、自分を責めるという傾向も見出される。もっとも、部活動顧問と部員（生徒）という関係性を考えると、生徒が部活動顧問から言われたことに従おうとすることは普通に考えられることであるし、 教諭の日常の野球部員に対する接し方からすると、野球部員としては 教諭の機嫌を損ねないように気を遣わざるを得ないのであるから、当該生徒の上記傾向は、当該生徒に特有の傾向であると見るべきではない（当該生徒に上記傾向が見出されるとしても、このような傾向を持つ生徒は、どの学校にも存在するのであり、特異なことではない。）。

当委員会による元生徒からの聞き取りにおいても、当該生徒のコミュニケーションに違和感を覚えたり、問題を感じたりしたことがあると答えた者はいなかった。更に、当該生徒に、自死のリスクにつながる否定的な認知の歪みを有していたなどの特異な性格傾向があったという事実も見当たらない。

また、当該生徒に、精神科治療歴があったわけでもない。本事案発生前までに、当該生徒が、自死をほのめかしたことはなく、自傷行為が見られたわけでもない。

(2) なお、元生徒からの聞き取りにおいて、当該生徒の心が弱かったのではないかということ指摘する者がいた。確かに、当該生徒は、少なくとも教員との関係では、前記のとおり、その言葉を真に受ける傾向があり、それだけ精神的負荷を感じやすかったと言うことはできる。しかしながら、そもそも、自死事案では、どの事案でも、外的要因からの作用により、心理面で脆弱になったから自死に至るのであり、前記のとおり、特段、当該生徒に独特の性格傾向が見出されない以上は、これを自死の有力な要因であったと指摘することはできない。当該生徒は、口数の少ない真面目でどこにでもいそうな生徒であったと考えられるのであり、そのような生徒が自死をするに至ったのであるから、やはり環境的要因が大きかったというべきである。

また、更に、当委員会において、当該生徒の個人的特性を考える上で議論された具体的エピソードの一つとして、当該生徒が野球部日誌に「三振したことがない」と書いた点がある（平成24年4月24日の野球部日誌の記述）。前述のとおり、常識的に考えれば、野球をしていて三振したことがないということはある得ない。それにもかかわらず、当該生徒が、三振したことがないと野球部日誌に書いたことをどのように考えるかを当委員会で議論したが、当該生徒は、このように経験則に反することを書いた場合に、 教諭をはじめ野球部顧問がどのように受け取るか想像できなかったのではないかと考えられる。しかしながら、この点をもって、当

該生徒の自死との関連性に関して、エビデンスに基づいて合理的に説明できる機序が見出されたわけではない。

- (3) 前述のとおり、当該生徒は、野球部内における自分の存在価値ということを常に考え、深く悩んでいたと推察される。この「存在価値」というのは、当該生徒が、主観的に野球部内で活躍ができていないこと、あるいは自分が存在する意味を感じられる立ち位置を見出せていないことに胸を痛めていたことを表している。

4 まとめ

以上検討したところによれば、本事案において当該生徒が自死することとなった要因として、学習面や交友関係での悩みなども挙げることはできるが、当該生徒の自死と強い関連性があると言える要因（主要因）としては、マネージャーとして野球部に復帰した当該生徒が、もう野球部を辞めることはできないとの心境にあったことに加え、 教諭と当該生徒との間で形成された関係性が背景にある中で、 教諭から当該生徒に対してなされた叱責や体罰にあったと言える。これら主要因から、当該生徒は、自身の存在意義に対する無価値感や孤立感をより強くし、マネージャーとしてであったとしても、野球部にいる限り、このような無価値感等の感覚が今後も継続するという強い苦しみを主観的に覚え、心理的視野狭窄に陥って、自死するに至ったものと判断する。

そして、これら主要因のうち、教育倫理的ないしは法律的な観点から、当該生徒の自死を惹起した必要条件と言えるのは、 教諭と当該生徒との間に形成されていた従前からの関係性を背景とする、 教諭からの当該生徒に対する叱責や体罰であったことは明らかである。なお、これら要因の更なる背景要因として、前述のとおり、部活動における構造的な問題があることにも留意すべきである。

よって、当委員会は、当該生徒が自死した原因は、本事案発生前に既に形成されていた 教諭と当該生徒との関係性を背景とする、 教諭からの当該生徒に対する叱責や体罰にあったと結論づける。 教諭の当該生徒に対する言動は、教員という立場を利用したハラスメントであったとも言える。

第2章 学校及び岡山県教育委員会の本事案発生前の対応上の問題点

1節 はじめに

当委員会が確認できた、当該生徒の自死のサインは、前述のとおり、当該生徒が「自分には存在価値がない」旨を発していたことである。これ以外に、当該生徒の発した自死のサインは見当たらない。そして、当委員会が認識できる限りでは、当該校の教員がそのサインをキャッチできる機会としては、野球部活動の場

のみであったと考えられる。しかし、当該校の教員らは、このサインを見落とししていた。これが本事案の特徴の一つである。

また、当該生徒が、いつから自死することを考え始めたのかや、いつから自死に向けた行動を起こしていたのかなどは、収集した資料や聞き取り調査の結果からは、明確に特定することは困難である。もっとも、前記認定事実からすると、当該生徒は、野球部のマネージャーに復帰した平成24年7月23日から同月25日までの3日間のうちに、中でも特に同月25日に、急激に心理的視野狭窄に陥り、解決策を見出せない状況の中で自死するに至ったと考えるのが自然である。このように考えると、本事案のもう一つの特徴として、「ラター児童青年精神医学」1128頁以下にある、「多くの青年が危機に直面した際に短絡的な解決方法にとられやすく、それが誤った判断や抑制力の低下につながることで、結果的に自殺行為に至ることがある。」という記述が当てはまる可能性が高い事案であると言える。

本事案が、このような特徴のある事案であることを踏まえて、本事案発生前における当該校及び県教委の対応上の問題点について、以下に述べる。

2節 全校的に生徒の自死を想定した体制づくりをしていなかったこと

- 1 本事案が発生した当時、当該校及び県教委では、生徒が自死した場合を想定した危機管理マニュアルを備えていなかった。このことから、そもそも、当該校及び県教委は、「生徒の自死」に関する備えを、ほとんど、あるいは全くしておらず、想定外のものとしていた、と言える。

実際に、当該校では、本事案が発生する以前において、教職員に対して、生徒が自死するに至る心理状態や自死のサインなどに関する知見や考え方について周知したことはなく、また、それを周知するための組織づくりもしていなかった。更には、在校生（生徒）が学校生活で悩みを抱えた時の相談先としては、一般的な保健に関する措置を行う「保健室」しかなく、これ以外の相談窓口は設置されていなかった。

- 2 当時、当該校では、専門職であるスクールカウンセラーを積極的に活用するという発想に乏しく（なお、当時は、当該校に限らず、県教委も同様であったと考えられる。）、生徒に対して、スクールカウンセラーに相談するための方法を習得させるなどの指導も行われていなかった。
- 3 以上のとおり、当該校では、生徒が学校生活の過程で生じる悩みを相談できる組織体制を有しておらず、このような体制では、必然的に、生徒が発する自死のサインを見逃すことにつながる。当該生徒が自死した当時、当該校の教職員にとって、当該生徒が自死するということは想定外であったと考えられる。しかし、

そもそも、生徒の自死のサインをキャッチし、必要な支援をするための体制づくりや教職員の意識づくりがなされていなかったのであるから、当該生徒の発する自死のサインが見落とされてしまったのは、必然的であったとすら言えるのである。

このように、本事案では、そもそも、生徒の自死に関する知識の習得や自死を防止するための体制づくりをしていなかったこと自体が大きな問題であった。また、その結果として、当該校の教職員の生徒の自死に関する意識(感度)は低く、これが当該生徒の自死のサインを見落とすことになった重大な背景要因であったと指摘することができる。

3節 野球部が激しく厳しい指導体制であったこと

本事案は、野球部活動に関連して発生している。本来、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものでなければならない。部活動に対して期待する内容は、生徒それぞれの事情、興味・関心や考え方によって異なるのであるから、当該校は、教職員をして、そのような生徒一人一人のニーズの違いを踏まえながら、丁寧に指導していく姿勢が求められる。

しかしながら、当時の当該校の野球部は、監督(主顧問)による厳しい指導のもとで厳格に管理・運営され、監督(主顧問)による激しい叱責、人格を否定するような言動、時には脅迫的な言動、体罰までもが黙認される状況ができてしまっていた。このため、野球部員の中には、自主性が損なわれ、あるいは自発的な参加が阻害されていた者が少なからずいたと考えられる。特に、当該生徒が自死する直前の3日間の監督(主顧問)による指導は、野球部員にとって極めて過酷なものであり、到底、生徒の自主的・自発的な参加といえるものではなかったと言ふべきである。

確かに、当時の当該校の野球部は、例年と比べて強いチームであった(当該校のホームページには、平成24年ころの野球部の公式戦での成績が今でも掲載されている。)。しかし、その背景には、監督(主顧問)による激しく厳しい指導があったのである。この意味で、監督(主顧問)による指導には、いわば、光の部分のみならず、影の部分もあった。このような指導体制のもとで、野球部員らは強い肉体的・精神的負荷がかけられ、当該生徒も同様に強い肉体的・精神的負荷にさらされ続けた。

このような環境のもとに置かれた野球部員の中からは、いずれ精神的不調を来す者が現れるであろうと考えられるし、こうした事態は容易に予測可能なことであったと言える。当時の監督(主顧問)による指導体制は、当該生徒の自死を誘

引ないし促進する因子であったと言えるものであり、その指導体制そのものに大きな問題があったと言うべきである。

4節 実質的に監督（主顧問）の教員一人による指導体制であったこと

野球部の監督（主顧問）の教員には、前記認定事実のとおり、脅迫的と受けとれる言動や人格否定的にとらえられる言動、更には体罰に該当する言動があった。もちろん、このような言動があったこと自体が大きな問題であるが、本事案では、このような一教員の言動を抑止するための仕組みが皆無であったことも問題である。

当該校では、野球部も含めて部活動は複数顧問制がとられており、野球部においては、当時、監督であった主顧問の教員を含めて4名の顧問教員がいた。しかし、主顧問以外の顧問教員は、いずれも主顧問である監督の指導方法に全く口を差し挟むことはなかった。この点、当委員会における聴き取り調査において、他の3名の顧問のうち一人が「監督哲学というのがあるので、指導方法に口を差し挟むことはしなかった」旨述べている。他の顧問は、当時の当該校の野球部が、前述のとおり、例年に比べて結果を残すことができる強いチームであり、そのようなチームづくりを成し遂げている監督（主顧問）に対する遠慮が暗黙のうちに了解されていたと考えられる。

部活動の顧問が、その指導に熱が入るあまり、生徒を激しく叱責し、場合によっては体罰に至りうることは、教員の誰もが経験的に知っていることであろうと思われる。本事案において、同じく野球部顧問であり野球部部長の立場にあった教員が、監督（主顧問）の野球部員に対する激しく厳しい言動を認識しながら、これを制止せず、あるいは、当該校の管理職などに報告ないし相談をしなかったことは、明らかに問題である。

当該校は、部活動において複数顧問制を採用している意味を、今一度考え直さなければならない。この意味を考える上で、生徒や保護者からはどのようなことが期待されているのかという視点から考えることが重要である。顧問が複数いるということは、複数の教員がそれぞれの立場で部活動に関わるということの意味し、他の教員の指導方法に対する教員同士の相互チェック（監視）が行われるであろうと期待するのが通常であると思われる。仮に、当該校が、このような期待を抱かれるのは誤りであるというのであれば、例えば、年度初めなどに、その理由を当該校の生徒とその保護者に対してきちんと説明しておかなければならない。また、複数顧問制においては、そのうちの一人の教員が主として指導にあたるとしても、部活動の方針や指導指針については、顧問間で協議し、その協議の結果に基づいて指導を実践し、かつ、その具体的な指導方法についても顧問間で情報

共有し、適宜見直していく、というプロセスを経ていくことが期待されている。

本事案において、当該校の野球部は、監督（主顧問）一人に任せきりの部活動運営が常態化していたのであり、顧問間でその指導方法の合理性や妥当性が検討されたことはなく、また、他の顧問からの監督（主顧問）による指導方法に対するチェック機能も全く働いていなかった。他の顧問のうち一人は、校務分掌により学年主任を掛け持ちしていたが、そもそも野球部顧問として時間を割いて活動することができなかつたと考えられ、このような職務分掌そのものにも問題があったというべきである。

5節 監督（主顧問）による指導を支持する者がいたこと

本事案が発生した当時の野球部は、前述のとおり、例年と比較して試合で結果を残すことができていたのであり、当該生徒が高校2年生の夏の全国高校野球選手権大会の岡山地方大会では、ベスト8に入るかもしれないとまで期待されていた。当該校の教員らも、そのような期待から、地方大会の試合を応援しに行っていた。また、本事案が発生した事後の事実関係にはなるが、野球部員の保護者の中には、本事案があったにせよ、監督（主顧問）による指導には誤りがなかった旨意見表明をする者がいたり、監督（主顧問）を直接励ます者もいた。この事実は、本事案が発生する以前から、監督（主顧問）による指導を受け入れ、あるいは支持していた部員や保護者が一定数いたことを明確に示している。

このような事情は、監督（主顧問）による問題ある指導（野球部員に対する激しく厳しい叱責、人格を否定する発言、体罰など）をも助長し激化させる機能を担う（言わば、監督（主顧問）による指導の影の部分までも促進する。）ことになる。

当委員会は、監督（主顧問）による野球部の指導すべてに問題があったと指摘するものではない。前記認定した事実のとおり、その指導の中には、極めて不適切な指導があり、中には体罰と言える事象まで混在していたのであり、そのような指導が問題であったと指摘しているのである。本事案の調査の過程で、当委員会は、調査に協力いただいた元生徒らについて、監督（主顧問）を支持する者と支持しない者に分かれるような印象を受けた。しかし、監督（主顧問）による指導が良かったか悪かったかという二分論ではなく、野球部における監督（主顧問）による指導には、前述のとおり、光の部分と影の部分とがあったという実情を理解することが必要であろうと考える。

本事案の監督（主顧問）は、担当する体育の授業では、生徒一人一人の能力や個性に応じた指導ができていたようである（当委員会による聴き取り調査において、複数の元生徒がこのような供述をしていた。）。しかし、翻って考えれば、そ

のような指導ができる教員が、なぜ、野球部では、野球部員一人一人の能力や個性に応じた関わり方やきめ細やかな配慮ができなかったのであろうかということが問われなければならない。体育の授業で見せる本事案の監督（主顧問）の指導方法を踏まえ、同教員は、野球部の指導においても、当該生徒の性格等を踏まえたきめ細やかな指導をすることができたのではないかと悔やまれる。実際には、このような指導ができていなかった監督（主顧問）の責任は重いと言うほかないが、当該校の教員らを含め、監督（主顧問）による野球部の指導を容認し、あるいは支持する者がいたことが、監督（主顧問）による指導に歯止めをなくしたという側面があったというべきである。

部活動の指導において重要なのは、“部員の人格を傷つけるような言動を伴う指導はしない”“体罰はしない”として、そこにしっかりと線引きをする意識である。この意識は、当該校の教員だけでなく、当該校の生徒やその保護者においても意識されなければならない。

6節 「高校生活に関するアンケート」の結果を用いた対応が遅いこと

当該校では、当該生徒が高校2年生の6月に、在校生（生徒）を対象にした「高校生活に関するアンケート」が実施された。このアンケートで、当該生徒は、現在悩んだり、困ったりしていることとして、「学習・授業について」「校内の友人関係について」及び「校外の友人関係について」を選択し、「先生との関係について」「部活動について」は選択しなかった。もっとも、当該生徒は、いじめられた経験があると回答し、いじめの時期について、「高校1年時」「高校2年時」及び「現在」の3か所を選択し、いじめの内容について「あだ名」を選択した。

このアンケート結果をもとに、当該校の教員（担任）が当該生徒と面談したのは、当該生徒が高校2年生の7月23日であり、既に夏休みに入ってからであった。この面談のときに、当該生徒は、上記教員に対して、上記の回答が誤りであり、問題はない旨述べたのである。

しかしながら、生徒の抱える悩み（いじめなど）の深刻化を未然に防止するために重要となるのは、教員による早期発見・早期対応である。当委員会は、本事案において、当該生徒が自死をした原因を「いじめ」であったと認定するものではないが、そもそも、「高校生活に関するアンケート」は、在校生（生徒）が学校生活を送る過程において生じる悩みやストレスを把握し、教員による在校生（生徒）に対する心理面でのフォローを実践し、もって在校生（生徒）が高校生活をより充実して過ごすことができるようにすることを目的としている。このように「高校生活に関するアンケート」は、在校生（生徒）に対する心理面でのフォローを実践するためのツールであり、アンケートの回答は、それを回答した時点の

在校生（生徒）の心理状態が反映されているものであることを考えると、アンケート実施後できる限り速やかに、悩み事やいじめに関する回答をした生徒と個別に面談し、その心情を把握することが必要である。

このように考えると、当該校の教員が当該生徒と面談をしたのは、アンケートの回答をしてから約1か月半後のことであり、遅すぎると言うべきである。当該生徒が、教員との面談の際に上記のように述べたにしても、一般に、生徒の側からすれば、教員から1か月半前に答えたことについて問題にされても、“今更聞かれても…”という戸惑いを覚えることが大半であると考えられる。上記アンケート実施後、教員ができる限り速やかに生徒と個別面談を実施し、生徒の心情の把握を行うことにより、生徒は自分の存在が忘れられていないこと、教員に見守られていることを実感し、学校に対して安心感を覚えると考えられるのである。

また、当該校としては、当該生徒のアンケート回答を、速やかにその保護者にも情報共有すべきであったが、本事案では、これもなされていない。この情報共有により、家庭においても、当該生徒のことを注意して見ておいてもらいたいというメッセージになるのであり、ひいては、これが教職員を含む学校が守るべき生徒の安全に対するセーフティーネットになるのである。当該校は、このような情報共有もしていなかったのであり、家庭との間で連携して在校生（生徒）に対する心理面でのフォローをするという観点を欠いていたというべきである。

7節 当該生徒の心情面での変化を把握できていないこと

一般的に教員は多忙であると言われるが、生徒の自死を防ぐためには、多忙そのものは免罪符にはならない。多忙である中でも、生徒の発するSOSをキャッチするというアンテナを常に張っておかなければならないのである。本事案では、前記2節で述べたように、教員の間に、そのようなアンテナを高く張るという意識がそもそも著しく低かったというべきである。

当該生徒は、高校1年生の3学期の2月の野球部ミーティングで、「自分には長所はない」旨述べ、野球部日誌にも「自分には存在価値がない」と記入していた。生徒に対するアンテナを常に高く張っている教員であれば、当該生徒のこれらの言動から、当該生徒のことを注意して見ておく必要がある生徒であると気がついたらはずである。当該生徒からしてみれば、「自分には存在価値がない」ということを、何度か野球部日誌に書いているのであり、野球部顧問は、これを目にしながら、何らの手当もなく、自分のことを拾ってくれないという無力感を覚えたであろうと考えられる。

また、当該生徒は高校1年生の3学期に、一度野球部を辞めようとしていたものであり、その経過は、野球部監督（主顧問）であった[]教諭も野球部部長であ

り担任でもあった[]教諭も把握していたのである。そのような生徒が、高校2年生の6月11日に一旦野球部を辞めて、その後、約1か月半も経たない7月23日に同部にマネージャーとしてではあるが復帰したいと申し出てきたのである。教員の立場からすると、当該生徒が野球部に居場所がないと感じたから、野球部を辞めたのであろうと容易に想像がつくはずである。そうであるとする、当該生徒が野球部に復帰した際には、当該生徒が野球部に居場所を見つけることができるように配慮し、野球部に所属する意義を見出させ、当該生徒の野球部での目標を共有する機会を早期に設けるべきであったと考えられる。教員が、部員をマネジメントする上では、このような基本的なことを確実に実施すべきであると考えられるが、本事案における教員らは、このような対応を一切していない。仮に、教員らがこのような対応をしていれば、当該生徒の自死を防げた可能性はあったとも考えられるの。

以上のとおり、本事案においては、当該校が当該生徒の心情を踏まえた対応を全くできていなかったことも大きな問題であったと言うべきである。

第3章 学校及び岡山県教育委員会の本事案発生後の対応上の問題点

1節 当該校の事後対応における問題点

1 当初から遺族の心情に寄り添った対応ができていないこと

- (1) 当該生徒が自死した翌日である平成24年7月26日、[]校長、[]副校長、[]教諭及び[]教諭が遺族宅を弔問した。その際、校長らは、遺族が、当該生徒の自死の事実を広げないでほしいこと、葬儀は家族のみで行うことを希望していると理解した。校長らは、当該生徒の父の発言として「葬儀は家族だけで行う」、葬儀の参列について「ひろげてください」と記録している。

当該校は、上記のような認識のもと、同月26日から同月30日にかけて、野球部員及び当該生徒が所属する2年[]の生徒並びにそれらの保護者に対して、当該生徒が死亡した事実を報告するとともに、遺族は「密葬」を希望しており、弔問には行かないように伝えた。

しかし、実際には、当該校のこのような対応は遺族の意向とは異なっていた。遺族によれば、上記弔問の際に、校長らに対して「クラス単位で来られたらとても対応できません。ただ、個人的に弔問に来られるのは構いません」旨を伝えたとのことである。同年8月23日に、[]教頭、[]教諭及び[]教諭が遺族宅を訪問した際に、遺族が、[]教頭らに対して、当該校が生徒たちに弔問に行かないよう指示していたことにつき苦言を呈した事実からも、本事案発生直後の時点で、既に当該校と遺族との間で認識の齟齬があったことは明らかである。

同年7月31日、■■■■校長と■■■■教諭が遺族宅を訪問し、当該生徒が死亡したことを野球部員及び2年■■■■の生徒にのみ伝えたことを報告した。このときの遺族の反応について、当該校は、「弔問に行きたい生徒のことに触れると、来てもらいたいが……。近所には知られたくないというご様子。今はまだそっとしておいてさしあげるのが良いという状況であった。」と記録している。

この日以降、当該校は、同年8月17日に当該生徒の父から学校に電話をするまで、遺族と一切コンタクトを取っていない。

- (2) この点、本事案が発生した当時、既に文部科学省により公表されていた「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省、平成22〔2010〕年3月。以下、単に「緊急対応の手引き」という。）によれば、「遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めてください。」と記載されており、「通夜、葬儀について」は、「要望が変わった場合でも柔軟に対応できるようにしておいてください」、「葬儀後のかかわり」については、「葬儀が終わってからも遺族へのかかわりを続けてください」、「遺族はショックで呆然としていたり、自責感や怒りなど日々変化する感情によって大きく揺れたりします」と記載されている。

平成24年7月26日は、当該生徒の自死が判明した直後であり、当該校としては、遺族が我が子を亡くした事実そのものを受け入れられず、精神的に動揺していると考えられること、その後には、時間の経過とともに遺族の意向や感情が変化するものであることなどを十分に想定できたはずである。それにもかかわらず、当該校は、同月31日に■■■■校長と■■■■教諭が遺族宅を訪問してから、同年8月17日に当該生徒の父が当該校に電話をするまで、全く遺族とコンタクトを取らなかったのである。当該校の対応を見る限り、当該校は、遺族の気持ちに寄り添い、その心情を汲み取る努力を欠いていたと言わざるを得ない。このような消極的な姿勢が、本事案発生直後から、遺族との間での認識の齟齬を生み出した原因であったし、後述する自死の原因究明に対する消極的な対応につながったと考えられる。遺族が、当初から、当該校に対して不信感を覚えたのは当然のことと言える。

- (3) 当該校としては、同年7月31日の遺族宅訪問の際の遺族の様子を踏まえて、遺族の心情に慎重な配慮をしながらもコンタクトを取り続けた上で、その心情を把握し続けるべきであった。当該校において、遺族に対する対応の方針について丁寧に議論した形跡はなく、当初から遺族に対する配慮を欠いていたと言わざるを得ない。なお、当該校は、後述のとおり、当該生徒の自死の原因究明に関して極めて消極的な対応に終始している。当該校は、遺族が当該生徒の自死の事実を

広めないでほしいと希望していることを根拠として、その対応を正当化していると評価されてもやむを得ない。しかしながら、学校としては、我が子を突然亡くした遺族の心情が日々変化することは、当然のこととして認識しておくべき事柄であるから、これを正当化の根拠とするのは誤りである。

- (4) 当該校が遺族に対して消極的対応に終始した背景事情として、 校長が、当該生徒の自死の翌日である同年7月26日に、岡山中央警察署から、「いじめ等の事件性を含む案件ではない」と聞かされたこと、当該校が、教科担当の教員に対して行ったアンケート調査の結果、当該生徒が自死した原因に結びつく事情は特に見つからないと考えたことが影響したものと考えられる。

しかし、警察の指摘する「事件性」とは、あくまで犯罪が関係しているかどうかという判断であって、自死の原因について判断したものではない。また、後述するとおり、上記アンケート調査は、教科担当の教員を対象とし、質問事項を当該生徒の自死直前の3日間の様子に絞った極めて簡易なものであって、これで当該生徒の自死の原因が把握できるとは到底言えるようなものではない。そもそも、当該校の在校生（生徒）が自死したのであるから、当該校としては、それが学校管理下に原因がある可能性があるものであり、学校自らが当事者の立場に立って事態を重く受け止めるべき重大事案であったはずである。そうであるとする、当該校としては、当初から遺族と密に連絡を取り合いながら、遺族の意向や気持ちをできる限り汲み取る努力をすべきであったし、自死に至るまでの当該生徒の様子についてできる限り詳細に聴き取り又は情報提供をするなど、きめ細やかな対応が必要であったのである。しかしながら、当該校は、このような対応を全くできてなかった。

2 自死の原因を究明する姿勢を欠いていたこと

- (1) 自死判明直後の調査があまりにも不十分であること

ア 当該校は、当該生徒が自死した後、当該生徒の自死の原因調査として、前述のとおり、教科担当の教員9名から簡易なアンケート調査しか実施していない。しかも、そのアンケート調査の内容は、当該生徒が野球部に復帰した同年7月23日から自死に至るまでの3日間に絞ったものである上、「気になった様子、特徴的な様子をご記入ください」という極めて簡素な質問形式のものであった。当該校は、同年8月23日の遺族訪問の際に、遺族に対し、このアンケート調査の結果をもとに、当該生徒が亡くなった原因が見当たらない旨を伝えている。また、そもそも、当該校は、遺族に対し、上記アンケートを実施したことすら説明していなかった。

イ この点、「緊急対応の手引き」によれば、「その他情報の取り扱い」において、「自殺の動機や背景はすぐにはわからないものです。情報が無いからといって、早い段階で子ども同士のトラブルや教師の不適切な対応はなかったと決めつけてください」と記載されており、「自殺の背景について」は、「学校にとっても背景を理解することは重要です。教職員からの聴き取りや、一部の子どもからの聴き取りなど、すぐにできることは始めてください」と記載されている。

また、本事案が発生した当時、既に文部科学省により公表されていた「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」(平成23年6月1日付文部科学省初等中等教育局長通知。以下「背景調査の在り方について」という。)によれば、児童生徒の自死又は自死が疑われる死亡事案が起きたときは、「当該児童生徒が置かれていた状況について、できる限り全ての教員から迅速に聴き取り調査を行うとともに、当該児童生徒との関わりの深い在校生からも迅速に、かつ、慎重に聴き取り調査を行う必要がある」と記載されており(在校生からの聴き取り調査については、事情によっては後日の実施とすることもあり得る。)、聴き取り調査の実施後は、「できるだけ速やかに、その経過について、遺族に対して説明する必要がある」と記載されている。

当該校による9名の教員に対するアンケート調査は、明らかに調査対象を絞り過ぎたものであり、全教職員を対象にアンケート調査を実施すべきであったと言うべきである。また、アンケート調査の内容も、「気になった様子、特徴的な様子」だけでは十分な情報を得られないことは明らかであり、当該生徒に関係する具体的な出来事や関係すると思われる情報を把握できるような質問事項にして調査をすべきであった。

あるいは、調査対象を絞ったアンケート調査を実施した場合でも、その調査からだけでは当該生徒の自死の原因につながる情報が得られない可能性が高いことは容易に予測できるのであるから、その調査結果から何らの有益な情報が得られなかった場合には、更に調査対象を広げる、あるいは調査内容を修正するなどの検討が必要であったと言うべきである。しかしながら、当該校においては、これらの検討は全くなされていない。

このように、当該校における調査は、極めて杜撰で不十分なものであったというべきである。

なお、当該校が、このような杜撰な調査しか実施しなかった原因としては、遺族に寄り添うという姿勢の欠如、岡山中央警察署から事件性がない旨聞かされたことなどを指摘することができる。しかし、生徒の自死の原因に関しては、生徒同士のトラブルにある可能性や当該校の教職員の対応にある可能性も否定できないのであり、これらの可能性をも踏まえて原因究明をする姿勢が求めら

れる。このように、当該校の対応は「緊急対応の手引き」の指針に明らかに反している。また、当該校には、調査を実施するにしても、遺族に対して、その方針や調査方法、あるいは調査経過を説明するという姿勢が乏しく、「背景調査の在り方について」の指針にも反しているものである。

ウ 以上のとおり、当該生徒が自死した後の、当該校による原因究明のための調査は極めて杜撰であったと言わざるを得ない。原因究明に対する積極的な姿勢が見られないことで、遺族の当該校に対する不信感は増幅したと考えられ、これも当該校の対応に問題があったことが原因である。

(2) 遺族から原因究明の要望を受けても、徹底した調査がなされていないこと

ア 平成24年8月23日に、 教頭、 教諭及び 教諭が遺族宅を訪問した際、遺族は、当該校において当該生徒の自死の原因について調査が実施されていないことにつき苦情を述べ、生徒に対して第三者による聴き取りをしてもらいたいと要望した。当該校は、翌日、管理職で対応を協議し、野球部員と2年 の生徒を対象にしたアンケート調査を実施する方針を決めた。

その後、生徒を対象にしたアンケート調査の方法に関して、同月24日から同月25日にかけて、 教頭と当該生徒の父との間でメールでのやり取りがなされた。

しかし、当該校は、遺族との間で、アンケート調査の実施主体やアンケート結果を遺族に開示するのか否かなどについて調整ができず、結局、生徒を対象にしたアンケート調査を実施しなかった。なお、アンケート調査を実施しなかったことについて、当該校から遺族に対して明確な説明はなされなかった。

その後、当該校は、当該生徒が自死するに至るまでの事実経緯を記載した書面（メモ書きのもので、平成24年8月29日に遺族に示したもの。以下「報告メモ①」という。添付資料①）を作成した。報告メモ①は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、4課長、3学年主任、教育相談室長、担任、野球部顧問が検討した上で作成されたものであり、県教委の生徒指導推進室からの修正意見を経て完成されたものである。その体裁は、宛名・標題・作成者の記載はなく、作成日の記載もなく、本文もただ事実を列挙しただけのものであって、とても遺族に提示するための報告書と言えるものではなかった。さらに、その内容は、いくつかの出来事と簡単なやり取りをまとめたものに過ぎず、遺族が求めていた原因究明とは程遠い内容であった。

イ 当該校の 教頭及び 教諭は、平成24年8月29日、遺族宅を訪問し、遺族に対して、報告メモ①を提示した。遺族から、 教諭の言動等について調査が足りず、「これだけの情報では、当該生徒が亡くなった原因が分からない

ので、ちゃんと調査をしてほしい」旨の指摘がなされた。

これを受け、当該校は、県教委と協議の上、野球部員からの聞き取りを実施することにした。しかし、その聞き取りは、野球部の監督であった■■■■教諭自ら部員に対して聞き取りをするというものであった。■■■■教諭は、同月30日ころ、野球部員から聞き取りを行った。

この点、当該校が、同月23日及び同月29日に遺族宅を訪問した際、遺族からは、野球部における■■■■教諭の言動が当該生徒の自死の原因に関わっているのではないかという趣旨の発言があった。つまり、野球部員からの聞き取りは、野球部における当該生徒の様子を調査するだけでなく、■■■■教諭の言動も調査対象として考えられなければならないはずである。それにもかかわらず、当該校は野球部員からの聞き取りを■■■■教諭に担当させたのである。このような調査手法では、野球部員からは、■■■■教諭の言動に関する必要な情報提供を得ることは期待できず、調査方法として極めて不適切であった。

当該校は、同年9月8日、報告メモ①に、■■■■教諭による野球部員からの聞き取り内容を反映させたもの（以下「報告メモ②」という。添付資料②）を作成し、同日、遺族に提示した。しかし、報告メモ②に追加された内容は、同年8月29日に遺族が指摘した内容を超えるものではなかった。

ウ その後も、当該校は、平成24年9月8日に遺族宅を訪問した際の遺族からの指摘を受けて、報告メモ②を修正したもの（以下「報告メモ③」という。添付資料③）を作成して、同月21日に、遺族に提示し、さらに、同日の遺族からのさらなる指摘を受けて、報告メモ③を修正したもの（以下「報告メモ④」という。添付資料④）を作成して、同月27日、遺族に提示した。なお、遺族は、当該校から報告メモ（①～④）の提示を受けて意見を述べる過程で、当該校に対し、第三者による調査を実施すべきであると提案している。

しかし、報告メモ③も報告メモ④も、遺族が指摘した事実関係のみを若干書き加えた程度のものにすぎず、当該校が主体的積極的に自死の原因を究明しようという姿勢が見られる内容ではなかった。

エ この点、「背景調査の在り方について」によれば、背景調査は「学校又は教育委員会が主体的に行う必要があること」、遺族は「背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取すること」、「自殺に至るまでに起きた事実について調査するのみならず、できる限り、それらの事実の影響についての分析評価」を行うことが重要であると記載されている。

当該校は、遺族からの指摘を受けて、生徒からの聞き取りを実施したものの、調査目的、調査対象及び調査方法について遺族の意見を反映させたことはなかったと言ってよく、実施した調査については、調査対象を絞り過ぎたり、調査

方法が利害関係者による聴き取りであるなど極めて不適切であった。また、調査内容も遺族から指摘された事実の確認に留まっており、自死の原因究明をする積極姿勢を著しく欠いていた。また、報告メモ(①～④)は、報告書の体裁をなしているとは到底言えず、断片的な情報を羅列しただけのものであった。

このような姿勢では、遺族の当該校に対する不信は極度に達するのは当然であり、当該校の対応には根本的な欠陥があったと言わざるを得ない。

3 生徒・保護者への事情説明、教職員への情報共有が不適切であったこと

(1) 在校生(生徒)・保護者に対する説明がほとんどなされなかったこと

ア 当該校は、事案発生後の平成24年7月27日には、前述のとおり、前日の遺族宅訪問の際に把握した遺族の意向を踏まえ、野球部員及び当該生徒の所属していた2年[]の生徒並びにそれらの保護者に対してのみ、当該生徒が亡くなった事実だけを伝える方針とした。

当該校は、上記方針に従って、同月27日から同月28日にかけて、上記保護者に上記事実を伝え、同月30日には、[]教諭及び[]教諭から2年[]のクラスメイトに対して当該生徒が死亡した事実を伝えた。

なお、野球部員及びその保護者に対しては、同月26日のうちに、[]教諭から、当該生徒が亡くなった事実が伝えられた。もっとも、当該校の野球部は、同月29日(日)に部員を集めてのミーティングを開き、翌30日(月)には部活動を再開することにした。

イ これに対して、同月31日、野球部保護者会[]から当該校に対して、事情説明のための保護者会を開いてほしいとの要望がなされた。これを受けて、当該校の野球部顧問である[]教諭、[]教諭及び[]教諭は、同年8月4日に、野球部の保護者総会を開催し、当該生徒が亡くなったこと、野球部の練習再開の経緯等を説明した。なお、この保護者会に参加した保護者からは特に質問も意見も出なかったとされている。

他方で、同月31日には、野球部員の保護者の一人から当該校に対して、子どもは死因等の詳しいことを知っているが他の生徒に言えないので苦しんでいること、生徒への伝え方についてもっと広く伝えた方がよいのではないかということなどの指摘がなされた。もっとも、この指摘を受けて、当該校が、他の生徒及び保護者に対する事情説明について、改めて検討をした事実は見当たらない。

ウ その後、当該校は、平成24年8月23日に遺族宅を訪問した際に、遺族から当該生徒の自死の原因について調査を求められたことをきっかけに、同月末ころには野球部員等からの聴き取りを実施した。しかし、当該校からは、野球

部員及びその保護者に対して、その後の対応経過に関する報告は行われなかったし、野球部員あるいはクラスメイト以外の、他の生徒及びその保護者に対して、当該生徒が死亡した事実を伝えることもしていない。

このような状況において、遺族が平成24年10月9日付申入書を当該校及び県教委に送付したことを契機に、当該校は、同月26日、野球部保護者会を開催し、当該生徒が死亡した原因究明のために、野球部員からの聴き取りを実施したい旨を伝え、それに対する協力を依頼した。また、当該校は、同年11月15日に野球部保護者会の役員と協議する場を設け、同月19日に野球部保護者会を開催したが、これらはいずれも野球部の監督を[]教諭から[]教諭に交代することを伝える目的で開催されたものであった。

エ さらに、平成25年2月13日には、マスコミにより当該生徒の自死が報じられ、当該校に報道関係者が押し寄せる事態となった。この事態を收拾するため、当該校は記者会見を開き（この記者会見にも問題があるが、その点については後述する。）、同日、NHKのニュースで記者会見の様子が放送された。

当該校は、同月14日、急遽、緊急保護者会を開催して、当該生徒が死亡したこと、これまでの当該校の対応の経緯などを説明することとなった。その保護者会では、一部の保護者から、本事案が発生してから半年以上経過してから公表されており、対応が遅いのではないかという趣旨の意見があった。

また、当該校は、同月15日、高校1年生及び2年生を対象にした生徒集会を開き、当該生徒が死亡した事実を説明した。

上記マスコミ報道によって、当該校は、当該生徒が自死した事実やその原因について、野球部員あるいはクラスメイト以外の、当該校の生徒やその保護者との関係でも、また、一般市民との関係でも、きちんとした説明をしなければならない立場に立たされたことになる。

オ 以上のとおり、当該校は、平成24年7月26日には野球部員及びその保護者に、同月27日から同月28日にかけて当該生徒のクラスメイトの保護者に、同月30日には当該生徒のクラスメイトに、当該生徒が死亡した事実を伝えている。しかし、これ以降は、当該校は、当該校の生徒に対して、積極的には、当該生徒の死亡に関する事情やその後の対応経過に関する説明をしていない。野球部員あるいはクラスメイト以外の、他の生徒及びその保護者との関係で言えば、当該校は、当該生徒が死亡した事実やその経緯を説明するつもりは全くなかったと言える。

なお、当該校は、当該生徒が自死してからおよそ1年後の平成25年8月20日に、当該生徒を偲ぶ会を開催したが、在校生（生徒）に対して、この会の開催趣旨をきちんと説明していなかったことが影響し、参加した生徒の中に

は、当該校が体裁だけを整えたと冷ややかに見る者もいた。

カ この点、「緊急対応の手引き」によれば、「積極的な情報発信と注意すべきこと」として、「憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心がけてください。節目節目では記者会見などを検討してください（学校に取材があり報道されている場合）。学校に都合が悪いというだけで正確な情報を出すことをためらっていると信用を失ってしまいます。」と記されており、「保護者会」については、「保護者会（全校か当該学年だけか）を開くつもりで早めに準備してください。ただし、事実の説明についてはあらかじめ遺族の意向を確認してください。」と記載されている。

当該校としては、遺族が当初当該生徒の自死の事実を広めないでほしいと要望していたことを根拠としたようであるが、遺族の意向や気持ちが変化することは前述のとおりである。当該校としては、遺族ときめ細やかに連絡を取り合いながら、適宜、当該生徒の自死を野球部員やクラスメイト以外の、他の生徒及び保護者に対しても説明するか否か、説明するにしてもどのタイミングで説明するのか、当該校が行った調査の結果判明した事実をどのようにしてどの程度在校生（生徒）やその保護者に説明するのかなどについて遺族の意向を確認し、その意向を最大限に尊重しながら、情報発信に努めていくべきであった。当該校は、このような対応を全くできていないのであり問題であったと言わざるを得ない。その結果、対応がすべて後手に回ってしまい、後述するように、情報発信について遺族との間で事前の協議が尽くされず、更なる不信感を生むことになったものと考えられる。

(2) 教職員等への情報共有が徹底されていなかったこと

ア 当該校は、前述のとおり、当該生徒が自死した翌日である平成24年7月26日、遺族の意向としては、当該生徒の自死の事実を広めないでほしいこと、葬儀は家族のみで行うことであると理解した。

そして、当該校は、翌日、臨時職員会議において、全教員に対して、上記遺族の意向を共有した。その結果、教員の中には、葬儀への参列や弔問は禁止され、また、本件について詮索してはいけないものであると理解した者がいた。

他方で、その後、同月31日には、 校長と 教諭が遺族宅を訪問したが、このときの遺族とのやり取りについて、他の教員に情報共有された形跡は見当たらない。また、当該校は、教科担当の教員に対するアンケート調査を実施したものの、当該アンケート結果は教員間で情報共有されたことはなかったし、当該生徒の自死の原因に関する調査の進捗や今後の方針についても、全く教員間で情報共有はされなかった。なお、野球部員の保護者からも「教員の情報共

有のあり方がどうかと思う。一部のことしか知らされていない教員がいる。」との指摘を受けている。

イ 当該校は、平成24年8月23日の遺族宅訪問時の遺族からの要望等を踏まえ、同月27日には、当該生徒の自死に結びつきそうな事実関係を箇条書きにしてまとめることにした。その後の職員朝礼で、■■■■教頭から全教員に対して、同月23日の遺族宅訪問時の様子について簡単に報告があった。その内容は、遺族は当該生徒の自死の原因を調査してほしいと要望していること、遺族に連絡した上で弔問に行くことは構わないことというものであった。しかし、その朝礼では、当該校の対応として、当該生徒の自死に結び付きそうな事実関係をまとめることにしていることは共有されなかった。

当該校は、同月29日、報告メモ①を作成し、同日、■■■■教頭と■■■■教諭が遺族宅を訪問して、遺族に対して報告メモ①を提示したが、前記のとおり、遺族からの調査不足を指摘された。この遺族宅訪問時の様子は、翌日の朝礼で全教員に報告されたが、報告メモ①の内容は全教員に情報共有されたわけではなかった。

その後、当該校は、報告メモ②、報告メモ③、報告メモ④と作成していったが、前述のとおり、それらはいずれも報告書とは言えない体裁のものであったし、これらの報告メモの内容も全教員に情報共有されたわけではなかった。

ウ この点、「緊急対応の手引き」によれば、「情報収集と整理」として、「教職員が「ちょっと気になるな」と思うことが本部にどんどん寄せられる必要があります。情報を収集しつつ整理し、全教職員が共通認識すべき内容はしっかりと共有することが大切です」と記載されている。

当該校では、教員間での情報共有の機会として、月1回の職員会議、週1回の学年会議、毎日の朝礼等があった。しかし、本件に関する遺族とのやり取りや、当該生徒の自死に関する調査内容や進捗状況については、管理職（校長、副校長及び教頭）と一部の教員のみで対応・決定されており、その内容が他の教員に情報共有はされていなかった。当該校が取りまとめて遺族に提示した報告メモ（①～④）は、全教員に配布するなどして情報共有されたことはなかった。このため、教員の中には、個人的に遺族宅に弔問に訪れた際、遺族からの話を聞いて初めて、当該校による調査が進展していないことを知った者や、本件は“管理職マター”になっていて、自分は完全に蚊帳の外であると感じていた者もいた。

すべての情報を教員間で共有することが、情報管理の観点から困難な場合があるのかもしれないが、本事案が、在校生（生徒）が自死するという重大事案であることに鑑みれば、遺族の様子や要望、自死の原因に関する調査方針や調

査結果、調査の進捗状況は、全教員で情報共有が図られるべきであった。しかし、当該校では、このような情報共有をしていなかったのであるから、危機管理対応も杜撰であったと言うほかない。

エ なお、平成24年8月17日に、当該生徒の父が当該校に電話をした際、応対した当該校の事務員が営業の電話と間違えるという失態をしている。これは、当該校から当該事務員に対して、本事案の内容や関係者の氏名等が伝達されていなかったことに起因するのであり、情報共有が不徹底であった結果であり、この失態を見ても、当時の当該校の危機管理能力は低かったというべきである。

4 遺族の意向を確認しながら対応できていないこと

(1) 遺族の意向を確認することなく記者会見を行ったこと

ア 平成25年2月13日、マスコミ報道で、当該生徒の自死（当該校の高校2年生の男子高校生の自死）が報じられ、当該校に報道関係者が押し寄せる事態となった。

そこで、当該校は、同日、記者会見を開くこととなったが、記者会見を開くこと及び記者会見で公表する内容について、遺族の同意を得ていなかった。なお、当該校が記者会見を開く前に、当該生徒の父から■■■■教頭に対して、「今日の記事以上の情報は出さないでください。もし、それ以上出されるのであれば、事前に私の内容了解を得てからにしてください。」「いかなる時もきちんと、出す部分、出さない部分について認識共有した上で情報開示してください。」という内容のメールが送信されている。

イ この点、「緊急対応の手引き」によれば、「広報対応」について、「取材が集中する最初の何日間かは記者会見をお勧めします。ただし、事実の説明についてはあらかじめ遺族の意向を確認してください。」と記載されている。

本事案では、平成25年2月13日に、突然、当該校に報道関係者が押し寄せたため、事態を收拾するために記者会見を開くことはやむを得なかった面はあるものの、日時を指定して後日記者会見をすることを案内して事態を収めることや、既に報道されている限りで事情説明をし、それ以上の事実については遺族と協議の上公表すると説明することも考えられたのであり、記者会見を開くこと及び公表する内容を事前に遺族と協議しなかった点は、遺族に対する配慮を著しく欠いていた。

(2) 平成25年2月14日の緊急保護者会の議事録を適時に提供できていないこと

ア 平成25年2月13日のマスコミ報道がなされた後、当該校は、同月14日、

緊急保護者会を開催して、当該生徒が自死したこと及びこれまでの対応の経緯等を説明した。なお、緊急保護者会では、「校長挨拶文」「経過説明資料」が準備されたようであるが、これらの内容について、事前に遺族から確認を得ることも、了承を得ることもなかった。

緊急保護者会の議事録について、同月16日、■■■■校長と■■■■教頭が遺族宅を訪問した際、遺族はその開示を求めたが、そのとき■■■■教頭は「現在、作成中です」と回答していた。しかし、当該校は一向に議事録を開示せず、同年3月30日のPTA会長等も参加した遺族と当該校との話し合いの場で、当該校は緊急保護者会の議事録を残していないと回答した。結局、当該校は、同年4月ころ、緊急保護者会の議事録を遺族に開示したが、その内容は、遺族が緊急保護者会に出席した保護者から聞いた内容とは異なっている部分があった。

イ この点、「緊急対応の手引き」によれば、「積極的な情報発信と注意すべきこと」として、「学校に都合が悪いというだけで正確な情報を出すことをためらっていると信用を失ってしまいます。」と記されており、「保護者会」については、「保護者会(全校か当該学年だけか)を開くつもりで早めに準備してください。ただし、事実の説明についてはあらかじめ遺族の意向を確認してください。」と記載されている。

緊急保護者会は、当該生徒が自死した事実及び学校の対応等について、これまで事情説明をしていなかった他の生徒の保護者も対象にして、事情を説明するものであって、遺族としても、どのような内容の説明がなされたのか非常に関心の高い事柄であることは容易に想像がつくことである。それにもかかわらず、当該校が緊急保護者会で説明する内容を事前に遺族と協議をした事実はない。これは、当該校が、生徒や保護者に対する当該生徒の自死に関する事情説明について、計画性がなく対応が後手に回ってしまったことに起因する。また、議事録を直ちに作成して遺族に提供できていないどころか、議事録を作成していないにもかかわらず、作成中であると虚偽の説明をしたことは論外であるし、開示された議事録は当該校にとって都合の悪い内容は記載されていなかったと指摘されてもやむを得ない部分があり、正確な情報共有・情報発信がなされていなかったと言わざるを得ない。

(3) 平成25年2月15日の生徒集会で遺族の了解していない内容の説明を行ったこと

ア 当該校は、平成25年2月12日、新聞記者が当該校に取材に訪れ、当該生徒の自死がマスコミ報道されることになることを把握した時点で、生徒集会を開催して、生徒に当該生徒が死亡したこと及び学校の対応等を説明することを

決定した。

教頭は、同日、遺族に対して、生徒集会を開催することをメールで伝えたと、同月15日、遺族から、生徒に説明するための書面を作成することを依頼された。そこで、当該校は、生徒に配布するための書面を作成し、遺族に内容確認を依頼したが、遺族からは「事実と違うのでこの内容では了承出来ません。」との回答があった。なお、遺族の要望は、「①遺族の事実確認調査方法についての意向が反映できず、まだ事実確認が終わっていないこと（第三者調査）、②遺族の意向に反して、弔問に行かないよう指示していたこと」を口頭で追加説明することであった。

しかし、当該校は、同月15日、遺族からの上記要望を踏まえることなく、生徒集会を開催して、当該校が作成した上記書面に沿った内容を口頭で説明した。

イ この点、「緊急対応の手引き」によれば、「2 遺族へのかかわり」の項目で、「遺族へのかかわり」について、「自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるように努めてください。特に、死亡の事実を文書で保護者にお知らせする場合には、あらかじめ遺族に文案を見せて了解をとるようにしてください。」と記載されている。

本事案では、生徒集会での事情説明であるため、保護者に文書を提示する場面ではないが、生徒への説明内容について遺族から事前に同意を得ておくことは当然に必要な対応である。確かに、報道関係者が当該校に押し寄せたことで緊急の対応が迫られていた時期であり、事態の沈静化や他の生徒の平穏を取り戻すためには、早急に生徒集会を開くことは必要であったと考えられるし、また、遺族から書面を作成するよう依頼があったのは生徒集会を開催する当日であって、生徒集会までに時間がなかったという事情もある。しかしながら、そもそも当該校が緊急の対応を余儀なくされたのは、当該生徒の自死に関する事情説明について無計画であったことに大きな原因があったことに加えて、生徒集会の開催を決めたのは開催日の3日前であって、速やかに遺族に連絡をとって生徒集会で説明する内容について了承を取り付けることはできたはずである。それにもかかわらず、当該校は、遺族から書面作成を依頼されるまで、生徒集会で説明する内容について、遺族から確認を取らなかった。

このように、当該校は、情報発信に関しても、遺族から公表内容の同意を得る必要があるという意識が極めて乏しく、遺族の同意なく当該生徒の死亡等を生徒集会で説明したのであり、この点においても、遺族の心情に対する配慮を著しく欠いている。

5 野球部の活動再開等の判断に誤りがあること

(1) 野球部の活動再開の当否について十分な検討がなされなかったこと

ア 当該校は、当該生徒の自死が判明した当日、■■■■教諭から野球部員に対して当該生徒の死亡の事実を伝え、ひとまず、平成24年7月29日（日）までは部活動を休止することにした。しかし、■■■■教諭は、同日には、野球部員を集めてミーティングを行い、野球部員の一部から練習再開を望む声があったことを根拠として、翌30日から部活動を再開する方針とし、実際に同日から部活動を再開した。

しかしながら、本事案は、野球部の部員が自死したという重大事案であって、生徒の心身に多大な影響を及ぼすと考えられる。部員ら生徒に当該生徒の死について受け止める時間が十分に与えられたとは決して言えない状況下での部活動の再開であったというべきであり（部員一人一人、当該生徒の死についての受け止め方は違うという点を踏まえた配慮は全くない。）、また、当該校による生徒に対する心理面でのケア体制が整っていない中での再開でもあった。

当該校としては、遺族の意向を確認しながら、また、部員一人一人の気持ちや受け止めに尊重し、野球部活動の再開の時期について一人一人の意見を確認しながら、再開の当否について慎重に検討する必要があったにもかかわらず、そのような検討はなされなかった。本事案発生直後であったことを踏まえると、部員から部活動の再開は早いという意見が出てこなかったとしても、早急な部活動の再開はすべきではなく、しばらくは休止を続けるべきであったというべきである。また、部活動の再開の可否を■■■■教諭という部活動顧問に判断させるのではなく、当該校の校長がその判断をするべきであったのであり、この点においても、当該校の対応は誤っている。

イ 当該校は、同年8月23日の遺族との面談において、遺族から、■■■■教諭の言動と当該生徒の自死との間に関連性があるのではないかという趣旨の意見が出ていることを把握した。

そうだとすれば、同日以降は、当該校としては、速やかに野球部の活動を再び休止するという措置を採った上で、■■■■教諭を調査対象として位置づけて、原因究明の調査を実施すべきであったと言える。このような措置を採ることが、当該生徒の自死の原因究明をする姿勢を鮮明に打ち出すことになるのであり、遺族の心情への配慮になるとともに、他の生徒らへの影響にも配慮することにつながるのである。

(2) 当該校が■■■■教諭を野球部の監督に慰留していたこと

■■■■教諭は、当該生徒の自死を受けて自らの責任を感じ、遅くとも平成24

年8月末までに、当該校の校長に対し、野球部の監督を辞めたいと述べていた。しかし、当該校の校長は、同年10月26日まで、 教諭を慰留していた。

平成24年8月23日の時点で遺族から当該校に対して 教諭の言動と当該生徒の自死との間の関連性が指摘されていたことを踏まえると、当該校としては、野球部の監督を辞めたいと述べた 教諭を慰留すべきではなく、監督の辞任を速やかに認めるべきであったというべきである。また、当該校が 教諭を慰留していたことで、遺族の当該校に対する不信感をより増大させる一因になったと考えられる。

6 情報管理に不備があったこと

遺族は、当初、当該校に対し、他の生徒には当該生徒が亡くなったということだけを伝えてほしいと要望していた。ところが、当該校の教員が、当該生徒が自死した旨が書かれた紙を教室に持っていき、それを教壇の上に置いていたために、これを見た生徒がいた。

当該生徒の自死に関する情報が、当該生徒ないし遺族のプライバシーに関わる情報に当たることは言うまでもなく、教員が、このような情報が記された紙を教室に放置したことは、あまりにも不注意であったと言わざるを得ない。また、当該生徒に関する情報管理について、当該校の教員らに対する指導が徹底されていなかったと言える。

7 遺族からの第三者委員会設置の要望を取り上げなかったこと

(1) 遺族からの平成24年8月23日付の第三者による聴き取り調査の要望

遺族は、当該校に対して、当該生徒が亡くなってから約1か月後の平成24年8月23日には、当該校及び県教委以外の第三者による聴き取り調査を要望していた。

しかし、当該校は、第三者による調査を実施せず、学校独自の聴き取り調査を実施し、報告メモ①～④を遺族に提示したが、前述のとおり、いずれも杜撰な調査に基づく極めて不十分な内容であった。このため、遺族は、同年9月27日にも、当該校に対し、当該校からの報告では自死の原因が分からない、第三者委員会のようなもので調査してもらいたい旨述べた。

当該校は、遅くともこの時点で、遺族が、当該校による調査に期待をしておらず、明確に第三者委員会のような独立した組織による調査が実施されることを望んでいることを認識したことになる。したがって、当該校としては、同日以降、第三者委員会設置に向けた調整に入るべきであった。

(2) 遺族からの平成24年10月9日付の第三者委員会による調査の要望

その後、遺族は、同年10月9日には、当該校に対し、申入書を送付している。この申入書には、“第三者委員会による調査を求める”という趣旨の文言はないにしても、「厳正な再調査と報告を強く申し入れる」との記載があった。

しかし、このような申入書を受けても、当該校は、同年10月26日には野球部保護者会を開き、野球部員からの聴き取りにつき協力を仰ぐなどしており、第三者委員会を設置しようとの動きを一切しなかった。

その後、平成25年2月13日に当該校が記者会見において第三者委員会による調査を実施する方針である旨表明するまで、第三者委員会の件が話題に上ることはなかった。

(3) 遺族からの第三者による調査の要望に対する対応

このように、当該校は、遺族から、当該生徒が自死してから早くも約1か月後の平成24年8月23日には、明確に第三者による調査を実施してもらいたいとの要望を受けていた。また、当該校は、遺族から、同年9月27日にも明確に第三者委員会という組織による調査の実施を要望されていた。それにもかかわらず、第三者委員会設置に向けた調整に入らなかった。

当該校としては、同年9月末時点で、第三者委員会による詳細調査への移行について検討すべきであったと言えるが、これをしていないのである。当該校は、遺族からの第三者委員会設置の要望を取り上げなかったのであり、このような対応も明らかに不適切である。

8 ■■■■■ 教諭の処遇に関する情報が遺族に情報提供されなかったこと

(1) ■■■■■ 教諭の辞任の意思表示への対応や遺族との対面の機会がなかったこと

■■■■■ 教諭は、前述のとおり、遅くとも平成24年8月末には野球部監督を辞任したいと述べていたが、実際に辞任したのは、同年11月15日であった。しかし、このような■■■■■ 教諭の処遇に関する情報が、適時に遺族に共有されたことはなかった。

また、■■■■■ 教諭が遺族と対面したのは、本事案が発生してから約1年後の平成25年8月6日であった。それまで、■■■■■ 教諭が遺族と話し合う機会はなかった。

(2) ■■■■■ 教諭の通信制課程への配置転換と軟式野球部監督就任の情報共有

■■■■■ 教諭は、平成25年度に通信制課程の教員に配置転換となったが、同時に、通信制課程の軟式野球部の監督に就任していた。これは、平成24年11

月15日の野球部保護者役員との協議の場において、当該校の教頭が「**■**教諭は、今後は野球の指導には基本的には関わらないことになる」と説明した内容と矛盾している。どのような経緯があったにせよ、**■**教諭が、通信制課程であったとしても野球の指導に再び関わることに對して、遺族が憤りや疑念を抱くことは容易に想像できることである。遺族は、平成26年7月の山陽新聞の記事で**■**教諭が軟式野球部の監督をしていた事実を知り、ショックを受けている。

(3) 遺族と**■**教諭双方に対する適切な情報共有

当該校が、遺族に対して、適切な時期に**■**教諭の処遇に関する情報を提供していなかったことは明らかである。このことも、遺族が、当該校に對し不信を抱く一因であった。

なお、遅くとも平成24年10月以降、**■**教諭自身も、当該校や県教委が遺族に對してどのような対応しているのかについて情報提供を受けられていなかった。当該校や県教委としては、本事案に利害関係を有していると言える**■**教諭に對しても適時に情報共有をすべきであったと考えられるが、これすら行われなかったのである。当該校や県教委は、**■**教諭さえも、他の教員と同様蚊帳の外に置いたのである。

2節 岡山県教育委員会の事後対応における問題点

1 初動における指導が著しく不足していること

(1) 本事案発生時の対応に對して指導すべきであったこと

本事案が発生した当時、生徒自死事案が発生した場合の対応に對しては、「緊急対応の手引き」や「背景調査の在り方について」のほか、県教委が策定した「危機管理マニュアル」（平成13年3月）が存在した。これらによると、「学校が危機に陥った際、教育委員会は学校を直ちに支援しなければならない」、殊に「最初の3日間は常時複数の職員（実務経験のある職員を含む）を派遣し、助言とともに学校では手が回らない部分をサポート」するよう明記されている。また、「学校は、対応の当事者として余裕がなく、必要な対応を見落とす可能性がある」ため、「状況を客観的に把握し、教育委員会のもつ経験・知識を生かした指導・助言により学校の対応を支援する」とも記されている。

当該校が作成した平成24年7月30日付「生徒の死亡について」と題する報告書によれば、当該生徒の自死が発覚した平成24年7月26日に県教委より職員が2名派遣されている。しかしながら、この報告書には、遺族にどのように対応していくのか、当該生徒の自死に對する背景調査をどのように行って

いくのかについての記載は全くない。

他に初動における県教委と当該校のやり取りの記録も見当たらないことから、県教委が上記「危機管理マニュアル」等に則った対応方針を当該校と継続的に協議し、対応にあたった形跡は一切ないといえる。

また、当該校はその後も報告書の内容を更新し、同年7月31日から同年8月4日までの事実経過を書き加えた平成24年8月4日付「生徒の死亡について」と題する報告書、さらに同年8月17日から同月30日までの事実経過を書き加えた平成24年8月30日付「生徒の死亡について」と題する報告書を作成しているが、いずれも「4 今後の対応」の部分については最初の報告書にある記載のままであり、全く更新されていない。

県教委が上記「危機管理マニュアル」等の指針に基づく対応を行っていれば当然その経過が反映されるはずであるが、それが約1か月間変化がないということは、県教委側に当該校と緊密な連携をはかり継続的な支援をおこなう姿勢がなかったと言わざるを得ない。

その結果、当該校の事後対応に多くの問題点が見られたことは既述のとおりである。これは、初動における県教委の助言・指導が不十分であったというよりは、むしろその権限を活かした責務が全く果たされていないということであり、極めて重大な問題と言うべきである。

(2) 遺族との関わりについて指導すべきであったこと

「緊急対応の手引き」によると、「2 遺族へのかかわり」という項目で、生徒や保護者への事実の伝え方や、通夜・葬儀への参列等について、要望が変わった場合でも柔軟に対応できるよう、遺族の意向を丁寧に確認しながら対応を進めること、また、葬儀が終わってからも遺族への関わりを続けることが記されている。

しかし、前述のとおり、当該校は平成24年7月31日に遺族宅を訪問した後、同年8月17日に当該生徒の父から当該校に電話連絡があるまで、遺族と全くコンタクトを取っていない。この事実は、当該校が作成した平成24年8月4日付「生徒の死亡について」と題する報告書及び同月30日付の同タイトルの報告書の内容を見れば明らかであるが、県教委がこれを疑問視し、対応を促した形跡は見当たらない。

(3) 自死の調査に関して指導すべきであったこと

「緊急対応の手引き」の「3. 情報収集・発信」の項目では、学校にとって自死の背景を理解することは重要であり、情報がないからといって早い段階で子

ども同士のトラブルや教師の不適切な対応はなかったと決めつけないこと、教職員からの聴き取りや、一部の生徒からの聴き取りなど、すぐにできることは始めること、遺族には必要に応じて別途説明を心掛けることなどが記載されている。

しかしながら、当該校は、その原因究明として、教科担当の教員9名に対して、当該生徒が自死するに至るまでの直前3日間の当該生徒の様子を問う簡素なアンケート調査しか実施していない。しかもその結果から、当該生徒が自死した原因に結びつく事情は特に見つからないと安易にも判断している。この点についても、県教委が当該校の対応に疑問を投げかけ、調査方法の再検討を促した事実は確認できない。つまり、県教委においてすら自死の背景を理解しようとする積極的な姿勢が欠けていたと言わざるを得ないのである。

結果として、同年8月23日に当該校が遺族宅を訪問した際に、遺族から「子どもが死んだ理由が家庭では全く見当たらない。学校から何も報告がない」「学校は、なぜ死んだのか調べたのか。しっかり調査をしてほしい」と自死の原因究明を求められている。これを受けて、当該校は同月27日に県教委の生徒指導推進室を訪問し、今後の対応について助言を求め、遺族に提供するための報告メモを作成した。この報告メモは県教委からの再チェックを受け、修正意見を踏まえて作成し直されたはずであるが、前述のとおり、その体裁は簡素な聴き取りに基づく事実の羅列であり、とても遺族の意向を汲みかつ心情を慮って作成されたとは言えないものであった。それでも当該校は、同月29日に遺族に対してこれを調査結果などとして提示したのである。遺族からは「これだけの情報では、死んだ理由が分からないので再調査をして報告してほしい」と調査結果が不十分であることを指摘され、当該校では、翌30日にも再度協議し対応を続けていくが、その結果はすべて遺族が納得できるものではなかった。やり取りを重ねるごとに遺族の当該校への不信感は増大し、両者の溝が深まっていたことは既に見たとおりである。

以上のことから、本事案において、当該校のみならず県教委においても初動における危機対応への認識が全くもって不十分であったこと、更に当該校を助言・指導する立場にありながらその職責を果たしていなかったことは明らかである。

2 岡山県教育委員会による調査方法が不十分であったこと

(1) 調査にあたり遺族との協議や遺族に対する説明がなされていないこと

県教委は、遺族の代理人弁護士から、平成24年10月9日付で県教委及び当該校宛に申入書が送付されたことを受け、同年10月31日から同年11月

2日にかけて野球部員から聴き取り調査を行っている。

しかし、県教委も当該校も、上記調査の実施にあたり遺族と協議することなく、また、聴取者や聴取内容、調査方法、聴取対象者について遺族に何ら説明・相談することなく調査を実施した。

この点、「背景調査の在り方について」では、学校・教育委員会は、背景調査にあたり、遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要があり、遺族から更なる調査の要望がある場合にはより詳しい調査の実施について遺族と協議を行う必要がある旨記載されている。

当該校は、本来であれば、遺族から申入れがあった段階で遺族と協議し、遺族の申入れの意図を把握の上、聴取者や聴取内容、聴取対象者についても遺族に説明・相談しながら進めていく必要があったにもかかわらず、これを怠っている（なお、県教委は、平成25年3月30日の遺族との打ち合わせの際に、事前の説明や協議を行わなかったことにつき、「弁護士さんが入られていたということもありましたんで」などと弁明しているが、理由になっていない。）。

この結果、（後述する県教委の主体性の欠如も相俟って）県教委における調査は限定的かつ不十分な調査内容にとどまり、遺族は再度申入れをするという負担を強いられた。このような事態は、調査を実施する前に、遺族と県教委、当該校との間で十分に協議を行っていれば防ぎ得たはずであり、県教委の姿勢には大きな問題があったと言わざるを得ない。

(2) 調査が限定的で不十分なものであったこと

県教委及び当該校は、一度目の遺族からの申入れを受け、遺族から指摘された事実について聴き取り調査を行い、この結果を回答書（平成24年11月7日付及び同月9日付）として送付した。しかし、その聴取対象者は野球部の1、2年生に限られており、また、県教委側では、「調査の結果、行き過ぎと思われる仕方のない指導や発言があったと言わざるを得ない状況も見られ、影響がなかったとは言い切れない」としながらも、特に原因について分析することなく、更に再発防止策についても「二度とこのような悲劇が繰り返されないよう、県教委としましても、学校を十分に指導してまいる所存であります。」と記載する程度で、何ら具体的な方針の記載がない不十分なものであった。

この結果、前述のとおり、遺族は平成24年11月28日付で、一度目の調査の不備を指摘する形で更に追加調査を求める申入れをせざるを得なかった。また、これに対する回答書（平成25年1月11日付）も、追加の申入内容にのみ答えるという限定された形で回答されており、遺族が指摘したことによりいくつかの再発防止に向けた取り組みが記載されてはいるものの、遺族が求め

る原因究明という趣旨には到底及ばない不十分なものであった。

この点、「背景調査の在り方について」では、基本的な考え方として、背景調査は学校又は教育委員会が「主体的に」行う必要があり、その際、「当該死亡した児童生徒が自死に至るまでに起きた事実について調査するのみならず、できる限り、それらの事実の影響についての分析評価を行い、自殺防止のための課題について検討することが重要である」とされている。また、「緊急対応の手引き」でも、「たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実は事実として向き合っていこう」という姿勢を示すことが、学校にとっても教育委員会にとっても重要とされている。

しかし、県教委側では、もともと遺族から申入れがなければそれ以上の背景調査を行う予定もなく、遺族が独自に調査して把握した事実をもとに申入れを行っても最低限の事実調査をするにとどまり、何らこれらの事実の影響や原因について分析評価を行っていない上、遺族が納得できるような実効性のある再発防止策を示すこともしていない。

以上のとおり、本来であれば、県教委や当該校が原因究明を主体的・積極的に行い、遺族に説明すべき立場であるにもかかわらず、遺族から要望があっても初めて対応し、最低限度の範囲で回答するという消極的で受け身な対応に終始しているのである。

このような県教委や当該校の保身的と言われても仕方のない姿勢が無為に時間を経過させている原因にもなっており、遺族が県教委や当該校に対し事実隠蔽や責任逃れを疑い、不信感を抱くのは当然のことと言える。

3 第三者委員会の設置があまりにも遅すぎること

(1) 平成25年10月30日のマスコミ報道までの対応について

「背景調査の在り方について」では、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等においては、具体的に調査を計画・実施する主体として、中立的な立場の医師や弁護士等の専門家を加えた調査委員会を早期に設置することが重要であることが記載されている。

遺族から、前記第3章1節7のとおり、もともと第三者委員会という独立の組織において調査してもらいたいという要望があったが、前記県教委の不十分な調査結果を受け県教委に対する不信感が強くなった結果、第三者委員会の設置に対する要望はより高まることとなった。

これを踏まえ、平成25年3月30日の話し合いでは、県教委と遺族との間で、第三者委員会を設置の上、当該生徒が自死した事実関係を調査し、再発防

止策を検討するという方針が共有されたが（なお、同日時点でも、県教委の中には、「遺族が、因果関係があると言い切れないから第三者委員会を設置することになったのであり、教育委員会として第三者委員会を設置したいと考えているわけではない」などという趣旨の発言をしている者がおり、これは、「背景調査の在り方について」の指針を理解しない極めて不適切な発言である。）、どこが設置主体となるかについて、遺族と県教委の間で意見が合わず、第三者委員会設置についての協議は膠着状態に陥った。

このような状況の中、同年5月29日の遺族宅訪問の際に、 PTA会長が県教委と遺族との間を取り持つ形で介入したこともあり、県教委と当該校と遺族とPTAの四者が協力して再発防止に向けた取り組みを行う方向でアンケート調査等を実施することとなった。

このとき、遺族としては、第三者委員会設置の要望を取り下げたわけではなかったが、県教委側では、既に必要な調査はしているという認識であったこともあって、遺族とよく話し合わないまま、遺族は当該校が変わることを期待しているのであって必ずしも第三者委員会ありきではないと都合よく解釈し、第三者委員会の設置を棚上げにした。

この間、県教委は、遺族の希望や納得を重視した形での対応に努めたと述べるが、実際には遺族から指摘された最低限のことをするのみで、何ら主体的・積極的に事実調査や原因究明をしようとはしなかった。

結果的に、上記アンケート結果を再発防止策に活かすこともせず、遺族は県教委の消極的な姿勢に失望して再度第三者委員会の設置をより強く求めるに至ったのであり、ここでもまた無為に時間だけが経過するという結果となっている。

この原因は、結局、県教委側で、遺族をなだめるような対応をしておけば第三者委員会の設置をせずとも事態を收拾できるのではないかという甘い認識を持っていたからであると考えられる。

以上のような不適切な認識のもと、県教委が、遺族が第三者委員会の設置を求めている理由や意図を十分に把握することなく、問題の所在を適切に整理しないまま場当たり的に対応した結果、第三者委員会の設置が遅れたことは、結果的に原因究明をも困難にするものであって許されざることであった。

(2) 平成25年10月30日のマスコミ報道後の対応について

このように、県教委の調査や再発防止策が遅々として進まなかったことに加え、後述のとおり、県教委が遺族に相談なく平成25年10月30日のマスコミ報道を行ったことにより、遺族は、県教委に強い不信感を持ち、遺族と県教

委との信頼関係は完全に崩れた。

そして、遺族は、この報道後、改めて公平性・中立性が担保されると考えた知事部局による第三者委員会の設置を強く求め、再び第三者委員会の設置方法についての協議が再開したが、県教委は、第三者委員会は県教委が設置し、事務局も県教委が担当するとの姿勢を崩さず、両者が平行線のまま時間が経過した。

その後、遺族が平成29年5月31日に岡山県知事宛に県による調査組織の設置の要望書を提出し、これに対する回答が同年7月19日に岡山県知事からあり、ようやく県教委内に第三者委員会を設置し、事務局は岡山県教育庁教育政策課と岡山県総合政策局政策推進課が共同で行うという最終的な形態が決定した。

この点、県教委の説明によれば、主に予算の問題から事務局について遺族の要望に沿うことができなかつたとのことであるが、これまでの経緯を考えれば、遺族が、県教委が事務局を務める第三者委員会に抵抗を感じることは当然と言えるのであり、遺族の希望を尊重する形で、早期に上記のような事務局の体制を整えるという決断ができなかつたのか強い疑問がある。

また、県教委は、当時、第三者委員会の在り方（事務局の設置形態）について他の自治体に照会をしたが、首長部局が事務局になるという認識はなかつたと回答している。しかし、遺族からは、既に平成25年4月26日付のメールで、愛知県刈谷市の自死事案で同県知事政策局政策調整課が事務局を担当している例があるとの情報提供がされており（その後も何度か遺族はこの事例について言及している。）、実際に、県教委がどこまで調査を行い、具体的に検討を行ったのか甚だ疑問である。

以上のとおり、県教委が、遺族が要望する形での第三者委員会の設置を実現しようとする努力をしたとは到底考えられず、第三者委員会が設置されるまでに実に6年以上の月日が無為に経過することとなったのである。このような長い年月の経過は、事実の解明を困難にするものであり、県教委の対応は、遺族に対する誠実さに欠け、無責任に過ぎると強く非難されなければならない。

4 遺族に確認することなく報道機関に情報提供がなされたこと

(1) 県教委からの平成25年10月30日付の報道発表

県教委は、当該校における改善策や再発防止策について遺族との間で話し合いを続ける中、平成25年10月30日に、遺族に何らの相談もなく、当該生徒の自死等の問題を受けて自殺予防と発生時対応に対するマニュアルを作成した旨を報道機関に発表した。

(2) 遺族からの確認を欠いた報道発表の影響

遺族と再発防止策について協議を行い、その再発防止策に対し遺族から不十分であると問題が指摘されている中で、突然「当該生徒の自殺等の問題を受けて」という形で自殺予防と発生時対応に関するマニュアルを報道発表すれば、遺族から抗議があることは当然に予測されることである。県教委としては、報道発表をする前に遺族に発表内容を伝え、遺族に誤解を与えることのないように丁寧に確認・説明すべきであった。

このことも、県教委の対応は遺族との信頼関係を損なうものであったことを明確に示している。

第Ⅲ部 提言

Ⅰ節 部活動指導の在り方

Ⅰ 部活動の意義とその在り方

学校では、運動部や文化部など、多様・多彩な部活動が行われている。部活動には、実際に多くの生徒が参加し、また、大多数の教員が部活動の指導業務や顧問を担当してきているが、部活動の位置づけは、国の教育課程行政、具体的には学習指導要領の改訂に伴って変化してきた。そして、現行の高等学校学習指導要領（平成 21〔2009〕年 3 月告示、平成 25〔2013〕年 4 月 1 日施行）では、正規の教育課程に含まれない活動となっている。

ただ、現行の高等学校学習指導要領では、総則第 5 款の 5「教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」の(13)に、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵(かん)養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と記されており、学校教育の一環として位置づけられていることは間違いない（平成 20 年中学校学習指導要領第 1 章総則第 4 の 2(13)、平成 30 年高等学校学習指導要領〔2022 年 4 月 1 日施行〕も同様）。

しかし、部活動は、教育課程外の学校教育活動であるため、参加が生徒に義務づけられたり、教職員の勤務に影響を及ぼしたりするものではないとされているものの、岡山県では、半数前後の生徒が何らかの部活動に参加していること、多くの教職員は、学校の活動方針のもとに、校務分掌の一つとして学校の教育活動の一環である部活動の指導に当たる顧問を担当していることなど（岡山県教育委員会「岡山県運動部活動指導資料」、平成 31〔2019〕年 3 月）、学校教育活動における部活動の位置は決して低くない。

部活動は、生徒により充実した学校生活を送らせるために重要な役割を担う課外活動（教育課程外の活動）として大切な意義を持っている。すなわち、部活動とは、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心を持つ同好の生徒が、学級・学年を越えて組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識・技能や記録を追究する活動等を通して、スポーツ・文化・科学・芸術等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を自ら創造する活動である（東京都教育委員会「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」、第 1 章「部活動の教育的意義と位置づけ」、令和元〔2019〕年 7 月）。また、部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、あるいは、部活動の様子を観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い（文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成 30〔2018〕年 12 月。以下、単に「文化庁ガイドライン」という。）。

部活動に関する上記の言説を踏まえれば、部活動については、①生徒の自主的、自発的な参加となるよう、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫することが必要であり、そのために、生徒の学校生活全体を見渡した休養日や活動時間が適切に設定される

こと、②部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識・技能等を追究する活動等を通して、スポーツ・文化・科学・芸術等の楽しさや喜びを味わうことができること、③異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築が図られること、④生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めることができるような部活動であること、⑤部活動の指導者（顧問）は部活動の様子の観察を通じて生徒の状況を理解するよう努めることなど、その活動や指導の在り方に、十分な配慮・考慮が求められている。その中でも、何よりも大切なことは、部活動を通して、スポーツ・文化・科学・芸術等の楽しさや喜びを味わうことができることである。この点を欠いては、部活動に参加する意義はないと言っても過言ではない。

本事案では、当該生徒は当該校入学時以降、ごく短い期間を除いて野球部に所属していた。第Ⅰ部第４章第１節６及び第２節１（２）で認定したように、当該生徒にとって、野球部活動は、実際に、活動時間、友人、部活動の指導者との関係など、学校生活の中で大きな部分を占めていた。そうであるからこそ、当該生徒の所属していた野球部活動は、当該生徒にとって、上記①から⑤の要素が満たされた活動、野球の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を享受することのできた活動であったか、が問われなければならない。

本事案の場合、上記①の実施形態（休養日、活動時間等）について見れば、第Ⅰ部第４章第１節６で認定したように、おおむね週６日、約６０分の朝練（自主練）と約７０分～１５０分の放課後練習の部活動があり、土日にも部活動があり、練習試合が入ることもあった。このようにほぼ毎日部活動がある野球部の生徒にとって、進学校である当該校の日々の学業や大量の宿題をこなすのはかなり大変だったと思われる。そして、野球部のグラウンド等の使用状況や野球部員の宿題の提出状況等から、学校及び教職員にとって、このような練習時間の実情と生徒に対するその影響を了知することは容易であったと思われる。それにもかかわらず、顧問同士や担任・顧問教員間、学校長を含む当該校の教職員間で、実施形態の現状や問題性及び改善策等について意見交換された形跡は認められない。

上記②及び③に関し、当該生徒が野球部に所属していた時期においては、同級生の部員同士の間は、おおむね良好な関係であったようであり、その限りにおいて、当該生徒も、部活動を通して、野球の楽しさや喜びを味わうことができているのではないかと思われる。しかし、他方で、上級生と下級生との間では上下関係が明確であり、当該生徒の性格を考えれば、先輩に対してかなり萎縮していたのではないかと考えられるし、顧問教員との間では、好ましい人間関係が構築できていなかった（第Ⅰ部第４章第２節１（２））。それゆえ、上記④の点で、当該生徒自身にとって、果たして、自己肯定感を高めることができるような野球部活動であったかは大いに疑問である。また、上記⑤の顧問教員は、当該生徒について、部活動の様子の観察を通じてその状況を理解するよう努めていたかという点でも、不十分であったと言うべきである。確かに、例えば、野球部日誌を通してその都度都度の助言を行うなどの対応はなされていたものの、その野球部日誌における顧問教員のコメントは、当該生徒の記述の趣旨や部活動での様子（その中には「助け」を求めていると理解することができる記述や情報も含まれていた。）を理解した上でなされたものとは言い難く、

当該生徒の心情に寄り添った助言ではなく、顧問教員の「指導観」に基づく一方向的なものにとどまっていた。上記⑤の点でも、注意深い観察と生徒の状況に対する敏感な理解に欠けていたと言わざるを得ない。

これらのことから、以下の提言を行う。

- ① 部活動の指導を顧問教員任せにするのではなく、学校・教職員全体として、部活動及び生徒の実情に関する情報を日常的に交換・共有して運営・指導する。

部活動が、生徒により充実した学校生活を送らせるために重要な役割を担う課外活動（教育課程外の活動）として大切な意義を持っている以上、部活動は、生徒の学校生活や成長発達に十分に配慮して、生徒がスポーツ・文化・科学・芸術等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を自ら創造することができるよう、学校・教職員全体として、部活動及び生徒（各部員等）の実情に関する情報を日常的に交換・共有した上で、運営・指導する必要がある。

- ② 教育課程との関連に留意して、部活動の適切な活動時間と休養日等を設定し遵守する。

部活動が、学校教育の一環として、教育課程との関連（バランス）に留意して行われるためには、当該校が県下有数の進学校であることを踏まえて、生徒が参加しやすい実施形態である必要がある。例えば、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30〔2018〕年3月。以下、単に「スポーツ庁ガイドライン」（平成30〔2018〕年）という。）及び文化庁ガイドラインが示す基準（「適切な休養日等の設定」）のように、学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるなどして休養日を確保すること）、1日の活動時間は長くても平日は2時間程度、という休養日及び活動時間が設定・遵守されることが必要である（岡山県教育委員会「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」〔平成30〔2018〕年9月〕も同内容）。

- ③ 楽しさや喜びを味わうことができ、かつ、自らの成長発達を感じ取ることができる部活動の実現のために、部活動の指導者は、生徒の様子を観察・状況理解に努める。

生徒にとって部活動に参加する意義は、部活動を通して、スポーツ・文化・科学・芸術等の楽しさや喜びを味わうことができることである。そのためには、生徒（部員）自身が、部活動の中で、より高い水準の知識・技能を身につけ、生徒同士や教員等との好ましい人間関係を築いて、自らの成長発達を感じ取ることができているか、など、部活動の指導者は、その指導において、生徒の様子を観察を通じて生徒の状況を理解するための一層の努力が求められる。

- ④ 学校長、教職員及び生徒（部員等）間の活発な意見交換を踏まえて、部活動の指導・運営等の改善を図る。

学校長には、各部活動の担当者（顧問等）任せにするのではなく、学校・教職員全体として、部活動及び生徒（各部員等）の実情に関する情報を日常的に交換・共有し、学校の教職員及び生徒（各部員等）の意見を踏まえて、適宜、指導・運営等の改善を図っていくことが求められている。特に、部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるも

のであることに留意し、生徒の意見を踏まえた、学校内における情報の交換と共有の重要性、必要性を強調しておきたい。

2 高等学校における部活動指導の在り方

前記1のとおり、現行の高等学校学習指導要領では、部活動は、①生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、②スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、③学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが必要である、としている。高等学校における部活動の指導は、以上の諸点に留意して取り組まなければならない。

近年、学校における部活動ないし部活動指導全般の在り方について、多くの課題が各方面から指摘されてきた。例えば、顧問として指導に当たる教職員の過重負担問題をはじめ、本来、自主的・自発的であるはずの部活動であるにもかかわらず、生徒に対する部活動や練習への参加の強制、とりわけ運動部活動について度々批判されてきたいわゆる「勝利至上主義」のもとで、長時間練習や過度のトレーニングなどの「行き過ぎた指導」による生徒の発達への悪影響、部活動の活動量（休養日や適切な活動時間の設定）、顧問教職員の実技指導力などの問題である（例えば、『季刊教育法』における特集「ブラック部活」その1～その4〔平成28〔2016〕年～平成30〔2018〕年〕）。とりわけ「勝利至上主義」については、大会等で勝つこと、良い成績を残すことだけを重視した長時間練習と過度なトレーニング、顧問の教職員による体罰を含む人権を無視した指導、少数精鋭の選手中心主義による「落ちこぼし」といわれる問題状況を生み出しており、これらは生徒の発達を阻害するものとなっている、との指摘もある（河村、48頁～49頁参照）。

運動部活動の場において、周知のように、毎年、顧問の教員（指導者）による体罰事案が報告され、また、顧問の教員の体罰を背景とした生徒の自死事件も発生している。このような事件の発生を受けて、文部科学省は、「勝利至上主義」や体罰を含む人権を無視した指導に陥ることなく、生徒の意欲を引き出し、生徒の自主的・自発的な参加を通して、生徒の成長を促すような部活動を実現するための指導の在り方として、文部科学省指導のガイドライン（2013年）を作成して、部活動での指導において考慮されるべき基本的事項や留意点を示した。さらに、その後の新しい諸課題にも対応するため、スポーツ庁ガイドライン（2018年）及び文化庁ガイドライン（2018年）が策定された。分野は異なるものの、二つのガイドラインに盛り込まれた基本的な考え方や方策は異ならない。また、両庁は、都道府県に対して、これらのガイドラインに則った部活動の在り方に関する方針を策定することを求めており、岡山県でも、前記「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」及び「岡山県文化部活動の在り方に関する方針」（平成30〔2018〕年）が策定されている。

これらのガイドライン・方針は、総じて、「生徒にとって望ましい」部活動の実施環境を構築す

るという観点に立って、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われること、学校教育の一環として教育課程との関連を図ること、そのための指導・運営体制を構築する、というものである。具体的には、部活動の顧問となる教員の長時間労働、教員の競技経験等に起因して生徒が望む専門的指導ができないこと、いわゆる「勝利至上主義」のもとで、大会等に勝つことのみを重視した過度な練習は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げる、という問題があり、これらの諸問題の改革が必要であるとするものであった（スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン FAQ」平成30〔2018〕年6月）。

運動部活動の指導の在り方については、スポーツ庁ガイドラインによれば、「適切な指導の実施」項目の第一点として、文部科学省指導のガイドライン（2013年）に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること、第二点として、生徒とコミュニケーションを十分に図り、科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと、また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携協力し、発達の個人差等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと、などが挙げられている。

文部科学省指導のガイドライン（2013年）では、「運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項」として、①顧問の教員だけに運営指導を任せるとはならず、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考える、②各学校、部活動ごとに適切な指導体制を整える、③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する、④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す、⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する、⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れる、⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図る、が掲げられている。これらはいずれも、運動部活動の指導にあたって、留意されるべき重要な事柄である。

上記①から⑦の諸点に照らして、本事案における野球部活動の指導の有り様を、第I部第4章第1節6及び第2節で認定した事実に基づいて検討する。

上記①及び②について、この時期に、学校組織全体（教職員集団）での運営や指導の目標・方針の作成が行われていた事実は認められない。なお、前記「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」の中で、校長は、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する、とされていることと関連して、当該校では、現在は、「部・同好会活動に係る活動方針」がホームページに掲載されている。また、野球部には、顧問として4名の教員を配置した指導体制が取られていたが、野球部に配置された4名の顧問教員により部の運営や指導の目標・方針が作成されたり、4名の顧問教員の間で、部活動や部員の状況に関する情報が共有されたりしていた様子はなく、また、部活動の目標・方針の実施状況や具体的な指導の在り方に関する相互の点検・確認・批評等も恒常的に行われていなかった。学校組織全体でも顧問の教員集団でもなく、主顧問の教員に部活動の運営、指導が

任されていたのが実情であった。4名の顧問教員による指導体制であるはずが、中には別の校務分掌により多忙を極めていた教員もいて、実際の部活動の観察・指導は、野球の経験が豊富な主顧問の教員が主導し、この主顧問の教員の指導方針に他の顧問教員は口を差し挟むことはなかった。このように名目上の指導体制（顧問4名体制）と実際上の指導体制との間に齟齬があったのである。

上記③及び④に関しては、野球部では、活動の目標について部員によるミーティングで議論・決定されていたが、部員一人一人のニーズや意見を反映した、自主的・自発的な目標設定と計画を策定することができていたとは言い難い。例えば、3年生の引退により新チームが発足した後の最初のミーティング（平成24〔2012〕年7月23日）において、部員同士での話し合いの結果、秋の大会の目標が「県大会でベスト8」に決まったが、その「目標」を達成するため「朝練」に部員全員が参加することが決まった。これは、様々な事情を抱えて参加が困難な部員がいる中で、部員のニーズや意見が反映された計画の策定であったとは言い難い。

主顧問の教員の指導については、部員の練習態度が主顧問の意に沿わないときや試合で負けたときなど、あるいは練習中のミスを理由として、「ペナルティ（罰）」と称したランニングを強制することがあった。「ランニング」をさせるとき、野球というスポーツにとって「有益かつ効果的な走り方」を教示・指導して「走らせる」のではなく、単に「罰」として走らせることは、「苦痛」の強制であって、科学的裏付けを持つ適切な指導方法とはおよそ言えず、そこからは、「ランニング練習」に対する生徒の意欲や自発的な行動は生じない。

上記⑤及び⑥について、ランニングは、肉体的な負荷を与える厳しい指導ではあるが、科学的裏付けを持つ適切な「ランニング」の仕方についての教示・指導を欠いた、単なる「罰」としての「ランニング」の強制は、それが生徒にとって過重な負荷となれば、肉体的な苦痛としての「体罰」に該当することになる。また、練習中に発せられる指導者（顧問教員）の発言や態度に関しては、脅し、威圧、威嚇的発言、更には人格否定的な発言などが混在していたのであり、これらの言動により部員が受ける肉体的・精神的な負荷は、相当大きいものであったと考えられる。指導者としての教員から浴びせられるこのような発言は、「パワーハラスメント」と判断されるものであって、決して許される指導とは言えない。

さらに、上記⑥及び⑦については、指導の内容や方法に関して、指導者自身のこれまでの実践・経験に依拠するだけでなく、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し指導において活用すること、指導力向上のための研修・研究が学校の内外を問わず行われること、顧問の教員同士で共同研究や情報の共有が行われること、学校・学校設置者は、指導力向上のための研修・研究を奨励すること、が要請されている。

当该校及びその部活動の指導の在り方には、従来、「部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したもの」として策定された文部科学省指導のガイドライン（2013年）で指摘されている諸点に照らして見れば、上記に見たような問題点や課題が多々存在していることが認められる。

これらのことから、特に、以下の提言を行う。

- ① 顧問の教員だけに部活動の運営指導を任せるのではなく、学校組織全体で部活動の目標、指導の在り方を考え、指導の目標や内容を明確にした計画を策定し公表する。

部活動が、生徒により充実した学校生活を送らせるために重要な役割を担う課外活動（教育課程外の活動）として大切な意義を持っている以上、部活動は、生徒の学校生活や成長発達に十分に配慮して、生徒がスポーツ・文化・科学・芸術等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を自ら創造することができるよう、学校・教職員全体で運営・指導されなければならない。そのためには、文部科学省指導のガイドライン（2013年）で示された「7つの事項」のすべてについて、上記の検討の中で指摘した問題点や課題を含めて、部活動の現状を改めて分析し、特に生徒の視点に立って、課題の設定及び改善・改革を進めていくことが求められる。部活動の指導の改善・改革を進めるに際しては、その目標や内容を明確にした計画を策定し、改善・改革の内実が検証できるよう、計画を公表することが重要である。

- ② 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す適切な指導方法、コミュニケーションと体罰・ハラスメント（パワーハラスメントを含む。）などの許されない指導とをしっかりと区別し、部活動の指導において体罰やハラスメント（パワーハラスメントを含む。）を根絶する。そして、指導にあたっては、それが科学的・合理的な内容と方法であることを生徒が理解・納得できるように、十分に説明することが重要である。

部活動の指導においては、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度等を総合的に考えた科学的・合理的な内容、方法により行われることが必要である（文部科学省指導のガイドライン）。県教委は、前記「岡山県運動部活動指導資料」の中で、同ガイドラインの「抜粋」を掲載して、生徒に対する説明と理解のもとに、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容・方法により行われる肉体的・精神的負荷を伴う指導は、通常の部活動の指導において想定されるものと言えるが、殴る、蹴るなどの行為、熱中症の発症が予見される状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる行為などは、体罰として許されず、また、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的発言や行為、嫌がらせなど、あるいは、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言は、許されない指導であるとしている。

「体罰」に関しては、文部科学省は、教育委員会等に対してこれまで何度もその禁止を徹底する旨の見解を示してきた（例えば、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」、24文科初第1269号、平成25〔2013〕年3月13日）。しかし、「パワーハラスメント」に関しては、同ガイドラインにおいてその禁止について言及してはいるが、これをさらに具体化した見解は示していない。そのため、ここでは、厚生労働省の「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書

(平成 30〔2018〕年 3 月)が示す「パワーハラスメントの概念」を手がかりに、学校におけるパワーハラスメントの指標を確認しておきたい。上記検討会報告書は、①優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または、就業環境を害すること、の 3 つの要素をすべて満たすものを職場のパワーハラスメントの概念として整理している。これを学校の部活動に引き寄せて整理すると、①指導者(教員)と生徒という優越的な関係において、②部活動指導の適正な範囲を超えて、③身体的・精神的な苦痛を与えること、となる。これによれば、指導者(教員)による、科学的・合理的根拠に基づく適正な部活動指導の範囲を超えた、言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的発言や行為、嫌がらせなど、あるいは、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)発言は、「パワーハラスメント」として許されない指導である、ということである。このような言動は根絶されなければならないし、部活動指導者(教員)によるこのような言動があれば、これを「許されない行為」と考えた生徒が相談できる窓口が用意されなければならない。また、これを見聞した教職員は、学校組織全体での速やかな調査・対応を行わなければならない。

- ③ 岡山県教育委員会は、前記「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」を確実に実行する。

前記「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」によれば、県教委は、部活動の在り方について、毎年度、校長は、運動部活動の方針を策定し公表する、教員の他の校務分掌等を勘案して運動部顧問を決定する、校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う、県教委は運動部顧問を対象とするスポーツ指導に関する知識・実技の質の向上等を図るため研修等を行う、生徒の心身の健康管理及び体罰・ハラスメント(パワーハラスメントを含む。)の根絶を徹底する、科学的トレーニングの積極的な導入等により休養を適切に取る、などを示している。本事案のような事態を再び生じさせないためにも、これらの方針が確実に実行されなければならない。

3 部活動指導者の役割

部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的参加により行われるものであるから、スポーツ、文化、科学等に対する生徒のニーズを踏まえて、学校全体として、適切な指導、運営、管理体制の構築が図られなければならない。一般に、部活動の指導者としての顧問教員には、部活動の種類に応じた技術的指導(実技指導)だけでなく、学校全体の教育課程や部活動の方針・活動計画などに関連する管理的な業務の担当が求められてきた。後者の業務は、すべての教員が通常の校務分掌として担当することを求められているとしても、前者の業務については、これまでに経験したことのない分野の部活動の担当を求められたとき、大抵の教員は困惑し、実技指導を担う不安や困難を抱えることになる。部活動に関して必要な技能を備えていない場

合、メンタルヘルス不良となる傾向が見られる、との指摘もある（教員勤務実態調査、平成31〔2019〕年中央教育審議会答申より）。学校には、部活動を通して生徒がスポーツ、文化、科学等を楽しむことができるよう対応することが求められているのであるから、学校全体として、部活動を支えていく体制を整備することが基本となる。部活動に参加する生徒に対する学校としての管理・指導は、顧問の教職員が担いつつ、顧問の教職員の状況や生徒のニーズによっては、実技指導等は、外部の専門家の協力を得ることも考えられる。

文部科学省指導のガイドライン（2013年）は、「運動部活動での適切な指導体制の整備」として、外部指導者等の協力確保・連携を提示していた。これを受けて、学校教育法施行規則が改正（平成29〔2017〕年文部科学省令第4号）され、「スポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」「部活動指導員」が制度化された（同規則78条の2、104条など）。この省令の施行「通知」（28ス庁第704号平成29〔2017〕年3月14日、スポーツ庁、文化庁、文部科学省）の「留意事項」では、部活動指導員の職務として、①実技指導、②安全・障害予防に関する知識・技能の指導、③学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、④用具・施設の点検・管理、⑤部活動の管理運営（会計管理等）、⑥保護者等への連絡、⑦年間・月間指導計画の作成、⑧生徒指導に係る対応、及び⑨事故が発生した場合の現場対応、が明示されている。これらはいずれも、通常、部活動担当の教職員が行ってきた職務であり、部活動指導者の役割とされてきたものである。

部活動指導者の役割・職務について、このように整理して示されたのは初めてである。教員の本務は授業であるが、部活動の指導（顧問）を担当する教員は、授業と授業準備以外に、上記のような膨大な職務を担ってきた。このような部活動と部活動指導者の現状を踏まえて、中央教育審議会は、平成31〔2019〕年に、「学校教育としての意義を超えて」「教師が授業の質の向上に取り組めないほどの負担を強いられることがあってはならない」として、「部活動は必ずしも教師が担う必要はないことを踏まえると、教師が授業や授業準備等の教師でなければ担うことができない業務に注力するためにも」「質の高い部活動指導員の任用・配置を進めるとともに」「将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」（平成31〔2019〕年1月25日、中央教育審議会答申）との提言を行った。

このように、部活動及び部活動指導の在り方については、根本的な検討がなされなければならないが、目下のところ、上記①から⑨の、部活動指導者が今日実際に果たしている膨大かつ多岐にわたる役割・職務について、その改善方策を検討しなければならない。岡山県においても、平成30〔2018〕年9月に部活動指導員を積極的に任用するとの方針を示している（前記「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」）が、すべての学校への配置が完了しているわけではないようである。しかし、現に学校では様々な部活動が行われ、部活動に参加する生徒に対する指導が求められている。部活動指導者の役割・職務として提示されている事項のうち、部活動に参加する生徒との関係で、大きな位置を占めるのは「実技指導」である。

これらのことから、以下の提言を行う。

ここでは、「実技指導」を行うに当たって、部活動指導者として求められる自覚と配慮と

いう点で参考となる「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を援用して、これを当委員会の提言とする(前記「岡山県運動部活動指導資料」の中にも、この「7つの提言」が掲載されている、104頁～105頁)。この「7つの提言」は、学校の部活動指導においても大変有益と思われる。

この「7つの提言」における「コーチング」を学校における「部活動指導」に、「プレーヤー」を部活動に参加している「生徒」に置き換えて、その役割・職務を自覚的に果たすことが部活動指導者には求められている。

「グッドコーチに向けた『7つの提言』」

① 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。

暴力やハラスメントを行使するコーチングからは、グッドプレーヤーは決して生まれないことを深く自覚するとともに、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を実践することを決意し、スポーツの現場における暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くすことが必要です。

② 自らの「人間力」を高めましょう。

コーチングが社会的活動であることを常に自覚し、自己をコントロールしながらプレーヤーの成長をサポートするため、グッドコーチに求められるリーダーシップ、コミュニケーションスキル、論理的思考力、規範意識、忍耐力、克己心等の「人間力」を高めることが必要です。

③ 常に学び続けましょう。

自らの経験だけに基づいたコーチングから脱却し、国内外のスポーツを取り巻く環境に対応した効果的なコーチングを実践するため、最新の指導内容や指導法の習得に努め、競技横断的な知識・技能や、例えば、国際コーチング・エクセレンス評議会(ICCE)等におけるコーチングの国際的な情報を収集し、常に学び続けることが必要です。

④ プレーヤーのことを最優先に考えましょう。

プレーヤーの人格及びニーズや資質を尊重し、相互の信頼関係を築き、常に効果的なコミュニケーションにより、スポーツの価値や目的、トレーニング効果等についての共通認識の下、公平なコーチングを行うことが必要です。

⑤ 自立したプレーヤーを育てましょう。

スポーツは、プレーヤーが年齢、性別、障害の有無に関わらず、その適性及び健康状態に応じて、安全に自主的かつ自律的に実践するものであることを自覚し、自ら考え、自ら工夫する、自立したプレーヤーとして育成することが必要です。

⑥ 社会に開かれたコーチングに努めましょう。

コーチング環境を改善・充実するため、プレーヤーを取り巻くコーチ、家族、マネージャー、トレーナー、医師、教員等の様々な関係者(アントラージュ)と課題を共有し、社会に開かれたコーチングを行うことが必要です。

⑦ コーチの社会的信頼を高めましょう。

新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのもの

の価値やインテグリティ(高潔性)を高めるとともに、スポーツを通じて社会に貢献する人材を継続して育成・輩出することにより、コーチの社会的な信頼を高めることが必要です。

コーチング推進コンソーシアム、平成27年3月13日

2節 自死への対応

不幸にして在校生(以下、単に「生徒」という。)の自死事案が発生してしまった場合、学校に求められる対応は、自死原因などについての情報収集、教職員間での情報共有と連携、遺族対応、生徒・保護者への説明及び外部への情報発信、生徒の心のケアなど、多岐にわたる。関係者(遺族、生徒、保護者、教職員)が生徒の自死というショッキングで受け止め難い事態を理解し、受け入れやすくするために、また、生じた心の傷つきから回復しやすくするために、更には、同様の事案の再発を防止するために、学校の果たすべき役割は大きい。第II部第3章1節で指摘したように、本事案発生後の当該校の対応には、上記の学校に求められる対応のいずれにおいても、不十分な、あるいは不適切な点が多く認められた。加えて、当該校の支援をすべき県教委の対応も、極めて不十分な、あるいは不適切なものであった。これらの不十分・不適切な対応によって、遺族の心の傷つきは更に深いものとなり、学校や県教委に対する怒りや不信が生まれることになった。また、生徒・保護者・教職員の中にも、疑念、不信、怒り、罪悪感などの否定的感情が惹き起こされることになった。本項では、上記の学校の役割のうち、(1)情報収集、(2)教職員間での情報共有と連携、(3)生徒・保護者への説明及び外部への情報発信、(4)生徒の心のケアについて、本事案における当該校の対応の問題点を踏まえ、主として「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(文部科学省、平成22〔2010〕年)及び「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」(文部科学省、平成23〔2011〕年)の指針に基づき、提言を行う。なお、遺族対応については別の項で検討する。

1 情報収集

生徒の自死事案が発生してしまった場合、まず必要なのは、自死原因などについての迅速で正確な情報収集である。同時に、情報収集においては、初期の段階で、情報が無いからといって、生徒同士のトラブルや教職員の不適切な対応はなかったと決めつけず、情報収集を続けていくことも大切である。しかし、本事案においては、第II部第3章1節の(1)と(2)で指摘したように、事案発生直後の調査があまりに不十分であり、遺族から原因究明の要望がなされた後も徹底した調査が行われなかった。このことを踏まえ、当委員会は、学校の情報収集の在り方について、以下の提言を行う。

- ① 調査は学校が主体的に行う。
- ② 自死した生徒が置かれていた状況について、すべての教職員から迅速に聴き取り調査を行うとともに、その生徒と関わりの深い生徒からも迅速に、かつ、慎重に聴き取

り調査を行う。

- ③ 自死した生徒が置かれていた状況として、学校における出来事などの学校に関わる背景がある可能性がある場合、あるいは、遺族から更なる調査の要望がある場合には、より詳しい調査を実施する。その際には、事前に遺族と協議し、遺族の意向を十分に踏まえた上で行う。
- ④ できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、また、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑤ 情報がなからといって、早い段階で生徒同士のトラブルや教職員の不適切な対応はなかったと決めつけない。

2 教職員間の情報共有と連携

第II部第3章1節(3)で指摘したように、本事案においては、教職員間の情報共有と連携が不十分であり、このことによって上記(1)の情報収集の過程が阻害された可能性がある。また、遺族の学校に対する不信や、情報を共有されなかった教職員の困惑や疎外感の一因も、この教職員間の情報共有と連携不足にあったと認められる。このことを踏まえ、当委員会は、教職員間の情報共有と連携の在り方について、以下の提言を行う。

- ① 校長の適切なリーダーシップのもとに、保護者への対応窓口、報道への対応窓口、遺族への連絡担当者などを置き、チームとして対応する。その際、学校危機の実務経験のある教育委員会職員やスクールカウンセラーなどの助言をよく聴いた上で対応を進める。
- ② 「校内危機管理チーム会議」を開催する。構成員は校長、教頭、関係する教職員、スクールカウンセラーなど。
- ③ 学校全体の方針や報道対応、保護者会、遺族への対応などは、校長を中心とする幹部教職員などによる「本部」で協議・決定する。
- ④ 全教職員で共通認識すべき内容はしっかり共有する。
- ⑤ 教職員間の役割分担は平時に決めて備えておく。

3 生徒・保護者への説明及び外部への情報発信

第II部第3章1節(3)及び(4)で指摘したように、本事案においては、生徒・保護者への説明及び外部への情報発信について、計画性がない、対応が後手に回る(申入書やマスコミ報道という外的要因により、その場その場で自死の事実やこれまでの経緯を説明する対応を取らざるを得なくなる。)、当該生徒を偲ぶ会の開催についても事情説明がきちんとなされていない(そのために生徒の間に疑念や不信を生じさせた。)、遺族との間で情報共有が徹底されていない(遺族の意向を確認することなく記者会見を行う、緊急保護者会の議事録作成と遺族への開示が遅れる、議事録の内容の正確性に疑義が残る、生徒集

会で遺族の了解していない内容の説明を行う。)などの問題があった。このことを踏まえ、当委員会は、生徒・保護者への説明及び外部への情報発信の在り方について、以下の提言を行う。

- ① 外部に出せる情報は何なのかを明確にし、保護者、生徒、マスコミへの説明がちぐはぐにならないようにする、文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容、質問があつてから説明する内容などに分ける、情報発信の担当を一元化するなど決められた方針に従って正確で一貫した情報発信をする。
- ② 自死の事実を公表する際は、あらかじめ遺族から了解を得る。
- ③ 生徒に対しては、その学年、成長・発達の程度に応じた事実の伝え方をより綿密に準備する(伝える内容の基本形を定めた上でそのクラスに即した伝え方を用意する、遺族が自死の事実を伝えないでほしいと希望した場合は伝え方を工夫する、全校集会で校長から伝える場合は、集会は短く終えてすぐに各クラスで対応するようにする、生徒たちの反応に対処できるように心配なクラスや保健室には補助の教職員やスクールカウンセラーなどを配置する、別室を用意して応援の教職員やスクールカウンセラーなどが対応できるようにしておくなど)。クラスでの伝え方については、事実を伝え、感情を表現させ(反応の強い生徒には別の機会に個別に関わる、スクールカウンセラーなどにつなぐことを考える。)、これからどうするかを話す(辛くなったときに誰に相談するのかを話し合う、友達、家族、教師の他に、カウンセリングや相談先がどこにあるかを教えるなど)。
- ④ 保護者に対しては、保護者会を開催するなどの方法によって早い時期に正確な情報提供を行う(発生した事実、学校の対応、今後の予定、子どもへの接し方や学校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などを伝える)。その際、説明する事実については、あらかじめ遺族と協議し、遺族の意向を踏まえた内容とする。PTAがある場合は、保護者の代表としての立場から言うべきことを言ってもらい、協力できるところは協力してもらう。

4 生徒の心のケア

第II部第2章2節及び第3章1節(5)で指摘したように、本事案においては、自死事案発生直後、これを知った生徒が大きな心理的負荷を負っていることが容易に想定される最中に、野球部の練習の再開を生徒(野球部員)らに判断させるなど、生徒の心情への配慮に欠けた対応が見られたこと、クラスや部活動の中で積極的に生徒の心のケアを行ったり、スクールカウンセラーなどの専門職を積極的に活用したりした形跡が見られないことなど、生徒の心のケアについて十分な対応がとられていなかった。このことを踏まえ、当委員会は、生徒の心のケアの在り方について、以下の提言を行う。

- ① 養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、関係する担任や部

活動顧問などによる「ケア会議」を開き、ケア全体を統括するとともに、配慮が必要と考えられる生徒を中心に全体の把握に努める。

- ② 個々の生徒の心の状態を評価する（自死が起こった後に周囲の生徒の心と体にしばしば現れる反応が出ていないかを観察する、このような反応の有無にかかわらず、配慮が必要な生徒[自死した生徒と関係の深い生徒、これまで自死に及ぼうとしたり、自死をほのめかしたりしたことのある生徒、もともと精神保健上の課題を持つ生徒、自死の現場を目撃した生徒など。]をリストアップする。）。
- ③ アンケート調査を実施する場合、実施の時期、実施する主体・対象、記載させる場所、ケア態勢などを詰める。このとき、実施の判断を含めて必ずスクールカウンセラーなどの助言を受ける。
- ④ スクールカウンセラーなどと協議し、気になるケースには必要に応じて家庭訪問や面談、電話連絡を行う（ショックや自責感の強い生徒はスクールカウンセラーなどにつなぐ。治療が必要な場合は医療機関を受診させる。）。
- ⑤ 配慮の必要なケースへの当面の対応を優先しつつも、広く希望者の相談を受けられることができる態勢を用意する。
- ⑥ 専門職（スクールカウンセラーなど）を積極的に活用する（個々の生徒のカウンセリングだけでなく、「校内危機管理チーム会議」、「ケア会議」など、学校全体の危機対応や心のケアを進める際にも専門職を活用する。生徒だけでなく、教職員や保護者の心のケアにも専門職を活用する。）。

3節 自死の予防

自死に関わる問題への対応は、時系列として「自死に関わる予防・不幸にも自死が起きた後の介入・自死の事後対応」の3つのステージに分けられ、自死予防は、その最初の段階に位置づけられる。この段階を適切に行い、自死が起これにくくすることを目指している。加えて、自死予防では、予防教育とともに、万一の場合への備え（Preparedness）が必要であることが、国内外の文献でも指摘されている（例：NASP、2018年；窪田、2020年）。包括的な学校危機への対応としても、予防・緩和⇒準備⇒対応⇒回復というサイクルが繰り返されることが示されている（窪田、2020年）。

本来、備えとして予防や緩和のための取り組みの指針を、県教委として実質的に示しているのが好ましいが、実際には何らかの事案に出遭った時点で、取り組みを見直すのが現実的である。本事案においては、少なくともこの痛ましい出来事を契機に、実質的な改善をしなければ、本事案のような危機事案の再発防止につなげられない。

文部科学省（2014年）では、「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」として、三層のステージに整理し、それぞれの達成課題を示している。このステージに沿って課題を整理する。

1 自死予防の在り方-校内の環境づくり

厚生労働省などの発表によると、令和2(2020)年に自死した小中高生の数はいずれも増加して、年間合計がこれまでの国の調査で過去最多となり、そのうち高校生では、初めて300人を上回った。こうした厳しい状況の中で、文部科学省(2020年)は、自死予防の取り組みの更なる充実を求めている。とりわけ、校内の環境づく



図 自殺予防教育実施に向けての下地づくり(文部科学省, 2020年)

りについては、各教職員が担うことができる取り組みが示されている。

健康観察:各学級担任が生徒との日常的接点を活用して、朝のホームルームで健康状態を把握したり、養護教諭がその情報を集約し、必要に応じて管理職などに状況を報告したりするものである。遅刻早退欠席や体調不良の視点から実態把握ができる。

相談体制:各学校には、社会性を身につけ集団での活動への適応を促進させることを指導する生徒指導部とともに、心の悩みなどを抱えた生徒の窓口となったり、そうした生徒を担当する教員を支援したりする教育相談部(係)がある。教育相談は、すべての教員により行われる支援であり、教育相談部(係)は教育相談の充実に向けた体制づくりの中核となる。教育相談部(係)は、悩みなどが相談でき、より深刻な状況に対応できる、臨床心理等を専門とするスクールカウンセラー(SC)や、社会福祉を専門とするスクールソーシャルワーカー(SSW)などとの連携・調整の重要性が指摘され、「教育相談コーディネーター(文部科学省, 2017年)」の配置が推奨されており、こうした役割を配置し、校内体制を促進させる。

生活アンケート等:学校全体で実施するアンケートは、すべての生徒の適応状況の「スクリーニング(潜在的支援の必要性を掴むための簡便な識別方法)」ツールといえる。すべての学校に実施が求められている「いじめ調査アンケート」などのツールは、時系列に沿って変化を把握する視点でも活用できる。また、業者作成のアンケートも、実施のみを目的とせず、SCやSSWなどの専門職からの助言を得る仕組みづくりをするなどして、有効活用をはかり、教員への適切な研修や運用の指導を行うべきである。

その他:成績評価などの教育評価の内容も生徒の状況を把握するために有効である。成績の急激な変化や学校・部活動等の遅刻・欠席などの背景にある生徒の悩みなどを踏まえ、教職員が組織的に対応できるよう研修を行う。

これらのことから、以下の提言を行う。

- ① 教員は毎日行われる健康観察等を通して、生徒の出席状況や体調面から、気になる生徒の早期発見し、課題を抱えている生徒の見守りや情報共有を行う。
- ② 学校は、教育相談体制の充実に向け、担当者（教育相談コーディネーター等）を中心に体制づくりを行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職とも連携して、多様な生徒の課題への対応にあたる仕組みを構築する。
- ③ 学校は、実施されるアンケートなどの実態把握のツールを十分に活用し、すべての生徒のスクリーニングを行うとともに、内容を検討する際には、各専門職から意見を得るなどして、適切かつ迅速な生徒支援に向けた対応ができるよう努める。
- ④ 教員の日常業務として行われている出席や成績などの教育評価や、部活動への参加状況などを、生徒の実態把握の手がかりとして、問題があれば早期に情報共有する。また、その必要性を教員間で周知し、適切なチームでの支援につなぐ。

2 （自死予防における）下地づくりの教育の在り方

自死が起きにくい学校づくりに向け、生徒への日常的なアプローチが必要である。下地づくりの教育は、学校の生徒支援の風土を耕す役目を果たすものであるため、必ずしも「自死予防」という言葉を使った学習や支援に限定する必要はない。ただし、学校側（運営担当者）は、それが自死予防の役目を果たすことを明確に意識しておく必要がある。また、学校が落ち着いた状態が続くと、一部に、下地づくりの教育は必要ないのではないかという声が出るかもしれないが、こうした教育が続けられているからこそ、問題が起こりにくいことなどを、教育相談を担う学校内の担当者や管理職が適切に教員全体に共有する必要がある。これらのことを踏まえ、自死予防の下地づくりの教育と配慮事項について、以下の提言を行う。

自死予防の下地づくりでは、学年全体で各教科の枠を超えたクロスカリキュラムでの実施などが考えられる。また、こうした学習は、特に教科担任制の中学校や高等学校の場合、各教員が生徒に関わる時間が限られているため、教員個人の力量の差が出る可能性がある。それが生徒に届く支援の差にならないよう、教育相談を担う担当者などが中心になり、スクールカウンセラーなどと協働し、学校文化・学級文化などの背景の適切なアセスメントや対処を行うことで、配慮が行き届くものになる。

【下地づくりの教育】（前記図参照）

- ① 生命を尊重する教育：命の大切さに気づく教育
- ② 心身の健康を育む教育：心身の健康に関する知識とその方法を学ぶ教育
- ③ 暖かい人間関係を築く教育：学級や学校の思いやりを醸成する教育

これらの取り組みは、自死について知的に理解し、実際の対応の方法を具体的に知り、それができる自信が持てるようになることを目指す（文部科学省、2014年）。これらを教員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの援助職が知っているだけで

は十分ではない。どこかに居るかもしれない「困難を抱えた人」につながるには、すべての生徒が、自死のサインを見逃さないための知識を持ち、更に、そうした状況にある仲間・隣人への適切な支援ができるようになったと認識できている必要がある。つまり、生徒の自尊心を高め、その友人を励ましたり、大人にそうした状況を伝えたりすることを学ぶ中で、自他が困難を抱えた際に、一人で問題を抱え込まないような心の状態をつくることにつながるのである。以下は学習目標例である。

- ・ 自死の深刻な実態を知る。
- ・ 心の危機のサインを理解する。
- ・ 心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ。
- ・ 地域の援助機関を知る。

【下地づくりにおける配慮事項】

配慮事項の例として、文部科学省(2014年)では、以下の3点を挙げている。

関係者間の合意形成:下地づくりを含む自殺予防の全体計画は、学校内の関係者の間で合意形成がなされる必要がある。学校内の各分掌や役職がどのように関わるかを明確にして、それぞれが役割を果たせる基盤づくりをする必要がある。

保護者及び地域との間でも、学校内でどのような取り組みが教職員によって行われているかについて、学校が説明責任を果たすことが必要である。

適切な教育内容:プログラムの内容についての検討は、自治体や学校の生徒支援に関わるスタッフにより協議され、合意を得た内容にすべきである。各学級で思い思いの取り組みをすることは、時に全体としての成果につながりにくい、スクールワイドに取り組めるものを選ぶには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職などからの助言も得て推進することが望まれる。

ハイリスクの子どものフォローアップ:生徒の中には、経済的・環境的・器質的、その他の理由で、リスクの高い子どもも見受けられる。彼らのことを、問題が発生した時点でフォローするのではなく、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの援助職の助言及び教育委員会などの指針を踏まえ、見守りを行うことが、問題の深刻化を早期に抑制することにつながる。

これらのことから、自殺予防が適切に行われる下地作りとして、以下の提言を行う。

- ① 自殺予防の適切な実施に向け、学校は自殺予防の全体計画を立て、全教職員の適切な理解と対応方針や内容に対する合意を得て、具体的に取り組む。
- ② 自殺予防の下地づくりとして、生命の尊重・心身の健康・温かい人間関係作りについての年齢相応の知識の理解と、実際の対応方法の把握、及び具体的実践に向けたスキルの習得を目指す。
- ③ 教育相談や生徒指導などの担当者と管理職は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力も得て、自校に適した教育内容を検討し遂行する。

- ④ 生徒の中には、経済的・環境的・器質的、その他の理由で、学校適応に支障のある者がいることを念頭におき、入学時や日常に得られた情報を活用し、対応する。

3 自殺予防教育

文部科学省(2014年)は、学校における自殺予防教育を「早期の問題認識(心の健康)」「援助希求的態度の促進」を目指すものとしている。これらを推進するにあたり、実践で関わるメンバーのモチベーションをいかに高められるかにかかっていると見える。自殺予防教育には、生徒自身への心理教育などの学びとともに、学校現場で日々生徒と接する教職員による適切な関わりの力量を高めることも求められている。これら双方が行われることにより、成果が期待できる。本事案における部活動においては、主顧問の教員以外に、3名の顧問の教員が配置されていたが、これら顧問の間では、主顧問による指導は尊重しなければならないという認識が固定化していた。このため、複眼的・多面的な視点からの生徒理解に基づく指導を行うという土壌は形成されなかった。

本事案においては、当該生徒による部活動の日誌に、SOSとも考えられる記述があった。そうした気になる様子に適切に伝えることも、教員が研修や専門職との連携によって高めおくべき力量であった。言い換えると、学級や部活動で日誌などを通じて教員が生徒と個別的に関わる機会を設けるのは、それ自体が目的ではなく、個々のニーズを感受する接点として活用されてこそ有効なものとなるのである。

さらに、多面的な生徒の理解や、主顧問に伝えられない生徒の声を、他の顧問が受け止めるなど、複数顧問制による部活動指導の効果的な運用の在り方について、学校としても共通理解を形成しておく必要がある。

これらのことから、心の健康に関わる早期の問題認識と、援助希求的態度の促進について、以下の提言を行う。

- ① 学校は、生徒が、心の健康に関する価値づけや、自分自身の心のコンディションが不調になった際に、何らかのケアが必要であることを学習しておくことができるような機会を提供し、生徒自身や仲間が困難に陥った際に、適切に対処できるようにする。
- ② 学校は、生徒が他者に自分の援助のニーズを的確かつ適宜に伝える方法を学び、また、他者の援助のニーズを察知したり、適切な声かけをしたり、大人の援助が必要と判断した時点で、大人につなぐことができるための学習の機会を設ける。
- ③ 学校は、上記①②が、学校生活のすべての場面で行われるよう、授業・ホームルーム・部活動等の担当者に向けた研修の機会を設ける。

4 学校全体の校内体制の在り方

生徒支援に関する学校全体の校内体制については、教員のみならず、非常勤の教職員及び事務職員に至るまで、すべての教職員が自校の生徒支援や学校危機に関する指針

を理解しておく必要がある。事務室が外部との接点になることや、職員室でどの教員がどの学級の保護者の電話をとるか分からないし、学校の内外でどの教員がどの生徒の苦境に立った姿を目にするかは想定することができないからである。そうした生徒支援に関する共通理解ができる仕組づくりをすることが重要な点になる。言い換えると、学校が包括的な教育相談体制を推進することは、課題を抱えたときの生徒及びその保護者や各学級担任にとってのセーフティネットになるのである。文部科学省（2014年）が示す自死予防教育においては、組織面から取り組みが成立する前提条件を示している。これらのことから、以下の提言を行う。

- ① 学校は、生徒支援に関する校内体制について、全関係者間で年度当初などに、合意形成し、適切な対応方針に関する共通理解が得られるようにする。
- ② 学校は、心のケアに関わる専門職や校内の担当者の協議により、学校種や教育課程の特徴とも適合した、適切な教育内容が、体系的に実施されるよう努める。
- ③ 学校は、生徒支援に関する体制づくりにおいて、課題を抱えた生徒を把握し、対応した後も、的確に事後の見守りや指導が行われるよう、フォローアップ体制を整備する。

4節 生徒支援の在り方

生徒支援は、日常的な生徒との関わりから、自死などの学校危機への対応に至るまで、つながりのある支援である。友人関係・家庭状況・成績など学業面・教師との指導関係など様々な背景から、生徒が苦痛を経験した場合にも、日頃からの生徒支援が、セーフティネットとして機能することが期待される。それを欠くと、本人へのストレスが過重になり、そのことを周囲が早期に把握することは難しい。そうした状況を招かないために、予防と備えが必要なのである。増加傾向がとどまらない自死を防ぐため、各省庁では様々な予防的対応が試みられている（次頁表）。文部科学省（2009年）は、平成21年の段階で、教師に求められる自死予防をマニュアル化している。その中で、子どもの自死が長期間かけて危険な心理状態に向かうこと、そして、子どもの言動を含め、子どもの変化の的確な把握が重要であることを指摘している。さらに、自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成28年法律第11号。以下「改正自殺対策基本法」という。）では、学校に対して、生徒等の心の健康の保持に向けた教育や啓発の役割が下の表にさらに明示されている。

自殺予防に関する対応の変遷（出典：厚生労働省，2017）

○平成10年（1998年）年間の自殺者数が3万人を超える。

○平成18年（2006年）自殺対策基本法施行、児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会発足（文部科学省）

○平成19年（2007年）児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会第一次報告（文科省）

○平成20年（2008年）児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力委員会発足（文部科学省）

○平成21年（2009年）教師が知っておきたい子供の自殺予防（文部科学省）

○平成 22 年(2010 年)子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き (文部科学省)
○平成 23 年(2011 年)児童生徒の自殺等に関する実態調査について (文部科学省)
○平成 26 年(2014 年)子供に伝えたい自殺予防等 (文部科学省)
○平成 28 年(2016 年)自殺対策基本法の一部を改正する法律施行
改正自殺対策基本法(平成28年4月1日施行)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条3項 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

本事案では、苦しみを抱えた当該生徒が、それを周囲に明確に伝える前に自死に至ってしまった。再発防止に向け、適切なセーフティネットの在り方を検討し、自死を予防できるよう、教職員には、これまでの施策における取り組みもふまえながら、それぞれの立場から、生徒を見守り、適切な関わりをすることができる風土づくりをすることが求められる。

1 生徒全体に届く支援

生徒支援については、特に気になることが教員間で認識されていない生徒の中にも、日常生活における友人とのいさかいや部活動内のトラブル、学業成績、家庭での問題など様々な背景から、悩みを抱える可能性がある。本事案では、当該生徒は部活動において大きな苦痛を感じていたと考えられるが、周りはそれに気づくことができなかった。こうした悩みを抱えている生徒への気づきが促進されるため、以下の提言を行う。

文部科学省(2009年)は、「子どものSOSに気づく教師の態度」として、

- 1) 相談しやすい雰囲気づくり
- 2) 言葉にならない声への気づき
- 3) 多角的な視点を生かした子ども理解

の3点を示している。学校内の教職員は、生徒への声かけや、朝の挨拶、授業時間及び部活指導時の関わりの中で、そうした雰囲気を醸成することが求められる。そして、言葉で表現することが苦手な生徒や、言葉での表現が難しい状況にある折に、表情や態度など「言葉にならない声」への気づきを得ることをチームとして行う。

加えて、各教員はすべての生徒を対象に「教育相談」を行う立場にあるが、「進路相談」「定例教育相談」などの機会に、学級担任をはじめ様々な場面で各生徒と関わる教員が、相互に情報共有をすることで、健康観察をはじめ日常的に生徒を見る中で変化をとらえることができる。そうした小さな変化や懸念を軽視せず、気になることがあった際に連携することは、改正自殺対策基本法にもあるとおり、生徒理解において重要な意味を持つことから、これらが実施できる学校の体制づくりは必須のことと言える。

これらのことから以下の提言を行う。

- ① 教員は、共感的な態度を醸成し、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを行う。
- ② 教員は、進路指導や定例教育相談など、教員が行う日常的な生徒支援の機会を活用し、生徒の言葉にならない声に気づくよう心がける。
- ③ すべての生徒が深刻な問題を抱える可能性があることを前提として、教員は日常的な生徒との関わりを行い、教員間で情報交換を行い、チームとしての多角的な生徒理解を促進させ、必要に応じて、役割分担に基づいた対応を行う。

2 個々の生徒に応じた支援

学校には多様なパーソナリティ、能力、資質を持つ生徒が在籍しており、その支援においては、一人一人異なる個性を持つ生徒に対して、文部科学省（2019年）は「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」を求めている。生徒の支援においても、「個に応じた支援」を行うことが求められていると言える。

教員は他の専門職の援助も得ながら、生徒自身が経験するストレスや、生徒自身の抱える困難に対するコーピング（対処）方略や、指導に対する反応を、ある程度とらえることができるようになっておく必要がある。前記「子どものSOSに気づく教師の態度」に示されているように、複眼的に、また複数の教職員が各生徒を見て、「多角的な視点を生かした子ども理解」が行えるような仕組づくりが求められる。

生徒全体に届く支援が行われたのち、その反応は、それぞれに異なることが想定される。それを、どのように支援するかというケースマネジメント（見立てに基づく個別事案の援助の推進）については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門職からの援助を得ることにより、充実させる必要がある。

以上のことから、提言として、以下の内容を示す。

- ① 教員は、すべての生徒がそれぞれに多様なパーソナリティ、能力、資質を有することを前提に生徒と関わる。
- ② 学校は、複数の教員の視点を通し、かつ専門職とも連携して、生徒支援を行うことができるような体制づくりを行う。
- ③ 学校は、問題を抱えている生徒の支援においては、各種専門職とも協働して、適切なケースマネジメントを行う機会を設ける。

3 多様な生徒（援助希求を実行に移せない生徒）に対する支援

学級担任は、学校生活への適応状況、いじめ認知、悩み調査など、すべての生徒を対象にしたアンケートや各種調査結果を最も早期に手にする。こうしたアンケートで、気になる回答が見られる場合、教育相談担当者やスクールカウンセラーなどの援助職を活用した支援を求めるなどして、より細やかな生徒理解を行えるような

体制づくりが求められる。実際には、学級担任や学年団内での取り扱いに任されることも少なくないが、本来なら、何らかの気づきがあれば、それを学年団で共有したり、養護教諭との間で連携しておいたり、保護者にそれとなく様子を尋ねたり、外部資源につなぐなどのフォローアップが可能になることから、組織的にそうした視点を含む体制づくりが求められる。

本事案は、性格的に、自らのネガティブな心情や困り事を周囲に伝えることをあまりしない生徒が、困難な状況に陥った際に、いかに周囲に支援を求めることが難しいかを示している。教職員の日常的な関わり方や実態把握の力量を向上させる必要性を示すケースとして、再発防止に向けた取り組みの手がかりにすべきである。

以上のことから、以下に提言を行う。

- ① 援助希求の不得手な生徒がいることを前提として、教員は、自身が担当する場面（学級・部活動など）において生徒支援の最前線にいることを認識し、日常的な出欠席の管理やアンケート集約などを行い、必要に応じた連携を行う。
- ② 気になる状況が見られる生徒については、養護教諭や専門職も含めた教職員間で連携しておく。また、生徒の課題に気づく力量を高められるよう研修を行う。

4 学校の役割（管理職・全教職員・生徒支援担当・学級担任・専門職）

自死に至るほどの悩みが、誰にでも起こりうることを想定すると、日常的な関わりの中で、生徒の様子の変化に気づいた教職員が声をあげられるような職場風土を築く必要がある。学校教育の様々な場面で、生徒は多くの関わりや、様々な心情を経験する。閉塞的な指導関係・複数の教員が監督できない状況に置かれることは、適切な指導の妨げとなることも考えられる。特定の部活動や進学指導などに他者が口出できない雰囲気を作られてしまうことは、大きな心理的負荷を見過ごすことになりかねないからである。それらを踏まえ、以下の提言を行う。

自殺予防につながる生徒支援として、子どもの自死に向かう心理的な問題の変容を、総合的に判断する必要があるとされている（文部科学省、2009年）。現在の教科担任制及び部活動などの課外活動を展開している学校形態において、学校が一人の教員・担当者・専門職だけで生徒支援を充実させることは不可能である。学校教育に携わる各スタッフが、役割を果たすことができる組織体制を構築することが必要と言える。

文部科学省（2009年）は自殺予防を念頭に置いた「教育相談を見直すためのチェックポイント」で、次の8項目のチェック項目を示し、適切な支援に向けた対応の課題を示している。こうしたチェック項目を用いて自校の援助体制を定期的に確認することは、個人の力量に左右されない校内体制を築く手がかりとなる。

- 1) 問題に気づいた人が、問題を全体に投げかけられる雰囲気がありますか？
- 2) 教育相談担当者や養護教諭が連携の中心になっていますか？

- 3) 教育相談担当者と生徒指導担当者との連携はとれていますか？
- 4) 一人で抱え込まずに、チームで支援する体制になっていますか？
- 5) 話し合いが継続的に行われるようなシステムができていますか？
- 6) 事例検討会を実施していますか？
- 7) スクールカウンセラーや学校医との連携はとれていますか？
- 8) 学校内だけで対応するのではなく、専門機関を積極的に活用していますか？

こうした視点から、定期的に教員間で各自の生徒支援を振り返る機会を作ることや、それを学校内の生徒支援の担当者が統括することは、組織的にも重要な取り組みである。

以上のことから、以下に提言する。

- ① 教育相談等の担当者は、生徒支援が適切に行われているかについて、文部科学省の示すチェックポイント〔上述1)～8)〕などのようなチェック機能を利用して、客観的な評価を定期的に行う。
- ② 学校は、教育相談をはじめとする生徒支援の担当者による客観的評価が適切に行われていることを、専門職と連携しながら管理・指導し、必要に応じて教員全体で研修する機会を設ける。

5節 自死事案発生後の遺族との関わり

1 基本調査と遺族対応の基本

学校ないし学校設置者(以下「学校等」という)は、在校生(生徒)が自死するという事案が発生した場合、速やかにその生徒が自死をした背景事情を調査する必要がある。これは基本中の基本の対応であるが、この初期の基本調査の段階こそ、遺族との関わりを密にかつ深くもつべきである。

遺族は、我が子が突然亡くなったことにより、頭の中は混乱状態にあり、それを受け入れ難く、気持ちの整理など到底できない状態にある。このようなとき、周囲の者としては、遺族をそっとしておいて差し上げるという対応をすることが考えられるが、学校等が、そのような対応をすることは不適切である。学校等は、生徒が自死した場合、それが学校管理下の事故である可能性があるのであるから、これを当事者として受け止め、主体的に、その原因を追及するという姿勢が必要なのであって、その姿勢を、遺族との間で共有するという観点を持たなければならない。

このような観点から、学校等は、生徒の自死事案が発生したときは速やかに、遺族と面談し、遺族に対し、学校等としては基本調査を速やかに実施することになること、基本調査の実施方針や実施方法、基本調査の一応の終了見込み時期などを説明すべきである。その上で、学校等は、遺族の意向を確認すべきである。もちろん、自死事案発生直後であること、他の生徒が動揺する可能性があり、中には心身に影響を受ける生徒も想定されること、情報が少ないために効果的な基本調査が実施できるという確信も持てないことが多い

ことなどから、遺族に対する説明を具体的にどのようにして行えばよいかという懸念がある場合が多いと考えられる。しかしながら、必要なのは、学校等が主体的に遺族の心情に寄り添って原因を追及しようとする姿勢であり、このような姿勢があることが遺族に伝われば、上記懸念も含めて遺族に説明したとしても、遺族からの信頼が揺らぐことは通常はないと心得るべきである。むしろ、遺族は、学校等がその対応状況を透明化しようと努力していると理解して、学校等を信頼するであろうし、学校等が自分たちをサポートしてくれているとして安心感を覚えると考えられる。

また、基本調査の着手は速やかに実施すべきであるが、基本調査そのものを早く終わらせることを目的としてはならない。基本調査の実施過程も、遺族にできる限り開示し、適宜、遺族の意向を踏まえながら実施していくことが重要である。遺族は、我が子が自死した理由を知りたいと考えるが、必ずしも、今すぐ知りたいと考えているわけではない。遺族の意向を踏まえながら実施するのであるから、基本調査に相応の時間がかかることはむしろ当然であり、基本調査の進捗状況が明白であれば、遺族の理解は得られると考えておいてよい。例えば、学校としては、教育委員会に対する報告を意識するが、その報告の際には、その時点で判明している情報から事実関係を整理して報告すれば足りるのであり、“最終的な報告をする”という観点は優先順位としては下がる。むしろ、教育委員会に対する報告内容についても、少なくともその概要は遺族に説明しておくべきである。もっとも、遺族から、基本調査を打ち切って、後述の詳細調査に移行してもらいたい旨の要望が出されたときは、基本調査を続行するのではなく、速やかに詳細調査実施に向けた準備に取りかかるべきである。

この点、基本調査において、例えば、生徒に対するアンケート調査を実施することにしたときに、遺族から、そのアンケート結果を共有してほしい、アンケートの回答者名も教えてほしいという要望が出されることがある。このような要望に対しては、学校等は、アンケート回答者の意向やプライバシーの保護の問題などがあるため、判断に迷うことが多いと思われる。しかしながら、学校等は、次のような対応をすることが考えられる。基本的にはケースバイケースになるため、例示となるが、例えば、遺族に対して、アンケート回答者名や個人が特定される部分はマスキングした状態とはなるものの、アンケート回答の結果は開示する、あるいは、アンケート調査用紙に、遺族に回答者名を含めて回答内容を開示して良いかという質問項目を設けておき、良いと回答した者のアンケート回答については開示する、などである。生徒間のトラブルやいじめに起因して自死が発生したような事案の場合、アンケート回答結果そのものを開示することは、保護者間や生徒間の対立を招いたり深刻化させたりすることが懸念されるためより慎重な検討が必要になるが、アンケート回答結果一覧のようなアンケート結果をまとめた書面を用意して、これを遺族に開示するなどして、遺族に対する情報提供を怠るようなことがないようにすべきである。

この例が示すように、遺族と必要な情報を共有し遺族からの意見を適宜把握していく過

程で、遺族の事実を知りたいという要望（知る権利）と、他の関係者のプライバシーや自己決定権の尊重・保護との間で葛藤が生じる場面があるが、生徒が亡くなっている事案であることに鑑みるならば、遺族の事実を知りたいという要望に重きを置いて対応に当たるべきである。

なお、学校等が、学校や特定の教職員の利益を擁護するという観点から遺族対応をしてしまうと、当然のように遺族から不信を招き、遺族との関係性は修復できないほどに亀裂が生じ、かえって、訴訟リスクを高める。このような観点から遺族対応に当たるのは論外である。反対に、学校等は、遺族に徹底して寄り添った対応をしてこそ、遺族のみならず他の保護者や生徒からも信頼されることとなり、ひいては、学校等の信頼回復につながり、結果的に学校等の利益につながるものであるということを肝に銘じるべきである。

更に、基本調査の終結時点においては、学校等は、遺族に対し、より詳細な調査（詳細調査）を望む場合は、学校等とは利害関係を有しない第三者が参画した調査組織を立ち上げ、その組織において調査してもらうことが可能であるという情報提供もすべきである。また、遺族が望むのであれば、その調査組織の在り方（そのメンバーや事務局の担い手、調査組織からの情報提供の在り方など）についても柔軟に設定することができることも併せて説明しておくべきである。事実を知りたいと考えている遺族に対して、それを知るための手段を適時適切に情報提供するという姿勢を一貫させることが肝要である。

以上のことから、以下の提言を行う。

- ① 生徒の自死事案発生後は、学校等は、できる限り速やかに遺族と面談し、遺族に対し、自死の原因に関する基本調査を実施する方針を伝えた上で、遺族の意向を確認しながら、その実施時期、実施方法及び基本調査の一応の終了見込みについて説明を尽くすこと。また、基本調査の流れや、その後の詳細調査の流れなど生徒自死事案の背景調査に関するフローの全体像を提示する。
- ② 学校等は、基本調査の実施方法に関し、遺族の意向をできる限り尊重すること。なお、基本調査において、当該自死事案に関わった疑いのある教職員は調査を担当するメンバーに参画させない。
- ③ 学校等は、遺族から基本調査を途中で打ち切ってもらいたいという要望が出されたとき、または、基本調査が終了したときは、遺族が詳細調査について具体的にイメージができるように適切に情報提供した上で、詳細調査への移行について遺族の意向を確認する。
- ④ 学校等は、遺族が詳細調査の実施を要望したときは、遺族の意向を反映しながら、詳細調査の実施主体や調査組織の在り方を決めること。調査組織には、利害関係者が参画しないようにする。

2 学校内での情報共有の在り方の見直しと平時からの備え

本事案においては、事案発生後、担任や部活動顧問に対し、当該校が遺族に対してどのような対応をしているのか、遺族がどのような要望を述べているのかなどに関する情報が共有されなかった（情報共有されたのは、管理職や学年主任などの一部の教員のみであった。野球部の顧問の一人に学年主任の教員がいたが、部活動顧問の中で情報共有をされたのは、当該学年主任の教員のみであった。）。これにより、担任や部活動顧問は、本事案について「管理職マターになった」とか「自分は蚊帳の外に置かれている」などの受け止めをしたし、情報が共有されないために、これら教員において、当事者意識を持ってない、あるいは当事者意識が薄れていくという問題が見られた。また、本事案において、当該校は、遺族が当該校に電話をしたときに対応した当該校の事務員が営業の電話と間違えるという失態までしている。

在校生（生徒）が自死したとき、学校全体が当事者意識を持ち、一丸となって対応に当たるという姿勢が求められる。そのために必要な情報は、適時適切なタイミングで、学校事務員をも含めた全教職員に共有されなければならない。

もちろん、学校の管理職が有しているすべての情報を、学校事務員まで共有すべきであるというのではなく、管理職、主任クラス、担任、部活動顧問、その他の教員、学校事務員などそれぞれの立場を踏まえて、それぞれの立場に応じた必要な情報を適時に共有することが重要である。

そして、どのような情報を誰に共有するかを決定するのは、学校長やそれを補佐する副校長、教頭ら管理職のトップマネジメントに属することである。また、その際には、学校の危機管理に専門性を有する者に対して助言を求めることも必要である。

学校は、本事案を題材として、平時から、情報共有の在り方を踏まえて、生徒自死事案が発生したときを想定した対応に関するシミュレーションをしておくべきである。また、平時において、本事案を題材として、生徒自死事案が発生した場合においてどのような情報をどのようにして誰に共有すべきか、教職員それぞれから意見を聴取し、その結果を踏まえて、対応マニュアルを改訂すべきである。

以上のことから、以下の提言を行う。

- ① 当該校及び県教委は、生徒が自死するという事案が発生したときに備えて、平時から、危機管理の専門家の助言のもとで、当該校や県教委内で、誰にどのような情報を共有するかの大枠を決めておき、そのような事案が発生したときを想定した対応シミュレーションをしておく。
- ② 上記①の実施は、学校管理職によるリーダーシップのもとで行う。

3 遺族の心情の理解

大切な家族の自死は、大きな心的外傷（衝撃、悲しみ）と様々な感情・思考を遺族に惹

き起こす。それらは、怒り（「なぜ、自分を置いて逝ってしまったのだろう…？」「あの時、あの人がこうしてくれていれば…」）、自責（「なぜ、あの時、自分はこうしなかったのだろう…？」「あの時、自分が気づいてさえいれば…」）、孤立感（「こんなに苦しい思いをしているのは自分だけかもしれない」「知り合いに何と伝えればいいのかしら…？」）、混乱（「本当に逝ってしまったなんて信じられない」「これからどうやって生きていけばいいのかしら…？」）、拒絶（「他の人に自分のこの気持ちが理解できるはずがない」）などを含む（横浜市、2019年）。

また、一個人である遺族に対して学校や教育委員会は大きな組織であり、数的にも権威の上でも遺族は弱い立場になりがちである。自死の原因が学校生活にある場合、遺族にはわからない点も多く、学校側が主導して調査することもあいて、遺族にとっては「関与できない」、「自分の力が及ばない」といった無力感や不全感が強まり、「自分は役に立たない」という自己効力感の低下に陥ることとなる。学校側が隠蔽しているのではないかという不信感に苛まれ、冷静な対応ができなくなり、学校側との交渉力が低下することもある。元々、大切な我が子を自死で亡くしたことで、衝撃を受け、悲しみ、苦しんでいる上に、調査の結果や新たに分かった事実によって、更に傷つくこともある。本事案においても、まさにこのような状況が生じていたと考えられる（日本うつ病センター、2018年）。

以上を踏まえて、当委員会としては、以下の提言を行う。

- ① 遺族の対応に当たる際は、遺族の心情を十分に理解しておく。
- ② 自死という衝撃的な出来事が周囲に与える心理的影響について、対応マニュアルに記載し、事案発生時だけでなく、平時からそれを学習しておく。
- ③ 事案発生後は、弱い立場に置かれた遺族が、様々な心理状態（怒り、自責、孤立感、無力感、不全感、自己効力感低下など）もあいて、ある程度“構造的に”学校や教育委員会に対して不信感を抱きやすくなっていることに留意し、不信感を醸成したり、更に強めたりすることにならないよう、真摯かつ率直に（包み隠さず）遺族とコミュニケーションを取る。

6節 岡山県教育委員会による支援体制

1 生徒自死後の対応について

在校生（生徒）が自死するという事案が発生したとき、学校の現場が混乱に陥り、学校が適切妥当な判断ができないということが往々にして生じる。教育委員会（教育委員のことではなく事務局のことである。以下、単に「教育委員会」という。）は、当該事案発生後速やかに、学校に対し、文部科学省の指針に沿った対応をするように促し、あるいは、その指針のとおりに対応できているかチェックするという機能を担うべきである。学校任せにするというようなことがあってはならない。

教育委員会は、(i)学校が遺族と密に連絡を取り合い、遺族の意向を確認しながら対

応に当たれているか、(ii)遺族対応に不適切なところがないか、(iii)学校が基本調査に速やかに着手できているか、(iv)基本調査の実施方針や実施過程に問題はないか、(v)学校が他の生徒に対する心理面等での影響を踏まえた対応ができているか、(vi)学校の関係者に対する情報共有は適切になされているか、(vii)マスコミ対応は適切に行われているか、(viii)学校が当該事案に関係しそうな教職員や生徒を早期に把握した上で、その教職員や生徒に対して必要な措置を講じることができているか(例えば、部活動に関する疑いがある事案では、その部活動の停止を検討すべきである。)などについては、特に注意して学校の支援に当たるべきである。その支援をする過程で、学校の危機管理の専門家やメンタルヘルスの専門家から助言を得たり、生徒自死事案を経験した他の自治体に問い合わせをして対応例に関する情報を収集したりしておくべきである。

学校が遺族との間で信頼関係を築くことが難しくなっていると思われる場合には、教育委員会は、遺族対応を学校任せにせず、速やかに自ら遺族対応に当たることを検討すべきである。そして、この遺族対応においては、遺族の心情に徹底的に寄り添う姿勢が不可欠であり、実際に、このような姿勢で臨める者が遺族に対する窓口となるべきである。なお、本事案では、前記第3章2節3(1)において指摘したとおり、遺族に対して極めて不適切な発言をする者がいた。これにより遺族はその感情を甚だしく害されることになった。このようなことは絶対にあってはならない。

以上のことから、以下の提言を行う。

- ① 生徒が自死するという事案が発生したとき、学校設置者は、その設置下の学校が文部科学省の指針に基づいた対応ができているかを監視すること。その際には、上記(i)から(viii)に特に注意する。
- ② 学校設置者は、学校等の側で遺族対応に当たる者が、遺族の心情に寄り添った対応ができているかを監視する。

2 自死の調査に関して

教育委員会は、学校が行う背景調査についても、学校任せにするのではなく、文部科学省の指針に基づいた対応ができているか、積極的にチェックすべきである。その際には、それら調査に関して、遺族からどのような要望が出されているかも積極的に把握するようにし、その要望を踏まえて、学校に対して、どのようにして調査を実施していくべきかについて具体的な助言をすべきである。

例えば、遺族から、利害関係者と思われる教員による聴き取りは止めてもらいたい旨の要望があったとすれば、その要望は明らかに正当な要望なのであるから、教育委員会は、学校に対して当該教員を調査に当たるメンバーから外すという対応をするよう助言(指示)することが必要である。むしろ、遺族から上記要望が出されようが出されまいが、当該事案に直接利害関係があると考えられる教員については、積極的に調査メンバーから外すとい

う対応をすべきである。

更に、遺族から、基本調査(当初調査)の内容では納得ができず、学校とは独立した調査組織による調査を実施してもらいたいという要望が出されたときには、教育委員会としては、速やかに、そのような組織を立ち上げるべく尽力すべきである。

本事案においては、遺族から、当該生徒の自死から約1か月後には「第三者による聴き取り」をしてもらいたいという要望が出されており、また、当該生徒の自死から約2か月後には「第三者委員会のような独立の組織による調査」を実施してもらいたいという趣旨の要望が出されていた。それにもかかわらず、実際に、当委員会の活動が始まったのは、当該生徒の自死から6年以上が経過した後である。どうして、このように数年の時を費やすことになったのか理解に苦しむところである。

本事案においては、遺族が、当該生徒の自死から約2か月後には代理人弁護士を立てて交渉を開始し、また、その後、岡山弁護士会に対して人権侵犯救済申立てをしたり、法務局に対して人権救済申立てをしたりした事情があったにしても、もとを正せば、当該校及び県教委が、遺族の我が子の自死に関する事実関係を知りたいとの切実な思いを真摯に受け止めず、また、遺族に対して、その事実を解明するための手段を積極的に情報提供せず、極めて杜撰な初期調査を実施しただけで、その結果をもって自死の原因は不明であるなどと述べたことに端を発している。本事案においては、当該校及び県教委による初期対応に極めて不適切なところがあった結果、遺族が上記のような動きをすることになったのである。

本事案において、当該校及び県教委が遺族対応を誤ったことは明らかである。当委員会としては、当該校及び県教委に対して、猛省を促したい。その上で、今後、遺族に対してどのようにして向き合っていくのかを真摯に検討してもらいたい。遺族にとって、我が子が亡くなってから今日までの時間は止まったままのはずである。その時間を止めた責任は、当該校及び県教委にもある。

以上のことから、以下の提言を行う。

- ① 学校設置者は、学校が生徒自死の背景調査を行う場合において、学校任せにするのではなく、学校が文部科学省の指針に基づいて適切に対応できているかを監視し、学校に対して適宜必要な助言をすること。その助言をする際には、遺族の意向を踏まえる。
- ② 遺族から、詳細調査の実施の要望がなされたときは、速やかに、学校から独立した調査組織による調査が開始されるよう尽力する。

3 第三者委員会の設置主体について

本事案においては、第三者委員会の設置主体を、県教委とするのか、首長部局とするのかを巡って、遺族と県教委との間で意見が対立し、これが第三者委員会の活動開始まで

に数年の時を費やすことになった大きな要因である。

遺族が第三者委員会の設置主体を首長部局にしてほしいと要望した理由は、県教委が当該校の利益を擁護する立場にあり、そのような立場の者が設置主体となると、公正中立な調査を期待できないというものであった。当委員会は、この理由が不合理だとは思わない。また、他の自治体や学校の事例を見れば、実際に、市長部局など首長部局を設置主体として第三者委員会を設置する例がある。

他方で、県教委が教育委員会を設置主体としたいと考えた理由は、学校設置者管理下の事案であり、県教委が責任をもって調査を実施すべきだと考えたことにあると思われる。

しかしながら、遺族が知りたいのはバイアスのかかかっていない情報に基づいた事実である（遺族でなくとも、他の生徒及びその保護者も、同様に、当該事案の利害関係者でない限り、そのような事実を知りたいと考えるものである）。このような事実を明らかにするためには、調査を担う者に、中立公正性が求められるのであり、学校に利害関係を有する教育委員会が設置主体となったのでは、第三者委員会に対してバイアスのかかった情報が提供されるのではないかという疑義が生じ、特に公正性に疑問の余地が残ることになる。中立公正性を担保することが重要なのであり、これを徹底するのであれば、第三者委員会の学校及び教育委員会からの独立性が志向され、事務局を教育委員会の者が担うのは避けるべきであり、教育委員会が設置主体となるべきではないという考え方には合理性がある。

そうすると、本事案において、第三者委員会の設置主体に関し、遺族側の考え方に分があったというべきである。本事案において、県教委が、設置主体を教育委員会とするという考えを譲らなかったことは、第三者委員会による調査の開始を遅延させた最大の要因でもあったのであり、極めて不適切であった。

学校事故に関する調査組織（第三者委員会、調査委員会など名称は様々である。また、自死事案に限られない。）は、今後も全国各地で設置されると考えられるが、その設置主体の在り方については、各地の実情を踏まえ、被害者・遺族の意向を十分に汲みながら、調査活動の中立公正性を担保するための工夫が求められる。

なお、本事案において、当委員会の事務局は、県教委と知事部局の両者で担うことになった。このような事務局は、他の事案においても参考にされるべきである。事務局に県教委の職員が参画することは、上記のとおり中立公正性に疑義を生じさせるものの、他方で、調査過程において学校側からの協力が得られやすいというメリットもある。事務局内に、知事部局が参画することで、事務局同士で相互に適正に職務が遂行されているかのチェック機能も期待できる。第三者委員会の委員が主体的に事務局をコントロールするという姿勢で臨めば（当委員会は、まさにこのような姿勢で臨んだ。）、中立公正性が十二分に担保される形態となると思われる。

以上のことから、以下の提言をする。

- ① 学校事故に関する調査組織を設置する際には、被害者・遺族の意向を十分に汲みながら、調査活動の中立公正性を担保する仕組みも併せて講じられるべきであり、その設置主体を首長部局とすることが積極的に検討されるべきである。
- ② 学校事故に関する調査組織の事務局の在り方については、本事案が参考にされるべきである。

7節 提言の実現に向けて

1 当該校及び岡山県教育委員会の今後の在り方

当委員会は、当該校および県教委が、本報告書で示した再発防止に向けた提言を厳しく受け止め、本事案に真摯に向き合い、その中で得られた反省と教訓を踏まえて、すべての関係者が自らの問題ととらえて、改めてそれぞれの職責を再確認するとともに、主体的かつ積極的に、直ちに、具体的な再発防止策について検討し、その実施に向けた取り組みを始めることを切に望む。

今後、当該校及び県教委は、この提言が確実に実行できるような体制を築いていくことが求められる。そのためには、県教委の適切な主導のもとで、当該校の実情に配慮しながら、提言において示した課題を一つ一つ確実に実行し、随時、進捗状況を公表するとともに、その実行に対して、第三者からの評価・検証が行われるようにすることが必要である。生徒自死に関する調査報告書の提言を受けた再発防止策の進捗状況を第三者が評価・検証する委員会の例を挙げれば、隣接する兵庫県の宝塚市、多可郡多可町、加古川市などで設置されている。

同時に、遺族は、当事者の立場に置かれた者にしかわからない切実な思いや、実体験から得た鋭い視点を持つ存在である。そうである以上、遺族は、この提言の実施状況についても、具体的な内容や進捗を知る必要があり、その上で、遺族の意見を踏まえて、提言の実現の方向性が決められていくべきである。当該校及び県教委は、遺族に対して可能な限りの情報を開示するとともに、遺族と一緒に再発防止策を考えていく姿勢が強く望まれる。

2 実践例から学ぶこと

視野を広くして、他の自治体や学校の実践を参考にすることも有効である。

部活動での体罰根絶のための活動の展開の一例として、大阪市立桜宮高等学校（以下「桜宮高校」という。）と尼崎市立尼崎高等学校（以下「尼崎高校」という。）の実践を紹介しておきたい。

桜宮高校は、平成24年12月に部活動での体罰が原因で生徒が自死した問題を受けて、大阪市教育委員会が策定した「大阪市部活動指針（プレイヤーズ・ファースト）」に基づき、体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりに取り組んできた。桜宮高校と同様、

部活動が盛んで、勝利至上主義など重なる部分が多かったとされる尼崎高校は、令和2年に部活動での体罰が相次いで発覚した。

令和2年12月22日、両校は、互いの学校の特色を生かし、高校教育の充実及び発展のため、交流を通じて相互に協力し、互いの理解と連携を深めるとともに、市民（地域）が誇る高等学校となることに寄与することを目的として友好連携に関する協定を締結した。

今後の両校の取り組みやアイデアは、当該校においても、生徒の自主性を尊重した部活動の在り方等のモデルとなることが期待される。

岡山県教育委員会及び当該校は、本事案のような悲劇を二度と繰り返さないために、すべての関係者が、自死予防に関する正確な知識と自死対策に取り組む多様な実践例を謙虚な姿勢で学ぶことが重要である。

当委員会は、こうした関係者の努力が着実に積み重ねられることによって、当該校が本来の意味で魅力ある学校に変わっていくことを心から願う。

おわりに

当委員会における調査では、当該生徒の自死という痛ましい結果の直接の原因について可能な限り究明し、考えうる最も有力な外的要因を認定するとともに、当該校及び県教委の対応における問題点を明らかにしたが、遺族が知りたいと考える事実すべてを解明することはできなかった。

これは、本事案発生から当委員会の発足までに6年以上、調査終了時点では8年以上もの年月が経過していたことが大きな要因の一つであったと言わざるを得ない。当委員会としても、できる限り迅速な調査審議に努めたが、関係者の記憶が減退することは避けられず、全国各地に居住する元生徒らに対する調査も困難な状況の中で慎重に検討を重ねる必要もあり(当委員会で行った聴き取り調査は、聴取対象者51名、延べ62回に及んだ。)、その結果、本報告書の提出まで約2年半もの期間を要することとなった。

遺族は、我が子の突然の死という事実を受け入れることができず、なぜ我が子が自死を選ばなければならなかったのか真実を知りたいという思いを抱え、時が止まったまま今日に至っている。我が子を自死により亡くした親であれば、その原因や背景を知りたいと思うのは当然の心理である。本来であれば、本事案発生後速やかに当該校及び県教委が自死の原因やその背景を調査すべきであった。それがなされないから、遺族は、県教委に対して第三者による調査を求めるほかなかったのである。その時点で、県教委は、主体的に第三者委員会を設置して遺族の思いに応えるべきであった。しかし、本事案については、遺族が第三者委員会の設置を要望しているにもかかわらず、それが一向に実現しないまま長い年月が流れていった。そうした現実に対して、遺族は二人三脚で協力して立ち向かい、知恵を出し合っようやく当委員会の設置を実現させたのである。

当委員会は、遺族と意見交換を重ねる中で、その要望が合理性を有するものであり、無理なことを押し通すものではないことを実感している。それにもかかわらず、遺族は、当該校や県教委等を擁護する立場の人々から心無い扱いを受けたことも少なくなかったとのことである。遺族が、辛抱を重ねて苦難の日々を過ごしながらも、我が子に起きた事の真相を明らかにし、我が子の尊厳を回復するために諦めずに行動し続けたことに、当委員会は敬意を表す。

以上

令和3年(2021年)3月26日

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会

委員長

[Redacted]

委員

[Redacted]

委員

[Redacted]

委員

[Redacted]

委員

[Redacted]

【引用文献】

- 文化庁 「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」2018、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/pdf/r1412126_01.pdf (閲覧日:2021年1月30日)
- 中央教育審議会 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」2019、https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993_1_1.pdf (閲覧日:2021年2月6日)
- コーチング推進コンソーシアム 「新しい時代にふさわしいコーチングの確立に向けて～グッドコーチに向けた「7つの提言」～」2015、https://www.zen-koutairen.com/pdf/konzetsu_coach_h27_0330.pdf (閲覧日:2021年2月20日)
- エリクソン, E. 「アイデンティティ: 青年と危機」2017、中島由恵訳 新曜社 (Erik H. Erikson. Identity, youth and crisis, 1968, W.W. Norton, New York)
- 本田由紀 今後の高校教育の在り方に関するヒアリング(第1回) 本田由紀氏文部科学省資料、2011、(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/arikata/detail/1301461.htm) (2021/1/10確認)
- 茨城県教育センター 学校生活適応のための指導・援助の在り方、2002、<https://www2.center.ibk.ed.jp/contents/kenkyuu/houkoku/data/050/001.htm> (2020/01/20確認)
- 五十嵐哲也 中学進学に伴う不登校傾向の変化と学校生活スキルとの関連、2011、教育心理学研究、59、64-76頁
- 石上文正 「環境」の定義について、2011、人間と環境 電子版 1-20頁
- 石隈利紀 「学校心理学」1999、誠信書房
- 川口彰義 「クラブ活動・部活のどこが問題か—その解決視点」1989、季刊教育法 77号、10-16頁
- 河村明和 「日本の学校教育の変遷から見た部活動の現状と今後の在り方についての検討」2017、早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊 24号-2、43~53頁
- 菊幸一 「学校運動部活動が抱える諸問題と生涯スポーツ」季刊教育法 162号、2009年、12-19頁
- 厚生労働省 「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」2017、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000172329.pdf> (閲覧日:2021年1月10日)
- 厚生労働省 「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書(平成30[2018]年3月)
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11909500-Koyoukankyoukintoukyoku-So umuka/0000201264.pdf> (閲覧日、2021年3月18日)
- 窪田由紀 「学校コミュニティへの緊急支援の手引き(第3版)」2020、金剛出版
- 黒沢幸子 チャムとピア・グループ(個人間差)、2001、児童心理 55(16) 136-143頁
- 桑原敏明 高校制度戦後60年の俯瞰(高校改革がわかる本 月刊高校教育編集部 編)、2006、

学事出版 6-13 頁

松本俊彦 『助けて』が言えない』 2019、日本評論社、47 頁

水口洋 「部活動をどのように位置づけるのか」 2014、国際基督教大学 I-A 教育研究 56 号、31-41 頁

文部科学省 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」 2009、https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1259190_5.pdf
(閲覧日:2021 年 1 月 5 日)

文部科学省 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 2010、https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf(閲覧日:2021 年 2 月 22 日)

文部科学省 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」 2011、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1318820.htm(閲覧日:2021 年 2 月 22 日)

文部科学省 「運動部活動での指導のガイドライン」 2013、https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf (閲覧日:2021 年 2 月 6 日)

文部科学省 「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」 2013、https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2013/05/27/1335529_1.pdf (閲覧日:2021 年 2 月 12 日)

文部科学省 「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」 2014、https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351886_02.pdf (閲覧日:2021 年 1 月 10 日)

文部科学省 「子供の自殺等の実態分析」 2014、https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351886_05.pdf (閲覧日:2021 年 3 月 13 日)

文部科学省 「児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」 2020、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1418353_00001.htm (閲覧日:2021 年 1 月 10 日)

子安増生 「発達心理学とは」 2011、無藤 隆・子安増生(編) 発達心理学 I、1-37 頁、東京大学出版会

日本スポーツ協会 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」 2013、https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/nechusho_yobou_guidebook_2018.pdf (閲覧日:2021 年 3 月 13 日)

日本うつ病センター 「いじめ自死(学校/職場)」 2018、https://www.jcptd.jp/pdf/2018/jdc_onestop_2018_2_10.pdf (閲覧日:2021 年 2 月 21 日)

岡山県教育庁人権教育課 「自殺予防教育学習プログラム(高等学校編)」 2020、https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/594346_5719206_misc.pdf(閲覧日:2021 年 1 月 5 日)

- 岡山県教育委員会「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」2018、https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/589876_4872996_misc.pdf (閲覧日:2021年1月30日)
- 岡山県教育委員会「岡山県文化部活動の在り方に関する方針」2018、https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/626957_5340178_misc.pdf (閲覧日:2021年2月6日)
- 岡山県教育委員会「岡山県運動部活動指導資料」2019、https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/604890_5066139_misc.pdf (閲覧日:2021年1月30日)
- 岡山県立操山高等学校「岡山県立操山高等学校 部・同好会活動に係る活動方針」2019、<http://www.sozan.okayama-c.ed.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/05/> (閲覧日:2021年2月20日)
- 大久保智生 青年の学校への適応感とその規定要因—青年用適応感尺度の作成と学校別の検討—、2005、教育心理学研究、53、307-319頁
- 小野田正利ほか「特集「ブラック部活」その1」2016、季刊教育法189号、6~59頁
- 小野田正利ほか「特集「ブラック部活」その2」2017、季刊教育法192号、6~77頁
- 小野田正利ほか「特集「ブラック部活」その3」2017、季刊教育法194号、4~61頁
- 小野田正利ほか「特集「ブラック部活」その4」2018、季刊教育法196号、4~69頁
- 関喜比古「問われている部活動の在り方~新学習指導要領における部活動の位置づけ~」2009、立法と調査294号、51-59頁
- スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」2018、https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf (閲覧日:2021年1月29日)
- スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン FAQ」2018、https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1405721.htm (閲覧日:2021年1月29日)
- Selman, R.I. The child as a friendship philosopher、1981、In S.R. Asher & M. Gottman (Eds.) The Development of children's friendships (242-272頁) New York, Cambridge University Press (小島康生試訳、2017)
- 杉村知美「アイデンティティ」発達心理学事典(日本発達心理学会編)、2013、430-431頁 丸善出版
- サリバン、H.S.「現代精神医学の概念」1976、中井久夫・山口隆訳 みすず書房 (Sullivan, H.S. Conceptions of modern psychiatry. 1953、W.W. Norton, New York)
- 鈴木雅之 受験戦争観と学習動機、受験不安、学習態度の関連、2014、教育心理学研究 62、226-239頁
- 竹田敏彦「なぜ学校での体罰はなくなるのか—教育倫理的アプローチで体罰概念を質す」2016、ミネルヴァ書房、153頁
- タパー、A.、パイン、D.、レックマン、J.、スコット、S.、スノウリング、M.&テイラー、E.「ラター児童青年精神

- 医学(原書第6版) 2018、明石書店、1128頁
- 樽木靖夫・木村昭雄・高田麻美 「学校現場におけるクラブ活動および部活動の課題と対応」 2017、千葉大学教育学部研究紀要第66巻第1号、27-34頁
- 都築学 「中学校から高校への学校移行と時間的展望」 2009、ナカニシヤ出版
- 東京都教育委員会 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」 2019、https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2019/files/release20190725_02/book.pdf (閲覧日:2021年2月6日)
- 横浜市 「自死遺族のおかれている現状」 2019、<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/kokoro/jisatsu/izok/jishi-genjo.html> (最終更新日 2019年3月26日、閲覧日:2021年2月21日)

【添付資料】

- 資料① 平成24年8月29日に当該校が遺族に示した事案発生に至る事実経過メモ (当該校作成)
- 資料② 平成24年9月8日に当該校が遺族に示した事案発生に至る事実経過メモ (当該校作成)
- 資料③ 平成24年9月21日に当該校が遺族に示した事案発生に至る事実経過メモ (当該校作成)
- 資料④ 平成24年9月27日に当該校が遺族に示した事案発生に至る事実経過メモ (当該校作成)
- 資料⑤ 平成25年2月14日付息子の自殺報道による操山高校混乱のお詫び (遺族作成)
- 資料⑥ 平成25年2月26日付ご報告 (校長 (当時) 作成)
- 資料⑦ 平成25年2月19日交付 「 家と学校・県教委との見解の相違点等について」 (岡山県教育委員会作成)
- 資料⑧ 平成25年3月17日付 『『最愛の息子の死』を無駄にしないために・・・』と題する文書 (遺族作成)
- 資料⑨ 「第三者による調査委員会の方向性について (案)」と題する文書 (県教委から遺族に対し平成25年4月12日に提示された資料)
- 資料⑩ 平成25年5月20日付 「息子を自死で失った親の思い」と題する文書 (遺族作成)
- 資料⑪ 「適切で効果的な運動部活動の実施に向けて」と題する文書 (当該校作成)
- 資料⑫ 平成25年7月10日付 「運動部活動の改善に向けて」と題する文書 (当該校作成)
- 資料⑬ 平成25年7月29日付文書 (当該校作成)

- 資料⑭ 平成25年8月1日付「お子様へのアンケートのお願い」と題する文書
(PTA会長及び当該校校長作成名義)
- 資料⑮ 平成25年8月8日付「岡山操山高校の改善に向けて」と題する文書(当該校作成)
- 資料⑯ 平成25年9月11日付「岡山操山高校の改善に向けて」と題する文書(当該校作成)
- 資料⑰ 平成25年10月7日付「岡山操山高校の改善に向けて」と題する文書(当該校作成)
- 資料⑱ 平成25年10月7日付「問題点に対する回答」と題する文書(当該校作成)
- 資料⑲ 『本事案に関する学校・教育委員会の対応』の改善策について」と題する文書(岡山県教育委員会作成)
- 資料⑳ 平成29年5月31日付「ご通知」(遺族代理人作成)
- 資料㉑ 平成29年7月19日付「回答書」(岡山県知事作成)
- 資料㉒ 岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会委員名簿

昨年冬、退部の申し出があったが慰留した。

「野球をする意味が見当たらない。練習がきつい。勉強との両立が難しい。」とのことであった。

3月の遠征には、参加していない。

勉強には真面目に取り組み、課題はきちんと提出していた。

4月の担任との面談では、**大学** 志望であると言っていた。

6月11日(月)

教諭へ退部を申し出る。

君「野球部に存在する意味がない」

教諭は、「朝日高校戦では良いプレーをしていたのに。」と慰留するが、退部の意思が強く、保護者から「**大学**へ行くのなら辞めてもよい」と言われた。と言うので退部を認める。

7月15日(日)

野球部県大会1回戦 エイコン球場 対 玉野高 応援に来る。

7月21日(土)

野球部県大会3回戦 倉敷マスカット球場 対 理大附属

応援席の野球部の選手に混じって 制服でメガホン持って応援していた。

7月22日(日)

君が **君**に「マネージャーをしたい」というメールを出し、**君**は「それなら、明日、**先生**に言った方がよいよ」と返信する。

7月23日(月)

7:30 体育準備室前で **君**が **教諭**にマネージャーになりたいと申し出る。過去 野球部を辞めているので「無理ではないか」と投げかけたが「やります」と強く言ったので承諾する。

男子の場合は、女子マネージャーではないので、仕事はきついことも言う。

1限数学の授業前、**教諭**は **君**から、マネージャーで復帰したことを聞く。

1限から4限の授業・SHR は普段どおりであった。

13:00~13:15 **教諭**と個人面談

進路について、**大学**進学希望だが、学部を早く決めようという話をする。

マネージャーに復帰したことについて話題にした。

「今度はもう辞めれんけど大丈夫か」と聞くと「はい、大丈夫です」と返事をする。

放課後ミーティング時に、司会と板書を**君**のために、途中から部員の意見をまとめる役を行った。

7月24日(火)

7:30~朝練習に参加。部室の整理などを行う。

1限から4限の授業・SHR は普段どおりであった。

放課後 いつもどおりノックの球出しを行った。この日はノックのみだったので、**教諭**の隣で球出しを行った。

7月25日(水)

7:30~朝練習に参加。部室の整理・掃除を行う。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

13:30練習開始 ノック時は球出しを、それ以外は部室の清掃を行う。

15:00頃、1年生のA君が体調が悪くなり、ぬれたタオルを使って、自分で頭を冷やしていたため、B教諭が氷で冷やすよう指示をした。その時、部室を掃除していたC君は気がつかなかったので、D君を呼んだが、すでに、E君はバスケットボール部の女子マネージャーに氷をもらい冷やしていた。B教諭は、E君にマネージャーは常にグラウンドにも気を配り、体調不良者がでたら対応しなければいけないと注意した。(第1体育館の前)

17:00 下校時。武道場とトイレの間の通路付近で熱中症の症状のF君に対して、G君は体育教習室へ製氷機の鍵をとりこにいき、1階の製氷機から氷を取り出し、部室から氷のうを持ってきて、それでF君の身体を冷やして看病する。H君と共にI君の保護者を持つ。

17:30分頃 J君の保護者が迎えにきたので、その後、K君は、L君と一緒に下校する。

途中で、M君が足をつった。その時、N君がO君に対して「マネージャー助けてや」と言うと、P君は「おれは、マネージャーじゃない。存在するだけだ。」という意味のことを言い立ち去った。

昨年冬、退部の申し出があったが慰留した。？

「野球をする意味が見当たらない。練習がきつい。勉強との両立が難しい。」とのことであった。3月の遠征には、参加していない。

勉強には真面目に取り組み、課題はきちんと提出していた。

4月の担任との面談では、**大学**志望であると言っていた。

【追加】

2月中旬、**君**が**君**に「部が面白くない。勉強がしたい。」と話す。**君**は「あと、数日乗り切ればテスト週間だから頑張ろう。」と励ます。

第5回学力テスト前に、**君**と**教諭**、**君**、**君**で話をして励ます。

2月のこの頃、**教諭**も**君**と話をして励ます。

6月11日（月）

教諭へ退部を申し出る。

君「野球部に存在する意味がない」

教諭は、「朝日高校戦では良いプレーをしていたのに。」と慰留するが、退部の意思が強く、保護者から「**大学**へ行くのなら辞めてもよい」と言われた、と言うので退部を認める。

【追加】

君が**教諭**に退部を申し出たときの様子

君「野球部を辞めたい。」

教諭「(最近のプレーが) あれだけ、結果をだしているのにどうして辞めるのか。せっかく打撃が良くなってきたのに。」

君「野球部にいる意味がない。もう決めたことです。遠征の時から辞めようと思っていました。」

教諭「辞めようと考えているプレーヤーが試合にでると、士気が下がるだろう。大会1ヶ月前だ。3年生のことも少しは考えなさい」

教諭「保護者の方は、どのように言われているのか」

君「**大学**に行くなら辞めてもよいと言っている」

教諭「保護者の方が認めているなら仕方がない。もう止めない。部員を他の顧問の先生にも言っておきなさい」

7月15日（日）

野球部県大会1回戦 エイゴン球場 対 玉野南 応援に来る。

7月21日（土）

野球部県大会3回戦 倉敷マスカット球場 対 理大附属
応援席の野球部の選手に混じって 制服でメガホン持って応援していた。

7月22日（日）

君が**君**に「マネージャーをしたい」というメールを出し、**君**は「それなら、明日、先生に言った方がよいよ」と返信する。

【追加】

この頃

君が部員に対して「マネージャーで戻りたいのだけれどいいか」というメールを出し、部員から「よしい」というメールをもらい、「マネージャーで戻る」という返信をしている。

7月23日(月)

7:30 体育準備室前で[]君が[]教諭にマネージャーになりたいと申し出る。過去 野球部を辞めているので「無理ではないか」と投げかけたが「やります」と強く言ったので承諾する。男子の場合は、女子マネージャーではないので、仕事はきついことも言う。

1限数学の授業前、[]教諭は[]君から、マネージャーで復帰したことを聞く。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

13:00~13:15 []教諭と個人面談

進路について、[]大学進学希望だが、学部を早く決めようという話をする。

マネージャーに復帰したことについて話題にした。

「今度はもう辞めれんげど大丈夫か」と聞くと「ない。大丈夫です」と返事をする。

放課後ミーティング時に、司会と板書をする[]のために、途中から部員の意見をまとめる役を行った。

7月24日(火)

7:30~朝練習に参加。部室の整理などを行う。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

放課後 いつもどおりノックの球出しを行った。この日はノックのみだったので、[]教諭の隣で球出しを行った。

【追加】

第1体育館の前で、[]君が移動中の[]教諭のところへバットを持ってきたが、「ノックはまだ始まらないので、ホームベースのかごの所においで来てくれ」と伝えた。

7月25日(水)

7:30~朝練習に参加。部室の整理・掃除を行う。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

13:30練習開始 ノック時は球出しを、それ以外は部室の清掃を行う。

15:00頃、1年生の[]君が体調が悪くなり、ぬれたタオルを使って、自分で頭を冷やしていたため、[]教諭が氷で冷やすよう指示をした。その時、部室を掃除していた[]君は気がつかなかったため、[]君を呼んだが、すでに[]君はバスケットボール部の女子マネージャーに氷をもらい冷やしていた。[]教諭は、[]君にマネージャーは常にグラウンドにも気を配り、体調不良者がでたら対応しなければいけないと注意した。(第1体育館の前)

17:00 下校時。武道場とトイレの間の通路付近で熱中症の症状の[]君に対して、[]君は体育教育室へ製氷機の鍵をとりにいき、1階の製氷機から氷を取り出し、部室から氷のうを持ってきて、それで[]君の身体を冷やして看察する。[]と共に[]君の保護者を持つ。

17:30分頃 []君の保護者が迎えにきたので、その後、[]君は、[]君と一緒に下校する。

途中で、[]君が足をつった。その時、[]君が[]君に対して、「マネージャー助けてや」と言うと、[]君は「おれは、マネージャーじゃない。存在するだけだ。」という意味のことを言い立ち去った。

【追加】

[]君が体調不良になったとき、[]教諭は[]君を呼んだが、部室の掃除をしていた[]君は気がつかず来なかったため、次の練習(ベースランニング)に入った。

練習終了後、ホームベース付近で、[]教諭が[]君への対応について[]君を注意した。

「熱中症で倒れた部員がいたら、氷の用意をしなさい」「他の部のマネージャーに助けてもらうようなことではいけない」「部室にいてもグラウンドに気を配っておくように」という意味のことを注意した。

[]教諭は注意した後、下校指導のために校門付近へ移動する。

その後、熱中症で倒れていた君の対応を行う。

教諭は、校門で下校指導を終えた後、君のところへ行き、君が適切な対応をしているのを見て、良くやっているなど思った。

【再発防止について】

- ・学校全体として教育相談体制を充実させる。
- ・生徒との面談時には、進路に関する面談においても悩み等を聴く。
- ・学校生活やいじめ・人権等に関する様々なアンケートにおいて、より細やかに悩みが把握できるように項目を改善する。
- ・岡山県青少年総合相談センター「ハートフルおかやま」等の外部の相談窓口の周知を徹底させる。

野球部関係

- ・各学年2班の交換ノートは、顧問全員がみて、生徒の状況を把握する。
- ・4人の顧問と部員との面談や声かけを充実させ、部員の悩みを把握したり、顧問と部員の信頼関係を深めるよう努める。
- ・生徒同士で行うミーティングを月1回設け、部員同士の絆が深まるように働きかけ、部員同士で支え合う体制を充実させる。
- ・保護者会との連携を強化し、退部等の申し出があったり、問題を感じた場合には、保護者に必ず連絡する。

熱中症関係

- ・生徒の体調には、十分気を配り、適宜休憩をとる。
- ・水分補給は、お茶のみでなく、スポーツドリンクや塩の用意もする。
- ・体調不良で休んだ部員に対しては、通常メニューには戻さず、別メニューで経過観察する。
- ・養護教諭とも確実に連携をとり、再発防止に努める。

1月 教諭と面談。面接カードに次のように記入している。
「1イニングきっちりおさえられるピッチャーになる。たくさん食べる。限界まで鍛える。勉強をおこたらない」

2月中旬、君が 君に「部が面白くない。勉強がしたい。」と話す。
教諭、 君で励ます。(1年1組教室にて)
君「野球をする意味が見当たらない。練習がきつい。勉強との両立が難しい。」
教諭「あと、数日乗り切ればテスト週間だから頑張ろう。」と励ます。
教諭もこの頃、君を励ます。

3月の遠征には、参加していない。(経済的な理由で)
勉強には真面目に取り組み、課題はきちんと提出していた。

4月の担任の 教諭との面談では、 大学 志望であると言っていた。

6月11日(月)

教諭へ退部を申し出る。
君「野球部を辞めたい。」
教諭「(最近のプレーから)あれだけ、結果をだしているのにどうして辞めるのか。せっかく打撃が良くなってきたのに。」
君「野球部にいる意味がない。もう決めたことです。遠征の時から辞めようと思っていました。」
教諭「辞めようと考えているプレーヤーが試合にでると、士気が下がるだろう。大会1ヶ月前だ。3年生のことも少しは考えてくれ」
教諭「保護者の方は、どのように言われているのか」
君「 に行くなら辞めてもよいと言っている」
教諭「保護者の方が認めているなら仕方ない。もう止めない。部員や他の顧問の先生にも言っておきなさい」。

7月15日(日)

野球部県大会1回戦 エイコン球場 対 玉野商 応援に来る。

7月21日(土)

野球部県大会3回戦 倉敷マスカット球場 対 理大附属
応援席の野球部の選手に混じって 制服でメガホン持って応援していた。

君が2年生部員に対して「マネージャーで部に復帰しようと思いますが、異論はありませんか」というメールを出し、部員から「いいよ」というメールをもらい、「マネージャーで戻る」という返信をしている。

君は「それなら、明日、 先生に言った方がよいよ」と返信する。

7月22日(日)

野球部練習休み

7月23日(月)

7:30 教諭が体育準備室前に行くと、君が待っていた。

君「マネージャーになりたいです」

教諭「無理ではないか。女子マネージャーとは違うぞ。1度辞めているし、選手として気持ちが続かなかったのだからマネージャーは絶対に務まらない」と言ったが

君「やらせて下さい」

教諭「もう辞めるとか言えないぞ。それなりの覚悟で来たのか？」

君「はい」

教諭「それなら、今日のミーティングから入りなさい」

君は、女子マネージャーを見て、マネージャーの仕事の大変さを認識していたはずである。

教諭は、無理だということ伝えて、それでも入部するが、諦めるかの判断を得たが、やると言ったので入部を許可した。やるがらには、君に自分で決めたことを途中で投げ出すような人間になって欲しくなかったので、もう辞めれないぞ。と念押しをした。

1限数学の授業前、教諭は君から、マネージャーで復帰したことを聞く。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

13:00~13:15 教諭と個人面談

進路について、大学進学希望だが、学部を早く決めるようという話をする。

マネージャーに復帰したことについて話題にした。

「今度はもう辞めれんけど大丈夫か」と聞くと「はい。大丈夫です」と返事をする。

6/5実施の高校生アンケートにおいて、いじめられた経験がある(内容は「あだ名」)にマークがあったので、事情を聞くと、「間違っただけでマークした」と言う。疑ってさらに聞くも、「他の○○君の方がいじられている」と他の生徒を気遣う。アンケートの回答もすべて3にマークしており、振替があったので適当にマークしたと言っていた。終始明るく表情であった。

13:30~17:00 野球部ミーティング(場所は2-7教室)

君が、司会と板書をしていたが、教諭の指示により、君が途中で6部員の意見をまとめ板書する役を行った。

このミーティングで、部員が話し合い、県大会ベスト8の目標を設定した。教諭は、3年生のメンバーより力が劣る彼らが、3年生を上回る目標を設定したことに驚きと期待を感じた。

家庭では、明るかった

お父さんに「マネージャーになって良かった。叱られなかった」と話す。

7月24日(火)

7:30~朝練習に参加。部室の整理などを行う。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

13:30~17:00 放課後の練習

第1体育館の前で、君が移動中の教諭のところへバットを持ってきたが、「ノックはまだ始まらないので、ホームベースのかどの所においでと伝えてくれ」と伝えた。

この日はノックのみだったので、君は教諭の隣で球出しを行った。

練習中、君と君が体調不良を訴えてきたので、休ませた。

君が体調不良になり、保健室に行った。教諭は、君が保健室に行ったことを報告しなかったことで、君を叱った。(良頃から報告・連絡・相談の徹底を指導していた。)

家庭では明るかった。

7月25日(水)

家庭で、午前3時まで勉強していた。

7:30~朝練習に参加。部室の整理・掃除を行う。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

13:30~17:00: 放課後の練習

君はノックの球出しをして、その後、部室の清掃を行う。

15:00頃、1年生の君が体調が悪くなり、ぬれたタオルを使って、自分で頭を冷やしていたため、教諭が氷で冷やすよう指示をした。その時、教諭は君を呼んだが、部室の掃除をしていた君は気がつかず来なかった。君はバスケットボール部の女子マネージャーに氷をもらい冷やしていた。

そして、次の練習(ベースランニング)に入った。

練習終了後、ホームベース付近で、教諭が君への対応について君を叱った。

「熱中症で倒れた部員がいたら、氷の用意をせい。」「他の部のマネージャーにしてみらるとるがな。」

「部室におっても外の様子は気にしとけよ!」と、傷病者への対応と部室にいてのグラウンドへの気配りについて叱った。

教諭は注意した後、下校指導のために校門付近へ移動する。

部員は更衣のため部室に行き、部室で、君を君が励ます。

君「気にせずやっついこうせ」

君は「大丈夫」と答える。特に変わった様子はなかった。

17:00 下校時、武道場とトイレの間の通路付近で君が熱中症の症状で休んでいた。

君は体育教官室へ製氷機の鍵をとりにいき、1階の製氷機から氷を取り出し、部室から氷のうを持ってきて、それで君の身体を冷やして看病する。そして、君と共に君の保護者を待つ。君は製氷機のところで、君を励ます。

教諭は、校門で下校指導を終えた後、君のところへ行き、君が適切な対応をしているのを見て、良くやっているなど思った。

17:30分頃、君の保護者が迎えにきたので、その後、君は、

君と一緒に下校する。

途中で、君が足をつった。

その時、君が君に対して「マネージャー助けてや」と言う。

君は「おれは、マネージャーじゃない。存在するだけだ。」という意味のことを言い、3人を残し立ち去った。

【再発防止について】

- ・学校全体として教育相談体制を充実させる。
- ・生徒との面談時には、進路に関する面談においても悩み等を聴く。
- ・学校生活やいじめ・人権等に関する様々なアンケートにおいて、より細やかに悩みが把握できるように項目を改善する。
- ・岡山県青少年総合相談センター「ハートフルおかやま」等の外部の相談窓口の周知を徹底させる。
- ・入部届、退部届の提出を徹底させ、保護者との連携を密にする。

野球部関係

- ・各学年2班の交換ノートは、顧問全員がみて、生徒の状況を把握する。
- ・4人の顧問と部員との面談や声かけを充実させ、部員の悩みを把握したり、顧問と部員の信頼関係を深めるよう努める。
- ・生徒同士で行うミーティングを毎月固設け、部員同士の絆を深めるように働きかけ、部員同士で支え合い体制を充実させる。
- ・保護者会との連携を強化し、退部等の申し出があったり、問題を感じた場合には、保護者に必ず連絡する。

熱中症関係

- ・生徒の体調には、十分気を配り、適宜休憩をとる。
- ・水分補給は、お茶のみでなく、スポーツドリンクや塩の用意もする。
- ・体調不良で休んだ部員に対しては、通常メニューには戻さず、別メニューで経過観察する。
- ・養護教諭とも確実に連携をとり、再発防止に努める。

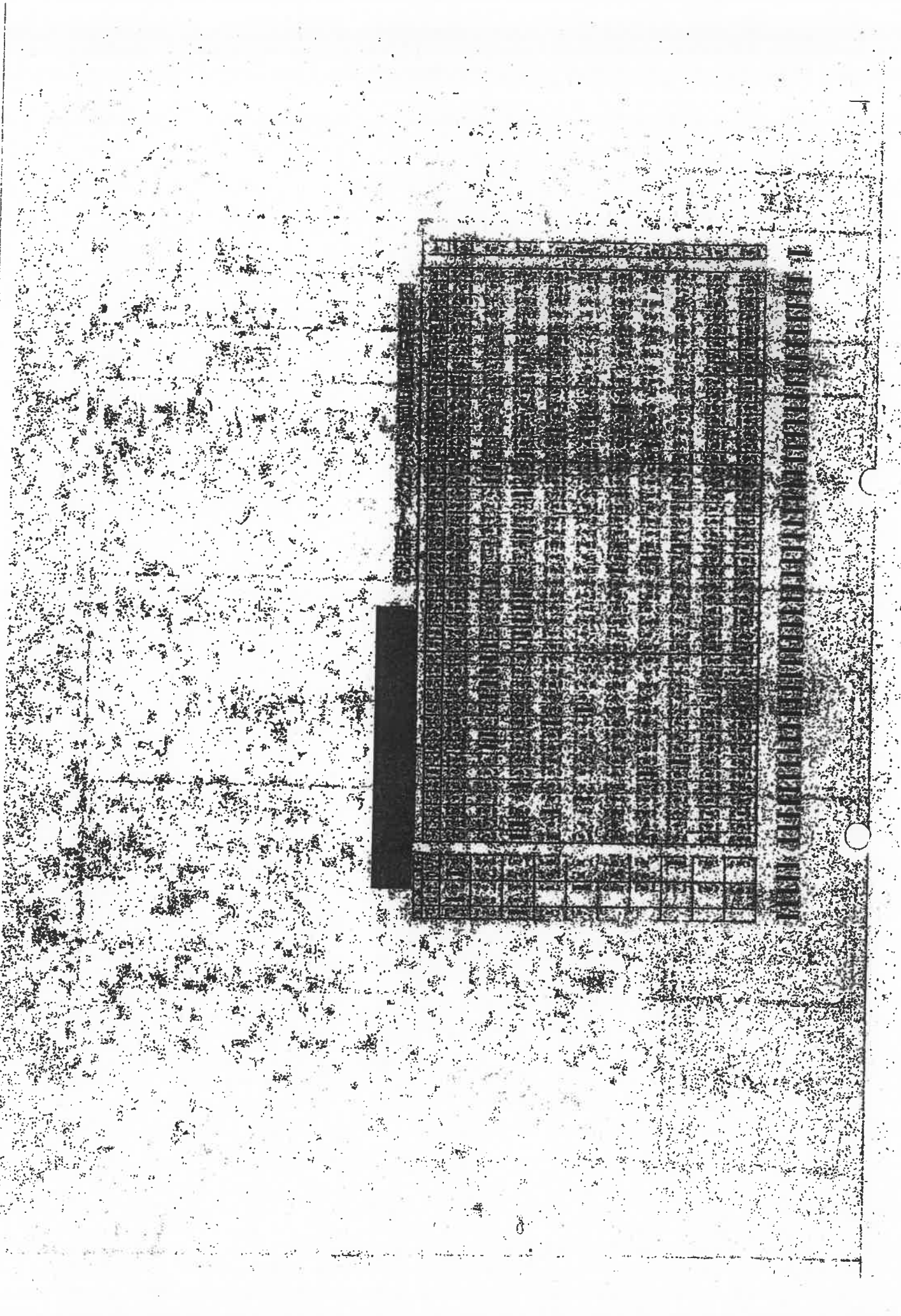
野球部面談カード



氏名	[Redacted]
進路	[Redacted]
野球の経験	[Redacted]
手先の現状 (変化)	[Redacted]
これからの自分 (目標・課題)	[Redacted]
要望等	[Redacted]
これからのあなた	[Redacted]

Table with multiple columns and rows, containing illegible text and numbers. The table is oriented vertically on the page.

Vertical text or header information located to the right of the table, containing illegible characters.



平成24年度

〈高校生活に関するアンケート〉

記述記入用紙

項目
10分
1分

[Blank response box]

項目
10分
1分

[Blank response box]

項目
10分
1分

[Blank response box]

項目
10分
1分

[Blank response box]

項目
10分
1分

[Blank response box]



平成24年度 <高校生生活に関するアンケート>

【調査の目的】 全ての生徒より本校生活を基としてアンケートを実施し、自己が人権の大切さを意識しているかが、皆さんの高校生活の現状を調査したいと考えています。生徒の皆さんが正直に回答していただければ、先生も皆さんの意見を十分に把握し、また、回答の内容をもとに改善を図ることができると思います。皆さんの正直な回答をお願いします。このアンケートの結果も十分参考にさせていただきます。

- ① 名前：姓氏、名字、学年、性別：匿名でアンケートし、回答内容は絶対に漏らしてはなりません。住所・電話番号は回答用紙に記入し、アンケートには記入しないでください。
- ② アンケート項目の回答は、問頭の欄に記述し、質問番号を記入して回答してください。
- ③ 学年は学年末の学年に記入してください。学年末に学年が変更された場合は、学年末の学年に記入してください。
- ④ アンケート用紙は、紙に記入してください。アンケート用紙は、アンケート用紙の裏面に記入してください。

項目1 高校生活を振り返ると、

項目2 現在、好きな人、好きな人としてお付き合いを始めていますか？ (3つまで回答可)

[Redacted]

項目3 あなたの将来、何に興味を持ち、何をしたいか、何になりたいか、何になりたいか？ (3つまで回答可)

[Redacted]

項目4 自分が将来就職先を決めていますか？ 有 無

⑤ 項目5～項目7は、項目8「利用している」とも選択した人の回答です。

項目5 携帯メールをどのくらい利用していますか？ (3つまで回答可) ⑨ ⑩ ⑪

[Redacted]

項目6 携帯メールは1日にどのくらい利用していますか？ ⑩

[Redacted]

項目7 携帯メールの使用に際して家庭ルールが決められていますか？ ⑬

(例：料金制限、メールの送信回数などの設定)

⑧ 項目8～項目14は、携帯パソコンを用いる、インターネットの利用全般に関して、全員答えてください。

項目8 18歳未満限定のサイトを見たことがありますか？ ⑭

項目9 出会い系サイトを見たことがありますか？ ⑮

(裏面に続きます)

項目10. 知らない人からのメール、あるいは迷惑メールを受け取ったことがありますか?

16

項目11. 電子掲示板を利用したことがありますか?

17

項目12. デモサイト・ツイッター・フェイスブックを利用していますか?

18

項目13. ホームページもしくはブログを開設していますか?

19

項目14. あなたが知っている人の悪口や中傷のメール、書き込み等をネット上で見たことがありますか?

20

● 項目15は、いじめに関する質問です。全員回答してください。

項目15. あなたはこれまでいじめが原因でいじめられた経験がありますか?

21

○ 項目16-項目19は、項目15で「はい」と回答した人のみ回答してください。

項目16. いじめにあったのは、何年何月?

(3つまで複数回答可)

22

23

24

項目17. 経験したいじめはどのようなものでした?

(3つまで複数回答可)

25

26

27

● 項目18-項目19は、全員回答してください。

項目18. あなたは、いじめを受けた経験があるか? (いじめを受けた経験がある場合は、いじめを受けた経験のある特定の活動に1つを記入し、項目19の「1」-「9」に該当するものを記入してください)

28

項目19. あなたが経験したいじめは、どのような活動の場か? (1つを記入し、項目18の「1」-「9」に該当するものを1つ記入してください)

29

○ 次の項目20は、項目18で「はい」と回答した人のみ回答してください。

項目20. 項目18に記入した活動は、どのような活動でしたか?

(3つまで複数回答可)

30

31

32

● 次の項目21は、全員回答してください。

項目21. あなたは校内で知られている人がいじめられていたか、どうしますか? (3つまで複数回答可)

33

34

35



③ Q-U 回答一覧表

本表は、本誌に掲載された問題の解答を一覧でまとめたものです。

印刷に際して、印刷の都合により、一部の問題の解答が、本誌掲載の解答と異なる場合があります。ご了承ください。

岡山県 岡山県立岡山高等学校
975 2012年 6月5日 発行

問題番号	問題	解答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		



③ Q-U 回答一覧表

本表は、本誌に掲載された問題の解答を一覧でまとめたものです。

印刷に際して、印刷の都合により、一部の問題の解答が、本誌掲載の解答と異なる場合があります。ご了承ください。

岡山県 岡山県立岡山高等学校
274 2012年 6月5日 発行

問題番号	問題	解答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		

③ Q-U 回答一覧表

C. 日本印刷技術専門学校

岡山県 寺原町 岡山県山崎高等学校
2年 37名 2012年 6月8日 実施

問	答
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

③ Q-U 回答一覧表

D. 徳島県立高等学校

岡山県 寺原町 岡山県山崎高等学校
2年 37名 2012年 6月6日 実施

問	答
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

スマホ・ネット問題総合対策の推進

子どもをめぐるスマホ・ネット問題とは

- * 長時間ゲームをするなどのネット依存
- * 誹謗中傷やいじめにつながる仲間外しなどのネット上の人権侵害
- * 課金、犯罪被害に遭うなどのネットトラブル

背景は

- * いつでもどこでも簡単にネットに接続できる環境
- * 児童生徒のスマホ等の所持率の増加
- * 情報メディアの活用に関する知識・技術の不十分さ
- * 情報社会のルールやマナー習得の不十分さ
- * 保護者、大人の知識・技術、危機意識の低さ 等

現状と取組の目標

○スマホ等の使用時間制限に関する取組の促進 (スマホ、ゲーム等を平日3時間以上利用する割合)

H26実績	小 (15.8%)	H28実績	小 (15.5%)	H29目標値	小 (5%)
	中 (25.0%)		中 (22.5%)		中 (10%)
	高 (39.0%)		高 (34.6%)		高 (15%)



○家庭でのルールづくりの促進 (家庭でのルールがあると答えた割合)

H26実績	小 (54.8%)	H28実績	小 (60.0%)	H29目標値	小 (75%)
	中 (39.8%)		中 (47.1%)		中 (70%)
	高 (13.4%)		高 (20.4%)		高 (60%)

○フィルタリング設定に関する取組の促進 (フィルタリングの設定率)

H26実績	小 (48.6%)	H28実績	小 (39.9%)	H29目標値	小 (85%)
	中 (39.5%)		中 (39.6%)		中 (80%)
	高 (42.0%)		高 (46.0%)		高 (70%)

学校

児童生徒の主体的な活動の促進

継続・成果普及

【教育委員会】
【1,769千円】

○『スマホサミット2017』の実施

- ・ 取組を地域に広げるための協議・スマホ宣言や小学校への出前授業教材作成、学校等の取組事例集作成)・啓発活動 等
- ・ 成果報告会(8月)の開催 ※教職員・保護者対象
- ・ サミット参加校(中学校24校・高校11校)等の取組をホームページ上で紹介

指導・支援

教職員の指導力向上の促進

継続・強化

【教育委員会】

○『情報モラル教育推進リーダー研修』の実施

- ・ 研修講師の経験を積み、実践力に富む地域のリーダーとなる教員を養成
- 校内の中核となる教員養成研修の実施
 - ・ H27～H29の3年間で継続養成、校内研修資料を提供
- スマホ・ネットに関する指導カリキュラム表の作成
 - ・ 発達段階に応じた、スマホ・ネットの光と影の学習、情報モラルの育成

連携

家庭・地域等

家庭・地域等への啓発活動の促進

継続・強化

【教育委員会】

○『子ども安全安心ネットサポーター』の養成継続

- ・ 保護者等に助言できる中核人材の養成 【282千円】
(H28まで70名養成→ H29まで100名養成)

○養成したサポーターを活用した保護者対象のワークショップの促進・充実

- ・ 正しい知識・理解、家庭でのルールづくりの促進
- ・ 就学前の機会の活用等、早期からの保護者啓発強化
- ・ 親育ち応援学習プログラムの活用促進
- ・ 「ネット依存チェックシート(案)」の周知・普及

○啓発チラシを作成し、毎学期、保護者懇談会等で直接配付

【702千円】

- ・ 家庭でのルールづくり、フィルタリング設定の強化
- ・ 保護者懇談会等で配付し、直接的な啓発を目指す
- ・ 学習リーフレットの積極的な活用促進

継続

関係機関等と連携した対応

○『スマホ・ネット問題解決タスクフォース』

- ・ 携帯電話事業者も参画した官民一体のフィルタリング設定促進等の取組 【男女共同参画青少年課】

○『インターネットモラル教室』

【県警本部少年課】

○ネットパトロール

【教育委員会】

研究成果の反映

継続

ネット上のいじめ・トラブルの研究

- ネットいじめ・トラブル等の検証・検討 【教育委員会】
 - ・ 利用実態調査や高校等からの聞き取りの実施【1,550千円】
 - ・ 課題に応じた対応策の検討
- サービス提供事業者等への提案
 - ・ ネットいじめ・トラブルへの対策等に関する提案

継続・強化

ネット依存の研究

- ネット依存の未然防止や早期対応 対処の在り方について研究 【教育委員会】 【403千円】
 - ・ ネット依存研究委員会による更なる研究推進
 - ・ モデル校によるチェックシートの試行
 - ・ 「ネット依存チェックシート」とその活用マニュアルの完成

学校と家庭・地域が連携し、子どもを守る体制の構築

スマホ・ネット問題総合対策の推進

子どもをめぐるスマホ・ネット問題とは

- * 長時間ゲームをするなどのネット依存
- * 誹謗中傷やいじめにつながる仲間外しなどのネット上の人権侵害
- * 課金、犯罪被害に遭うなどのネットトラブル

背景は

- * いつでもどこでも簡単にネットに接続できる環境
- * 児童生徒のスマホ等の所持率の増加
- * 情報メディアの活用に関する知識・技術の不十分さ
- * 情報社会のルールやマナー習得の不十分さ
- * 保護者、大人の知識・技術、危機意識の低さ 等

現状と取組の目標

○スマホ等の使用時間制限に関する取組の促進 (スマホ、ゲーム等を平日3時間以上利用する割合)

H26実績	小 (15.8%)	H28実績	小 (15.5%)	H29目標値	小 (5%)
	中 (25.0%)		中 (22.5%)		中 (10%)
	高 (39.0%)		高 (34.6%)		高 (15%)



○家庭でのルールづくりの促進 (家庭でのルールがあると答えた割合)

H26実績	小 (54.8%)	H28実績	小 (60.0%)	H29目標値	小 (75%)
	中 (39.8%)		中 (47.1%)		中 (70%)
	高 (13.4%)		高 (20.4%)		高 (60%)

○フィルタリング設定に関する取組の促進 (フィルタリングの設定率)

H26実績	小 (48.6%)	H28実績	小 (39.9%)	H29目標値	小 (85%)
	中 (39.5%)		中 (39.6%)		中 (80%)
	高 (42.0%)		高 (46.0%)		高 (70%)

学校

児童生徒の主体的な活動の促進

継続・成果普及

【教育委員会】

○『スマホサミット2017』の実施

- ・ 取組を地域に広げるための協議・スマホ宣言や小学校への出前授業教材作成、学校等の取組事例集作成・啓発活動 等
- ・ 成果報告会(8月)の開催 ※教職員・保護者対象
- ・ サミット参加校(中学校24校・高校11校)等の取組をホームページ上で紹介

指導・支援

教職員の指導力向上の促進

継続・強化

【教育委員会】

○『情報モラル教育推進リーダー研修』の実施

- ・ 研修講師の経験を積み、実践力に富む地域のリーダーとなる教員を養成

○校内の中核となる教員養成研修の実施

- ・ H27～H29の3年間で継続養成、校内研修資料を提供

○スマホ・ネットに関する指導カリキュラム表の作成

- ・ 発達段階に応じた、スマホ・ネットの光と影の学習、情報モラルの育成

連携

家庭・地域等

家庭・地域等への啓発活動の促進

継続・強化

【教育委員会】

○『子ども安全安心ネットサポーター』の養成継続

- ・ 保護者等に助言できる中核人材の養成 (H28まで70名養成→ H29まで100名養成)

○養成したサポーターを活用した保護者対象のワークショップの促進・充実

- ・ 正しい知識・理解、家庭でのルールづくりの促進
- ・ 就学前の機会の活用等、早期からの保護者啓発強化
- ・ 親育ち応援学習プログラムの活用促進
- ・ 「ネット依存チェックシート(案)」の周知・普及

○啓発チラシを作成し、毎学期、保護者懇談会等で直接配付

- ・ 家庭でのルールづくり、フィルタリング設定の強化
- ・ 保護者懇談会等で配付し、直接的な啓発を目指す
- ・ 学習リーフレットの積極的な活用促進

継続

関係機関等と連携した対応

○『スマホ・ネット問題解決タスクフォース』

- ・ 携帯電話事業者も参画した官民一体のフィルタリング設定促進等の取組

【男女共同参画青少年課】

○『インターネットモラル教室』

【県警本部少年課】

○ネットパトロール

【教育委員会】

研究成果の反映

継続

ネット上のいじめ・トラブルの研究

○ネットいじめ・トラブル等の検証・検討

- ・ 利用実態調査や高校等からの聞き取りの実施
- ・ 課題に応じた対応策の検討

○サービス提供事業者等への提案

- ・ ネットいじめ・トラブルへの対策等に関する提案

継続・強化

ネット依存の研究

○ネット依存の未然防止や早期対応対処の在り方について研究

- ・ ネット依存研究委員会による更なる研究推進

モデル校によるチェックシートの試行

「ネット依存チェックシート」とその活用マニュアルの完成

学校と家庭・地域が連携し、子どもを守る体制の構築

1月 教諭と面談 面接カードに次のように記入している。

「1イニングきっちりおさえられるピッチャーになる。たくさん食べる。限界まで鍛える。勉強をおこたらない」

2月中旬、君が君に「部が面白くない。勉強がしたい。」と話す。

教諭、君を励ます。(1年1組教室にて)

君「野球をする意味が見当たらない。練習がきつい。勉強との両立が難しい。目標が見あたらない。」

教諭「あと、数日乗り切ればテスト週間だから頑張ろう。」と励ます。

教諭もこの頃、君を励ます。

3月の遠征には、参加していない。(経済的な理由で)

勉強には真面目に取り組み、課題はきちんと提出していた。

4月の担任の教諭との面談では、大学で希望であると言っていた。

3月 君が野球部を退部

[Redacted text block]

6月11日(月)

教諭へ退部を申し出る。

君「野球部を辞めたい。」

教諭「(最近のプレーから) あれだけ、結果をだしているのにどうして辞めるのか。せっかく打撃が良くなってきたのに。」

君「野球部にいる意味がない。もう決めたことです。遠征の時から辞めようと思っていました。」

(6月2日3日の滋賀・京都の遠征の時、退部を考え、6月10日の朝日高校との練習試合で決断した旨の内容であった。)

教諭「辞めようと考えているプレーヤーが試合にでると、士気が下がるだろう。大会1ヶ月前だ。3年生のことも少しは考えてくれ」

教諭「保護者の方は、どのように言われているのか」

君「行くなら辞めてもよいと言っている」

教諭「保護者の方が認めているなら仕方がない。もう止めない。部員や他の顧問の先生にも言うておきなさい」

7月15日(日)

野球部県大会1回戦 エイコン球場 対 玉野商 応援に来る。

7月21日(土)

野球部県大会3回戦 倉敷マスカット球場 対 理大附属
応援席の野球部の選手に混じって、制服でメガホン持って応援していた。

7月22日(日) 野球部練習休み

君が2年生部員に対して「マネージャーで部に復帰しようと思いますが、異論はありませんか」というメールを出し、部員から「いいよ」というメールをもらい、「マネージャーで戻る」という返信をしている。

君は「それなら、明日、先生に言った方がよいよ」と返信する。

7月23日(月)

7:30 教諭が体育準備室前に行くと、君が待っていた。

君「マネージャーになりたいです」

教諭「無理ではないが、女子マネージャーとは違うぞ。1度辞めているし、選手として気持ちが続かなかつたのだからマネージャーは絶対に務まらない」と言ったが

君「やらせて下さい」

教諭「もう辞めるとか言えないぞ。それなりの覚悟で来たのか？」

君「はい」

教諭「それなら、今日のミーティングから入りなさい」

君は、女子マネージャーを見て、マネージャーの仕事の大変さを認識していたはずである。

教諭は、無理だということを伝え、それでも入部するか、辞めるかの判断を待ったが、やると言ったので入部を許可した。やるからには、君に自分で決めたことを途中で投げ出すような人間になって欲しくなかつたので、もう辞めれないぞ。と念押しをした。

1限数学の授業前、教諭は君から、マネージャーで復帰したことを聞く。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

13:00~13:15 教諭と個人面談

進路について、大学進学希望だが、学部を早く決めようという話をする。

マネージャーに復帰したことについて話題にした。

「今度はもう辞めれんけど大丈夫か」と聞くと「はい、大丈夫です」と返事をする。

6/5実施の高校生アンケートにおいて、いじめられた経験がある(内容は「あだ名」)にマークがあったので、事情を聞くと、「間違っただけでマークした」と言う。疑ってさらに聞くと「他の○○君の方がいじられている」と他の生徒を気遣う。QU調査の回答もすべて3にマークしており、眠たかっただけで適当にマークしたと言っていた。終始明るい表情であった。

教諭は、疑って何回も聞いたが、最後までマークミスだったと言っていた。

13:30~17:00 野球部ミーティング(場所は2-7教室)

君が、司会と板書をしていたが、教諭の指示により、君が途中から部員の意見をまとめ板書する役を行った。

このミーティングで、部員が話し合い、県大会ベスト8の目標を設定した。教諭は、3年生のメンバーより力が劣る彼らが、3年生を上回る目標を設定したことには驚きと期待を感じた。

家庭では、明るかった

7月24日(火)

7:30~朝練習に参加。部室の整理などを行う。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

13:30~17:00 放課後の練習

第1体育館の前で、君が移動中の教諭のところへバットを持ってきたが、「ノックはまだ始まらないので、ホームベースのがこの所においといてくれ」と伝えた。

この日はノックのみだったので、君は教諭の隣で球出しを行った。

練習中、君と君が体調不良を訴えてきたので、休ませた。

君が体調不良になり、保健室に行った。教諭は、君が保健室に行ったことを報告しなかつたので、君を叱った。(日頃から報告・連絡・相談の徹底を指導していた。)

家庭では明るかった。

お父さんに「マネージャーになって良かった。叱られなかつた」と話す。

7月25日(水)

家庭で、午前3時まで勉強していた。

7:30~朝練習に参加。部室の整理・掃除を行う。

1限から4限の授業・SHRは普段どおりであった。

13:30~17:00 放課後の練習

君はソックスの球出しをして、その後、部室の清掃を行う。

15:00頃、1年生の君が体調が悪くなり、ぬれたタオルを使って、自分で頭を冷やしていたため、教諭が氷で冷やすよう指示をした。その時、教諭は君を呼んだが、部室の掃除をしていた君は気がつかず来なかった。君はバスケットボール部の女子マネージャーに氷をもらい冷やしていた。

そして、次の練習(ベースランニング)に入った。

練習終了後、ホームベース付近で、教諭が君への対応について君を叱った。

「熱中症で倒れた部員がいたら、氷の用意をせい。」「他の部のマネージャーにしてもらってるがな。」

「部室におっても外の様子は気にしとけよ!」と、傷病者への対応と部室にいてもブランドへの気配りについて叱った。

教諭は注意した後、下校指導のために校門付近へ移動する。

部員は更改のため部室は行き、部室で、君を君が励ます。

君。「気にせずやっついでいこうぜ」

君は「大丈夫」と答える。特に変わった様子はなかった。

17:00 下校時。武道場とトイレの間の通路付近で君が熱中症の症状で休んでいた。

君は体育教官室へ製氷機の鍵をとりにいき、お隣の製氷機から氷を取り出し、部室から氷のうを持ってきて、それで君の身体を冷やして看病する。そして、君と共に君の保護者を待たせ、君は製氷機のところまで、君を励ます。

教諭は、校門で下校指導を終えた後、君のところへ行き、君が適切な対応を怠っているのを見て、良くやっているなど思った。

17:30分頃 君の保護者が迎えにきたので、その後、君は、

君と一緒に下校する。

途中で、君が足をつった。

その時、君が君に対して「マネージャー助けてや」と言う。

君は「おれは、マネージャーじゃない。存在するだけだ。」という意味のことを言い、3人を残し立ち去った。

【再発防止について】

- ・学校全体として教育相談体制を充実させる。
- ・生徒の悩みを把握し、全員の生徒が充実した高校生活を送ることができるようにするために、9月24日、新たに「生徒支援委員会」を設置した。
- ・生徒との面談時には、進路に関する面談においても悩み等を聴く。
- ・学校生活やいじめ・人権等に関する様々なアンケートにおいて、より細やかに悩みが把握できるように項目を改善する。
- ・岡山県青少年総合相談センター「ハートフルおかやま」等の外部の相談窓口の周知を徹底させる。
- ・入部届、退部届の提出を徹底させ、保護者との連携を密にする。

野球部関係

- ・各学年各班の変換シートは、顧問全員がみて、生徒の状況を把握する。
- ・毎週の顧問と部員との面談や声かけを充実させ、部員の悩みを把握したり、顧問と部員の信頼関係を深めるよう努める。
- ・生徒同士で行うミーティングを月1回設け、部員同士の絆が深まるように働きかけ、部員同士で支え合う体制を充実させる。
- ・保護者会との連携を強化し、退部等の申し出があったり、問題を感じた場合には、保護者に必ず連絡する。

熱中症関係

- ・生徒の体調には、十分気を配り、適宜休憩をとる。
- ・水分補給は、お茶のみでなく、スポーツドリンクや塩の用意もする。
- ・体調不良で休んだ部員に対しては、通常メニューには戻さず、別メニューで経過観察する。
- ・養護教諭とも確実に連携をとり、再発防止に努める。

No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

0

0

No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

100

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

Stu

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C

O

No. _____

DATE _____

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1234

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

U.S.

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

11.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1142

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



U.S.

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



NO.

DATE

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

Date

[REDACTED]

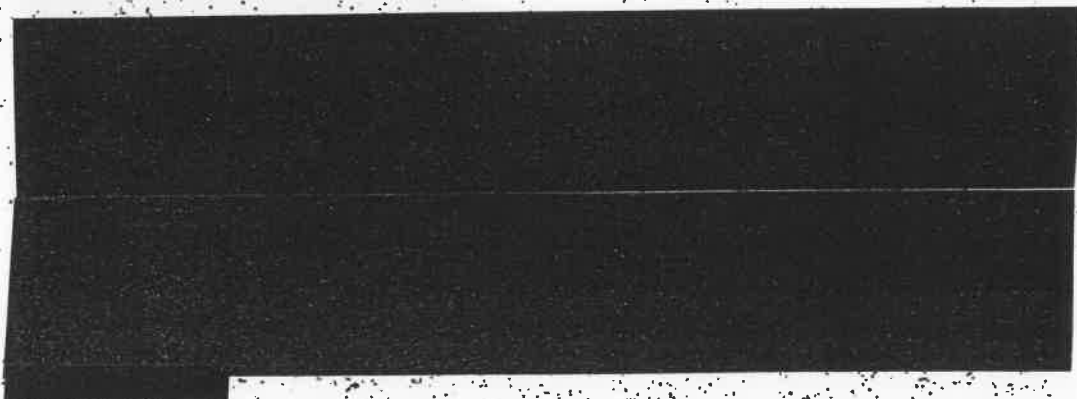
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

No.

Date



No.

Date

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

息子の自殺報道による操山高校混乱のお詫び

突然の息子の自殺報道で学校などへの取材が一気に押し寄せ、ご子息・保護者様へも心配や迷惑をお掛けし、混乱を招くこととなり、大変申し訳なく思っております。父として、息子の自殺報道がこのような形で流れ、操山高校の名前が紙面やインターネット上に載るのは誠に遺憾であり、不本意なことと思っております。これまで、情報管理を徹底し、家族からの積極的な情報発信は慎んできました。それは、息子や操山高校の名誉を守るためです。しかし、息子が亡くなったことについて、ご存じのように報道されてしまいました。残念でなりません。報道機関の情報収集能力にはかないませんでした。

本日、学校から保護者説明会が開催されることのお知らせがあり、父としてお詫びを述べずにはいられませんでしたが、本紙をお配りする次第です。

息子は平成24年7月26日の夕刻、帰宅後、家族と対面することなく突然自死しました。遺書はなく、それまで普通に過ごしておりましたので、当初は原因がわかりませんでした。亡くなった息子との時間を少しでも長くとりたいとの思いから、家族だけの葬儀といたしました。

葬儀前に学校側から「葬儀後に何回もの弔問は対応が大変だろうから、自宅へクラス単位で自宅弔問に行きたい」との申し入れがありましたが、家が狭く、近所の人へのお知らせも出来ていなかった時期だったことから、「一度に大人数での弔問は困ります」と返答しました。

原因が特定できない中、学校からの情報提供を一途に待っていたのですが、お盆がすぎても連絡がなかったため、平成24年8月17日に学校へ電話確認をし、事実確認の説明をお願いしました。平成24年8月23日には学校から弔問に来られましたが、何の事実確認の説明もありませんでした。平成24年8月24日には、何回もの調査に生徒さんを巻き込むのを避けたく、1回の調査で完了させるため、第三者による調査を要望しましたが、願いかなわず、この後、学校教員による聞き取り調査実施を経て、結果報告を何回か受けました。

この学校教員による調査と並行して、息子と親しかった生徒さんや保護者様のご協力をいただき、独自に直接聞き取りを行いました。この独自聞き取りにおいて「絶対に弔問に行かないこと」と学校側が指示していることや、「野球部が数日間の休止期間を経てこれまで通り活動していること」や「自死の原因が野球部顧問の叱責であること」などの事実確認ができました。

学校職員の方には、何回も聞き取り調査・報告をして頂き、感謝しておりますが、学校職員による調査の限界を訴えられていました。このため、平成24年10月9日に教育委員会・学校へ要望書を提出し、事実確認を再度依頼しました。教育委員会はこれを受けて、保護者の要望を受ける形で、教育委員会による聞き取り調査を実施し、平成24年11月9日付で回答書の送付を受けました。この回答書には、生徒さんからの聞き取り結果と「行き過ぎと思われても仕方のない指導や発言があり、影響がなかったとは言い切れない」とのコメントが入っていました。

私どもは、このコメントを読み、因果関係がはっきりしたとの認識でありましたが、調査不足な点があり、平成24年11月28日に再度の要望書を教育委員会に提出しました。教育委員会はこれを受けて、教育委員会による聞き取り調査を実施し、平成25年1月11日付で回答書の送付を受けました。こちらからの要請内容に対して、部分的な回答しかなかったた

め、平成25年1月27日に追加説明の要請を学校にしました。

これを受けて、平成25年2月6日に学校から弔問に来ていただきました。この時にも具体的な再発防止策などの提示はありませんでした。

その後、学校からの新しい情報提供もなく、全く先が見えない生活を送っていたところ、今回の突然の報道となりました。

新聞報道によると教育委員会は「指導と自殺の因果関係は分からない」との認識であり、父として大変衝撃を受けました。そして、遺族の要望があれば「第三者による調査」を検討ともありました。最初から承知していただけたい。私は、平成24年を退学4月には、何回かの調査に生徒さんを巻き込むのを避けたく、1回の調査で完了させるため、第三者による調査を要望しましたが、これまでかなえられていません。今後、教育委員会の方針により、第三者委員会の設置が行われ、再調査が行われるかもしれない。息子に關係する生徒さん達にとって、いったい何回目の聞き取り調査になるのかと想いを胸が痛めます。結果として、大変迷惑な生徒さん達にお掛けしてしまうことについても、お詫びしたいと思っております。

現在の私の今の思いですが、息子の自死原因の調査結果判明後の施策が早く全国で実施されていたとしたら、大阪の体罰自殺が防げていたのではと思ひ、悔み切れぬ気持ちです。

この度は、息子の自殺報道を発端とし、多くの生徒さん、保護者様方にご迷惑をお掛した点について、深くお詫び申し上げます。

平成25年2月4日 元操山高校野球部員の父

平成25年2月26日

保護者の皆様へ

岡山県立岡山操山中学校・高等学校

校長

ご報告

平素から本校の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2月13日の新聞報道以降、保護者の皆様には、たいへんなご心配をおかけしており、まことに申し訳ありません。心からお詫びを申し上げます。

2月14日の緊急保護者会には多くの保護者の皆様にご出席をいただき、貴重なご意見等を賜りましたことに対しまして感謝いたしております。

緊急保護者会におきましては、具体的な経緯、部活動、学習活動のあり方、第三者による調査、本校教育の充実方策等に関するご質問やご意見を多数賜りました。

翌日2月15日には高校1年生、2年生の生徒の皆さんに、体育館で、経過を含めて、今後の取組についての考えなどを、校長から直接説明をいたしました。

中学校の生徒の皆さんには、同日の帰りの会で、担任から高校生の皆さんにお話しした内容の概略をお伝えしたところであります。

また、2月19日には緊急のPTA役員会を開催していただき、学校とPTAとが協力して今後の対応等を進めていくことを確認しております。

現在、担任等による個別の面談、声かけなどを通じて、生徒の皆さんの様子の把握に努めておりますが、専門家によるカウンセリング等の体制を整えて、今後も継続的に生徒の皆さんの様子を見守ってまいりたいと思います。

今後とも、緊急保護者会でいただいたご意見をはじめ様々のご指摘を真摯に受け止め、亡くなられたお子様のご家族のお気持ちに配慮しつつ再発防止に全力を尽くすとともに、各教科、部活動等をはじめ本校の教育活動において、教職員との深い信頼関係のもと、生徒の皆さん一人一人が個性を伸ばさせ、充実した学校生活を送ることができるよう努めてまいりたいと思います。

今後の経過につきましては次のご報告でお知らせいたします。

引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

様と学校・県教委との見解の相違点等について

(家訪問記録2013/2/16から)

訪問日時等 平成25年2月16日(土) 10:30~13:30

(家)

(学校) 校長 教頭

- 生徒集会時の「校長からのメッセージ」、緊急保護者会時の「校長挨拶文」「経過説明資料」をお渡しする。

(1校長) 様の保護者向け文書の文教委員への提供をどのようにすればよろしいか。

(2 様) 文教委員さんだけへの提供に留めて下さい。

(3 様) 学校や教育委員会に訊いたことが返ってこない。不信感がつるばかりだ。問題意識がないのか、何回聞いても答えてくれない。組織全体としての体制がおかしいのではないか。県教委の担当部署はどこか。

【学校】(問題意識、組織の体制)

今回の件は、大変悲しいできごとであり残念に思い、このようなことが起こったことについては責任を感じ申し訳なく思っている。(2012/11/8回答書)

重大性に鑑み、様の心情や意向に配慮しながら誠意をもって対応してきたと考えている。

【県教委】(訊いたことが返ってこない、問題意識、組織の体制)

様の代理人弁護士からの申入書の内容について、3年生部員からの聞き取り以外は回答している。

今回の件は、大変悲しいできごとであり残念に思っている。学校に対しては、御遺族の心情等に配慮した誠実な対応を指示するとともに、県教委としても重大性を鑑み、誠意をもって対応してきた。このようなことが二度とあってはならないと考えている。

学校との連携を密にしながら、担当部署を中心に協議を重ね、組織的に対応してきた。

(4校長) 担当は生徒指導推進室です。第三者による調査も必要と思われま

(5 様) 再度調査することになると生徒には迷惑をかけることになるが、私からの要望で再調査するのではなく、「学校側の不手際が原因とする再調査」であることの十分な説明と謝罪を生徒にしてからに欲している。8月下旬、第三者による調査を要望した。事実確認ができるのであれば、調査方法(アンケート、聞き取り等)は指定しないとも連絡している。これまで、その要望はかなえられていない。

【学校】(再調査)

生徒への聞き取り等を行うことが必要になった場合には、ご遺族のお気持ちに十分配慮できていなかった点を真摯に説明し、聞き取り対象者の選定やケアの体制に十分配慮したい。

【学校】(第三者による調査の依頼)

調査の方法を検討するため、8月24日、教頭が[]さんとメールで協議をした。

この際、生徒に対するアンケートの実施方法について協議をした。

この時、アンケートをするのであれば、アンケートの実施者を担任、野球部顧問以外の第三者にして欲しい、という要望があったことは認識している。

第三者は担任・野球部顧問以外であれば教員でもよいと認識した。

アンケート以外の調査を第三者にして欲しいという要望があったとは認識していない。

最後は、調査方法は学校が決めることになることと認識した。

したがって第三者による調査を依頼されたとは認識していない。

また、本人のプライバシーに配慮して、アンケートの存在を口外しないようにという文面から、ご遺族は、今回のことを広めたくないというお気持ちであると認識した。

[]さんからのメール) 2013/8/24.25

「アンケートにあたり、プライバシー確保の保証をして下さい。また、当事者以外の方(第三者)がアンケートしないと生徒は本当のことは、書かないと思います。必ず、同じ第三者が、クラスにも野球部にも、調査の説明をして、アンケートを書かせて下さい。アンケート結果はそのまま見せて下さい。また、アンケートの内容から死因が自殺である説明は、いらないと思いますので、言わないで下さい。」

[]のプライバシーについてですが、アンケートの存在についても、口外しないことを生徒に十分説明してからアンケートして下さい。」

「アンケートを実施する人は担任・副担任・野球部の顧問はアンケートの実施に関わらないようにしなければ、正しい回答は得られないのではと考えます。

当事者に関係ない第三者が、クラスにも野球部にも、調査の説明をして、アンケートを書いてもらうべきなのではないでしょうか。」

「アンケートという調査方法は、そちらが考えたものです。私どもとしては、[]さんが自殺をした日の1日中の行動、会話、先生や生徒との具体的なやり取り等が知りたいし、自殺に至る手がかりを見つけないのです。調査方法は、指定するつもりはありません。具体的にわからないのであれば、調査の意味がありません。」

【学校】(要望がかなえられていない)

県教育委員会とも連携しながら、調査し報告してきた。

できる限りの調査を行い、誠意をもって対応してきたと考えている。

(6校長) 第三者による調査を行うとすれば、どのようなことを求めることになりますか。

(7[]) 第1に、息子の自殺にいたるまでの事実確認である。自殺との因果関係があるのであれば

ば、早期に再発防止策等も検討・実施して欲しい。第2に、いまだに自殺までの事実調査・因果関係を解明できない組織全体の問題点を調べて、早急に改善策を検討・実施欲しい。要望されたから調査するのではなく、自発的・自立的に調査するのが基本ではないのか。因果関係があるかないかの決定は誰がしたのか。いずれにしても私どもの「ずれ」が埋まるまで納得できない。

【学校】(因果関係)

自殺と野球部の指導との因果関係はわからない。

【学校】(再発防止策)

9月27日に訪問した際に、次のような再発防止策を文書により説明している。

さらに、11月30日に校長、教頭、学年主任が訪問したときに、監督を教諭に代え野球部の指導体制の見直しをしたことを伝えている。

今後も「命を大切にす教育」や「自己肯定感を高める教育」教育相談体制の充実等、自殺予防対策は、継続し行っていく。

(2013/9/27に 様 に 渡 した 文 書 よ り 抜 粋)

【再発防止について】

- ・学校全体として教育相談体制を充実させる。
- ・生徒の悩みを把握し、全員の生徒が充実した高校生活を送ることができるようにするために、9月24日、新たに「生徒支援委員会」を設置した。
- ・生徒との面談時には、進路に関する面談においても悩み等を聴く。
- ・学校生活やいじめ・人権等に関する様々なアンケートにおいて、より細やかに悩みが把握できるように項目を改善する。
- ・岡山県青少年総合相談センター「ハートフルおかやま」等の外部の相談窓口の周知を徹底させる。
- ・入部届、退部届の提出を徹底させ、保護者との連携を密にする。

(野球部関係)

- ・各学年2班の交換ノートは、顧問全員がみて、生徒の状況を把握する。
- ・4人の顧問と部員との面談や声かけを充実させ、部員の悩みを把握したり、顧問と部員の信頼関係を深めるよう努める。
- ・生徒同士で行うミーティングを月1回設け、部員同士の絆が深まるように働きかけ、部員同士で支え合う体制を充実させる。
- ・保護者会との連携を強化し、退部等の申し出があったり、問題を感じた場合には、保護者に必ず連絡する。

(熱中症関係)

- ・生徒の体調には、十分気を配り、適宜休憩をとる。
- ・水分補給は、お茶のみでなく、スポーツドリンクや塩の用意もする。
- ・体調不良で休んだ部員に対しては、通常メニューには戻さず、別メニューで経過観察する。
- ・養護教諭とも確実に連携をとり、再発防止に努める。

【学校】(組織全体の問題点と対策)

学校は誠意をもって対応してきた。県教委も野球部員や教員から聞き取りを行い調査を行った。さらに、「自殺であることと言わないようにして欲しい。本人のプライバシーに配慮して欲しい。」というご遺族の意向から、オープンにしたアンケートや聞き取り、第三者による調査はできない状況にあった。

【学校】(因果関係の決定)

「因果関係がわからない」というのは、校長の考えである。

【学校】(ずれ)

第三者による調査等により、学校としても認識のずれを解消したい。

(8校長) 教育委員会に説明に来てもらいましょうか?

鈴 〇〇 〇〇: 今まで何の説明にも来てくれず、何で今、急に説明に来られるのか、形式的でなく、意味があるのであれば、来て下さい。8月下旬まで、誰も弔問に来なかったのはなぜか。

【学校】(8月末まで友人などが弔問に行かなかった理由)

7月26日、午後6時に校長、副校長、〇〇教諭、〇〇教諭で弔問に向った。

その際、父親から「このたびは学校にご迷惑をおかけして申し訳ありません。原因がわからない。職場には病気で休んでいることにしている。近所にも知らせていない。本人は皆から隠れたかったのだろう。葬儀は家族だけで行う。帰りは近所の人に知られないようにはらばらに出て下さい。本人は今日の夜遅くに人目につかない時間に迎えに行きます」という内容の話があった。校長が葬儀の参列についてお聞きしたところ、最後まで一緒に家族と過ごす時間を持たないので参列は控えて欲しいという意向を聞いた。

このような内容から、生徒に亡くなったことを伝えると近所等にも知られることになるので、生徒に知らせるにしても限定的なものにした方が良く考えた。

そして、野球部の生徒には7月26日、2年〇〇の生徒には7月30日だけに亡くなった事実のみを伝え、そのことを7月31日再度弔問に向った時に了解をいただいた。

野球部保護者へは、7月26日、〇〇教諭から野球部保護者〇〇へ「葬儀は家族のみの密葬で行われる。その気持ちを汲んでいただきたい」旨の連絡を回していただくよう依頼した。また、8月4日の野球部保護者会総会で、〇〇教諭から「ご遺族の気持ちを汲んで行動して欲しい」と連絡した。

2年〇〇には、7月30日に、ご遺族が「そつとして欲しい。広めないでほしい」という意向であることを伝えた。

そして、8月17日、父親から「落ち着いてきたので訪問していただいてもよい」という連絡があったので、担任と顧問を通じ、2年〇〇の生徒と野球部員に連絡をした。

【県教委】(教育委員会に来て下さい)

今まで、〇〇様の代理人弁護士からの申入書に対して回答してきたが、このたび報道や学校からの報告で、〇〇様が第三者による調査を希望されていることを知った。

県教委としても〇〇様のご意向等を踏まえ、第三者による調査を実施したいと考えているが、その内容や方法について、直接、話し合う機会をもちたいと考えている。

(10校長) 7月26日 3人で弔問に伺った。その時、「近所や職場にも知らせていない。帰りはばらばらに出て下さい。葬儀は家族のみの密葬で行う。広げないで下さい。」ということをお聞きした。野球部と2年■の生徒・保護者には亡くなったことのみを伝えるとともに、ご遺族の気持ちを配慮し弔問はひかえるよう連絡をしました。

【■様は、「密葬」や「広げないで」の言葉は夫婦とも使わないので言った覚えはないと言われている】

(11■様) 関係の深かった野球部とクラスの生徒には葬儀後、弔問に来て欲しかった。野球部では保護者説明会で「絶対に自宅に弔問に行くな」と指示されたと聞いている。野球部保護者会で指示をしたのは誰か。弔問に行きたかったけれども学校の誤った指示により、弔問できず傷ついている生徒がいる。野球部とクラスには誤った指示を学校が勝手に出したということで謝罪をして欲しい。誰も弔問に来ないし、死んだ理由も分からず、地獄のような1ヶ月間であった。しかし、へこたれてはいけないと思い、仕事はした。「そっとしてほしい」という言葉はこれまで使ったことはない。26日に「自殺ということをおみんなに言って良かった」と学校に尋ねられ、「理由は言わず、死にましたと伝えてほしい」と伝えました。そうすれば、仲のいい友達は来てくれるだろうから、自殺の原因が聞けるかと思った。形式的に大勢で来られても、そのような話は出しにくいと思ったから。

【学校】(絶対に弔問に行くな)

8月4日(土)野球部総会(定例)で、■教諭から説明した。内容については、事前に管理職と顧問3人で協議した。その内容は、7月26日の弔問時の様子(近所にも職場にも知らせていない。広げないで欲しい)と、30日から練習を再開したこと、部員の様子等であり、弔問については「ご遺族の気持ちを配慮して行動して欲しい」と説明している。「絶対に行くな」とは言っていない。

【学校】(謝罪)

26日の弔問時の状況から判断したので、御理解頂きたい。

【学校】(この会話)

この会話をした認識はない。校長が葬儀の参列について問い合わせをされて、父親が「ひろげないでください」と男泣きをされた。当日は「自殺」という言葉を出したような空気ではなかった。

(12校長) 7月26日の弔問の時の様子を基に、判断をしてしまった。2回目のご訪問が、8月の初めという思いより早まり、7月31日になった。その後も、ご連絡を差し上げ弔問等についてご相談をするべきであった。申し訳ありません。

(13■様) 明らかに情報共有不足である。学校は野球部とクラスに対して謝罪してほしい。

(14■様) パワハラ教育をしているのか。

(15校長) 管理職研修等ではしているが、生徒に対しては行っていない。

(16■様) パワハラ基準を明確にして欲しい。同じ言葉でも、パワハラと感じる人と感じない人がいる。生徒が、パワハラ言動が認定できるような教育をして頂きたい。第三者による調査を行うのであれば、そこで、基準を作成してもらいたい。おそらく1年生を中心に、監督との関わりが短く、息子の死後、多少態度を改めた監督の好意的なコメントが多く含まれていたが、1.0

月頃「教官室でぶちまわすぞ」という発言があったと聞いている。まだ改心はしてないと感じている。

【学校】(パワーハラの基準)

パワーハラメントに関しては、県教委の通知やリーフレットで示されている。

【学校】(ぶちまわすぞ)

勉強との両立を考え、課題を提出していない部員には背番号を与えないことになっている。本人に課題を提出していることを確認し背番号を与えた部員が、実際は未提出であったことが後から分かったので、本当にぶちまわすつもりはなかったが、勉強にも一生懸命取り組んで欲しいという気持ちで、そのような意味の発言をしたことがある。

- (17) 〇〇君は、家庭で〇〇議論のことを嫌がっていましたか。
- (18) 〇〇君「吐き方がしつこい」と嫌がった発言はあったが、いつも言っていたわけではない。家庭では基本的には明るく過ごしていた。しかし、6月野球部を辞めたあと、部員としては戻りたくないと言っていた。マネージャーとして復職したあと、「もう辞めれんまなあ」と、言ったのを覚えている。
- (19) 〇〇県知事にお会いしたいということですが、その目的は何ですか。
- (20) 〇〇君 岡山県の中で申立でトツツの県知事に自分の思いを直接お伝えしたいがからです。
- (21) 〇〇君 その面談はお急ぎですか。
- (22) 〇〇君 その要問をされるという事と自体、審議がおかしいのではないですか。
- (23) 〇〇君 なぜ記者会見を行ったのか。
- (24) 〇〇校長 12日夕方、突然、朝日新聞社の記者が、大変具体的な情報を持ってきて学校に取材に来て、翌13日記事となった。それを受け、13日朝、マスコミが多数、学校に押し寄せて来た。個別には対応できないので、一斉に対応する形となり、11時より説明の機会をもった。その内容については〇〇様と連絡をとる必要も感じたが、その時間がなかった。御理解頂きたい。
- (25) 〇〇君 これからは、ごちから情報共有してから情報発信して欲しい。
- (26) 〇〇君 存在価値を否定されるような言葉を先生から浴びせられると、子供は自信をなくしてしまう。〇〇は意志の弱い子ではない。普通の指導なら耐えられるはずである。今回のことがあり、即対応して頂ければ、大阪桜宮高校の事件も防げていたのではないかと。11月28日、2回目の申入書を県教委に送り、1ヶ月以内は回答を求めたが、年末年始で忙しいということで回答が年明けの1月11日になった。こちらは毎日子供のことを思い、年末年始もないので、まくそんなことを理由にするなど思った。そんな頃に大阪桜宮高校の事件が発生し、ショックだった。1月11日の回答も部分的で、私たちの質問にはほとんど触れず、愕然とした。11月9日の県教委の回答書で「同校に対して、誠意ある対応と事実調査をするように指示した」とあるが、県教委は、調査についてチェックをしたのか。

【県教委】(回答の遅れ)

年末に代理人弁護士に対しては、回答が年明けになることを連絡している。

【県教委】(部分的な回答)

- ・代理人弁護士から求めのあった3点(教職員・3年生部員・監督本人からの聴取)について、関係教員、監督本人からの聴取については回答している。
- ・3年生部員からの聴取については進路決定を控えた大切な時期であったため、あの時点での聴き取りは困難と判断し行わなかった。

【県教委】(調査のチェック)

- ・2年団の関係教員、野球部顧問、関係生徒から聴き取り等を行ったが原因は分からなかったという報告を受けており、また、弔問の様子や■様の意向、それに対する学校の対応等についても、適宜、報告があった。学校は、遺族の心情や意向等に十分配慮した対応に努めてきたと認識している。

(27 ■) 7月26日、関わりのある2学年団教員、野球部顧問から調査用紙と口頭により3日間の様子を調べた。その結果、原因は分からなかった。そのことを県教委に報告しています。

(28 ■) 8月23日教頭先生が来られた時、「調査していない」と聞いたと、記録している。

(29 ■) 「調査していない」と言った記憶はない。実際に調査用紙も残っている。

(30 ■) では当日なぜ、その調査結果を教えてくれなかったのか。調査用紙はあとでも作れる。8月17日に事実説明の依頼をしており、8月23日に事実調査の報告があると思っていた。

【■様は8月17日現在、■から事実調査が自動的に実施されていたものと思っていたので、説明の依頼をしたのは間違いないと言われている】

【学校】(8月17日の事実説明依頼)

7月26日、7月30日弔問に伺い、その後、原因がわからない中、一番お辛い思いをされている遺族にどのように対応するかが考えていた。

当面はそつとしておけるほうがよいであろう。お盆過ぎあたりに連絡をとろうと考えていた時、8月17日午後■時ごろ教頭に電話があった。

その内容は「落ち着いてきたので訪問していただいてもよむしい。学校での様子も知りたいので教えていただきたい。私の携帯に電話してから、多数は困るが小人数で来ていただきたい。」という電話があり、その旨をクラス担任と野球部の顧問に伝えた。

さらに、8月20日、「野球部には連絡済みなので、先日の連絡はクラス向けである。」という電話があった。

学校としては、本人の生前の様子が知りたいというお気持ちであると考え、事実確認(原因調査)の依頼があったとは認識していない。

後日、弔問に伺い本人の生前の学校での様子をお伝えしようと考えていた。

したがって、23日、教頭、学年主任、担任が訪問した際、「学校は原因を調べたのか。操山高校は信用できない。弔問に行かないように伝えている。隠そうとしているのではないか。大勢で来ないでくれと言ったが、来ないでくれと言ったことはない」と言われ、そこで、認識が違うことが判った。そして、今後、改めて調査をして報告する旨を伝えた。

(31 ■) 8月17日の■様からの電話では、事実調査の依頼を受けたという認識はありませんでした。8月23日は、私としては、初めて訪問する機会であったので、ご線香を上げに伺うとい

う認識でした。■様と認識の違いがあり申し訳ありませんでした。

(32 ■様) 8月17日、私が電話したとき、教頭先生は、今回の事を知らなかったのではないか。

【学校】(知らなかったのでは)

教頭は、もちろん知っていた。

(32 ■) 8月17日電話を頂いたとき、事務室職員が出て、営業の人と間違えたというのは事実です。この職員は、事務の臨時職員であり、事務室にも亡くなられたことは伝えていたが、勘違いしたと思います。大変申し訳ありませんでした。

(34 ■様) 緊急保護者会の議事録はいただけないか。

【学校】(議事録)

今回の緊急保護者会は、忌憚のない御意見を頂くために、報道関係者の入室は着断りをして、議事録の公開は前提にしていなかった。内容の概要は時供えすることはできるが、議事録そのものをお渡しすることはできない。

(35 ■) 現在、作成中です。

(36 ■様) まだ、できていないのか。私の職場では、当日には出来上がり情報共有できるようにしている。その辺がそもそも問題ではないか。私もお詫び文を配布している関係から是非、議事録がほしい。

(37校長) 部外者には議事録はお渡しできないかもしれないが、議事の内容については、お供えするよう検討したいと思います。

(38 ■様) 身体の傷は治るが、存在を否定されるような言葉を浴びせられると、心の傷は治らない。心の暴力である。心の暴力を受けて育った子供は大人になってそれを繰り返す。■が死ぬとは全く思っていなかった。よっぽど追い込まれたのではないか。学校は指導の在り方や因果関係をどのように考えているのか。

(39校長) 因果関係については分からないが、指導については、行き過ぎがなかったとは言えない。という判断である。

【学校】(因果関係、指導のあり方)

(39校長) の欄のとおりである。

(40 ■様) 家畜は、頭が使えないから叱る必要があるが、人間は頭を使えばしつこく言わなくてもできる。操山高生は頭が良いので、ちゃんと言えばできるはずだ。練習に行きたくないような部活は強くなる。行きたくて1分1秒を無駄にしたいなくなるような部活でないと強くない。

(41校長) そのとおりです。例えば、本校陸上部の指導は科学的な指導も行っています。

(42 ■様) ■教諭は野球部顧問を続けているのか。

(43校長) 監督は交代し、直接指導していないが、顧問です。

(44 ■様) 因果関係がはっきりしないのに、監督を交代させたのか。でもなぜ、顧問は続けているのか。

(45校長) この事件の重大性、 教諭の気持ち、シーズンオフになること等を総合的に判断して、監督を交代させた。顧問については、校務分掌で委嘱しているので、そのまま継続しています。

(46 様) 因果関係が分からないままで良いのか。調べなくても良いのか。因果関係がないのなら監督に戻れば良いのではないか。

(47校長) 学校の調査には限界も感じるので、第三者による調査をしていただくよう県教委と相談を始めています。委員の希望はありますか。

【学校】(監督の交代の理由)

(45校長) のとおりです。

【学校】(調べなくてよいのか)

(47校長) のとおりです。

(48 様) これまでそんな話はこちらには一切なく、突然言われてもわからない。気が変わるかもしれないが、精神科医、弁護士、警察などが委員、学校側と 家側が事務局として入る形かなと思う。教育委員会が作る組織ではなく、作る時から第三者が作る組織でないと意味がない。

(49校長) 来週早々、県教委に本日伺った 様の御意見を伝えたい。

(50 様) 情報共有ができていなかったり、組織として機能していなかったり、スピード感や危機感がないと感じられるので、早期改善されるよう求める。今日の議事録は私たちの確認後、教育委員会と情報共有してほしい。

(51) わかりました。メール送信し、事前確認いただきます。

『最愛の息子の死』を無駄にしないために…

息子は平成24年7月25日の夕刻、学校から帰宅後、家族と対面することなく再び外出し、自死しました。突然訪れたこの悲劇は、私にとって到底受け入れられる現実ではなく、何度も頬をつねりました。その日以来、悪夢から目覚めることのない朝が今も続いています。

遺書はなく、それまで家では普通に過ごしておりましたので、最初は原因が全くわかりませんでした。亡くなった息子との時間を少しでも長く過ごしたいとの思いから、家族だけでの葬儀といたしました。息子の訃報が届いた平成24年7月26日、学校から「葬儀後に何回もの弔問は応対が大変でしょうから、自宅へクラス単位で弔問に行きたい」との申し入れがありました。家が狭く、息子の訃報が届いた直後であり、近所の方へのお知らせも出来ていなかったことから、「一度に大人数での弔問は困ります」と返答しました。

原因が特定できない中、生徒さんの弔問や学校からの情報提供を一途に待っていたのですが、お盆がすぎても生徒さんの訪問はなく、学校側から連絡もありませんでした。「学校は文部科学省の通知により、再発防止を図る必要があるので、すぐ背景調査をしている」のではないかと情報が回り、平成24年8月17日に学校へ電話をし、生前の息子の様子の説明をお願いしました。平成24年8月28日には学校から弔問に来られましたが、生前の息子の説明は何もありませんでした。平成24年8月24日には何回もの調査で生徒さんを巻き込むのを避けたく、1回の調査で完了させるため、「第三者による調査」の意向を示しましたが、願いかねわず、学校教員による聞き取りがなされました。なお、この教員による聞き取りはこちらに具体的な方法説明がなく、定かではありませんが、こちらからの要望に対して部分的に対応しただけの確認程度の聞き取りと推測され、時間を要するばかりで、聞き取り結果は間違いがあったり、推測で情報も少なく、とても納得できるようなものではありませんでした。

私どもは、この教員による聞き取りと並行して、息子と親しかった生徒さんや保護者様のご協力をいただき、独自に直接聞き取りを行いました。この独自聞き取りにおいて「絶対に弔問に行かない」旨の指示を学校がしていたことや、「野球部が数日間の休止期間を経てこれまで通りの体制で活動していること」や「学校の不手際で息子のプライバシー保護がなされていないこと」や「教員から外進者や野球部員への差別的な発言があったこと」や「自死の原因が野球部監督のバカバカを告げ「不適切な指導」であること」

などの事実を確認しました。また、学校の「絶対に弔問に行かない」旨の指示により、息子と親しかった生徒さん達の心を傷つけていたことも知りました。私どもにとっても、息子と仲の良かった生徒さんの訪問が一切なかったことは、悲しみをより深め、息子が亡くなった原因の手がかりを見つげることでもできず、それはとてもつらく長い1ヶ月でした。何度考えても、極めて個人的な行為「弔問」について、勝手に学校が指示を出していたことは、到底納得できません。

学校職員の方には、何回も聞き取り・報告をしていただき、感謝しておりますが、教員による聞き取りの限界を訴えられておりました。このため、私どもは、平成24年10月9日に教育委員会・学校へ要望書を提出し、背景調査を再度依頼しました。教育委員会はこれを受けて、私どもに調査方法の具体的な説明を行うことなく、野球部保護者の要望だけを受ける形で、教育委員会職員による聞き取り調査を実施し、平成24年11月9日付けで回答書の送付を受けました。この回答書には、学校関係者による聞き取り調査であるためか、私どもが既に確認していた事実が十分には入っていませんでしたが、息子の亡き後もなお続く野球部監督の「不適切な指導」の存在と「行き過ぎと思われても仕方のない指導や発言があり、自殺に影響がなかったとは言い切れない」との教育委員会のコメントが入っておりました。

私どもは、このコメントを読み、「因果関係が教育委員会に認められた」との認識でありましたが、「教員による不適切な指導の再発防止策」や「教員など関係者からの聞き取り結果」の記載がないなど内容不

足な点が多くあり、平成24年11月28日に再度調査の要望書を教育委員会に提出し、誠意ある回答を毎日待ち続けました。この要望書を受けて、教育委員会による聞き取り調査が実施されたようですが、この時もまた私どもに調査方法の具体的な説明は全くなく、こちらの希望回答期限に10日以上遅れての平成25年1月11日付けで回答書の送付を受けました。この回答書には、「野球部監督の交代」や「生徒への再発防止策」が記載されておりましたが、相変わらず「教員による不適切な指導の再発防止策」の記載は一切ありませんでした。

教育委員会の方には、年末年始でお忙しい中、調査していただき、感謝しておりますが、こちらからの要請内容に対して、学校側に不都合と思われる事については、殊更触れておらず、特に野球部監督の言葉には生徒から聞いている内容とはかけ離れた部分が多く、とても信じられるものではありませんでした。このため、平成25年1月27日に追加説明の要請を学校にしました。これを受けて、平成25年2月6日に学校から弔問に来ていただきましたが、この時にも説明はありませんでした。

その後、教員による不適切な指導により重大事案が発生している学校の責任者であるにも関わらず、校長が「平成24年度教育者本部科学大臣表彰」を受けていた事案が平成24年11月の新聞に掲載されていたことを知り、深い失望を感じながら、学校からの新しい情報提供もなく、全く先が見えない生活を送っていたところ、平成25年2月に突然の自殺報道がされました。

この報道により、教育委員会は「野球部指導と自殺の因果関係は分からない」との認識であり、学校は「監督を交代しても顧問のまま残っている」との対応をしていることを知り、私たちの認識との違いに父として強い衝撃を受けました。そして、遺族の要望があれば「第三者による調査」を検討ともありました。最初からそのように調査していただければ。

その後、何も進展がない中、平成25年3月に息子の自死についての県議会質問があり、教育長からの答弁がなされました。この答弁により、学校・教育委員会は「平成24年3月23日の訪問時に既に学校が行っていた初期調査の事実を私たちに隠蔽した疑いがあること」や、「遺族の要望が何もないことを理由に調査委員会を設置しなかったこと」や「遺族の不承もなく『そつとしておいて欲しい』と独自に判断し、隠蔽や不作為等の『言い訳』にしていた疑いがあること」や「生徒のために再発防止を図る目的の背景調査ではなく、因果関係を否定し、教員や組織の防衛を図るために調査している疑いがあること」などが判明し、強い憤りと不安を覚えました。初期の私たちの意向だけ都合良く利用して隠蔽や不作為等を繰り返した疑いのある学校・教育委員会に適切な背景調査ができるとは到底思えません。

今後、教育委員会の方針により、「第三者による調査」が行われるかもしれませんが、息子に関係する生徒さん達にとって、いったい何回目の聞き取り調査になるのかと思うと胸が痛みます。息子と生徒さん達との関係が崩れやしないかと心配でなりません。

現在の私の思いですが、「息子の自死原因の究明」や「教員による不適切な指導の再発防止策」が早く全国で実施されていたとしたら、12月の大阪の体罰自死が防げていたのではと思い、やり切れない気持ちです。もうこれ以上、同じ悲劇を繰り返さないため、きちんとした情報共有が図られ、遺族にとっても公平で適切な調査が早急に実施されることをただ一途に願うばかりです。

妻と共に大切に育ててきた、誠実で素直な子だった「最愛の息子の死」を無駄にしないために……

第三者による調査委員会の方向性について (案)

1. 趣 旨

専門家が第三者の立場から、自死の背景、要因等について調査を行うとともに、再発防止や予防に向けた取組等について検討する調査委員会を設置する。

2. 目 的

- (1) 部活動の指導も含めた、当該生徒の自死の背景、要因等の調査
- (2) 自死の再発防止に向けた取組についての検討
- (3) その他調査委員会が必要と認めた内容についての調査・検討

3. 構成メンバー (案)

- ・ 教育に関する専門知識を有する学識経験者 (大学教授)
(教育の専門家も多く抱える県内の大学からの推薦)
- ・ 弁護士
(岡山弁護士会からの推薦)
- ・ 臨床心理士
(岡山県臨床心理士会からの推薦)

4. 会 議

- ・ 会議は第三者による調査委員会が認めた場合を除き非公開とする。
- ・ 報告書は第三者による調査委員会の承認を経た上で公表する。

5. 調査委員会による調査

- ・ 解明すべき内容について、詳しい背景調査を行う。
- ・ 関係者から、事実関係や意見等に関する陳述、説明等を求める。
- ・ 関係者から、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求める。

6. 設置期間

- ・ 委員を委嘱した日から、設置目的を達成するまでの期間

7. 事務局

- ・ 第三者による調査委員会の事務局は、岡山県教育庁内に置く。
- ・ 議事録その他の関連資料の調整を行う。
- ・ 会議日程や会議場所の確保を行う。
- ・ 運営に必要な予算の管理を行う。

息子を自死で失った親の思い

平成25年5月20日

元岡山操山高校2年：[]の父・母

私たちの最愛の息子、[]は平成24年7月25日の夕刻、学校から帰宅後、家族と対面することなく再び外出し、自死しました。突然訪れたこの悲劇は、私たちにとって到底受け入れられる現実ではなく、何度も頬をつねりました。その日以来、悪夢から目覚めることのない朝が今も続いています。

遺書はなく、それまで家では普通に過ごしておりましたので、最初は原因が全くわかりませんでした。亡くなった息子との時間を少しでも長く過ごしたいとの思いから、家族だけでの葬儀といたしました。息子の訃報が届いた平成24年7月26日、学校から「葬儀後に何回もの弔問は対応が大変でしょうから、自宅へクラス単位で弔問に行きたい」との申し入れがありましたが、家が狭く、息子の訃報が届いた直後であり、ご近所の方へのお知らせも出来ていなかったことから、「一度に大人数での弔問は困ります」と返答しました。

原因が特定できないまま、葬儀を終え、生徒さんの弔問や学校からの情報提供を一途に待っていたのですが、お盆がすぎても生徒さんの訪問はなく、学校側からの連絡もありませんでした。その時点では学校を信頼しており、「学校は文部科学省の通知により、再発防止を図る必要があるので、すぐ背景調査をしているのではないか」との思いから、平成24年8月17日に学校へ電話をし、生前の息子の様子の説明をお願いしました。平成24年8月23日には学校教員の訪問がありましたが、生前の息子の様子の説明は何もありませんでした。私たちは、この日の対応を境に学校へ不信感を持つこととなり、電話での学校とのやりとりは後に事実の証明ができないため、メールに変更せざるを得ませんでした。

平成24年8月24日には何回もの調査に生徒さんを巻き込むのを避けたく、1回の調査で完了させるため、「第三者による調査」を希望しましたが、願いかなわず、その後、教員による聞き取りがなされました。なお、この教員による聞き取りは私たちに具体的な方法説明がなく、定かではありませんが、きちんと聞き取りを行っていたのか大変疑わしく、危機感やスピード感がなく時間を要するばかりで、その結果は間違いがあったり、種別で情報量も少なく、満足に対応したものでありませんでした。学校からの訪問は計4回ありましたが、訪問の度、ほとんど情報量が増えることはなく、最初から最後までほぼ同様の内容でした。

私たちは、学校からの報告があまりにも遅いため、早く自死の原因を知りたい一心から、息子と親しかった生徒さんや保護者様のご協力をいただき、独自に直接聞き取りを行いました。この独自聞き取りにおいて「自死の原因が野球部監督のパワハラを含む『不適切な指導』であること」や「『絶対に弔問に行かない』旨の指示を学校がしていたこと」や、「野球部が数日間の休止期間を経てこれまで通りの体制で活動していること」や「学校の不手際で息子のプライバシー保護がなされていないこと」や「教員から外進者や野球部員への差別的な発言があったこと」などの事実を確認しました。また、学校の「絶対に弔問に行かない」旨の指示が息子と親しかった生徒さん達の心を傷つけていたことも知りました。私たちにとっても、息子と仲の良かった生徒さんの訪問が一切なかったことは、悲しみをより深め、息子が亡くなった原因の手がかりを見つかることもできず、それはとても長く厳しい1ヶ月でした。この1ヶ月間の表現のしようがない痛切な辛さと悲しさは生涯忘れることはないでしょう。また、何度考えても、極めて個人的な行為『弔問』について、勝手に学校が指示を出していたことは、到底納得できません。

学校教員の方には、何回も訪問していただき、感謝しておりますが、当然ながら生徒は教員にすべてを打ち明けることは出来なかったようです。このため、私たちは、平成24年10月9日に教育委員会・学校へ要望書を提出し、背景調査を再度依頼しました。教育委員会はこれを受けて、私たちに調査方法の具体的な説

明を行うことなく、野球部保護者の要望だけを受ける形で、教育委員会職員による聞き取り調査を実施し、平成24年11月9日付で回答書を送付してきました。この回答書には、相変わらず学校関係者による聞き取り調査であるためか、私たちが既に確認していた事実が十分には入っていませんでしたが、息子の亡き後もなお続く野球部監督の「不適切な指導」の存在と、「行き過ぎと思われても仕方のない指導や発言があり、自殺に影響がなかったとは言い切れない」との教育委員会のコメントが入っておりました。

私たちは、このコメントを読み、「因果関係が教育委員会に認められた」との認識でありましたが、「教員による不適切な指導の再発防止策」や「教員など関係者からの聞き取り結果」の記載がないなど内容不足な点が多くあり、平成24年11月28日に再度調査の要望書を教育委員会に提出し、誠意ある回答を待ち続けました。この要望書を受けて、教育委員会による聞き取り調査が実施されたようですが、この時もまた私たちに調査方法の具体的な説明は全くなく、こちらの希望回答期限に10日以上遅れての平成25年1月11日付で回答書の送付を受けました。この回答書には、「野球部監督の交代」や「生徒への再発防止策」が記載されておりましたが、相変わらず「教員による不適切な指導の再発防止策」の記載は一切ありませんでした。そして、学校側に不都合と思われる事については、殊更隠れておらず、特に野球部監督の言葉には生徒が聞いている内容とはかけ離れた部分が多く、とても信じられるものではありませんでした。このため、平成25年1月27日に追加説明の要請を学校にしました。これを受けて、平成25年2月6日に学校から説明に来ていただきましたが、この時にも説明は一切ありませんでした。

その後、教員による不適切な指導により重大事案が発生している学校の責任者であるにも関わらず、校長が「平成24年度教育者文部科学大臣表彰」を受けていた事実が平成24年11月の新聞に掲載されていたことを知り、深い失意を感じながら、学校からの新しい情報提供もなく、全く先が見えない生活を送っていたところ、平成25年2月に今回の事件が新聞やテレビなどで突然報道されました。

この報道により、教育委員会は「野球部指導と自殺の因果関係は分からない」との認識であり、学校は「監督を交代しても顧問のまま残っている」との対応をしていることを知り、私たちの認識との違いに強い衝撃を受けました。そして、「遺族の要望があれば『第三者による調査』を検討したい」ともありました。それならなぜ最初からそのように調査しなかったのか、理由が分かりませんでした。

同じ頃、教育委員会の第18回定例会議があり、息子の事件が報告されていました。後日、公開されたその日の会議録には、事実と全く異なる記載があり、教育委員会という組織の中での今回の事件の取り扱われ方について、疑問が一層深まるとともに、情報が正しく公表されていないことに恐怖さえ覚えました。そして、私たちに公の場で間違えた報告がなされても、それを訂正する術がないことにもどかしさを募らせています。

その後、何も進展がない中、平成25年3月に息子の自死についての県議会質問があり、教育長らの答弁がなされました。この答弁により、学校・教育委員会は「平成24年8月28日の訪問時に既に学校が行っていた初期調査のことを私たちに隠蔽した疑いがあること」や「遺族の要望が何度もないことを理由に調査委員会を設置しなかったこと」や「遺族の了承もなく『そっとしておいて欲しい』と独自に判断し、隠蔽や不作為等の『言い訳』にしていた疑いがあること」や「生徒のために再発防止を図る目的の背景調査ではなく、因果関係を否定し、教員や組織の防衛を図るために調査している疑いがあること」などが判明し、強い憤りと不安を覚えました。

平成25年3月30日によく教育委員会と初めての面談をしました。私たちは教育委員会との面談を拒否したことは一度もありませんでしたが、面談が遅くなった理由説明は何もありませんでした。この面談において、知事への資料提供を要請しても無視されたり、出席者の発言メモをとらなかつたり、当事者意識がなく司会進行を誰もしなかつたりなど、危機感や自発性、誠意を持ってこちら側の意向を確認・対応しようとする姿勢は全く感じられませんでした。なお、この面談からPTA役員様に同席をお願いしました。これ

により、PTA役員様がそれまで学校から聞かれていた内容と私たちの主張に明らかな違いがあることについて、情報共有していただくことができました。また、教育委員会の担当者が「調査委員会が調査しても因果関係は解明できないだろう」などと明言したり、私たちを威嚇するかのような態度をみせていたことにPTA役員様は大変驚かれておられました。

4月になって、教育委員会から「第三者による調査委員会の方向性」についての提案がありました。しかし、「教育委員会が設置し、事務局を県教育庁内におく」調査委員会であり、会議を原則非公開とするなど、私たちには、当事者である教育委員会が調査委員会の方向性や内容等に開与したかどうか、確認が出来ない仕組みであるため、その生命線である公正と中立などに大きな問題がある提案内容でした。

その後、平成25年2月14日の緊急保護者説明会の議事録が2ヶ月遅れで学校から開示されました。開示された議事録を当日出席された保護者様に照会したところ、学校に対する保護者の苦言・要望など学校側に不利な内容箇所は削除や修正がなされていることが確認できました。その姿勢は「公正な機関」とはとても言えない、もはや「自らの責任の回避を第一に考えている」としか言いようのないものでした。

以上のようなことから、非常に残念なことではありますが、私たちと現在の学校・教育委員会の間で信頼関係を築き、互いに協力し合うことはとても困難であると考えています。そして何よりも、生徒にとって学校を今回のような事案が発生しない安全で安心な場所に更生するためには、「息子の自死背景・原因」や「学校・教育委員会の対応」について調査・検証を適切に行い、「教員による不適切な指導などの再発防止策」や「学校・教育委員会の対応の在り方」などの提言を得て、速やかに対策を講じる必要があると考えています。このためには、「危機感を持って、自発的に公正で中立な調査・検証ができる機関」の設置が必須条件であると考えています。

亡くなった息子について、これまで長時間にわたり学校・教育委員会との話し合い、そして意見交換をしてきましたが、前述の通り、学校・教育委員会には、息子の死に対する学校側の責任を回避しようとする事件当事者としての姿勢が明白に見受けられます。そのような姿勢を続ける「教育委員会が設置する第三者による調査委員会」では、その調査委員会の理念であるはずの公正と中立が損なわれると考えています。その理念の確保を可能にするための一例として、「岡山県が設置する第三者による調査委員会」を希望しています。報道によると、既に愛知県でその先例があるようです。また、現在の私たちのように、息子を自死で失った親の心情に配慮のない処遇などで長期間苦しむことが避けられ、事実の確認と再発防止対策が早期に図られるよう、「常設の機関」として設置してほしいとも考えています。報道によると、既に鳥取県でその先例があるようです。

息子の自死がらもうすぐ1年が過ぎようとしています。この悲劇のことは、おそらく私たち遺族以外の方の記憶からは、かなり薄れていると思います。これまでの学校・教育委員会の対応には危機感やスピード感、当事者意識が感じられないため、不安とあせりや、孤独感が募り、悲しみが一層深まるばかりです。自死遺族として、親として、今回の教訓を風化させることなく、これからの岡山の教育に生かして欲しいと切に願っています。

【参考資料】 が 副校長経由で県教委へ発出したメールより抜粋

4/26 23:54 第三者による調査委員会についての考え

4/12 面談時に県教委様からご提案のあった「第三者による調査委員会」について、現在の私どもの考えを以下の通りお知らせします。

○第三者による調査委員会の在り方について (案)

1 趣旨

公平かつ独立した中立的な立場の有識者が、迅速かつ透明性を確保し、当該生徒が自死に至るまでの事実確認及びその事実との因果関係、本事業に関する学校及び県教育委員会の対応について調査・検証するとともに、自死の再発防止策や学校・教育委員会の対応の在り方等に関する提言をするため調査委員会を設置する。

2 目的

- (1) 学校での指掌を含めた、当該生徒が自死に至るまでの事実確認及びその事実との因果関係、本事業に関する学校及び県教育委員会の対応についての調査・検証
- (2) 自死の再発防止策や学校・教育委員会の対応の在り方に関する提言
- (3) 今後の「第三者による調査委員会」の在り方に関する提言
- (4) その他調査委員会が必要と認めた事項についての調査・検証、提言

3 構成メンバー

・弁護士 (「バウハラ」「いじめ」「学校問題」に関する造形が深い人、※以下「①」)

・学識経験者 (スポーツと教育の専門知識を有する人) 例: 栗田真澄氏

・学識経験者 (思春期の子供の心理状態や学校問題の専門知識を有する人、※以下「②」)

・精神科医 (前出①、②に同じ)

・臨床心理士 (前出①、②に同じ)

・飯田高校PTA役員

4 会議

調査委員会の会議は原則として公開とする。

なお、関係者のプライバシーを害するおそれがあるなど、委員長が公開に支障があると判断する場合には、会議を非公開とすることができる。

適切で効果的な運動部活動の実施に向けて

岡山県立岡山操山高等学校

1 教員対象研修会

(1) 日時 7月4日(木) 13:30~15:30

(2) 講師 保健体育課指導主事 及び 中国学園大学准教授

(3) 内容

○保健体育課より「よりよい運動部活動の在り方を目指して」

- ・運動部活動の具体的な進め方
- ・不適切な指導の防止、コーチング、危機管理
- ・教員相互の連携、チェック機能

○コーチング演習

- ・子ども達とのコミュニケーションの方法
- ・GROWモデルについての理解と実践

2 部活動部員対象研修会

(1) 日時 7月31日 9:00~11:00

11月21日 17:00~18:00

(2) 講師 川崎医療福祉大学准教授

(3) 内容 スポーツメンタルトレーニング、ポジティブシンキング

3 教員・生徒・保護者を対象とした講演会

(1) 日時 10月18日(金) 13:30~15:30

(2) 講師・内容 検討中

4 評価(チェック機能)

(1) 教職員へのアンケート 7月5日ともう1回

- ・部活動指導の状況把握
- ・研修前の診断的評価(自己診断)、事後評価

(2) 生徒へのアンケート 7月31日と11月21日

- ・部活動指導の状況把握(生徒側からの認識)

(3) 日頃の管理職による巡視(激励)

平成25年7月10日

運動部活動の改善に向けて

岡山県立岡山操山高等学校

昨年7月、本校の生徒であった[]君が自ら尊い命を断ったという事実を重く受け止め、なぜ自死に至ったのか、なぜ自死を止めることができなかったのかということを経験者自身の問題として捉え、同じような悩みを持つ生徒に対して二度と同じような事態を起こさないためには、どうしていれば良いのかについて検討した。

特に、[]君は野球部に在籍し、部活動に取り組んできた経緯も踏まえて、[]君は野球部の指導をどう捉えており、課題はどこにあったのかについて、真摯に考え、その反省を今後の部活動の指導に生かしていくために次の取組を実施していくこととした。

I 顧問の指導について

精神論による肉体的、精神的な負担をかける指導だけでなく、厳しく指導したあとのフォローや、やる気を引き出す指導が必要であった。
コミュニケーションの充実等による生徒の意欲や自主性を喚起する指導が必要である。また、これまでの実践、経験にたよるだけでなく、スポーツ医・科学に理論付けられた効果的な指導を取り入れる必要がある。

【取組】

1. 生徒のやる気を引き出す科学的な指導内容と方法に転換するために教職員対象の研修会を実施する。
教職員研修「よりよい運動部活動の在り方を目指して」(7月4日実施)
 - 校長より趣旨説明
改善策検討の趣旨の確認とこれまでの経過、改善策についての説明
 - 県教育庁保健体育課指導主事より
運動部活動の進め方、不適切な指導の防止、コーチングによる指導
教職員相互の連携、チェック機能の充実
 - 中国学園大学[]准教授によるコーチング演習
生徒とのコミュニケーションの方法の理解と実践のための演習
2. 部員各自のメンタルの自己分析による意欲の向上と、それを適切にサポートする顧問の指導力の向上を図るために、顧問・部員を対象に研修会を実施し、その内容を共有する。
顧問・部員研修「スポーツメンタルトレーニング、ポジティブシンキング」
(7月31日、12月20日実施予定)
 - 川崎医療福祉大学[]准教授による顧問と部員に対する講義と演習
3. 生徒・保護者・教職員が一緒に部活動の在り方に関する講演会を受講し、その内容を共有する。
講演会(生徒・保護者・教職員参加)「演題未定」(10月18日実施予定)
4. 部活動の指導についてのアンケートを実施し、その結果を指導へ反映させる。
 - 教職員へのアンケート 年間2回(7月と11月を予定)
・研修後の自己評価
 - 生徒へのアンケート 年間2回(7月と11月を予定)
・部活動指導の状況把握(生徒側からの認識の確認)

- 5 部活動ミーティングや部活動ノートを活用することにより、顧問と部員及び部員相互の意思の疎通を図る。
- 6 部活動シラバスを配付したり、部活動保護者会（設置部）を開催し、指導方針・指導計画を保護者へ説明し、保護者の理解と協力を得る。

II 悩みをもつ生徒への対応について

教職員や友人として、自死に至る悩みを受け止めたり、相談にのることができなかった。生徒の悩みに対して相談にのったり、ともに解決したりできる教職員や仲間の存在が必要であり、面談や調査等で得た情報をもとに、仲間作りの活動を促進する。

【取組】

- 1 生徒支援委員会を月1回以上開催し、悩みを抱えたり支援が必要な生徒を把握し、学年団や養護教諭、特別支援教育・教育相談室、人権教育係と連携し支援を行う。
- 2 高校生活アンケートを6月、9月、1月の年3回実施し、いじめや悩みの有無等について調査し、それを基に面談を行い指導に生かす。
- 3 hyper-Q調査（Questionnaire Utilities）を、年2回実施し、クラス生徒間の人間関係やクラス内での個々の生徒の思いを把握し、クラスにおける具体的な仲間作りの活動に生かす。
- 4 生徒や保護者が抱えている悩みや不安の解消に向けて、カウンセリングや相談に応じるために、生徒・保護者・教職員対象に学校医（精神科）、臨床心理士による教育相談を年間1-2回実施する。

III 教職員集団について

第1顧問だけに指導を任せたり、他の部の指導内容に意見が言いにくい教職員の関係があった。複数の顧問による指導体制を機能させる必要がある。また、管理職による部活動の実施状況の確認が必要である。

【取組】

- 1 複数の顧問による指導を機能させる。
 - ・一人の顧問だけに指導を任せるのではなく、顧問全員が指導にかかわる体制をとる。
 - ・顧問間で指導とフォローの役割分担をする。
 - ・教職員が相互に問題点を指摘できるシステムを構築する。
- 2 管理職により部活動実施状況を確認するとともに、教職員から相談を受ける体制を充実させる。
- 3 職員会議や部活動顧問会議の開催により、部活動指導について共通理解を図る。
- 4 部員、保護者からの相談窓口を開設する。
 - ・窓口：副校長 ■■■■ 教頭 ■■■■

平成25年7月29日

平成24年度2年 [] の保護者 各位

岡山県立岡山操山高等学校長

盛夏の候、皆様におかれましてはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育推進につきまして、御理解・御協力をいただき感謝しております。

さて、昨年7月亡くなった [] 君の一周忌を迎えるにあたり、学校での生前の様子等について、あらためて御遺族の方にお伝えしたいと思っております。

つきましては、本日の放課後、 [] 学年主任から趣旨を説明し、お子様に次の質問項目により回答(記述式)していただきました。事後になりましたがご理解の上ご了解いただきますようお願いいたします。

なお、ご心配の点等がございましたら、下記まで連絡をお願いいたします。

質問項目

昨年の4月～7月の [] 君の様子について、次の点について気になったことや覚えていることを記入してください。

- (1) 友人との関係について
- (2) 先生との関係について
- (3) その他で気になったことや、彼どの思い出
- (4) 直接、先生と話をし伝えてほしい人は○を付けて下さい。()

連絡先 岡山県立岡山操山高等学校

第3学年主任 []

TEL (086) 272-1721

平成25年7月29日

平成24年度2年 〇〇のみなさんへ

昨年の4月～7月の〇〇君の様子について、次の点について気になったことや覚えていることを記入してください。

(1) 友人との関係について

(2) 先生との関係について

(3) その他で気になったことや、彼との思い出

(4) 直接、先生と話をしたい人は○を付けて下さい。()

3年()組()番 氏名()

平成25年8月1日

保護者 各位

岡山県立岡山操山中・高等学校

PTA会長

校長

お子様へのアンケートのお願い

盛夏の候、皆様におかれましてはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育推進につきましては、ご理解・ご協力をいただき感謝しております。

昨年7月、当時2年生であった[]君が自死しました。本来ならその直後にアンケート等を行い背景調査をするべきでしたが十分に対応できておらず、自死の背景についてはいまだに明らかになっていない点もあります。既に1年以上が経過し、遅きに失した感はありますが、この度、お子様にアンケートをお願いしたいと存じます。

このアンケートは、[]君の死を無駄にせず、二度とこのような悲しい出来事が起こらない対策を検討し、本校を良くするために行うものです。現在、ご遺族と県教育委員会、PTA、学校が解決に向け、話し合いを進めているところであり、ご遺族の方には、このアンケートを行うことにより、「悩みを持つ生徒がいれば早く助けてあげたい、早く再発防止を図ってほしい」という強いお気持ちがあります。

このアンケートは、[]君と関わりのあった可能性のある3年生全員と昨年度の野球部1～3年生の保護者の方に送付させていただいています。

つきましては、この趣旨をご理解の上、お子様にアンケートを記入いただき、8月10日(土)までに同封の返信用封筒にて郵送していただきますようお願いいたします。なお、期限に遅れても結構ですので、対象者全員からの回答をお願いしたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、アンケート結果の扱いの公正・公平さを期するために、このアンケートは、PTA役員が秘密厳守で開封し、ご遺族の方にお見せするとともに学校が確認することをご了承下さい。

1) 送付先 (※同封の返信用封筒にて郵送して下さい)

703-8573 岡山市中区浜 412 岡山操山高校内 PTA会長 [] 宛て

2) 問い合わせ先

岡山操山高校 第3学年主任 [] TEL (086) 272-1241

生徒の皆さんへ

生前の[]君について、知っていることを記入(ボールペン等にて)して下さい。

(1)～(5)について「あった」と記入した人は、その下の枠の中に(書ききれなければ、空きスペースや別紙に)具体的な内容を記入して下さい。どんな小さなことでも構いません。

[]君のことを知らない人は、(7)以降を記入して下さい。

本書記入後、8月10日(土)までに同封の返信用封筒にて郵送して下さい。なお、期限に遅れても大丈夫ですので、全員からの回答をお待ちしています。

(1) []君には、学校の先生との関係(例:先生の言動や差別など)について悩んでいた、困っていたり、気になる言動や様子がありませんでしたか。

あった なかった よくわからない (*いずれかに○をして下さい)

(2) []君には、勉強や進路のことについて悩んでいた、困っていたり、気になる言動や様子がありませんでしたか。

あった なかった よくわからない (*いずれかに○をして下さい)

(3) []君には、部活動のこと(例:顧問、先輩、部員との関係や練習内容など)について悩んでいた、困っていたり、気になる言動や様子がありませんでしたか。

あった なかった よくわからない (*いずれかに○をして下さい)

裏面に続く

(4) 君には、友人との関係（例：いじめ、嫌がらせ、LINEなど）について悩んでいた、困っていたり、気になる言動や様子がありませんでしたか。

あった なかった よくわからない (*いずれかに○をして下さい)

(5) 君には、学校全体のこと（例：規則、体制、中高一貫教育など）や、その他学校以外のこと（例：家庭環境など）について悩んでいた、困っていたり、気になる言動や様子がありませんでしたか。

あった なかった よくわからない (*いずれかに○をして下さい)

(6) 君との思い出について、どんなこと（例：会話、メール、交遊した記憶など）でも良いので記入して下さい。

(7) あなた自身が学校のことや悩んでいた、困っていたり、気になることがあれば記入して下さい。

(8) 直接、ご遺族やPTA役員や先生と話をしたいことがある人は○を付けて下さい。

- () ご遺族の方と直接話をして伝えたい。
- () PTA役員と直接話をして伝えたい。
- () 先生と直接話をして伝えたい。

() 年 () 組 () 番 氏名 ()

平成25年8月8日

岡山操山高校の改善に向けて

岡山県立岡山操山高等学校

昨年7月、本校の生徒であった■■■■君が自ら尊い命を断ったという事実を重く受け止め、なぜ自死に至ったのか、なぜ自死を止めることができなかったのかとすることを教職員自身の問題として捉え、同じような悩みを持つ生徒に対して二度と同じような事態を起こさないためには、どうしていけば良いのかについて検討した。

特に、■■■■君は野球部に在籍し、部活動に取り組んできた経緯も踏まえて、■■■■君は野球部の指導をどう捉えており、課題はどこにあったのかについて、真摯に考え、その反省を今後の部活動の指導に生かしていくために次の取組を実施していくこととした。

I 部活動の指導について

i 顧問の指導について

精神論による肉体的、精神的な負荷をかける指導だけでなく、厳しく指導したあとのフォローや、やる気を引き出す指導が必要であった。

コミュニケーションの充実等による生徒の意欲や自主性を喚起する指導が必要である。また、これまでの実践、経験にたよるだけでなく、スポーツ医・科学に理論付けられた効果的な指導を取り入れる必要がある。

【取組】

(1) 生徒のやる気を引き出す科学的な指導内容と方法に転換するために教職員対象の研修会を実施する。

教職員研修「よりよい運動部活動の在り方を目指して」(7月4日実施)

○ 校長より趣旨説明

・改善策検討の趣旨の確認とこれまでの経過、改善策についての説明

○ 県教育庁保健体育課指導主事より

・運動部活動の進め方、不適切な指導の防止、コーチングによる指導

・教職員相互の連携、チェック機能の充実

○ 中国学園大学■■■■准教授によるコーチング演習

・生徒とのコミュニケーションの方法の理解と実践のための演習

(2) 部員各自のメンタルの自己分析による意欲の向上と、それを適切にサポートする顧問の指導力の向上を図るために、顧問・部員を対象に研修会を実施し、その内容を共有する。

顧問・部員研修「スポーツメンタルトレーニング、ポジティブシンキング」

○ 川崎医療福祉大学■■■■准教授による顧問と部員に対する講義と演習

(7月31日実施、12月20日実施予定)

(3) 生徒・保護者・教職員が一緒に部活動の在り方に関する講演会を受講し、その内容を共有する。(10月18日実施予定)

講師：未定

(4) 部活動の指導についてのアンケートを実施し、その結果を指導へ反映させる。

○ 教職員へのアンケート(年間2回(7月4日実施と11月実施予定))

・研修後の自己評価

○ 生徒へのアンケート(12月実施予定)

・部活動指導の状況把握(生徒側からの認識の確認)

(5) 部活動ミーティングや部活動ノートを活用することにより、顧問と部員及び部員相互の意思の疎通を図る。

(6) 部活動シラバスを配付したり、部活動保護者会(設置部)を開催し、指導方針・指導計画を保護者へ説明し、保護者の理解と協力を得る。

(7) 部活動中の生徒の健康管理については、養護教諭や医療機関と連携し、顧問が責任をもって行う。体調不良者が出た場合は、救急マニュアルに従い、保護者・担任・養護教諭・管理職に連絡するとともに、適切な対応を行う。

2 顧問同士の連携について

第1顧問だけに指導を任せたり、他の部の指導内容に意見が言いにくい教職員の関係となっていた。

複数の顧問による指導体制を機能させる必要がある。また、管理職による部活動の実施状況の確認が必要である。

【取組】

(1) 複数の顧問による指導を機能させる。

一人の顧問だけに指導を任せるとはならず、顧問全員が指導にかかわる体制をとる。

顧問間で指導とフォローの役割分担をする。

教職員が相互に問題点を指摘できるシステムを構築する。

(2) 管理職により部活動実施状況を確認するとともに、教職員から相談を受ける体制を充実させる。

(3) 職員会議や部活動顧問会議の開催により、部活動指導について共通理解を図る。

II 教育活動全般について

1 悩みを抱える生徒の把握と対応について

教職員として、自死に至る悩みを受け止めたり、相談にのることができなかった。
自死のサインを見逃さず、適切な対応ができるスキルを身につける必要がある。
悩みに対して相談にのったり、ともに解決したりできる教職員や仲間の存在が必要であり、
面談や調査等で得た情報をもとに、仲間作りの活動が必要である。

【取組】

- (1) 自死に追いつめられる心理や自死の危険因子について研修を行うとともに、日頃から生徒への声かけや観察を十分行い、自死のサインを見逃さないようにする。
- (2) 高校生活アンケートを6月、9月、1月の年3回実施し、いじめや悩みの有無等について調査したり、カウンセリングマインドをもって個人面談を行うことにより生徒の悩みを把握し、指導に生かす。
- (3) 生徒や保護者が抱えている悩みや不安の解消に向けて、カウンセリング系相談に応じるために、生徒・保護者・教職員対象に学校医（精神科）、臨床心理士による教育相談を年間12回実施する。
- (4) 心理検査（hyper-QU調査）を、年2回実施し、クラス生徒間の人間関係や、クラス内での個々の生徒の思いを把握し、クラスにおける具体的な仲間作りの活動に生かす。
- (5) 生徒支援委員会を月1回以上開催し、悩みを抱えたり支援が必要な生徒を把握し、学年団や養護教諭、特別支援教育、教育相談室、入道教育係と連携し支援を行う。
- (6) 保護者面談や生徒面談で担任が把握した状況等は、学年主任又は管理職に報告し、教員間で情報の共有化を図り対策を講じる。
- (7) 欠席・遅刻、友人関係の変化や部活動の退部等、生徒の学校生活に変化があった場合は、保護者と連絡をとり適切な指導を行う。

2. 教職員の生徒への指導について

生徒の心理を考えず、生徒の心を傷つける不適切な発言があった。
中・高校生心理状態を理解し、生徒の精神的な成長や発達課題の克服を促す関わり方を習得する必要がある。
体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントを根絶し、生徒の人権に配慮した関わり方を徹底する必要がある。

(1) 思春期から青年期にある生徒の心理や発達課題について研修するとともに、現代の中・高校生が陥りやすい課題について理解を深め、生徒への関わり方や指導方法について具体的な研修を行う。

(2) 生徒に対して、やる気を引き出す言葉かけやメンタル面での適切なサポートを行う。

(3) 体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントは、相手の人格を個人としての尊厳を傷つける行為であり決して許されない。そのことをビデオ等を活用し、研修会や職員会議で徹底する。

(4) 生徒に対して、体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントは具体的にどのようなものであるかを理解させるとともに、受けた場合の対応方法について指導を行う。

(7月31日の部活動講習会等で説明)

(5) 教科の準備室や体育教員室等の少人数の職員室では、個別の指導はできなないようにするとともに管理職が状況を適宜確認する。個別指導をする場合は、窓を閉めて密室状態としないことを徹底する。

(6) 体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに対する生徒の相談窓口を設置する。

相談窓口：各学年教育相談係、養護教諭

平成25年9月11日

岡山操山高校の改善に向けて

岡山県立岡山操山高等学校

昨年7月、本校の生徒であった■■■■君が自ら尊い命を断ったという事実を重く受け止め、なぜ自死に至ったのか、なぜ自死を止めることができなかったのかということを経験者自身の問題として捉え、二度と同じような事態を起こさないためには、どうしていけば良いのかについて検討した。

特に、■■■■君は野球部に在籍し、部活動に取り組んできた経緯も踏まえて、■■■■君は野球部の指導をどう捉えており、課題はどこにあったのかについて、真摯に考え、その反省を今後の教育活動全般の指導に生かしていくために次の取組を実施していくこととした。

I 教育活動全般について

1. 教職員の生徒への指導について

生徒の心理を考えず、生徒の心を傷つける不適切な発言があった。

中・高校生心理状態を理解し、生徒の精神的な成長や発達課題の克服を促す関わり方を習得する必要がある。

体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントを根絶し、生徒の人権に配慮した関わり方を徹底する必要がある。

【取組】

(1) 思春期から青年期にある生徒の心理や発達課題について研修するとともに、現代の中・高校生が陥りやすい課題について理解を深め、生徒への関わり方や指導方法について具体的な研修を行う。

(2) 生徒に対して、やる気を引き出す言葉かけや、メンタル面での適切なサポートを行う。

(3) 体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントは、相手の人格や個人としての尊厳を傷つける行為であり決して許されない。そのことを、教職員に対して、ビデオや「体罰防止ハンドブック」等を活用し、研修会や職員会議で徹底する。

(4) 生徒に対して、体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントは具体的にどのようなものであるかを理解させるとともに、受けた場合の対応方法について指導を行う。

(7月31日の部活動講習会等で説明)

- (5) 教科の準備室や体育教官室等の少人数の職員室では、個別の指導は原則しないようにするとともに管理職が状況を適宜確認する。個別指導をする場合は、窓やドアを開けて密室状態としないことを徹底する。
- (6) 体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに対する生徒の相談窓口を設置し、生徒全員に周知する。 学校外の相談窓口も周知する。

学校内相談窓口：各学年教育相談係、養護教諭

外部相談窓口：法務省の人権相談、弁護士会の子どもの人権相談窓口
岡山県教育庁保健体育課、生徒指導推進室

2 悩みを抱える生徒の把握と対応について

教職員として、自死に至る悩みを受け止めたり、相談にのることができなかった。
自死のサインを見逃さず、適切な対応ができるスキルを身につける必要がある。
悩みに対して相談にのったり、ともに解決したりできる教職員や仲間が存在が必要であり、面談や調査等で得た情報をもとに、仲間作りの活動が必要である。

【取組】

- (1) 自死に追いつけられる心理や自死の危険因法について研修を行うとともに、日頃から生徒への声かけや観察を十分行い、自死のサインを見逃さないようにする。
- (2) 高校生活アンケートを6月、9月、1月の年3回実施し、いじめや悩みの有無等について調査したり、カウンセリングマインドをもって個人面談を行うことにより生徒の悩みを把握し、指導に生かす。また、問題がある場合には、保護者にも連絡し、保護者と連携して対応する。
- (3) 生徒や保護者が抱えている悩みや不安の解消に向けて、カウンセリングや相談に悩むるために、生徒・保護者・教職員対象に学校医（精神科）・臨床心理士による教育相談を年間12回実施する。
- (4) 心理検査（hyper-QI調査）を、年2回実施し、クラス生徒間の人間関係や、クラス内での個々の生徒の思いを把握し、クラスにおける具体的な仲間作りの活動に生かす。
- (5) 生徒支援委員会を月1回以上開催し、悩みを抱えたり支援が必要な生徒を把握し、学年団や養護教諭、特別支援教育・教育相談室、人権教育係と連携し支援を行う。
- (6) 保護者面談や生徒面談で担任が把握した状況等は、学年主任又は管理職に報告し、教員間で情報の共有化を図り対策を講じる。
- (7) 欠席・遅刻、友人関係の変化や部活動の退部等、生徒の学校生活に変化があった場合は、保護者と連絡をとり適切な指導を行う。

II 部活動の指導について

1 顧問の指導について

精神論による肉体的、精神的な負荷をかける指導だけでなく、厳しく指導したあとのフォローや、やる気を引き出す指導が必要であった。

コミュニケーションの充実等による生徒の意欲や自主性を喚起する指導が必要である。また、これまでの実践、経験にたよるだけでなく、スポーツ医・科学に理論付けられた効果的な指導を取り入れる必要がある。

【取組】

(1) 生徒のやる気を引き出す科学的な指導内容と方法に転換するために教職員対象の研修会を実施する。

教職員研修「よりよい運動部活動の在り方を目指して」(7月4日実施)

○ 校長より趣旨説明

・改善策検討の趣旨の確認とこれまでの経過、改善策についての説明

○ 県教育庁保健体育課指導室より

・運動部活動の進め方、不適切な指導の防止、コーチングによる指導

・教職員相互の連携、メンタル機能の充実

○ 中国学園大学 准教授によるコーチング演習

・生徒とのコミュニケーションの方法の理解と実践のための演習

(2) 部員各自のメンタルの自己分析による意欲の向上と、それを適切にサポートする顧問の指導力の向上を図るために、顧問・部員を対象に研修会を実施し、その内容を共有する。

顧問・部員研修「スポーツメンタルトレーニング、ポジティブシンキング」

○ 川崎医療福祉大学 准教授による顧問と部員に対する講義と演習

(7月31日実施、12月20日実施予定)

(3) 生徒・保護者・教職員が一緒に部活動の在り方に関する講演会を受講し、その内容を共有する。(10月18日実施予定)

講師：慶應義塾大学 総合政策学部 専任講師 氏

(4) 部活動の指導についてのアンケートを実施し、その結果を指導へ反映させる。

○ 教職員へのアンケート 年間2回(7月4日実施と11月実施予定)

・研修後の自己評価

○ 生徒へのアンケート (12月実施予定)

・部活動指導の状況把握(生徒側からの認識の確認)

(5) 部活動ミーティングや部活動ノートを活用することにより、顧問と部員及び部員相互の意思の疎通を図る。

- (6) 新入生歓迎会時に配布している部活動シラバスを保護者にも周知するとともに、部活動保護者会（設置部）を開催し、指導方針・指導計画を保護者へ説明し、保護者の理解と協力を得る。
- (7) 部活動中の生徒の健康管理については、養護教諭や医療機関と連携し、顧問が責任をもって行う。体調不良者が出た場合は、救急マニュアルに従い、保護者、担任、養護教諭、管理職に連絡するとともに、適切な対応を行うことを職員会議等で説明し徹底させる。

2 顧問同士の連携について

第1顧問だけに指導を任せたり、他の部の指導内容に意見が言いにくい教職員の関係となっていた。
複数の顧問による指導体制を機能させる必要がある。また、管理職による部活動の実施状況の確認が必要である。

【取組】

- (1) 複数の顧問による指導を機能させる。
一人の顧問だけに指導を任せるとはせず、顧問全員が指導にかかわる体制をとる。
顧問間で指導とフォローの役割分担をする。
教職員が相互に問題点を指摘できるシステムを構築する。
- (2) 管理職により部活動実施状況を確認するとともに、教職員から相談を受ける体制を充実させる。
- (3) 職員会議や部活動顧問会議の開催により、部活動指導について共通理解を図る。

平成25年10月7日

岡山操山高校の改善に向けて

岡山県立岡山操山高等学校

昨年7月、本校の生徒であった[]君が自ら尊い命を断ったという事実を重く受け止め、なぜ自死に至ったのか、なぜ自死を止めることができなかったのかということを経験者自身の問題として捉え、二度と同じような事態を起こさないためには、どうしていけば良いのかについて検討した。

特に、[]君は野球部に在籍し、部活動に取り組んできた経緯も踏まえて、[]君は野球部の指導をどう捉えており、課題はどこにあったのかについて、真摯に考え、その反省を今後の教育活動全般の指導に生かしていくために次の取組を実施していくこととした。

これらの取組は、生徒が、安心して学べる環境の中で、自己肯定感や自己有用感を感じながら充実した学校生活を送ることができるようになることを目的としており、その実施により、自殺の予防やいじめ・不登校の未然防止に繋げていきたい。

【課題】

生徒の心理を考えず、生徒の心を傷つける不適切な発言があった。
教職員として、自死に至る悩みを受け止めたり、相談にのることができなかった。
精神論による肉体的、精神的な負荷をかける指導だけでなく、厳しく指導したあとのフォローや、やる気を引き出す指導が必要であった。
第1顧問だけに指導を任せたり、他の部の指導内容に意見が言いにくい教職員の関係となっていた。

I 生徒にとって魅力のある学校にする取組

1 自ら学ぶ教育への転換の推進

生徒一人ひとりの個性や才能を最大限に伸ばし、主体的に学び考える生徒を育成することが本校のビジョンである。

これを実現するためには、教師主導の教え込む教育から、生徒が自ら学ぶ教育への転換をさらに推進する必要がある。そのことにより、生徒は受け身の学習者から主体的な学習者へと変わり、生徒にとって学校がより魅力的なものになる。

【取組】

(1) アドバイザリースタッフをお願いし、指導助言をしていただくことにより授業改善に繋げる。

- (2) 教員同士や管理職の授業参観により、改善点を指摘することにより授業改善に繋げる。
- (3) 11月に教科研究発表会を開催し、県下から参加者を募り、公開授業・研究協議を行い研修することにより、授業改善に繋げる。
- (4) 保護者授業公開日には、保護者の方にアンケートをお願いし、授業改善に繋げる。

2 未来航路プロジェクトや学校行事の充実

総合的な学習の時間「未来航路プロジェクト」を充実させ、生徒一人ひとりが学ぶ目的や将来の生き方を考え、自己実現に向けて主体的に取り組む姿勢を育成する。
 ホームルーム活動や学校行事を充実させ、生徒の活躍の場を数多く設定することにより、生徒に自己有用感を感じさせたり、生徒同士の絆を深めさせる。

【取組】

- (1) 未来航路プロジェクトの内容を充実させ、学ぶ目的や将来の生き方を認識させる。
- (2) ホームルーム活動や学校行事において、生徒が主体的に取り組む場面を数多く設定する。
- (3) 社会貢献活動を充実させ、社会の一員としての役割を果たすことにより、社会の構成員としての自覚を持たせ、自分が価値ある大切な存在であることを実感させる。

II 生徒が安心して学べる環境の整備

1 体罰や人格を否定する発言の防止

教職員は、体罰や人格を否定する発言は生徒の人権を著しく侵害する行為であることを認識するとともに、生徒一人ひとりを大切にしたい教育を推進することにより、生徒が安心して学べる環境づくりを進める。
 相談窓口を周知させ、問題が起きた場合には、即対応する体制を整える。

【取組】

- (1) 教職員が、体罰・人格を否定する発言・パワーハラスメントは、具体的にはどのようなものであるかを理解し、決して許されないことを認識するために、「体罰防止ハンドブック」等を活用し研修する。(7月4日研修会、10月17日研修会予定、職員会議)
- (2) 生徒に対して、体罰・人格を否定する発言・パワーハラスメントは、具体的にはどのようなものであるかを理解させるとともに、受けた場合の対応方法について、指導を行う。(LHRや部活動講習会で)

- (3) 教科の準備室や体育教官室等の少人数の職員室では、個別の指導は原則しないようにするとともに管理職が状況を適宜確認する。個別指導をする場合は、窓やドアを開けて密室状態としないことを徹底する。
- (4) 体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに対する相談窓口を生徒・保護者に周知する。

2. 生徒の心理面でのサポートについて

自死のサインを見逃さず、適切な対応ができるスキルを身につける必要がある。悩みに対して相談にのったり、ともに解決したりできる教職員や仲間が存在が必要である。日頃の観察や面談、アンケート等により、生徒の悩みや問題点を把握し、適切な対応を行う。

【取組】

- (1) 自死に追いつめられる心理や自死の危険因子について研修を行うとともに、日頃から生徒への声かけや観察を十分行い、自死のサインを見逃さないようにする。(10月17日研修予定)
- (2) 思春期から青年期にある生徒の心理や発達課題について研修するとともに、現代の中・高校生が陥りやすい課題について理解を深め、生徒への関わり方や指導方法について具体的な研修を行う。
- (3) 生徒に対して、やる気を引き出す言葉かけや、メンタル面での適切なサポートを行うためにコーチング等の研修を行う。(7月4日研修会)
- (4) 高校生活アンケートを6月、9月、1月の年3回実施し、いじめや悩みの有無等について調査したり、カウンセリングマインドをもって個人面談を行うことにより生徒の悩みを把握し、指導に生かす。また、問題がある場合には、保護者にも連絡し、保護者と連携して対応する。
- (5) 生徒や保護者が抱えている悩みや不安の解消に向けて、カウンセリングや相談に応じるために、生徒・保護者・教職員対象に学校医(精神科)・臨床心理士による教育相談を年間1-2回実施する。
- (6) 心理検査(hyper-QU調査)を、年2回実施し、クラス生徒間の人間関係や、クラス内での個々の生徒の思いを把握し、クラスにおける具体的な仲間作りの活動に生かす。
- (7) 生徒支援委員会を月1回以上開催し、悩みを抱えたり支援が必要な生徒を把握し、学年団や養護教諭、特別支援教育・教育相談室、人権教育係と連携し支援を行う。

- (8) 保護者面談や生徒面談で担任が把握した状況等は、学年主任又は管理職に報告し、教員間で情報の共有化を図り対策を講じる。
- (9) 欠席・遅刻、友人関係の変化や部活動の退部等、生徒の学校生活に変化があった場合は、保護者と連絡をとり適切な指導を行う。

Ⅲ 生徒にとって魅力のある部活動にする取り組み

コミュニケーションの充実等による生徒の意欲や自主性を喚起する指導を行う。
 これまでの実践、経験による定評でなく、スポーツ医・科学に理論付けられた効果的な指導を取り入れる。
 第1顧問だけに指導を任せるのではなく、複数の顧問による指導体制を機能させる。
 他の部の指導内容に対しても意見が言える教職員の関係を築く。

【取組】

- (1) 生徒のやる気を引き出す科学的な指導内容と方法に転換するために教職員対象の研修会を実施する。
 教職員研修「よりよい運動部活動の在り方を目指して」(7月4日実施)
- 校長より趣旨説明
 - 改善策検討の趣旨の確認とこれまでの経過、改善策についての説明
 - 県教育庁保健体育課指導主事より
 - ・運動部活動の進め方、不適切な指導の防止、コーチングによる指導
 - ・教職員相互の連携、チェック機能の充実
 - 中国学園大学 准教授によるコーチング演習
 - ・生徒とのコミュニケーションの方法の理解と実践のための演習
- (2) 部員各自のメンタルの自己分析による意欲の向上と、それを適切にサポートする顧問の指導力の向上を図るために、顧問・部員を対象に研修会を実施し、その内容を共有する。
 顧問・部員研修「スポーツメンタルトレーニング、ポジティブシンキング」
- 川崎医療福祉大学 准教授による顧問と部員に対する講義と演習
 (7月31日実施、12月20日実施予定)
- (3) 生徒・保護者・教職員が一緒に部活動の在り方に関する講演会を受講し、その内容を共有する。(10月18日実施予定)
- 講師：慶應義塾大学 総合政策学部 専任講師 氏
- (4) 部活動の指導についてのアンケートを実施し、その結果を指導へ反映させる。
- 教職員へのアンケート 年間2回(7月4日実施と11月実施予定)
 - ・研修後の自己評価
 - 生徒へのアンケート (12月実施予定)
 - ・部活動指導の状況把握(生徒側からの認識の確認)

(5) 部活動ミーティングや部活動ノートを活用すること等により、顧問と部員及び部員相互の意思の疎通を図る。

(6) 新入生歓迎会時に配布している部活動シラバスを保護者にも周知するとともに、部活動保護者会（設置部）を開催し、指導方針・指導計画を保護者へ説明し、保護者の理解と協力を得る。部活動シラバスについては、部活動担当者と管理職で点検を行う。

(7) 部活動中の生徒の健康管理については、養護教諭や医療機関と連携し、顧問が責任をもって行う。体調不良者が出た場合は、救急マニュアルに従い、保護者・担任・養護教諭・管理職に連絡するとともに、適切な対応を行う。

(8) 管理職は部活動実施状況を確認するとともに、顧問等に声かけを行い、教職員から相談を受け体制を充実させる。

(9) 職員会議や部活動顧問会議において、特に次の点について共通理解を図る。

- ・ 部顧問は勝利至上主義に陥ることなく、部活動は学校教育の一環であることを自覚して指導にあたる。
- ・ 顧問と生徒及び生徒相互の望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 生徒の健康管理・安全管理には十分配慮する。
- ・ 問題があった場合には、保護者に連絡する。
- ・ 部活動計画は、勉強や学校行事との両立ができるように配慮し設定する。
- ・ 週当たり1日以上休養日を設け、土曜日か日曜日のいずれかは原則として休養日に当てる。
- ・ 一人の顧問だけに指導を任せるのではなく、顧問全員で指導を行う体制をとる。
- ・ 問題があった場合には、教職員間で情報を共有し、必要な情報は管理職等に伝え対応する。

「一人で悩むの、もうやめようよ！」(相談窓口一覧)

校内相談窓口

TEL(086)272-1241 FAX(086)272-1721 E-mail:sozan01@pref.okayama.jp	
全般に関すること	担任 学年主任(1年■、2年■、3年■)
部活動に関すること	部顧問 生徒課主任(■)
悩み・教育相談に関すること	教育相談係 1年団: ■■■■■ 2年団: ■■■■■ 3年団: ■■■■■ 養護教諭: ■■■■■ スクールカウンセラー、学校医(精神科医)
教職員に関すること	教頭: ■■■■■ 副校長: ■■■■■

外部相談窓口

体罰 部活動 に関すること	◎部活動における体罰に関すること 岡山県教育庁保健体育課 086-226-7592 ◎その他体罰全般に関すること 岡山県教育庁生徒指導推進室 086-226-7589
悩み 教育相談 に関すること	岡山県青少年総合相談センター「ハートフルおかやま110」 総合相談窓口: 086-224-7110 教育相談: 086-221-7490 ヤングテレフォンいじめ110番: 086-231-3741
人権に関すること	◎法務省の人権相談 「子どもの人権110番(0120-007-110・フリーダイヤル)」 ◎弁護士会の子どもの人権相談窓口 子どもの味方弁護士相談 086-223-4401

問題点に対する回答

1 体罰・人格を否定する発言・パワーハラスメントに対する教員研修について

【回答】7月4日に研修を行った。10月17日にも研修を予定している。10月18日には、生徒・保護者・教員対象の講演会を予定している。職員会議でも毎回、注意喚起をしている。今後も継続して研修を続けていきたい。

2 体罰・人格を否定する発言・パワーハラスメントに対する生徒への教育について

【回答】ビデオ教材は、学校としては予算がないのでできないが、LHRや部活動講習会の中でこれらの内容と受けた場合の対応方法を指導していきたい。継続的に指導をじていきたい。

3 〇 先生について

【回答】先生は、今回のことは反省をじ、部活動の指導については改めなければならないと思っている。現在は、通信制の教員であり、直接生徒を指導する場はあまりなく、問題が再発することは考えられない。今後も、研修を継続していきたい。

4 「くそ野球部」発言について

【回答】先日、教諭に副校長・教頭から厳重注意をした。そして、教諭から部員4人に対して謝罪を行った。3年の野球部員は、部活を引退してからは、切り替えをして、勉強に一生懸命取り組んでいる。

5 教員のモラル・キレる先生について

〇 【回答】各種研修、職員会議、自頭の指導により研修していきたい。相談窓口の活用により問題が起きれば、即対応するようにしたい。

6 生徒中心の教育ができていない点について

【回答】改善策Ⅰのとおり、生徒にとって魅力のある学校となるよう取り組みを推進したい。授業改善や未来航路プロジェクト・学校行事の充実に取り組み、生徒の自己肯定感や自己有用感を向上させ、自殺の予防やいじめ、不登校の未然防止に繋げていきたい。

7 部活の在り方について

【回答】改善策Ⅲ(9)の内容を、職員会議や部顧問会議で説明し徹底させたい。シーズン中は生徒も部活に一生懸命となり、勉強が疎かになることがあるが、それ以外は切り替えをして勉強に一生懸命取り組む生徒が多い。

現在は、教員の日常業務の仕事量が多く、部活動の指導にでることができないことが課題となっている。

8. 生徒の健康管理について

【回答】部活動においては、部顧問が責任をもちて対応することを徹底させたい。事故があればマニュアルに従って対応し、保護者にも連絡することを徹底させたい。

9. 面談等で問題点を指摘しても対応してもらえない。

【回答】保護者面談や生徒面談で担任が把握した状況は、学年主任又は管理職に報告し、教員間で情報の共有化を図り対策を講じたい。(改善策Ⅱ 2 (8))

10. 書情相談窓口について

【回答】前年度PTA会費から指摘があったように、問題の根絶を目指し取り組みを推進していくが、完全になくなることは考えにくい。問題があることを前提にして、相談窓口を広く周知し、問題があれば、情報が集まりやすい体制をとりたい。管理職の点検も強化したい。改善策Ⅱの相談窓口を、生徒・保護者に、10月18日の講演会の時、周知させたい。

「本事案に関する学校・教育委員会の対応」の改善策について

1 事件後の対応について、本事案の対応が適切でなかった点

- ① 事件後、遺族に対する要望・意見の聴取や、その後の学校の対応方針等について説明が十分でなかったこと。
- ② 事件後、遺族の要望・意見に対する学校の理解が不十分であったことから、事件直後の聴き取り調査が限定的なものとなり、野球部1・2年生全員からの聴き取り調査の実施が遅れたこと。
- ③ 遺族に対する情報提供や説明が十分でなかったこと。

2 「本事案に関する学校・教育委員会の対応」の改善策

本事案の反省に基づき、児童生徒の自殺が起こった場合の対応について、改めて、次のように対応手順を定め、その内容について校長全員研修等を通じて、県立学校の校長を指導することで、迅速かつ確実な対応が行えるよう徹底を図る。

児童生徒の自殺が起きたときの対応手順

岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室

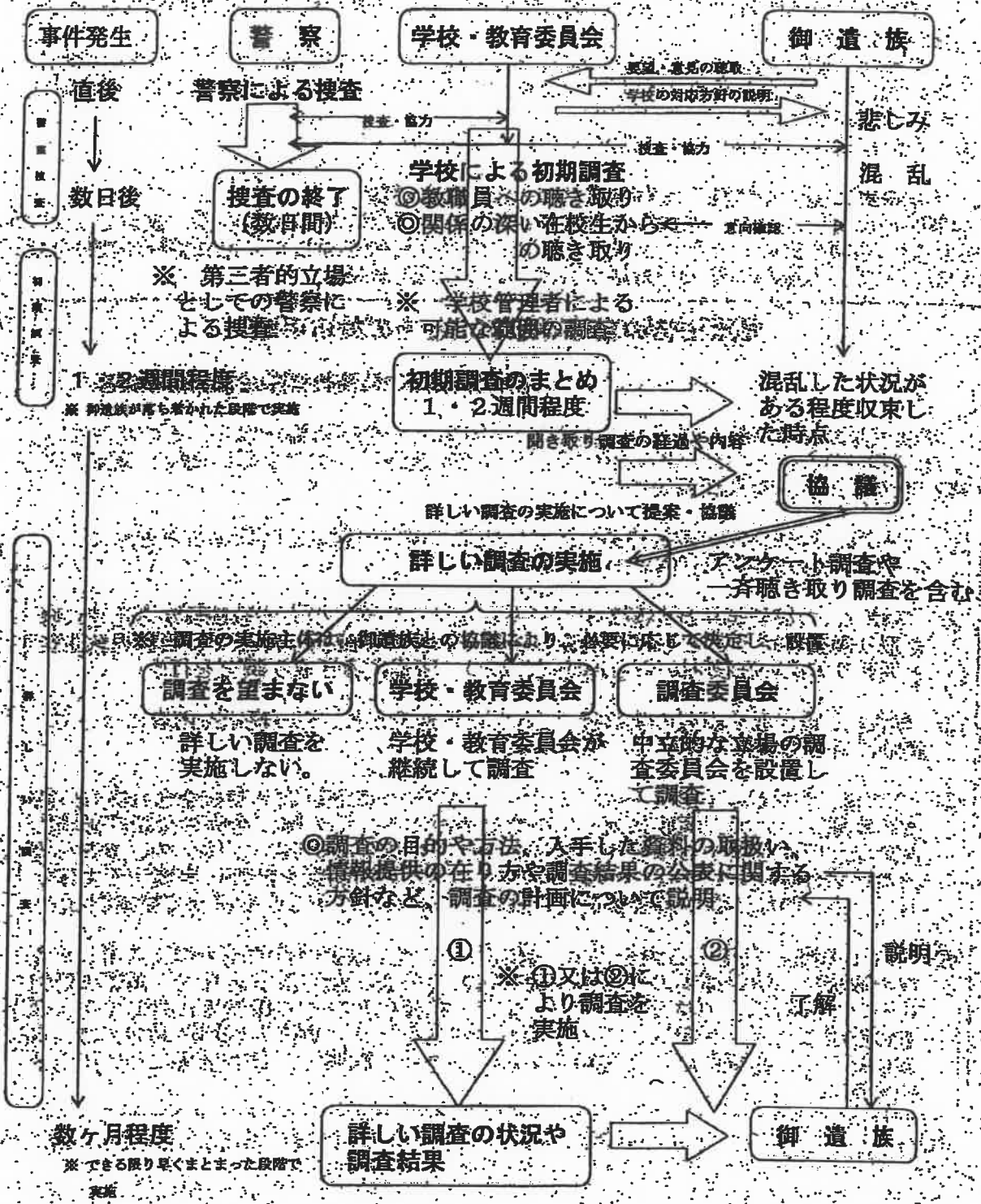
児童生徒の自殺が起きたとき、学校はまず警察と十分に連絡を取り、その状況に応じた対応を図るとともに、県教育委員会と緊密に連携し、次の手順に従い、遺族と連絡を取りながら、背景調査等を行う。

- ① 学校は、速やかに遺族と連絡を取り、遺族の要望・意見を聴取するとともに、その後の学校の対応方針等について説明する。
- ② 学校は、当該児童生徒が置かれていた状況について、全ての教職員から迅速に聴き取り調査を行うとともに、遺族の要望や心情等に配慮した上で、当該児童生徒と関わりが深い在校生からも迅速に、かつ、慎重に聴き取り調査を行う。
- ③ 学校は、聴き取り調査の実施後、できるだけ速やかに、その経過や内容について、遺族に対して情報を開示し、説明する。
- ④ その後、学校は、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施について、遺族に対して提案し協議する。その際、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等においては、必要に応じて、具体的に調査を計画・実施する主体として、中立的な立場の調査委員会を設置して調査を行うことも併せて協議する。
- ⑤ 詳しい調査を実施する場合には、遺族に対して、調査の目的や方法、入手した資料の取扱い、情報提供の在り方や調査結果の公表に関する方針など、調査の計画について説明し、了解を得て行う。また、在校生及びその保護者に対しても、調査の計画について説明し、その了解得て調査を行う。調査の過程においては、遺族に対して、必要に応じて随時その状況について説明し、調査結果についても説明する。

市町村立学校を所管する市町村教育委員会に対しては、県教育委員会が作成した対応手順について示し、同様な対応を取ることができるよう周知を図る。

市町村立学校の校長に対しては、校長全員研修等を通じて、県教育委員会の対応手順について説明を行い、児童生徒の自殺が起きた場合の迅速かつ確実な対応の必要性について指導し、内容を徹底を図る。

児童生徒の自殺が起きたときの対応手順



ご 通 知

平 成 2 9 年 5 月 3 1 日

〒 7 0 0 - 8 5 7 0

岡 山 市 北 区 内 山 下 2 丁 目 4 番 6 号

岡 山 県 庁

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太 殿



[Redacted text block]

[Redacted text block]

弁 護 士 [Redacted]

冠 省

当 職 は ， 平 成 2 4 年 7 月 2 5 日 に 自 死
し た 岡 山 県 立 操 山 高 等 学 校 の 生 徒 で あ っ
た [Redacted] (以 下 「 生 徒 」 と い い ま
す 。) の 両 親 で あ る [Redacted] 氏 及 び [Redacted]
[Redacted] 氏 (住 所 : 住 所 [Redacted]
[Redacted] 以 下 「 通 知 人 ら 」 と い
い ま す 。) の 代 理 人 と し て ， 御 連 絡 い た
し ま す 。

通 知 人 ら は ， 生 徒 が 亡 く な っ た 原 因 等

について、23文科初第329号児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）、26文科初第416号「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改定について（通知）に基づき、岡山県において、詳細調査をしていただくことを要望いたします。通知人らは、本件の原因、背景に何があったのか事実を明らかにし、もって再発防止のため出来る限りのことをしたいと考えております。それが若くして自らの命を絶った生徒へのせめてもの供養になると考えているからです。

貴県におかれましても、本件の重大性、遺族の心情を十分に理解の上、学校設置者として本要望に真摯にご対応頂きたいと存じます。下記に、通知人らがまとめた文章を引用します。

については、本要望に対する貴県の回答を書面にて平成29年7月25日までに当職まで返信していただけますようお願いいたします。また、本要望の実現に向けて協議等が必要な際には、適時、当職宛てにご連絡下さい。

記

中央
5.31
-12

- 1 私どもの息子（以下「生徒」といいます。）が自死した問題につき、私どもは、以下の「調査趣旨」および「第三者による調査組織の留意点」に基づき、岡山県により直接設置される「第三者による調査組織」（以下「調査組織」といいます。）を設けていただき、問題の調査を行っていただくことを要望します。
- 2 生徒について、これまで長時間にわたり学校及び県教育委員会との話し合い、そして意見交換をさせていただきましたが、「そっとしておいて欲しい」と遺族の心情を勝手に判断し不作為等の言い訳にしたり、「調査組織が調査しても因果関係は解明できないだろう」と話し合いの場で明言するなど、学校及び県教育委員会には、危機感を持って自発的に問題の真相を早期に究明しようとする姿勢はなく、私どもの要請にも限定的な対応をくり返し、その上、生徒の死に対する関係教師の責任を回避しようとする姿勢が明白に見受けられたため、やむを得ず平成25年8月、独立した第三者機関である岡山弁護士会（以下「弁護士会」といいます。）に人権救済を求めたところ、

中央
5.31
-12

1985
8

弁護士会は、平成27年12月、野球部監督であった[]氏の行き過ぎた叱責が人権侵害に当たると認定し、教員に対する適切な指導・監督等の措置を講じるよう学校及び県教育委員会へ要望しました。弁護士会の調査に対して、学校及び県教育委員会は、[]氏の叱責が人権侵害と認めるところは最後までありませんでした。私どもが、県教育委員会からご提案いただいた県教育委員会に設置される調査組織ではなく、岡山県により直接設置される調査組織を要望する理由は、そのような姿勢を続ける県教育委員会に設置される、ご提案の調査組織では、問題当事者である教育委員会が事務局を務めるため、調査の方向性や内容決定等に関与したかどうか、私たちに確認出来ない仕組みであり、その組織の理念であるはずの公平性が損なわれる可能性が大きいと考えたからです。また、調査対象に県教育委員会を含む必要があるため、調査組織の中立性を担保するものであります。

報道によると、平成23年6月に自殺した愛知県立刈谷工業高校2年の男子野球部員の調査について、県教育委員会か

1中央
5.31
12

3.05
28

ら独立した調査組織の設置を求める遺族と知事との面談後、愛知県は平成25年2月、学識経験者らで作る調査組織の設置を決定し、その調査組織は平成26年2月、野球部顧問が他の部員に対して行った体罰を見聞きしたことが影響して自殺につながったとする報告書をまとめています。他にも、県が調査組織を設置し、高校生の自殺問題を調査した先例が新潟県、福島県にもあります。それらは、児童生徒の自殺が起きた場合、遺族の要望を調査の中で十分に配慮していくとともに、調査の公平性・中立性を確保するよう求めた文部科学省の通知に沿ったものです。よって、私どもとしては、岡山県により直接設置される調査組織を希望するものです。

3 特に、生徒が亡くなった直前に参加していた操山高校野球部の練習で、練習の最後に当時の野球部監督である[]氏からホームベース上で叱責されている様子が、練習に参加していた他の部員により目撃されています。またその叱責された後に他の部員から声を掛けられた生徒は、「俺はもうマネージャーじゃない。存在するだけだ。」と言って、その場を

117
1:05

中央
31
2

立ち去っています。その直後に生徒は亡くなったのであり、当然 [] 氏からどのような言葉で叱責されたかが調査されるべきです。ところが、[] 氏は私たちと一緒に行方不明になった生徒を捜した際に「自分も女子マネージャーのようには言いませんから。」などと話しただけで、現在に至るまで具体的にどのような言葉を生徒に言ったのかを語ろうとしていません。私たちは、以下の「調査趣旨」および「第三者による調査組織の留意点」に基づいて、岡山県に調査組織を設置していただき、なぜ生徒が自ら命を絶たなければならなかったのかの原因等を調査していただくこと、さらにその際にはぜひ、生徒が亡くなった直前に、[] 氏が何を生徒に言ったのかについての、詳細な調査をしていただくことを要望いたします。

4 さらに、当時のクラス担任の [] 教諭の野球部員や高校からの入学者への蔑視発言についての情報があつたこと、平成24年度の高校生活に関するアンケートで生徒がいじめについてクラス副担任で野球部顧問の [] 教諭と面談した際に、同じ野球部の生徒からいじめられてい

中央
5.31
42

95
8

る、と話した情報があったこと、平成25年2月に操山高校で行われた臨時保護者説明会で生徒が脱水症状だった情報があったこと、平成25年8月に操山高校で行われた調査で、生徒が1学年先輩の野球部員に殴られていた情報があったことなど、生徒について明らかとなった情報については、これまでまだ詳しい調査が行われておりませんので、その調査も併せて行っていただくことを要望いたします。

5 私達が考える「調査趣旨」と「第三者による調査組織の留意点」は以下のとおりです。

「調査趣旨」

公正かつ独立した中立的な立場の有識者が、公平かつ透明性を確保し、生徒が自死に至るまでの事実調査及びその事実との因果関係、本事案に関する学校及び県教育委員会の対応について調査・検証するとともに、自死の再発防止策や学校・教育委員会の事後対応の在り方等に関する提言をするため調査を行う。

「第三者による調査組織の留意点」

中央
5.31
12

- ・ 調査組織は問題当事者（県教育委員会，学校，および遺族）と利害関係がなく，これまでに，教師の指導後生徒が自死した事案（指導死）等，同様の問題の調査組織への参画実績のあるメンバーで構成すること。
- ・ 調査組織のメンバーを公表すること。
- ・ 問題当事者へ調査組織のメンバーの選任・解任権限を与えること。
- ・ 調査組織と問題当事者が情報共有と情報提供できることを保証するとともに，すべての議事資料・進行状況（事務局が作成した資料等も含む。）を透明化し，学校及び県教育委員会と遺族間の公平性を確保すること。
- ・ 調査要綱及び調査組織の設置要綱等作成の際には遺族の意向を十分に確認し，反映すること。

6 最後に，私達は伊原木知事に，特別にお願いしたいことがあります。

本件について，伊原木知事はこれまで，問題当事者である県教育委員会からの説明だけを受けておられるため，偏った情報に基づく認識を持たれていると思っています。このため，これまでの経緯

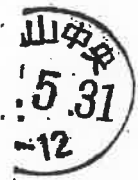
中野
31
12

ES
8

や問題点について，私ども遺族からの説明を知事に直接聞いていただくとともに，私たち遺族の要望をお伝えし，今後の調査について，公平で中立な立場から早急にご英断いただきたいと切に願っています。

敬具

この郵便物は平成29年5月31日第44793号書留内容
証明郵便物として差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社



平成 2 9 年 7 月 1 9 日

■
弁護士 ■ 様

御通知への回答の送付について

平成 2 9 年 5 月 3 1 日付けの御通知において要望のあったことについて、別紙のとおり回答いたします。

【連絡先】

岡山県教育庁教育政策課長 ■

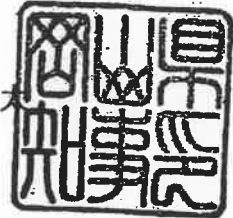
電話：0 8 6 - 2 2 6 - 7 5 6 8

回 答 書

平成 29 年 7 月 19 日

弁護士 [redacted] 様

岡山県知事 伊原木 隆



平成 29 年 5 月 31 日付けの御通知において要望のあった、岡山県立岡山操山高等学校の生徒が亡くなられた原因等に関する詳細調査の実施について、平成 29 年 6 月 28 日に御遺族から直接お話を聞きした内容も踏まえ、検討しました結果を、下記のとおり回答いたします。

記

1. 第三者による調査委員会の設置について詳細調査については、中立的な立場で行うことが必要であると考えており、学校、教育委員会等と利害関係のない第三者である専門家で構成する調査委員会（以下「委員会」という。）を新たに設置して、調査を実施いたします。

なお、生徒指導等、学校の教育活動は、学校の設置・管理を行う教育委員会の所管であり、本件調査においても、学校や教職員に関する調査をしっかりと行う必要があることから、委員会は岡山県教育委員会に設置し、中立性を確保しながら進めたいと思います。

委員会には、自殺に至る要因・背景や、学校や教育委員会の対応に関する調査及び検証、これらの結果に基づく再発防止に向けた提言を行っていただきたいと考へており、委員会の委員については、自殺予防教育やいじめ問題等に専門的な知見及び経験や、いじめ問題等に専門的な知見及び経験を有する学識経験者や、職能団体等からの推薦による弁護士、精神科医、臨床心理士等で構成することを基本に、御遺族の要望も伺いながら、中立性を確保するよう選定していくことが適当であると考えます。また、委員会の委員名については、公表すべきものと考えます。

なお、委員会の委員の解任権限の付与については、委員に最後まで責任をもつて調査いただくとともに、中立的な立場での積極的な議論を保障する観点から適当でないと考えます。

委員会の事務局については、これまで主



として本件の対応をしてまいりました県教育
庁義務教育課生徒指導推進室ではなく、
教育政策全般を所掌する県教育庁教育政策
課と、知事と教育委員会が十分な意思疎通
を図り、本県の教育の課題等を共有して、
教育行政の推進を図るため設置されている
総合教育会議の事務を所掌する県総合政策
局政策推進課が、共同で運営を行うことと
いたします。

事務局長には、文部科学省から県教育庁
に出向しております教育次長を、事務局次
長には、県総合政策局政策推進課長を充て
ることとし、事務局員には、県教育庁教育
政策課及び県総合政策局政策推進課に所属
する、教員としての経験を有しない一般行
政職員のみを充てることといたします。

2. 委員会による調査内容、方法及び公表等
について

設置する委員会には、自殺に至る要因・
背景や、学校や教育委員会の対応に関する
調査及び検証、これら結果に基づく再発
防止に向けた提言を行っていただきたいと
考えておりますが、調査の具体的な内容及
びその方法については、事務局が御遺族の
要望を伺い、委員会において決定すること

が適当と考えております。

また、委員会の議事に当たっては、委員の自由な発言を保障し、個人情報にも配慮する必要があることから、議事資料等を全て公表することは適当でないと考えますが、御遺族に調査の進行状況等を事務局から随時御説明するとともに、委員会の各会議終了後に委員長が報道機関等に対し概要説明を行うべきであると考えます。

なお、調査結果については、委員会が最終的な結論を取りまとめる段階で、調査協力者の人権等に配慮しつつ、調査報告書の形で公表すべきものと考えます。



岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会 委員名簿

1 委員(5名)

氏名	備考
曾我 智史	弁護士(兵庫県弁護士会所属)・社会福祉士
○竹内 俊子	広島修道大学名誉教授
◎新阜 真由美	弁護士(大阪弁護士会所属)
西山 久子	福岡教育大学教授・学校心理士・臨床心理士・公認心理師
水田 一郎	大阪大学キャンパスライフ健康支援センター教授 精神科医・臨床心理士・公認心理師

※ ◎は委員長、○は副委員長

2 調査員(5名)

氏名	備考
勝部 奈美	臨床心理士(広島県臨床心理士会)・公認心理師
門林 俊夫	弁護士(大阪弁護士会所属)
阪口 亮	弁護士(兵庫県弁護士会所属)
坂本 裕香	弁護士(兵庫県弁護士会所属)
樋口 隆弘	臨床心理士(大阪府臨床心理士会)・公認心理師